

札幌市福祉のまちづくり条例 施設整備ガイドブック



札幌市福祉のまちづくり条例 施設整備ガイドブック

目次

I 札幌市福祉のまちづくり条例のあらまし	1
1 概要	2
2 整備にあたっての配慮	4
3 基準となる幅や広さ等の基本的な考え方	10
4 建築物の利用実態による分類	15
5 特定適合施設表示板(シンボルマーク)	17
6 手続きの概要	18
7 札幌市福祉のまちづくり条例	21
<hr/>	
II 整備基準と解説	89
8 ガイドブックの見方	90
9 建築物	92
10 道路	157
11 公園	166
12 路外駐車場	173
<hr/>	
III 関連資料	175
13-1 バリアフリーチェックシステム	176
13-2 施設整備マニュアル改訂に係る検討体制	178
13-3 その他	181

I 札幌市福祉のまちづくり条例のあらまし

1 概要

(1)札幌市における福祉のまちづくりの沿革

札幌市では、昭和56年に「札幌市福祉の街づくり環境整備要綱」を制定し、市民が利用する施設の整備指針を示し、公共建築物の整備を進めてきました。さらに、市、事業者、市民が協力・連携して、本市独自の施設整備を進める必要性が高まり、平成10年に「札幌市福祉のまちづくり条例」を制定しました。この条例では、事業者等が市内で公共的な施設の新築・改築等を行う際には、「札幌市福祉のまちづくり条例施行規則」で定める構造、施設に関する基準を守らなければならないこととし、建築確認の申請等を行う際には、整備基準の適合について事前協議を行うことを義務付けています。

令和4年には、市民、企業、行政などの多様な主体が札幌市の目指すべきまちの姿とまちづくりの方向性を共有し、共に取り組んでいくために、次の新たな100年の礎となる今後10年のまちづくりの基本的な指針として、「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」を策定しました。この中で、まちづくりの重要概念として「ユニバーサル（共生）」が掲げられ、「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会」を実現するにあたっては、多様性と包摂性があり、格差なく均等に機会が得られる社会の実現を目指して、移動環境や建物等のバリアフリー化や心のバリアフリーなどを進め、日常生活を始めとして様々な場面における障壁（バリア）や困難を解消し、誰もが他者とつながり、交流できる環境を整えていくことが必要とされています。

(2)福祉のまちづくり条例の改正と施設整備マニュアルの改訂

条例制定後、少子・高齢化の一層の進行や障がいのある方や高齢の方の社会進出がさらに進み、新たに整備すべき項目も出てきました。また、施設利用者や事業者から、より利用実態に合った整備基準を求める声も多くありました。

さらに、国において、建築物や公共交通機関のバリアフリーに関する法律が制定・改正され、また北海道においても「北海道福祉のまちづくり条例」が制定されました。この中で新たな整備項目が追加されるなど、条例を取り巻く関係法令も変化しました。

これを受けて、本市では「福祉のまちづくり推進会議」において整備基準について検討を行い、①現在の整備基準の内容を利用実態に合ったものとする、②関係法令にはない本市独自の整備基準を含め、近年必要性が高まった整備基準を追加する、③関係法令が新たに取り入れた考え方を、本市の整備基準に採用することなどを目的として、平成17年12月に札幌市福祉のまちづくり条例を改正しました。

その後、令和2年に公布された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称「バリアフリー法」）改正施行令の考え方に即し500㎡未満の公共的施設におけるバリアフリー化を促進することなどを目的として、令和6年3月に札幌市福祉のまちづくり条例施行規則を改正しました。

また、条例の定める公共的施設の整備にあたっての考え方や手続きの概要を示し、整備項目ごとに整備基準をイラストを使って解説するとともに、整備基準を超えてさらに整備が望まれる事項についても掲載した「札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を平成18年に作成しましたが、発行から一定期間が経過する中、設計者等より、整備基準について、より分かりやすい解説を望む声が寄せられたほか、整備基準の数値のみでは表せない多様な利用者の特性やニーズに配慮した整備を進める必要があること、さらには、近年、需要が高まっている望ましい設備整備について、周知・啓発していく必要が生じたことから、令和6年6月に札幌市福祉のまちづくり条例施設整備ガイドブックを改訂しました。

(3)条例の概要

条例の基本理念

～ バリアフリー社会の実現 ～

障がい者や高齢者等が平等に社会に参加するうえでの、4つの障壁(バリア)の解消を目指します

交通機関、建築物等における
物理的な障壁の解消

点字や手話サービスの欠如等による
文化・情報面の障壁の解消

資格制限等による
制度的な障壁の解消

障がい者を庇護されるべき存在として
とらえる等の意識上の障壁の解消

第1章 総則

目的 全ての市民が安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、あらゆる社会活動に参加できる福祉のまちづくりを総合的に推進し、すべての人にやさしいまちにしていきます。

市民の責務

- ・福祉のまちづくりを理解し積極的に取り組んでください
- ・福祉のまちづくり施策に協力してください
- ・施設の利用を妨げる行為(歩道への駐輪など)をしないください

事業者の責務

- ・福祉のまちづくりを理解し積極的に取り組んでください
- ・福祉のまちづくり施策に協力してください
- ・公共的施設を障がい者、高齢者等が利用しやすいよう整備してください

協力・連携

市の責務

- ・福祉のまちづくりに関する総合的施策を策定し実施します
- ・事業者・市民の活動を尊重し支援します
- ・市の施設を障がい者、高齢者等が利用しやすいよう整備をすすめます

第2章 基本的施策

福祉のまちづくりの推進のために取り組んでいきます

- 指針の策定
- 情報の提供・教育の充実等
- 防災上の配慮
- 雪対策上の配慮
- 調査研究
- 財政上の措置
- 表彰
- 推進モデル事業

第3章 公共的施設等の整備

第1節 公共的施設の整備

- 公共的施設:多数の人が利用する施設(P15・16参照)
この条例に基づく設備が必要です
- 整備基準の遵守:障がい者、高齢者等が利用しやすいための基準(P92～参照)
公共的施設は基準を遵守して整備してください
- 事前協議:公共的施設の新設等には、事前協議が必要です(P18参照)

第2節 公共的車両等、住宅及び住環境の整備

公共的車両、住宅及び住環境についても整備に努めてください

第4章 福祉のまちづくり推進会議

市、事業者、市民が連携して、共に福祉のまちづくりに取り組むための組織

2 整備にあたっての配慮

(1) すべて人に使いやすい建築物を目指した考え方

- ・建築物の設計では、可能な限りあらゆる人々の利用を想定しておくことが望まれます。
- ・すべての人に使いやすい建築物とは、地域で生活し、あるいは地域を移動するすべての人が利用しやすいことを目標として整備された建築物のことです。
- ・その範囲は、公共施設、民間施設を問わず、また、働く場であるか、遊ぶ場であるか、学ぶ場であるかを問わず、地域に存在する大半の建築物で、すべての人に使いやすい建築物を目指す必要があります。
- ・建築物の整備において、すべての人の公平な利用に供することは容易なことではないですが、設計者・施設管理者・行政・利用者等、様々な人々が、それぞれの立場で協力し合い、高齢者、障がい者等の円滑な利用に配慮した物理的環境の整備を図ることが求められます。
- ・設計者や施設管理者は、ハード面やソフト面で必要とされる標準的な整備等を実際の設計でどのように企画・計画し、具現化していくかを示す適切な設計情報等を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めた「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和3年3月国土交通省」を参考にしながらも、画一的に適用するのではなく、想定される利用者の特性や施設用途、あるいは立地環境等を十分に考慮して整備方法を工夫し、建築物の計画・設計を行うことが求められます。

<利用者の特性に対応する建築的対応の考え方>

※「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和3年3月国土交通省」の2-3より抜粋

対象者	建築的対応の考え方
① 高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・加齢による移動の困難、視認性の低下、認知症の発症に伴う記憶障がい、見当識障がい、理解・判断力の低下等による転倒等の事故を未然に防ぎ、安全性確保(適度な照明、手すり、滑りにくい床材)への配慮が求められる ・機器類の操作性の確保が求められる
肢体不自由者 (車椅子使用者、杖使用者、上下肢障がい者等)	<ul style="list-style-type: none"> ・高低差がバリアとなるため、上下移動に対する配慮や、高低差・段の解消が求められる ・スイッチ・ボタン類、機器類の設置位置、操作性の確保等への配慮が求められる ・上肢障がい者に対しては、設備や器具等の操作の容易性確保への配慮が求められる
② 身体障がい者	
視覚障がい者 (全盲、弱視)	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚情報を聴覚等の情報として伝達することが求められる ・建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさ、建物の用途や運営方法に応じた建築的対応、ガイドヘルプ・人的対応等のソフト面での対応が求められる ・視覚障害者誘導用ブロック等や音声誘導装置の適切な配置など、安全性や適切な誘導、注意喚起への配慮が求められる ・視覚障害者誘導用ブロック等の敷設方法、スイッチ・ボタン類等の位置、配置・形状の統一、標準化が求められる
聴覚障がい者 (ろう者、難聴者)	<ul style="list-style-type: none"> ・音情報を視覚情報として伝達することが求められる ・建物の用途や運営方法に応じた建築的対応と、手話・文字情報、人的対応等のソフト面での対応が求められる ・ヒアリングループの設置が求められる
内部障がい者 (腎臓、心臓、呼吸器障がい、人工肛門・人工膀胱保有者等)	<ul style="list-style-type: none"> ・腎臓、心臓、呼吸器障がいの内部障がい者は、階段の昇降等が困難であるため、特に長い移動、上下移動に対する配慮が求められる ・人工肛門・人工膀胱保有者(オストメイト)に対しては、特に便所設備での配慮が求められる

対象者	建築的対応の考え方
③知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさの確保等、建築物の用途や運営方法に応じた建築的対応と、人的対応等のソフト面での対応が求められる ・案内表示には、図記号（ピクトグラム）やひらがなの併記が求められる
④精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさの確保等、建築物の用途や運営方法に応じた建築的対応が求められるほか、人的対応等のソフト面での対応が求められる場合もある ・投薬や療養によって疲れやすい場合もあるため、休憩できる場（部屋やスペース）が必要となる
⑤発達障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさの確保等、建築物の用途や運営方法に応じた建築的対応と、人的対応等のソフト面での対応が求められる ・言葉による認知が難しいこともあるため、案内表示には、図記号（ピクトグラム）の併記が求められる ・音や光に敏感な障がいでもあるため、外部から音や光を遮り、一人で静かに過ごせる場（カームダウン・クールダウン室）が必要となる ・便所では、保護者等の異性同伴への配慮・工夫が求められる場合もある
⑥児童、乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・成人と体格が異なることから、安全性の確保が重要となる。また低い目線位置からの視認性、操作性の確保への配慮が求められる ・乳幼児は保護者同伴の場合が大半であるため、建築的な対応では乳幼児連れ利用者（保護者）への対応が求められる 特に便所等では、乳幼児連れ利用者の性別によらない配慮が求められる（例：乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台を男女両方の便所または男女共用の便所に設置する） ・ベビーカー利用に対する配慮が求められる
⑦妊婦	<ul style="list-style-type: none"> ・階段の昇降等が困難であるため、特に長い移動、上下移動への配慮が求められる ・足元が見えないこと、しゃがむ動作や前かがみの姿勢をとることが難しいこと等への配慮が求められる ・休憩できる場、ベンチが必要となる
⑧外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達上の配慮が求められる ・特に建築物の用途、運営方法に応じたソフト面での対応が求められる ・案内表示には、図記号（ピクトグラム）や多言語の併記が求められる
⑨上記以外の市民	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の寸法には個性があり、また誰にも、けがや病気等によって一時的な障がいが生じる可能性がある ・誰にでも使いやすい建築物とするためには、様々な人体特性に留意し、適切な環境整備を行うことが求められる

(2)ユニバーサルデザインの基本的な考え方

バリアフリーが障がいによりもたらされる障壁(バリア)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

国土交通省では平成17年7月に「ユニバーサルデザイン政策大綱」を策定し、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限りすべての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき政策を推進しています。

また、令和2年(2020年)パラリンピック東京大会を契機として、全国にユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーを推進していくため、平成29年(2017年)2月に「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を策定しました。

本市においても、誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、障がい者や高齢者も乗り降りしやすく、大きな荷物の積み下ろしも容易なユニバーサルデザインタクシーの普及促進や、年齢、国籍、身体的な状況などを問わず、誰にでもわかりやすい情報提供を行うため、色覚の多様性に対応し、情報を正しく伝えるための指針として「広報に関する色のガイドライン」の作成・普及に取り組んでいます。

(3)カラーユニバーサルデザイン(CUD)

札幌市では平成28年2月、人によって色の感じ方が異なることに配慮し、情報を正しく伝えるための指針として「広報に関する色のガイドライン」を作成し、カラーユニバーサルデザインへの配慮に努めてきたところです。

令和4年4月、広報に活用するツールも印刷物のみならずWEBメディア等にも広がりを見せるなどの時代の変化に合わせ、内容を見直した「広報に関する色のガイドライン改訂版」を発行しました。

広報物などを作成する際に、できるだけ多くの人に見やすく分かりやすい情報を提供するためには、使用する色についてどのようなことに気をつけたらよいのかなど、「カラーユニバーサルデザイン」についてまとめています。



広報に関する色の
ガイドライン改訂版

詳細は、下記URL又はQRコードからホームページをご覧ください。

<https://www.city.sapporo.jp/koho/color/>



(4)心のバリアフリー

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを意味し、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に位置づけられています。

「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」では、以下の3点とされています。

- ① 障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」を理解すること。
- ② 障がいのある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。
- ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

本市においても、市民が心のバリアフリーに関心を抱き、より身近なこととして感じられるように、啓発のためのシンボルマーク「心のバリアフリー推進マーク」を決定しました。

また、心のバリアフリーを推進していくため、「心のバリアフリーガイド」を作成し、普及啓発に努めています。



心のバリアフリー推進マーク



心のバリアフリーガイド

(5)「身体障害者補助犬法」の配慮

身体障害者補助犬は、目や耳、手足に障がいのある人をサポートする「盲導犬」、「介助犬」、「聴導犬」のことです。障がいのある人の自立と社会参加をするための大切なパートナーで、「身体障害者補助犬法」に基づき訓練・認定されています。

盲導犬	見えない、見えにくい方が安全に歩けるようにサポートします。 障がい物を避けたり、立ち止まって曲がり角や段差を教えたりします。ハーネス(胴輪)をつけていて、「盲導犬」と表示しています。
介助犬	手や足に障がいのある人の日常生活動作をサポートします。 物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、脱衣の介助などを行います。「介助犬」と表示しています。
聴導犬	聞こえない、聞こえにくい人に必要な生活音を知らせます。 玄関チャイム音、メールやFAX等着信音、赤ちゃんの泣き声、車クラクション等を聞き分け教えます。「聴導犬」と表示しています。

身体障害者補助犬法では、店舗や施設など不特定多数の人が利用する施設において、障がいのある人のパートナーである補助犬の同伴受け入れを義務づけています。

補助犬の同伴を拒否することは、障がいのある人に対する差別行為に当たります。

(6)障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

障害者差別解消法では、障がいのある人に「合理的配慮」を行うこと、不当な差別的取扱いの禁止を通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

合理的配慮は、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障がいのある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

合理的配慮の提供については、これまで、行政機関等は法的義務、事業者は努力義務となっていました。令和3年5月の法改正により、民間事業者においても合理的配慮の提供が法的義務となりました。改正法は、令和6年4月1日から施行されています。

障害者差別解消法の法的拘束力

	障がいを理由とする差別	合理的配慮の提供
行政機関等 民間事業者	禁止	法的義務

《障がいを理由とする差別の例》

- ・障がいがあることを理由に、施設の利用や習い事の入会などを断ること。
- ・障がいがあることを理由に、アパートの契約を断ること。
- ・障がいがあることを理由に、説明会やシンポジウム等への出席を拒むこと。

※これらの例は、正当な理由がないことを前提とする。

なお、札幌市では、障害者差別解消法の周知のため、パンフレットとポスターを作成し、市内企業にも掲示・配布に御協力いただいております。

詳細は、下記URL又はQRコードからホームページをご覧ください。

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/sabetukaishou/sabetukaishou.html>



3

基準となる幅や広さ等の基本的な考え方

施設整備にあたり、整備基準と望ましい整備基準は、主に車椅子使用者や杖使用者等の動作寸法に基づいて設定しています。それらの具体的な根拠と寸法は以下のようになっています。

(1) 車椅子の基本寸法

● 手動車椅子の寸法 JIS T 9201(車椅子)

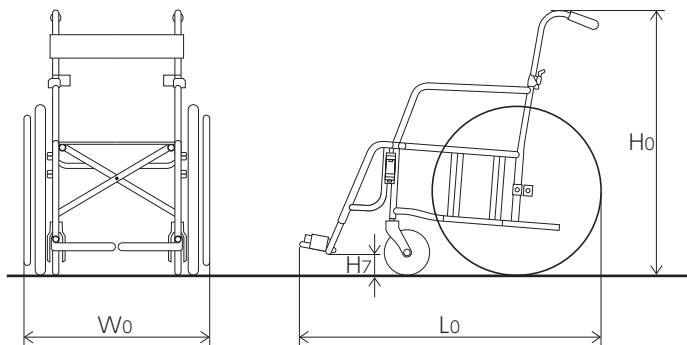
JIS規格(日本産業規格)では手動車椅子の種類、性能、構造、寸法形状、外観、試験方法等が標準化されている。

手動車椅子は、主としてその外観及び用途によって、自走用と介助用に分類されている。自走用には、標準形、室内形、座位変換形、スポーツ形、パワーアシスト形、特殊形があり、介助用には標準形、室内形、座位変換形、浴用形、パワーアシスト形、特殊形がある。

JIS規格では、座面高さの規定がないが、介助用車椅子では、自力移動を助けるために座面高さが低くなっているものがあるため、設計の際には配慮を要する。

自走用標準型車椅子の例

(JIS T 9201の車椅子寸法図をもとに作成)



■ JIS T 9201(手動車椅子)における手動車椅子の寸法(単位:mm)

部位	寸法値 ^{b)}
全長(L0)	1200以下
全幅(W0)	700以下
フットサポート高(H7)	50以上
全高(H0) ^{a)}	1200以下

- a) ヘッドサポートを外した時
- b) リクライニング機構及び／又はティルト機構を装備する車椅子は、標準状態の寸法とする。

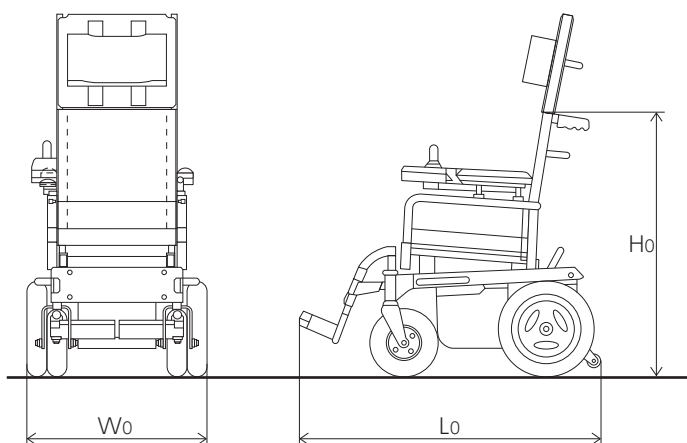
● 電動車椅子の寸法 JIS T 9203(車椅子)

JIS規格では電動車椅子の種類、構造、寸法及び角度、外観、試験方法等が標準化されている。

電動車椅子は、主としてその外観及び用途によって、自操用と介助用に分類されている。

■ 電動車椅子(自操用標準型)の例

(JIS T 9203の自操用標準型車椅子の図をもとに作成)



■ JIS T 9203(電動車椅子)における電動車椅子の最大寸法(単位:mm)

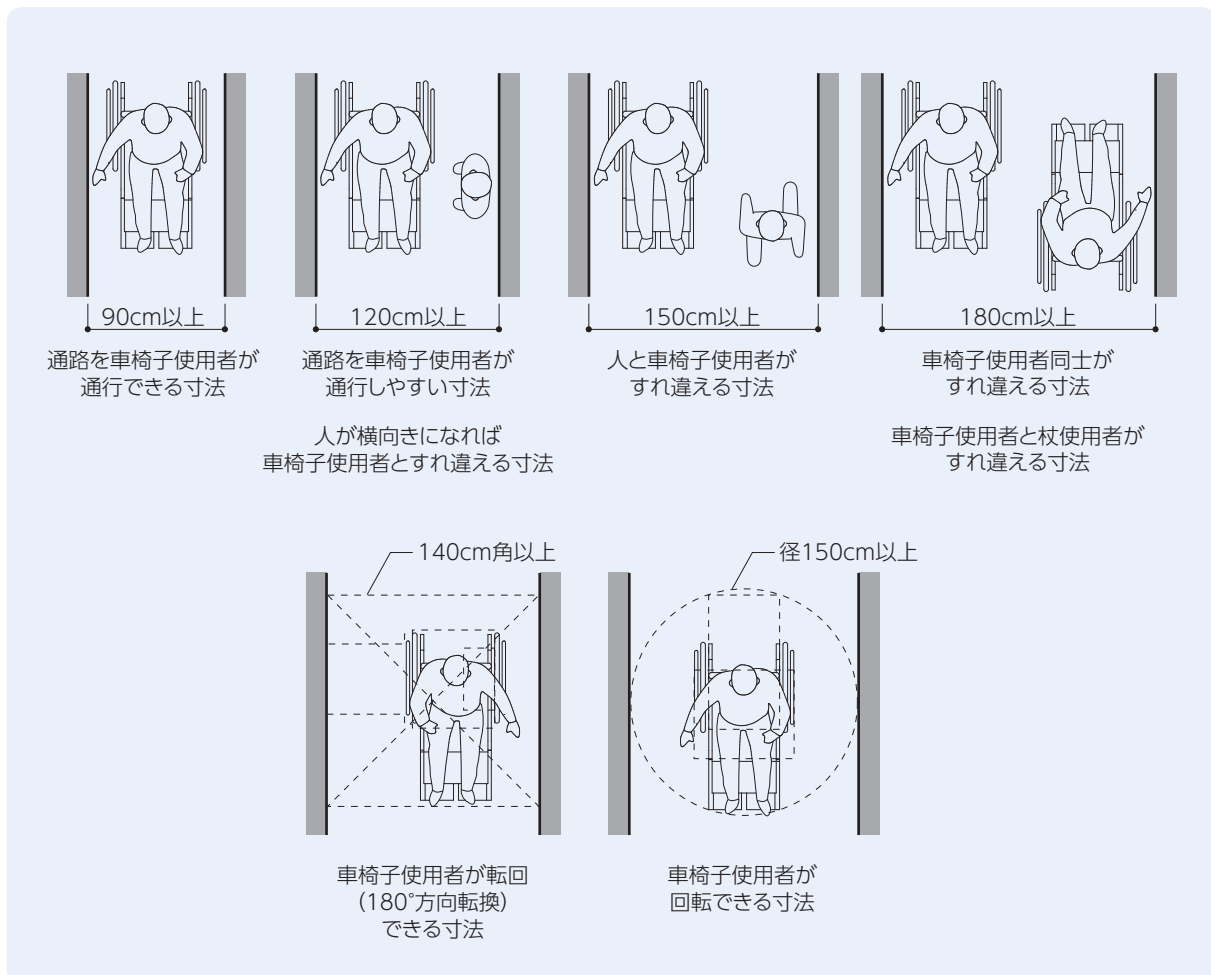
部位	寸法値 ^{b)}
全長(L0)	1200
全幅(W0)	700
全高(H0) ^{b)}	1200

- a) リクライニング機構、リフト機構及びティルト機構を装備する電動車椅子は、標準状態の寸法とする。
- b) ヘッドサポート取外し時。ただし、バックミラーを持つ場合、その高さは1090mmとする。

(2)車椅子使用者の動作方法(最小限必要な動作空間の寸法)

●通過寸法

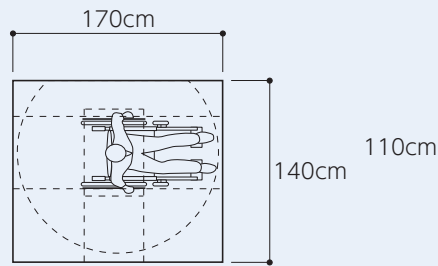
寸法	意味
80cm	車椅子で通過できる寸法
90cm	車椅子で通過しやすい寸法 通路を車椅子で通行できる寸法
120cm	通路を車椅子で通行しやすい寸法 人が横向きになれば車椅子使用者とすれ違える寸法 杖使用者が円滑に通過できる寸法
140cm	車椅子使用者が転回(180度方向転換)できる寸法 杖使用者が円滑に上下できる階段幅の寸法
150cm	車椅子使用者が回転できる寸法 人と車椅子使用者がすれ違える寸法
180cm	車椅子使用者が回転しやすい寸法 車椅子使用者同士がすれ違える寸法



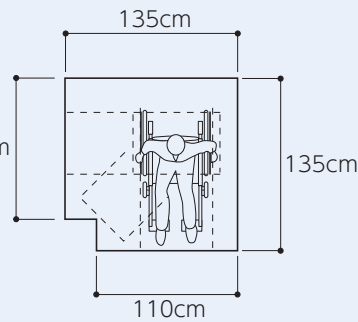
●回転寸法

手動車椅子

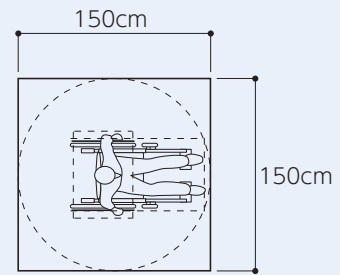
180°転回(車軸中央を中心)



90°転回(車軸中央を中心)

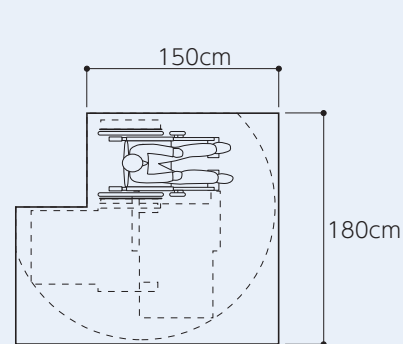


最小の回転円

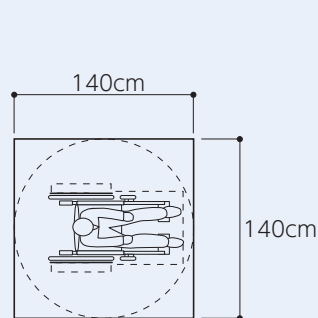


電動車椅子

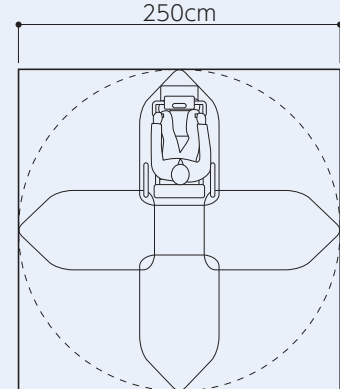
180°転回(片方の車軸中央を中心)



最小の回転円

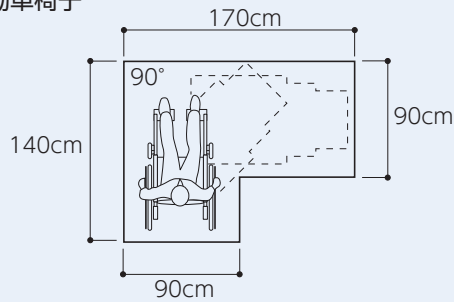


自操ハンドル型の最小の回転円

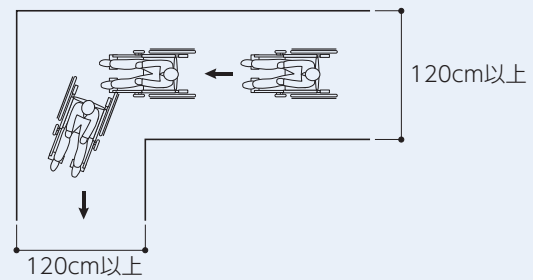


●直角路の通過

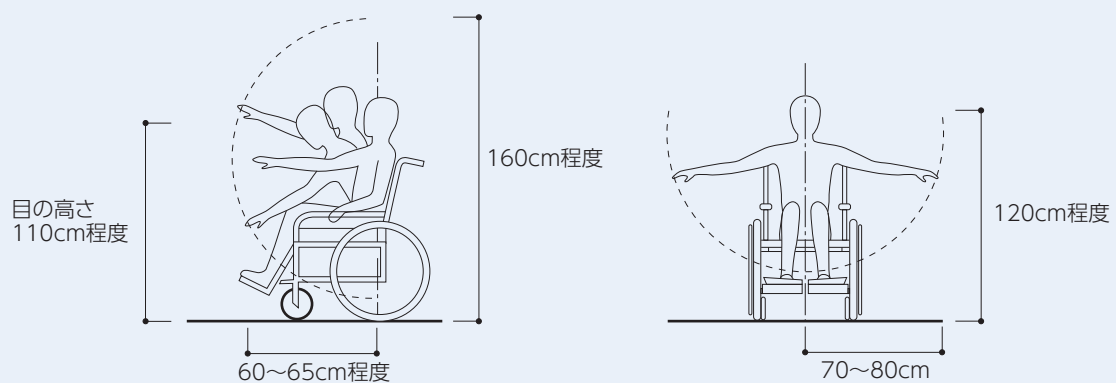
手動車椅子



電動車椅子



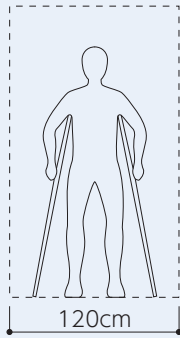
●手の届く範囲と目線の高さ



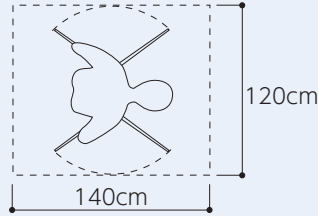
(注) ものを掴む動作では到達範囲がさらに短くなる

(3)杖使用者の動作寸法

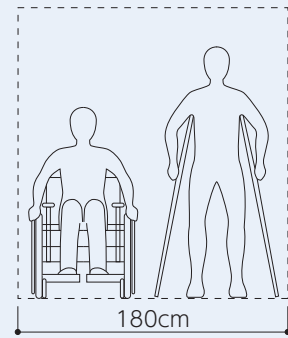
●通過寸法



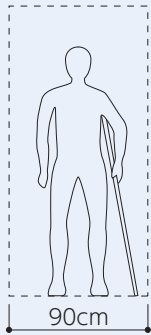
松葉杖使用者が通過しやすい寸法



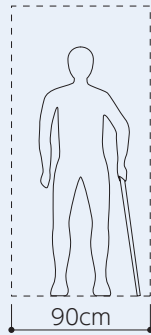
松葉杖使用者の動作寸法



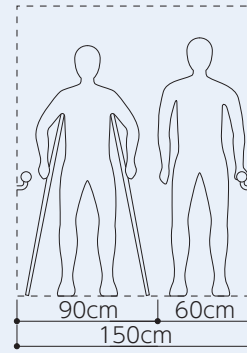
車椅子使用者と松葉杖使用者のすれ違い寸法



片松葉杖使用者の動作寸法



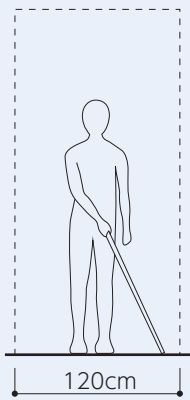
杖使用者(ステッキ)の動作寸法



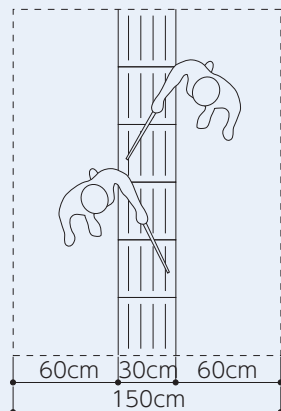
松葉杖使用者と歩行者のすれ違い

(4)視覚障がい者の動作寸法

●白杖使用者

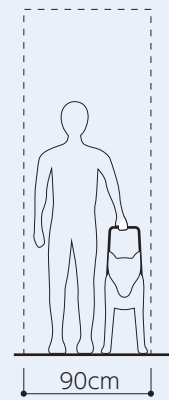
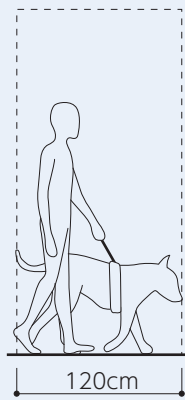


白杖使用者の動作寸法



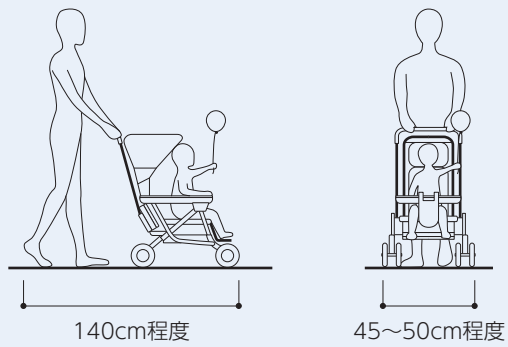
視覚障害者誘導用ブロック等を使用する白杖使用者が通過できる寸法

●盲導犬同伴者



(5)ベビーカーの動作寸法

●通過寸法



4 建築物の利用実態による分類

札幌市福祉のまちづくり条例施行規則に定める建築物の整備基準(令和6年3月改正)では「多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する」部分(廊下、階段、傾斜路等)に対し、段差の解消、手すりの設置、通行しやすい幅の確保など、車椅子利用者や高齢者等が利用しやすいものとするよう整備することとしています。

これらの部分のうち特に「不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する」ものについては、視覚障害者誘導用ブロックの敷設や手すりの点字表示など、視覚障がい者が利用しやすいものとするよう整備を求めています。

整備対象建築物のうち「不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する」部分を有するものを、下表のとおりに分類しました。

整備対象建築物 (多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する施設の例)	不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する部分を有する施設
(1)学校	特別支援学校
(2)病院又は診療所	すべての施設
(3)劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設	すべての施設
(4)集会場、公会堂その他これらに類する施設	すべての施設
(5)展示場その他これらに類する施設	すべての施設
(6)百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	すべての施設
(7)ホテル、旅館その他これに類する施設	すべての施設
(8)事務所(官公署を含む)	保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署
(9)共同住宅、寄宿舎、下宿その他これらに類する施設	
(10)老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類する施設	老人ホーム、保育所、福祉ホーム、救護施設又は更生施設など

整備対象建築物 (多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する施設の例)	不特定多数の者が 利用し、又は主として 視覚障がい者が利用 する部分を有する施設	
(11) 老人福祉センター、 児童厚生施設、身体障害者 福祉センターその他これら に類する施設	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉セ	すべての施設
(12) 体育館、水泳場、 ボーリング場その他これら に類する運動施設	体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなど	すべての施設
(13) 遊技場		すべての施設
(14) 博物館、美術館、 図書館その他これらに 類する施設		すべての施設
(15) 公衆浴場		すべての施設
(16) 飲食店又は キャバレー、料理店、 ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類する施設	飲食店(喫茶店、食堂、レストランなど)、キャバレー、料 理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど	すべての施設
(17) 郵便局又は理髪店、 クリーニング取次店、質屋、 貸衣装屋、動物病院、銀行 その他これらに類する サービス業を営む店舗	郵便局、理髪店、美容室、クリーニング取次店、質屋、 貸衣装屋、動物病院、銀行、宅地建物取引業を営む店舗 など 一般ガス事業者・一般電気事業、電気通信事業の用に 供する営業所	すべての施設
(18) 自動車教習所又は 学習塾、華道教室、囲碁教室 その他これらに類する施設	自動車教習所、学習塾、華道教室、囲碁教室など	
(19) 工場	工場(清掃工場、発電所、下水処理場など) ※専ら従業員が使用するものは除く	左記のうち、見学施設等を設 けたすべての施設
(20) 車両の停車場又は 航空機の発着場を構成 する建築物で旅客の乗降 又は待合いの用に 供するもの		すべての施設
(21) 自動車停留又は駐車 のための施設	立体駐車場など(一般公共の用に供されるものに限 る。)	すべての施設
(22) 公衆便所		すべての施設
(23) 火葬場		すべての施設
(24) 神社、寺院、教会その 他これらに類する施設		すべての施設
(25) 地下街		すべての施設

5

特定適合施設表示板(シンボルマーク)

(1)特定適合施設表示板の意義

この表示板は、掲示された建築物が障がい者・高齢者等に利用しやすく整備されていることを、利用する人に広く知らせるために定められました。

交付された場合は、利用しやすい建築物であることが建物外部からわかるように、出入口横などの見やすい場所に掲示してください。《条例第24条》

(2)交付基準《規則別表4》

整備基準に適合したうえ、次の事項についても整備された建築物に交付します。

1) 駐車場

どんな建築物であっても、整備基準に定める車椅子利用者用駐車施設等を設置すること。

(整備基準では、一般駐車場がない建築物は適用が除外されている。)

2) 利用円滑化経路

ア どんな建築物であっても、利用居室や住戸があるすべての階まで、1以上の経路を利用円滑化経路としなければならない。

(整備基準では、利用居室や住戸が地上階又はその直上階若しくは直下階にのみあり、その利用居室や住戸が不特定多数の人が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものでない場合は、地上階にある利用居室や住戸までの経路のみを利用円滑化経路とすることとしている。)

イ どんな建築物であっても、床面積2,000㎡以上の場合に設置するエレベーターのかごは「床面積1.83㎡以上、車椅子の転回に支障がない構造」とすること。

(整備基準では、2,000㎡以上の共同住宅や教育施設に設置するエレベーターには上記要件はない。)



この表示板のマークは、公募作品のなかから選ばれました。作者の言葉「バリアフリー(Barrier Free)の『B』をモチーフにデザインしました。ハートをつつみこんだ『B』のフォルムをやわらかな形にすることで、人に対するやさしさを表現し、誰にでもわかりやすく好まれるマークを目指しました。」

6 手続きの概要

(1)事前協議《条例第17条》

公共施設の新設(新築、用途変更)や増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え(以下「新設等」という。)を行う場合は、市との事前協議が必要となります。

1)期限《規則第5条》

- ①建築物の場合 確認申請の14日前まで
- ②建築物以外 工事着手の30日前まで

2)提出書類等《規則第5条》

「公共的施設新設等事前協議書」(様式1の1、1の2)、「整備基準チェックリスト」(様式2の1、2の2)、
図面(P46の別表3参照)等

3)事前協議を必要としない場合

次の場合は事前協議は必要ありません。ただし、整備基準は遵守してください。

①次の公共的施設の新設等を行う場合《規則第4条》

- i 事務所、共同住宅・寄宿舍、工場で、床面積が2,000㎡未満のもの。
(増築等の場合は、増築部分の床面積が2,000㎡未満のもの)

ii 路外駐車場で

- 駐車面積が1,000㎡未満のもの
(増築等の場合は、増築後の駐車面積が1,000㎡未満のもの)
- 駐車場法第12条の規定による設置又は変更の届出を要しないもの

- iii 建築物で、建築基準法第6条第1項の規定による確認申請(同法第6条の2第1項で第6条第1項の確認とみなされる申請を含む)を要しないもの

②国、地方公共団体等が新設等を行う場合《条例第26条第1項》

4)変更協議

事前協議後に、協議した内容を変更する場合にも、市との事前協議が必要となります。

(「公共的施設新設等(変更)事前協議書」(様式1の1、1の2)、「整備基準チェックリスト」(様式2の1、2の2)、変更に係る図面等を提出)

ただし、次の場合には変更協議は必要ありません。《規則第6条》

- ①工事の内容の変更で、整備基準の適用の変更を伴わない場合
- ②工事の着手予定日又は完了予定日の変更で、変更する期間が3ヵ月以内の場合

(2)工事完了届《条例第18条、規則第7条》

整備に係る工事の完了後速やかに、「工事完了届出書」(様式3)に写真等を添付して、届出をしてください。基準の適合状況等に関して完了検査を行います。

※外構など整備基準に関わる工事が全て完了してから届出をしてください。

(3)指導・助言、勧告等

1)指導・助言

次の場合には、指導・助言を行います。

- ①事前協議で、工事内容が整備基準に適合しない場合《条例第17条第2項》
- ②工事完了届で、工事内容が整備基準に適合しない場合《条例第18条第3項》
- ③工事完了届を行わない場合(指導)《条例第18条第2項》

2)勧告《条例第19条》

次の場合には、必要な勧告を行います。

- ①工事内容が整備基準に著しく適合しない場合
- ②事前協議内容と異なる工事を行った場合
- ③事前協議をせずに工事に着手した場合

3)公表《条例第20条》

正当な理由なく勧告に従わない場合、その旨を公表することがあります。

4)報告・立入調査《条例第25条》

事前協議、工事完了届、指導・助言、勧告、公表等を行うのに必要な限度で報告を求め、又は立入調査を行います。(立入調査には身分証明書(様式8)を携帯)

(4)適合証の交付《条例第23条、規則第8条》

整備基準に適合する場合、工事完了届後、適合証(様式4)を交付します。既存施設等で、事前協議等の手続きを経ずに適合証を請求する場合は、「適合証交付請求書」(様式5の1、5の2)、「整備基準チェックリスト」(様式2の1、2の2)、図面、写真等を提出してください。

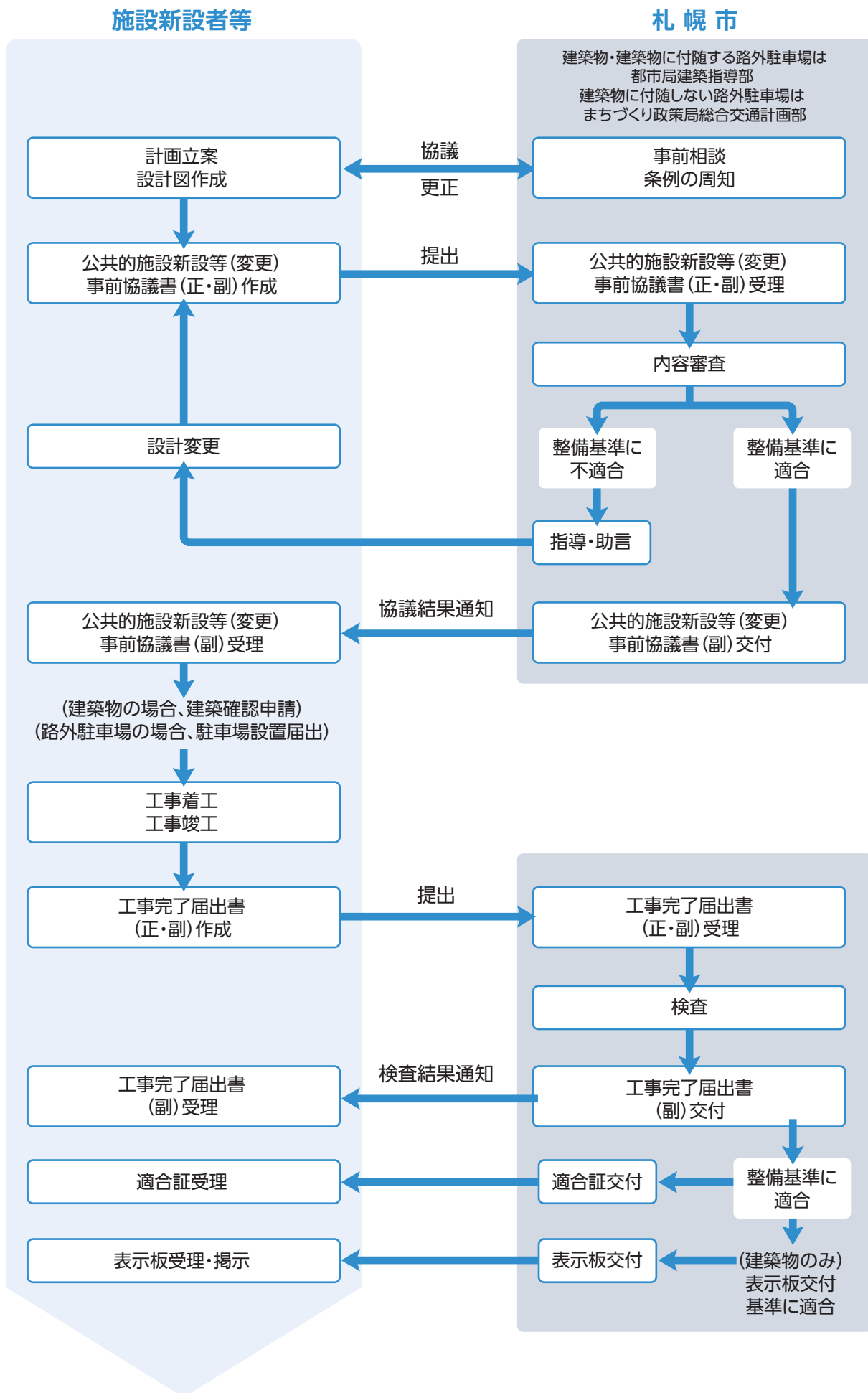
(5)特定適合施設表示板の交付《条例第24条、規則第9条》

整備基準に適合したうえ、さらに、エレベーターや車椅子利用者用駐車施設の設置などについての基準に適合した建築物に、工事完了届後、特定適合施設表示板(様式6)を交付します。(17ページ参照)

既存施設等で、事前協議等の手続きを経ずに特定適合施設表示板を請求する場合は、「特定適合施設表示板請求書」(様式7)、「整備基準チェックリスト」(様式2の1、2の2)、図面、写真等を提出してください。

※各様式については、P48「札幌市福祉のまちづくり条例施行規則に規定する様式を定める要綱」を参照

【手続きフロー図】



7 札幌市福祉のまちづくり条例

●札幌市福祉のまちづくり条例

平成10年12月15日

条例第47号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 基本的施策(第7条—第14条)

第3章 公共的施設、公共的車両等、住宅及び住居の環境の整備

第1節 公共的施設の整備(第15条—第26条)

第2節 公共的車両等、住宅及び住居の環境の整備(第27条・第28条)

第4章 札幌市福祉のまちづくり推進会議(第29条)

第5章 雑則(第30条)

附則

すべての市民が様々な分野における社会活動に参加し、その役割を果たし、心豊かに、安全かつ快適に、そして安心して生活することができる福祉社会を創造することは、私たち札幌市民の共通の願いであり、また責務でもある。

北国札幌の先人は、積雪・寒冷などの厳しい自然に立ち向かい、潤いのある文化を創造し、生活する上での機能豊かな都市を築いてきた。しかし、障害や高齢あるいは疾病、妊娠などの条件にある者の視点に立ったとき、積雪・寒冷などの厳しい自然や、建物などの構造による物理的障壁、偏見などの意識上の障壁その他の日常生活又は社会生活における障壁の存在のために、必ずしも社会活動への参加が容易な状況にあるとは言い難い。

真の福祉社会を創造するためには、自主、自立の意識をもった個々人の支えあいが必要であり、幼少時からの不断の教育によって培われる市民の強い連帯の絆を力として、このような障壁を取り除き、誰もが等しく様々な分野における社会活動に参加することができる福祉のまちづくりを積極的に推し進めなければならない。私たち札幌市民は、このような認識の下、新しい時代に向けて積極的にその役割を果たし、一体となってすべての人にやさしい福祉都市を実現することを決意し、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、すべての市民が、安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、あらゆる社会活動に参加できる福祉のまちづくりについて、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もってすべての人にやさしい福祉都市の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者、高齢者等 障害者、高齢者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けるものをいう。
- (2) 福祉のまちづくり 障害者、高齢者等が安全かつ円滑に施設を利用することを可能とすることにより広く社会活動に参加することを促進するとともに、すべての人が社会連帯の理念に基づき相互に交流し、支え合う福祉都市の実現のためのあらゆる環境の整備をいう。

- (3) 公共的施設 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム、道路、公園その他の多数の者の利用する施設として規則で定めるものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、福祉のまちづくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、事業者及び市民の福祉のまちづくりに関する活動に対し、その自発性を尊重しつつ、必要に応じて支援する措置を講ずるものとする。

3 市は、自ら設置し、又は管理する公共的施設を障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら、又は他の事業者と協力して、積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

3 事業者は、自ら所有し、又は管理する公共的施設を障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら、又は相互に協力して、積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

3 市民は、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備された公共的施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(市、事業者及び市民の協力及び連携)

第6条 市、事業者及び市民は、相互に協力し、及び連携して、一体となって福祉のまちづくりを推進しなければならない。この場合において、市、事業者及び市民は、災害時及び積雪寒冷期における障害者、高齢者等についての対策に配慮するものとする。

第2章 基本的施策

(指針の策定)

第7条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針(以下「推進指針」という。)を策定するものとする。

2 推進指針に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 福祉のまちづくりに関する目標
- (2) 福祉のまちづくりに関する施策の方向
- (3) 市、事業者及び市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために重要な事項

3 市長は、推進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、札幌市福祉のまちづくり推進会議に諮るものとする。

(情報の提供、教育の充実等)

第8条 市は、福祉のまちづくりに関して市民及び事業者が理解を深めるとともに、市民及び事業者の

自発的な活動を促進するため、福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供、教育の充実並びに学習の支援に努めるものとする。

(防災上の配慮)

第9条 市は、防災に関し、障害者、高齢者等に配慮した情報の提供、避難のための施設の確保その他必要な施策の推進に努めるものとする。

(雪対策上の配慮)

第10条 市は、雪対策に関し、障害者、高齢者等に配慮した情報の提供その他必要な施策の推進に努めるものとする。

(調査研究)

第11条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を実施するものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(表彰)

第13条 市長は、福祉のまちづくりの推進に関して優れた取組を行った者に対して表彰を行うことができる。

(福祉のまちづくり推進モデル事業)

第14条 市長は、福祉のまちづくりに関し市民が主体的に実施する事業であって、福祉のまちづくりを推進するための先駆的な取組と認めるものを福祉のまちづくり推進モデル事業(以下「推進モデル事業」という。)として指定することができる。

2 市は、推進モデル事業に関し、技術的援助その他必要な支援措置を講ずるものとする。

3 市長は、推進モデル事業を指定するときは、あらかじめ、札幌市福祉のまちづくり推進会議に諮るものとする。

第3章 公共的施設、公共的車両等、住宅及び住居の環境の整備

第1節 公共的施設の整備

(整備基準)

第15条 市長は、公共的施設の廊下、階段、傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、出入口、エレベーター、歩道、園路その他の規則で定める部分の構造、配置及び設備に関し、障害者、高齢者等が円滑に利用できるよう整備するために必要な基準(以下「整備基準」という。)を定めるものとする。

2 前項の整備基準は、規則で定める。

(整備基準の遵守)

第16条 公共的施設の新設若しくは新築(用途を変更して公共的施設とする場合を含む。)又は整備基準に係る部分の増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替え(以下「新設等」という。)をしようとする者は、整備基準を遵守しなければならない。ただし、当該公共的施設の規模又は構造、地形の状況等により、当該公共的施設の部分を整備基準に適合させることが著しく困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

2 この章の規定の施行の際現に存する公共的施設を所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。

(公共的施設の新設等の事前協議)

第17条 公共的施設(規則で定める公共的施設を除く。以下この条から第20条までにおいて同じ。)の新設等をしようとする者(以下「施設新設者等」という。)は、当該工事に着手する前に、規則で定めるところにより、当該工事の内容について市長と協議しなければならない。当該協議の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の規定による協議に係る公共的施設の新設等の内容が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議に係る施設新設者等に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(工事完了の届出、完了検査等)

第18条 施設新設者等は、公共的施設の新設等に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出て、当該公共的施設に係る整備基準への適合に関し市長の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による工事完了の届出をしない者に対し、当該届出をするよう指導することができる。

3 市長は、第1項の規定による検査を行った場合において、当該検査に係る公共的施設が整備基準に適合していないと認めるときは、当該公共的施設に係る施設新設者等に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第19条 市長は、第17条の規定による協議に係る公共的施設の新設等の内容が整備基準に著しく適合しないと認めるときは、当該公共的施設に係る施設新設者等に対し、必要な勧告をすることができる。

2 市長は、第17条の規定による協議が整った場合において、当該施設新設者等が当該整った協議の内容と異なる工事をしたと認めるときは、当該施設新設者等に対し、必要な勧告をすることができる。

3 市長は、施設新設者等が第17条の規定による協議をせずに公共的施設の新設等に着手したと認めるときは、当該施設新設者等に対し、当該協議をすべきことを勧告することができる。

(公表)

第20条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、札幌市福祉のまちづくり推進会議に諮るものとする。

3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた者の意見を聴かなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、その他意見の聴取が困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

(機能の維持)

第21条 公共的施設を所有し、又は管理する者は、整備基準に適合している部分の機能を維持するよう努めなければならない。

(既存の公共的施設の措置に関する報告の徴収等)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、既存の公共的施設を所有し、又は管理する者に対し、当該公共的施設における障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告があったときは、当該報告をした者に対し、整備基準を勘案して、必要な指導及び助言をすることができる。

(適合証の交付)

第23条 市長は、公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、整備基準に適合していることを証する証票を交付するものとする。

(特定適合施設表示板の交付等)

第24条 市長は、整備基準に適合していると認める公共的施設のうち規則で定めるもの(以下「特定適合施設」という。)を所有し、又は管理する者に対し、規則で定めるところにより、特定適合施設である旨を表示する標識(以下「特定適合施設表示板」という。)を交付するものとする。

2 特定適合施設を所有し、又は管理する者は、前項の規定により特定適合施設表示板の交付を受けたときは、当該施設が特定適合施設であることを障害者、高齢者等に周知するため、特定適合施設表示板を当該施設の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(報告の徴収及び立入調査)

第25条 市長は、第17条から第20条まで、第22条第2項、第23条及び前条の規定の施行に必要な限度において、公共的施設を所有し、又は管理する者(施設新設者等を含む。)に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、公共的施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況その他必要な事項について調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(国等に関する特例)

第26条 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)については、第17条から第20条まで、第22条第2項及び前条の規定は、適用しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、公共的施設の新築等をしようとする国等に対し、当該公共的施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、国等から、第22条第1項又は前項の規定による報告があったときは、当該報告をした国等に対し、必要な要請を行うことができる。

第2節 公共的車両等、住宅及び住居の環境の整備

(公共的車両等の整備)

第27条 公共的車両等(一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車その他これらに類するものをいう。)を所有し、又は管理する者は、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めなければならない。

(住宅及び住居の環境の整備等)

第28条 市民は、その所有する住宅について、居住する者が身体の機能の状況に応じて安全かつ快適に生活できるよう整備に努めなければならない。

2 市民は、その居住する地域において、障害者、高齢者等に配慮した住居の環境の整備及び維持に努めなければならない。

3 住宅を供給する事業者は、障害者、高齢者等が安全かつ快適に生活できるよう配慮された住宅、障害者、高齢者等に配慮した住居の環境が整備された住宅団地等の供給に努めなければならない。

第4章 札幌市福祉のまちづくり推進会議

(福祉のまちづくり推進会議)

第29条 市長の諮問に応じ、福祉のまちづくりの推進に関する重要事項を調査審議するため、札幌市福祉のまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

- 概要
- 整備にあつての配慮
- 基準となる幅や広さ等の基本的な考え
- 建築物の利用実態による分類
- 特定適合施設表示板(シ)ボルマーカー
- 手続きの概要
- 札幌市福祉のまちづくり条例
- ガイドブックの見方
- 建築物
- 道路
- 公園
- 路外駐車場
- パリアフリーチェアシステム
- 施設整備マニュアル改訂に係る検討体制
- その他
- 2 推進会議は、整備基準に関する事項その他福祉のまちづくりの推進に関し必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。
 - 3 推進会議は、委員30人以内で組織する。
 - 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 事業者
 - (3) 民間諸団体の代表者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
 - 5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
 - 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、推進会議に臨時委員を置くことができる。
 - 7 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成11年6月1日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部改正〔省略〕

附 則(平成17年条例第102号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第3号及び第3章第1節の規定は、平成18年7月1日(以下「適用日」という。)以後に札幌市福祉のまちづくり条例(以下「条例」という。)第17条第1項の規定による協議(以下「事前協議」という。)を開始した公共的施設(改正後の第2条第3号に規定する公共的施設をいう。以下同じ。)及び適用日以後に新設等(条例第16条第1項に規定する新設等をいう。以下同じ。)に着手した公共的施設(条例第17条第1項の規則で定める公共的施設に限る。)について適用し、適用日前に事前協議を開始した公共的施設及び適用日前に新設等に着手した公共的施設(同項の規則で定める公共的施設に限る。)については、なお従前の例による。

(適用日前における特例)

- 3 この条例の施行の日以後に公共的施設の新設若しくは新築(用途を変更して公共的施設とする場合を含む。)又は改正後の第15条の規定により定められた整備基準(以下「新整備基準」という。)に係る部分の増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをしようとする者は、前項の規定にかかわらず、適用日前においても、新整備基準を遵守することができる。この場合においては、改正後の第2条第3号及び第3章第1節の規定を適用する。

(現に存する公共的施設等に関する努力義務)

- 4 適用日において現に存し、又は附則第2項の規定により従前の例によることとされる公共的施設(条例第16条第2項の規定に該当するものを除く。)を所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を新整備基準に適合させるよう努めなければならない。

●札幌市福祉のまちづくり条例施行規則

平成11年2月9日

規則第3号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 公共的施設の整備(第3条―第11条)

第3章 札幌市福祉のまちづくり推進会議(第12条―第17条)

第4章 雑則(第18条・第19条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市福祉のまちづくり条例(平成10年条例第47号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める公共的施設は、別表1のとおりとする。

第2章 公共的施設の整備

(整備項目及び整備基準)

第3条 条例第15条第1項の規則で定める部分は、次に掲げるものとする。ただし、公共的施設(別表1の項第9号に掲げる施設を除く。)を管理する者又はその従業員が専ら使用するもの及び同号に掲げる施設の住戸又は住室に設けるものを除く。

- (1)廊下その他これに類するもの
- (2)階段(その踊場を含む。以下同じ。)
- (3)傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)
- (4)便所
- (5)敷地内の通路
- (6)駐車場
- (7)出入口
- (8)エレベーター及び乗降口ビー
- (9)エスカレーター
- (10)洗面所(便所に併設するものを含む。以下同じ。)
- (11)浴室、シャワー室、脱衣室及び更衣室
- (12)客室(別表1の項第7号に掲げる施設の客室に限る。以下同じ。)
- (13)観覧席及び客席
- (14)公衆電話
- (15)カウンター及び記載台
- (16)案内設備
- (17)改札口及びレジ通路(商品等の代金を支払う場所における通路をいう。以下同じ。)
- (18)券売機、自動販売機及び現金自動預入・支払機
- (19)授乳及びおむつ替えの場所
- (20)緊急避難設備
- (21)水飲み場

- (22)視覚障害者誘導用ブロック
- (23)歩道
- (24)立体横断施設
- (25)地下歩道
- (26)園路
- (27)公園内のベンチ及び野外卓

2 条例第15条第2項の規定により規則で定める整備基準は、別表2のとおりとする。

(事前協議を要しない公共的施設)

第4条 条例第17条第1項の規則で定める公共的施設は、次に掲げる公共的施設とする。

- (1) 別表1 1の項第8号、第9号及び第19号に掲げる施設で床面積(増築、改築、大規模の修繕及び大規模の模様替え(以下「増築等」という。))の場合にあっては、当該増築等に係る部分の床面積。別表2及び別表4において同じ。)の合計が2,000平方メートル未満のもの
- (2) 別表1 4の項に掲げる路外駐車場のうち、次に掲げるもの。
 - ア 自動車の駐車のために供する部分の面積(増築等の場合にあっては、当該増築等を行った後の面積。イにおいて同じ。)の合計が1,000平方メートル未満のもの
 - イ 自動車の駐車のために供する部分の面積が1,000平方メートル以上のもので駐車場法(昭和32年法律第106号)第12条の規定による設置又は変更の届出を要しないもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、別表1 1の項に掲げる建築物で建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請を要しないもの

(公共的施設の新設等の事前協議)

第5条 条例第17条第1項の規定による協議は、同項前段の協議の場合にあっては公共的施設新設等事前協議書を、同項後段の協議の場合にあっては公共的施設新設等変更事前協議書を市長に提出して行わなければならない。

- 2 前項の協議書には、整備基準チェックリスト及び別表3の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる図書を添付しなければならない。
- 3 条例第17条第1項の規定による協議は、次の各号に掲げる公共的施設の区分に応じ、当該各号に定める期限までに行わなければならない。
 - (1) 建築基準法第6条第1項(同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認(同法第6条の2第1項(同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定により同法第6条第1項の規定による確認とみなされる場合を含む。)の申請(設計変更による申請を含む。以下「確認申請」という。)を要する公共的施設 確認申請をしようとする日の14日前
 - (2) 前号以外の公共的施設 工事の着手予定日の30日前

(軽微な変更)

第6条 条例第17条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事の内容に係る変更のうち整備基準の適用の変更を伴わないもの
- (2) 工事の着手予定日又は完了予定日の3月以内の変更

(工事完了の届出)

第7条 条例第18条第1項の規定による届出は、工事完了届出書により行わなければならない。

- 2 前項の届出書には、写真その他の整備基準への適合状況が分かる書類(以下「写真等」という。)を添付しなければならない。

(適合証の交付)

第8条 適合証(条例第23条の整備基準に適合していることを証する証票をいう。以下同じ。)の交付を請求しようとする者は、適合証交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書には写真等(条例第17条の規定による協議を経ていない場合には、整備基準チェックリスト、別表3の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる図書及び写真等)を添付するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた者から適合証を返還させることができる。

- (1) 虚偽の請求その他不正の事実が判明したとき。
- (2) 交付の対象となった施設が改修等により整備基準に適合しなくなったとき。
- (3) その他適合証を返還させることが適当であると市長が認めるとき。

(特定適合施設表示板)

第9条 条例第24条第1項の規則で定める公共的施設は、別表1 1の項に掲げる建築物であつて、別表4に定める基準に適合したものとする。

2 前条の規定は、特定適合施設表示板について準用する。この場合において、同条第1項中「適合証(条例第23条の整備基準に適合していることを証する証票をいう。以下同じ。)」とあるのは「条例第24条の特定適合施設表示板(以下「表示板」という。)」と、「適合証交付請求書」とあるのは「特定適合施設表示板交付請求書」と、同条第3項中「適合証」とあるのは「表示板」と、「整備基準」とあるのは「別表4に定める基準」と読み替えるものとする。

(身分証明書)

第10条 市長は、条例第25条第1項の規定により立入調査をする職員に対し、身分証明書を交付するものとする。

(公共的団体)

第11条 条例第26条第1項の規則で定める公共的団体は、法令の規定により、建築基準法第18条の規定の適用について国又は地方公共団体とみなされる法人とする。

第3章 札幌市福祉のまちづくり推進会議

(会長及び副会長)

第12条 札幌市福祉のまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長ともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第13条 臨時委員は、学識経験を有する者、推進会議の推薦を受けた者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会議)

第14条 推進会議の会議は、必要の都度会長が招集する。

- 2 会長は、推進会議の会議の議長となる。
- 3 推進会議は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第15条 会長が必要と認めるときは、推進会議に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、前条中「推進会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み変えるものとする。

(庶務)

第16条 推進会議の庶務は、保健福祉局において行う。

(運営事項)

第17条 この章に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

第4章 雑 則

(事前協議書等の様式)

第18条 この規則に定める事前協議書等の様式(以下「様式」という。)は、市長が別に定める。

- 2 市長は、前項の規定により様式を定めたときは、その様式を告示するものとする。様式を変更するときも同様とする。

(委任)

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この規則は、平成11年6月1日から施行する。ただし、第2章、第18条及び別表2から別表4までの規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第81号)・**附 則**(平成15年規則第21号)省略

附 則(平成17年規則第83号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2章及び別表1から別表4までの規定は、平成18年7月1日(以下「適用日」という。)以後に札幌市福祉のまちづくり条例(平成10年条例第47号。以下「条例」という。)第17条第1項の規定による協議(以下「事前協議」という。)を開始した公共的施設(改正後の別表1に該当する公共的施設をいう。以下同じ。)及び適用日以後に新設等(条例第16条第1項に規定する新設等をいう。以下同じ。)に着手した公共的施設(改正後の第4条各号に該当するものに限る。)について適用し、適用日前に事前協議を開始した公共的施設及び適用日前に新設等に着手した公共的施設(改正前の第4条各号に該当するものに限る。)については、なお従前の例による。

- 3 札幌市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例(平成17年条例第102号)附則第3項の規定により適用日前に同項に規定する新整備基準を遵守する公共的施設については、前項の規定にかかわらず、改正後の第2章及び別表1から別表4までの規定を適用する。

附 則(令和元年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条及び第8条の規定は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和5年規則第20号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表2 1 建築物の表4の項及び12の項は、令和6年10月1日(以下「適用日」という。)以後に札幌市福祉のまちづくり条例(平成10年条例第47号)第17条第1項の規定による協議(以下「事前協議」という。)を開始する公共的施設及び適用日以後に新設等(同条例第16条第1項に規定する新設等をいう。以下同じ。)に着手する札幌市福祉のまちづくり条例施行規則第4条各号に掲げる公共的施設(以下「協議不要施設」という。)について適用し、適用日前に事前協議を開始した公共的施設及び適用日前に新設等に着手した協議不要施設については、なお従前の例による。
- 3 適用日前に事前協議を開始した公共的施設及び適用日前に新設等に着手した協議不要施設については、前項の規定にかかわらず、適用日前においても、改正後の別表2 1 建築物の表4の項又は12の項の規定を適用することができる。

別表1(第2条、第3条、第4条、第9条 関係)

番号	種別	公共的施設
1	建築物	(1)学校 (2)病院又は診療所 (3)劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設 (4)集会場、公会堂その他これらに類する施設 (5)展示場その他これに類する施設 (6)百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (7)ホテル、旅館その他これらに類する施設 (8)事務所(官公署を含む。) (9)共同住宅、寄宿舎、下宿その他これらに類する施設 (10)老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類する施設 (11)老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設 (12)体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設 (13)遊技場 (14)博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設 (15)公衆浴場 (16)飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する施設 (17)郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、動物病院、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 (18)自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (19)工場 (20)車両の停車場又は航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの (21)自動車の停留又は駐車のための施設 (22)公衆便所 (23)火葬場 (24)神社、寺院、教会その他これらに類する施設 (25)地下街
2	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(自動車のみの交通の用に供する道路を除く。)
3	公園	(1)都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園 (2)遊園地、動物園、植物園その他これらに類する施設
4	路外駐車場	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で建築物以外のもの(駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるものを除く。)

別表2(第3条関係)

1 建築物(その敷地部分を含む。)

整備項目	整備基準
1 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)	<p>多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 階段の上端及び下端又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。3の項までにおいて同じ。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア)勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(イ)高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ウ)主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p> <p>ウ 壁面には、原則として突出物を設けないこととし、やむを得ず設ける場合には、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>エ 必要に応じ、手すりを設けること。</p> <p>オ 手すりを設ける場合には、端部が突出しない構造とし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものについては、必要に応じ、端部付近及び必要な箇所に誘導のための点字表示を行うこと。</p>
2 階段	<p>多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 段がある部分には両側に手すりを設け、踊場には必要に応じて手すりを設けること。</p> <p>イ 手すりは、端部が突出しない構造とし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものについては、必要に応じ、端部付近及び必要な箇所に誘導等のための点字表示を行うこと。</p> <p>ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>オ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまづきにくい構造とすること。</p> <p>カ 段がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア)1の項イ(ウ)に定めるもの</p> <p>(イ)段がある部分と連続して手すりを設けるもの</p> <p>キ 主たる階段は、回り階段でないこと。</p> <p>ク 縁端には、壁又はつえの脱落を防止するために必要な立ち上がりを設けること。</p> <p>ケ 段の幅、けあげ及び踏面並びに踊場の幅は、障害者、高齢者等が円滑に昇降できるものとする。</p>

整備項目	整備基準
3 傾斜路	<p>多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には両側に手すりを設け、その他の部分には必要に応じて手すりを設けること。</p> <p>イ 手すりを設ける場合には、端部が突出しない構造とし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものについては、必要に応じ、端部付近及び必要な箇所に誘導等のための点字表示を行うこと。</p> <p>ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 傾斜がある部分は、その前後の水平部分との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>オ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア)1の項イ(ア)から(ウ)までに定めるもの</p> <p>(イ)傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの</p> <p>カ 傾斜がある部分の始末端部又は傾斜路の曲がり角、折り返し及び他の通路との交差部には、踏幅が150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>キ 縁端には、壁又は車椅子の脱輪その他の事故を防止するために必要な立ち上がり</p> <p>を設けること。</p>
4 便所	<p>(1) 多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所(客室に設けるものを除く。)を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所。以下この号において同じ。)内に、車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に利用できる便房(以下「車椅子使用者用便房」という。)を1以上設けること。</p> <p>イ 便所の出入口又はその付近に、車椅子使用者用便房が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ウ 便所内に段を設けないこと。</p> <p>エ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 車椅子使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 腰掛便座には、両側に手すりを設けること。</p> <p>イ 腰掛便座は、できる限り前方及び両側から移乗しやすい位置に設けること。</p> <p>ウ 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されていること。</p> <p>エ 洗浄装置は、靴べら式、光感知式その他の操作が容易なものとする。</p> <p>オ 当該車椅子使用者用便房を管理する者又はその従業員に通じる非常用の呼出装置を設けること。</p> <p>カ 荷物台が適切に配置されていること。</p> <p>キ 出入口の戸には、施錠及び開錠が容易な施錠装置を設けること。</p> <p>(3) 多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、手すりが適切に配置された床置き式の小便器その他これに類する小便器を1以上設けなければならない。</p> <p>(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する便所(客室に設けるものを除く。)を設ける場合には、出入口又はその付近に、必要に応じ、点字による案内設備を設けなければならない。</p>

整備項目	整備基準
4 便所	<p>(5) 床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に不特定かつ多数の者が利用する便所(客室に設けるものを除く。)を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、乳児用椅子又は乳児用ベッドを設けなければならない。</p> <p>(6) 床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所(客室に設けるものを除く。)を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を設けなければならない。</p>
5 敷地内の通路	<p>多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 段(その踊場を含む。)を設ける場合には、2の項ア、イ、エ、オ、ク及びケに定めるものとする。</p> <p>ウ 傾斜路を設ける場合には、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア)勾配が12分の1を超える傾斜がある部分又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には両側に手すりを設け、その他の部分には必要に応じて手すりを設けること。</p> <p>(イ)3の項イ、エ、カ及びキに定めるものとする。</p> <p>エ 排水溝を設ける場合には、つえの脱落、車椅子の脱輪等を防止する構造の溝ぶたを設けること。</p>
6 駐車場	<p>(1) 多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子使用者用駐車施設を1以上(駐車施設の総数が100を超える場合にあっては、当該総数に100分の1を乗じて得た数以上)設けなければならない。</p> <p>(2) 前号の規定により設ける車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 幅は350センチメートル以上とし、奥行きは600センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該駐車施設が車椅子使用者用駐車施設である旨を積雪等に配慮して見やすい方法により表示すること。ただし、別表1の項第9号に掲げる施設に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 7の項第1号エに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(3) 車椅子使用者用駐車施設を設ける場合(別表1の項第9号に掲げる施設に設ける場合を除く。)には、道路から駐車場へ通ずる出入口付近に車椅子使用者用駐車施設がある旨を積雪等に配慮して見やすい方法により表示し、かつ、道路から駐車場へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐車施設までの経路について誘導のための表示を行わなければならない。</p>
7 障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路(以下「利用円滑化経路」という。)	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ当該アからエまでに定める経路のうち1以上を、利用円滑化経路にしなければならない。</p> <p>ア 建築物に、多数の者が教育、医療、娯楽、集会、購買、宿泊、入浴、執務その他これらに類する目的のために利用し、又は主として障害者、高齢者等がこれらの目的のために利用する室(当該建築物を管理する者又はその従業員が専ら使用するものを除き、直接地上へ通ずる出入口のある階(以下「地上階」という。)又はその直上階若しくは</p>

整備項目	整備基準
<p>7 障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路(以下「利用円滑化経路」という。)</p>	<p>直下階のみに当該室がある建築物(当該直上階又は直下階の当該室が不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用するものである建築物を除く。)にあっては、地上階にあるものに限る。以下「利用居室」という。)を設ける場合</p> <p>道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室までの経路</p> <p>イ 別表1 1の項第9号に掲げる施設の住戸又は住室(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに当該住戸又は住室がある建築物(当該直上階又は直下階の当該住戸又は住室が主として障害者、高齢者等が利用するものである建築物を除く。)にあっては、地上階にあるものに限る。以下「住戸等」という。)を設ける場合</p> <p>道等から当該住戸等までの経路</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合</p> <p>利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。エにおいて同じ。)から当該車椅子使用者用便房までの経路</p> <p>エ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合</p> <p>当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室又は住戸等までの経路</p> <p>(2) 前号の利用円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 当該利用円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 当該利用円滑化経路を構成する出入口(直接客室又は住戸等へ通ずるものを除く。)は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 床面積の合計が500平方メートル以上の建築物に設けるものにあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>a 直接地上へ通ずる出入口の幅は内のを90センチメートル以上とし、当該出入口以外の出入口の幅は内のを80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>c 戸を設ける場合において、当該戸にガラスを使用するときは、安全な材種を使用すること。この場合において、全面をガラスとするときは、視覚障害者の衝突を防止するための措置を講ずること。</p> <p>(イ) 床面積の合計が500平方メートル未満の建築物に設けるものにあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>a 幅は、内のを80センチメートル以上とすること。</p> <p>b (ア)b及びcに定めるものとする。</p> <p>ウ 当該利用円滑化経路を構成する廊下等は、1の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 床面積の合計が500平方メートル以上の建築物に設けるものにあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>a 幅は、内のを140センチメートル以上とすること。ただし、廊下等の末端の付近に、及び区間50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けるものにあつては、120センチメートル以上とすること。</p> <p>b 戸を設ける場合には、イ(ア)b及びcに定めるものとする。</p> <p>(イ) 床面積の合計が500平方メートル未満の建築物に設けるものにあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>a 幅は、内のを90センチメートル以上とすること。</p> <p>b (ア)bに定めるものとする。</p> <p>エ 当該利用円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、3の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 床面積の合計が500平方メートル以上の建築物に設けるものにあつては、次に掲げるものであること。</p>

整備項目	整備基準
<p>7 障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路(以下「利用円滑化経路」という。)</p>	<p>a 幅は、階段に代わるものにあつては内のりを140センチメートル以上(ウ(ア)aただし書に該当する廊下等へ直接通ずるものにあつては、120センチメートル以上)とし、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>b 勾配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>c 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(イ) 床面積の合計が500平方メートル未満の建築物に設けるものにあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>a 幅は、内のりを90センチメートル以上とすること。</p> <p>b (ア)b及びcに定めるものとすること。</p> <p>オ 当該利用円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降ロビーは、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物(別表1 1の項第1号及び第9号に掲げる施設を除く。)に設けるものにあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>a かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。</p> <p>b かごは、車椅子の転回に支障がない構造とすること。</p> <p>c かごは、利用居室、住戸等、車椅子利用者用便房又は車椅子利用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>d かご及び昇降路の出入口の幅は、内のりを80センチメートル以上とすること。</p> <p>e かごの奥行きは、内のりを135センチメートル以上とすること。</p> <p>f 乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは内のりを150センチメートル以上とすること。</p> <p>g かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>h かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>i 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>j かご内には、両側に手すりを設けること。</p> <p>k かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)については、この限りでない。</p> <p>l 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、aからkまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものにあつては、この限りでない。</p> <p>(a) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(b) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字により表示する等視覚障害者が容易に操作することができる構造とすること。</p> <p>(c) かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(d) 乗降ロビーには、(b)に定める構造の制御装置の位置を知らせる視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>

整備項目	整備基準
<p>7 障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路(以下「利用円滑化経路」という。)</p>	<p>(イ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物(別表1 1の項第1号及び第9号に掲げる施設に限る。)に設けるものにあつては、(ア)cからkまで並びにl(a)及び(c)に定めるものであること。</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物(別表1 1の項第1号及び第9号に掲げる施設を除く。)に設けるものにあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>a かごの大きさは、障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとする。</p> <p>b (ア)c、d及びfからkまでに定めるものとする。</p> <p>c 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものにあつては、a及びbに定めるもののほか、(ア)l(a)から(d)までに定めるものとする。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものにあつては、この限りでない。</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物(別表1 1の項第1号及び第9号に掲げる施設に限る。)に設けるものにあつては、(ア)c、d、fからkまで並びにl(a)及び(c)並びに(ウ)aに定めるものとする。</p> <p>カ 当該利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、5の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 床面積の合計が500平方メートル以上の建築物に設けるものにあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>a 幅は、140センチメートル以上(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用するものにあつては、180センチメートル以上)とすること。</p> <p>b 戸を設ける場合には、イ(ア)b及びcに定めるものとする。</p> <p>c 傾斜路を設ける場合には、次に掲げるものであること。</p> <p>(a) 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用するものにあつては、180センチメートル以上)、段を併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(b) 勾配は、20分の1を超えないこと。ただし、消融雪装置を設けるなど車椅子使用者が円滑に利用できる措置を講じたものにあつては、12分の1を超えないこと。</p> <p>(c) 高さが50センチメートルを超えるものにあつては、高さ50センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(イ) 床面積の合計が500平方メートル未満の建築物に設けるものにあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>a 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>b (ア)bに定めるものとする。</p> <p>c 傾斜路を設ける場合には、次に掲げるものであること。</p> <p>(a) 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(b) (ア)c(b)及び(c)に定めるものとする。</p> <p>(3) 第1号ア又はイに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前号の規定によることが困難である場合における前2号の規定の適用については、第1号ア中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあり、及び同号イ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p>
<p>8 視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。)</p>	<p>(1) 建築物又はその敷地に当該建築物の案内所又は案内板その他の設備(以下「案内所等」という。)を設ける場合には、道等から当該案内所等までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)のうち1以上を、視覚障害者利用円滑化経路にしなければならない。ただし、道等から当該案内所等</p>

整備項目	整備基準
<p>8 視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。）</p>	<p>までの経路が次に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>ア 道等から主として自動車の駐車のために供する施設までのもの</p> <p>イ 建築物内にある当該建築物を管理する者又はその従業員が常時勤務する案内所等から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が第3号に定める基準に適合するもの</p> <p>(2) 建築物又はその敷地に当該建築物の案内所等を設けない場合には、道等から当該建築物の直接地上へ通ずる出入口までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）のうち1以上を、視覚障害者利用円滑化経路にしなければならない。ただし、道等から当該建築物の直接地上へ通ずる出入口までの経路が前号アに定めるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 視覚障害者利用円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 当該視覚障害者利用円滑化経路に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>イ 当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(ア)車路に近接する部分</p> <p>(イ)段がある部分の上端及び下端又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(1の項イ(ア)若しくは(イ)に定めるもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場を除く。)</p> <p>ウ 当該視覚障害者利用円滑化経路上に回り段を設けないこと</p>
<p>9 エスカレーター</p>	<p>多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用するエスカレーターを設ける場合には、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 乗降口部分の移動手すりは水平部分を120センチメートル以上とし、これと連続する固定手すりを設けること。</p> <p>イ 踏み段及びぐし板の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエスカレーターには、乗降口に視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、かつ、アの固定手すりに誘導等のための点字表示を行うこと。</p>
<p>10 洗面所</p>	<p>多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する洗面所（客室に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 段を設けないこと。</p> <p>イ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 車椅子使用者が円滑に利用できる高さの洗面器及び鏡を1以上設けること。</p> <p>エ 洗面器の1以上には、両側に手すりを設け、かつ、障害者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を1以上設けること。</p>
<p>11 浴室、シャワー室、脱衣室及び更衣室（以下「浴室等」という。）</p>	<p>別表1 1の項第2号、第7号、第10号から第12号まで及び第15号に掲げる施設に多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する浴室等（客室に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 室内には、構造上やむを得ない場合を除き、階段又は段を設けないこと。</p> <p>イ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p>

整備項目	整備基準
11 浴室、シャワー室、脱衣室及び更衣室(以下「浴室等」という。)	<p>ウ 必要に応じ、手すりを設けること。</p> <p>エ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>オ 浴室の浴槽は、縁の高さ等を障害者、高齢者等の安全な利用に配慮したものとする。</p> <p>カ 浴室及びシャワー室には、椅子を設けること。</p> <p>キ 浴室及びシャワー室には、障害者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を1以上設けること。</p> <p>ク 脱衣室及び更衣室には、車椅子使用者が円滑に利用できる高さの脱衣用ベンチを1以上設けること。</p>
12 客室	<p>(1) 別表1 1の項第7号に掲げる施設(床面積の合計が2,000平方メートル未満のものを除き、客室の総数が50以上のものに限る。)に設ける客室のうち、当該客室の総数に100分1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保され、かつ、ベッド、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 出入口の幅は、内のリを80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 戸は障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>エ スイッチ類は、車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>オ 便所は、4の項第1号ウ及びエ並びに第2号アからキまでに定めるものとする。</p> <p>カ 洗面所は、10の項アからエまでに定めるものとする。</p> <p>キ 浴室等は、次に掲げるものであること。(ア)11の項イからクまでに定めるものとする。(イ)段を設けないこと。(ウ)施設を管理する者又はその従業員に通じる非常用の呼出装置を設けること。</p> <p>ク ファクシミリ、点字付き電話機その他聴覚障害者及び視覚障害者が円滑に利用できるよう配慮した設備を設けること。</p> <p>ケ 聴覚障害者に配慮した非常警報装置を設けること。</p> <p>(2) 前号の規定により設ける客室は、非常時に避難しやすい場所に設けなければならない。</p>
13 観覧席及び客席(以下「観覧席等」という。)	<p>(1) 別表1 1の項第3号、第4号及び第12号に掲げる施設に多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する観覧席等を設ける場合には、そのうち2以上(観覧席等の総数が200を超える場合にあっては、当該総数に100分の1を乗じて得た数以上)を、車椅子使用者用の区画(以下「車椅子使用者用席」という。)にしなければならない。ただし、構造上当該数とすることが著しく困難であり、かつ、車椅子使用者が円滑に観覧できる措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 車椅子使用者用席は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 床は、水平とすること。</p> <p>イ 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 観覧席等のある室の出入口のうち利用円滑化経路を構成するものから車椅子使用者用席までの通路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 幅は、内のリを140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ 階段又は段を設けないこと。</p> <p>エ 傾斜路を設ける場合には、3の項カ及びキ並びに7の項第2号エ(ア)b及びcに定めるものであること。</p> <p>(4) 第1号の施設に不特定かつ多数の者が利用する観覧席等を設ける場合には、補聴装置を1以上設け、補聴装置が設けられている旨を見やすい方法により表示しなければならない。</p>

整備項目	整備基準
14 公衆電話	<p>公衆電話を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 出入口を設ける場合には、その幅は、内のりを80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 出入口を設ける場合において、当該出入口に戸を設けるときは、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 出入口を設ける場合には、階段又は段を設けないこと。</p> <p>エ 電話台は、車椅子使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保すること。</p> <p>オ 難聴者及び視覚障害者が円滑に利用できる電話機を設けること。</p>
15 カウンター及び記載台	<p>カウンター及び記載台を設ける場合には、そのうち1以上は、車椅子使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保しなければならない。</p>
16 案内設備	<p>(1) 施設の案内を行う案内設備を設ける場合には、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮し、障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとする。</p> <p>イ 必要に応じ、点字による表示又は音声により視覚障害者を案内する装置その他これに代わる設備を設けること。</p> <p>ウ 案内用図記号を使用する場合は、できる限り日本産業規格に定める標準案内用図記号を使用すること。</p> <p>エ 敷地内の通路に設ける場合には、積雪等に配慮した高さに設けること。</p> <p>(2) 利用者に対する呼出しを行う案内設備を設ける場合には、音声及び文字により呼出しを行うものでなければならない。</p>
17 改札口及びレジ通路	<p>改札口及びレジ通路を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 幅は、内のりを90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 段を設けないこと。</p> <p>ウ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>エ 必要に応じ、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>
18 券売機、自動販売機及び現金自動預入・支払機（以下「券売機等」という。）	<p>(1) 券売機等を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 障害者、高齢者等が利用しやすい位置に設けること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保すること。ただし、券売機等の下部に十分な空間を確保することが困難な場合は、当該空間を確保しないことができるものとする。</p> <p>ウ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>(2) 視覚障害者が円滑に利用できる措置を講じた券売機等を設ける場合には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>
19 授乳及びおむつ替えの場所	<p>必要に応じて円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を設け、当該場所を設ける場合には、乳児用ベッド等を設けるとともに、その旨を見やすい方法により表示しなければならない。</p>
20 緊急避難設備	<p>別表1 1の項第7号に掲げる施設(床面積の合計が3,000平方メートル未満のものを除く。)並びに同項第10号及び第11号に掲げる施設に設ける緊急避難設備は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 非常警報装置は、視覚障害者及び聴覚障害者に非常事態を知らせる光、文字、音声等の設備を併設し、火災報知と連動したものとすること。</p> <p>イ 一斉放送できる設備を設けること。</p>
21 水飲み場	<p>水飲み場を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 障害者、高齢者等が利用しやすい位置に設けること。</p>

整備項目	整備基準
21 水飲み場	<p>イ 車椅子使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保すること。</p> <p>ウ 障害者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を設けること。</p> <p>エ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p>
22 視覚障害者誘導用ブロック	<p>視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合には、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 原則として日本産業規格に定める形状とすること。</p> <p>イ 色は、原則として黄色とし、周囲の部分との明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものとする。</p> <p>ウ 材質は、十分な強度を有し、ぬれても滑りにくく、耐久性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とすること。</p> <p>エ 安全に配慮して、できる限り直線的に、かつ、連続的に敷設すること。</p> <p>オ 壁面又は床に突出物がある場合には、当該突出物から適切な距離を確保して敷設すること。</p>

2 道路

整備項目	整備基準
1 歩道	<p>歩道を設ける場合には、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 幅は、200センチメートル以上(歩行者の往来の多いものにあつては、350センチメートル以上)とすること。</p> <p>ウ 横断勾配は、50分の1以下とすること。</p> <p>エ ブロック舗装は、目地幅、深さ等に配慮し、できる限り平坦性を確保すること。</p> <p>オ 歩道には、原則として排水溝及び雨水ますを設けないこととし、やむを得ず設ける場合には、つえの脱落又は車椅子の脱輪を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>カ 歩道の巻込部、横断歩道に接する部分及び横断歩道が中央分離帯を横切る部分の段差は車椅子使用者が通行する際に支障とならないよう切り下げることとし、そのすりつけ勾配は20分の1を標準とすること。</p> <p>キ 切り下げ部分の段差は、2センチメートルを標準とし、角をとること。</p> <p>ク 歩道の巻込部、横断歩道に接する部分、立体横断施設(横断歩道橋及び地下横断歩道をいう。以下同じ。)及び地下歩道(地下横断歩道を除く。以下同じ。)の昇降口等で視覚障害者の通行の安全を確保する上で必要な部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>ケ 視覚障害者の利用の多い施設から、最寄りの公共交通機関へ通ずる歩道には、必要に応じ、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>
2 立体横断施設	<p>立体横断施設を設ける場合には、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 地下横断歩道内は、十分な明るさを確保すること。</p> <p>ウ 階段の幅は、内のを150センチメートル以上(敷地の状況等によりやむを得ない場合は、120センチメートル以上)とすること。</p> <p>エ 段がある部分には両側に手すりを設け、踊場には必要に応じて手すりを設けること。</p> <p>オ 手すりは、端部が突出しない構造とし、必要に応じ、端部付近及び必要な箇所に誘導等のための点字表示を行うこと。</p> <p>カ 階段は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとし、かつ、段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>キ 階段には、回り段を設けないこと。</p>

整備項目	整備基準
2 立体横断施設	<p>ク 横断歩道橋の平坦部分及び階段部分並びに地下横断歩道の出入口の階段部分(屋外に設けるものに限る。)には、必要に応じて消融雪装置を設けること。</p> <p>ケ 視覚障害者の安全な通行を確保する上で必要な部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>
3 地下歩道	<p>地下歩道を設ける場合には、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 地下歩道内は、十分な明るさを確保すること。</p> <p>ウ 通路部分の幅は、内のりを200センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 階段又は段がある部分には、傾斜路(1 建築物の表3の項ア、イ、エ、カ及びキ並びに同表7の項第2号エ(ア)aからcまでに定める基準に適合するものに限る。)又はエレベーター(同号オ(ア)aからkまで及びl(a)から(d)までに定める基準に適合するものに限る。カにおいて同じ。)を併設し、当該階段又は段がある部分は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 直接地上へ通ずる階段の幅は、内のりを150センチメートル以上(敷地の状況等によりやむを得ない場合にあっては、120センチメートル以上)とすること。</p> <p>(イ) 1 建築物の表2の項ア、イ、エ、オ、ク及びケに定めるものとする。</p> <p>(ウ) 回り階段又は回り段を設けないこと。</p> <p>オ 傾斜路(階段又は段がある部分に併設するものを除く。)を設ける場合には、1 建築物の表3の項ア、イ、エ、カ及びキに定めるものとする。</p> <p>カ 直接地上へ通ずるエレベーターを1以上設けること。ただし、隣接する建築物内の直接地上へ通ずる出入口のある階に停止するエレベーター及び当該出入口を利用することができる場合は、この限りでない。</p> <p>キ 屋外に設ける出入口部分には、必要に応じて消融雪装置を設けること。</p> <p>ク エスカレーターを設ける場合には、1 建築物の表9の項に定めるものとする。</p> <p>ケ 視覚障害者の安全な通行を確保する上で必要な部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>
4 案内設備(歩行者用のものに限る。以下この項において同じ。)	<p>案内設備を設ける場合には、1 建築物の表16の項第1号アからウまでに定めるものでなければならない。</p>
5 視覚障害者誘導用ブロック	<p>視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合には、1 建築物の表22の項に定めるものでなければならない。</p>

3 公園

整備項目	整備基準
1 園路	<p>園路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 段を設ける場合には、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 1 建築物の表5の項イに定めるものとする。</p> <p>(イ) 回り段を設けないこと。</p> <p>イ 傾斜路を設ける場合には、1 建築物の表5の項ウに定めるものとする。</p> <p>ウ 視覚障害者の通行の安全を確保する上で必要な部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>
2 駐車場	<p>駐車場を設ける場合には、そのうち1以上は、4 路外駐車場の表に定めるものでなければならない。</p>
3 利用円滑化経路	<p>(1) 次に掲げる経路のうちそれぞれ1以上を、利用円滑化経路にしなければならない。</p> <p>ア 道から公園内の主要な施設へ通ずる経路</p> <p>イ 駐車場を設ける場合にあっては、駐車場(2の項の基準に適合するものに限る。)から公園内の主要な施設へ通ずる経路</p> <p>(2) 前号の利用円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 当該利用円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 当該利用円滑化経路を構成する出入口(道又は公園の駐車場へ直接通ずるものに限る。)の幅は、内のりを140センチメートル以上とすること。ただし、車止めさくを設ける場合は、さくの間隔(通行可能な部分に限る。)を90センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 当該利用円滑化経路を構成する園路は、1の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(イ) 幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 傾斜路を設ける場合には、次に掲げるものであること。</p> <p>a 幅は、段に代わるものにはあっては140センチメートル以上、段を併設するものにはあっては90センチメートル以上とすること。</p> <p>b 1 建築物の表7の項第2号カ(ア)c(b)及び(c)に定めるものとする。</p> <p>(エ) 排水溝を設ける場合には、つえの脱落、車椅子の脱輪等を防止する構造の溝ぶたを設けること。</p>
4 ベンチ及び 野外卓	<p>必要に応じ、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造のベンチ及び野外卓を設けること。</p>
5 その他	<p>公園に1の項から4の項までに掲げる整備項目以外の部分を設ける場合においては、それぞれ当該部分に対応する1 建築物の表に規定する整備基準を準用する。</p>

4 路外駐車場

整備項目	整備基準
路外駐車場	<p>(1) 路外駐車場を設ける場合には、車椅子利用者用駐車施設を1以上(駐車施設の総数が100を超える場合にあっては、当該総数に100分の1を乗じて得た数以上)設けなければならない。</p> <p>(2) 前号の規定により設ける車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 1 建築物の表6の項第2号ア及びイに定めるものとする。</p> <p>イ 歩行者用出入口(歩行者用出入口がない場合にあっては、車両用出入口)から当該車椅子利用者用駐車施設までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(3) 道路から駐車場へ通ずる出入口付近には、車椅子利用者用駐車施設がある旨及び当該出入口から車椅子利用者用駐車施設までの経路を積雪等に配慮して見やすい方法により表示しなければならない。</p> <p>(4) 第2号イの経路上には、段を設けてはならない。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 歩行者用通路は、1 建築物の表5の項並びに7の項第2号カ(ア)a及びcに定めるものでなければならない。</p>

別表3(第5条、第8条、第9条関係)

区分	図書	
	種類	明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、建築物及びその出入口の位置並びに駐車場その他の整備項目に係る部分の位置及び幅
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅並びに駐車場その他の整備項目に係る部分の位置及び幅
	立面図	縮尺及び床の高さ
道路	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、土地の高低、歩道の位置及び幅員並びに立体横断施設その他の整備項目に係る部分の位置
公園	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置並びに園路その他の整備項目に係る部分の位置及び幅員
路外駐車場	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における出入口の位置並びに車椅子使用者用駐車施設その他の整備項目に係る部分の位置及び幅員
共通	その他市長が必要と認める図書	

別表4(第9条関係)

整備項目	特定適合施設表示板交付基準
1 駐車場	<p>別表2 1 建築物の表第6項第2号に定める車椅子利用者用駐車施設を1以上(駐車施設の総数が100を超える場合にあっては、当該総数に100分の1を乗じて得た数以上)設けること。</p>
2 利用円滑化経路	<p>(1) 道等から多数の者が教育、医療、娯楽、集会、購買、宿泊、入浴、執務その他これらに類する目的のために利用し、若しくは主として障害者、高齢者等がこれらの目的のために利用する室(当該室の存する建築物を管理する者又はその従業員が専ら使用するものを除く。)又は別表1 1の項第9号に掲げる施設の住戸若しくは住室までの経路のうち1以上を、利用円滑化経路にすること。</p> <p>(2) 前号の利用円滑化経路は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする。</p> <p>ア 床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物(別表1 1の項第1号及び第9号に掲げる施設を除く。) 別表2 1 建築物の表7の項第2号ア、イ(ア)、ウ(ア)、エ(ア)、オ(ア)及びカ(ア)に定めるもの</p> <p>イ 床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物(別表1 1の項第1号及び第9号に掲げる施設に限る。) 別表2 1 建築物の表7の項第2号ア、イ(ア)、ウ(ア)、エ(ア)、オ(ア)a及びb並びに(イ)並びにカ(ア)に定めるもの</p> <p>ウ 床面積の合計が500平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物(別表1 1の項第1号及び第9号に掲げる施設を除く。) 別表2 1 建築物の表7の項第2号ア、イ(ア)、ウ(ア)、エ(ア)、オ(ウ)及びカ(ア)に定めるもの</p> <p>エ 床面積の合計が500平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物(別表1 1の項第1号及び第9号に掲げる施設に限る。) 別表2 1 建築物の表7の項第2号ア、イ(ア)、ウ(ア)、エ(ア)、オ(エ)及びカ(ア)に定めるもの</p> <p>オ 床面積の合計が500平方メートル未満の建築物(別表1 1の項第1号及び第9号に掲げる施設を除く。) 別表2 1 建築物の表7の項第2号ア、イ(イ)、ウ(イ)、エ(イ)、オ(ウ)及びカ(イ)に定めるもの</p> <p>カ 床面積の合計が500平方メートル未満の建築物(別表1 1の項第1号及び第9号に掲げる施設に限る。) 別表2 1 建築物の表7の項第2号ア、イ(イ)、ウ(イ)、エ(イ)、オ(エ)及びカ(イ)に定めるもの</p> <p>(3) 第1号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により別表2 1 建築物の表7の項第2号カの規定によることが困難である場合における前2号の規定の適用については、第1号中「道等」とあるのは、「建築物の車寄せ」とする。</p>

●札幌市福祉のまちづくり条例施行規則に規定する様式を定める要綱

第1条 この要綱は、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則(平成11年規則第3号。以下「規則」という。)第18条第1項に基づき、事前協議書等の様式を定めるものとする。

第2条 規則第5条第1項前段に定める公共的施設新設等事前協議書及び規則第5条第1項後段に定める公共的施設新設等変更事前協議書は、様式1のとおりとする。

第3条 規則第5条第2項に定める整備基準チェックリストは、様式2のとおりとする。

第4条 規則第7条第1項に定める工事完了届は、様式3のとおりとする。

第5条 規則第8条第1項に定める適合証は、様式4のとおりとする。

第6条 規則第8条第1項に定める適合証交付請求書は、様式5のとおりとする。ただし、工事完了届を提出する場合には、工事完了届をもって代えることができる。

第7条 規則第9条第2項に定める特定適合施設表示板は、様式6のとおりとする。

第8条 規則第9条第2項に定める特定適合施設表示板交付請求書は、様式7のとおりとする。ただし、工事完了届を提出する場合には、工事完了届をもって代えることができる。

第9条 規則第10条に定める身分証明書は、様式8のとおりとする。

附則

- 1 この要綱は、決裁日から施行する。
- 2 札幌市福祉の街づくり環境整備要綱(平成5年3月5日市長決裁。以下、「旧要綱」という。)は平成12年3月31日で廃止する。
- 3 旧要綱の廃止前に建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める確認申請を行う者に係る旧要綱第8に定める事前協議を行った者については、旧要綱第9に定める報告及び第10に定めるシンボルマークの交付について、旧要綱は、平成15年3月31日までは、なお、その効力を有する。

附則

- 1 この要綱は、札幌市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例(平成17年条例第102号。以下「条例」という。)施行の日から施行する。
- 2 条例附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる公共的施設に係る様式にあっては、平成18年7月1日までの間は、改正後のこの要綱の規定にかかわらず、改正前のものを使用することができる。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、決裁日から施行する。

様式 1 の 1 (建築物用)

正

公共的施設新設等(変更)事前協議書

年 月 日

札幌市長

住所

協議者

氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

札幌市福祉のまちづくり条例第 17 条第 1 項の規定により、公共的施設の新設等に係る工事の(変更)内容を次のとおり関係書類を添えて協議します。

公共的施設の名称							
公共的施設の所在地		札幌市 区					
新設等の種別		・新築・増築・改築・大規模の修繕(模様替)・用途変更					
主たる用途				構造		造	
階数		地上階・地下階		建築面積		㎡(戸)	
内 訳	用途	階数	公共的施設部分	その他の部分	既存部分	合計	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
延べ床面積			㎡	㎡	㎡	㎡	
工事予定年月日		着手	年 月 日			完了	年 月 日
設計者	住所						
	氏名	☎ (担当者)					
協議者の代理人	住所						
	氏名	☎ (担当者)					
※ 処 理 欄	部長	課長	係長	係	協議結果		受付印
					年 月 日 <input type="checkbox"/> 整備基準に適合 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築等部分 <input type="checkbox"/> 増築等部分及び当該部分までの経路 <input type="checkbox"/> 表示板交付基準に適合 <input type="checkbox"/> 指導・助言 <input type="checkbox"/> 勧告		
					受付番号		第 号

(裏面に続く)

- 概要
- 1 「内訳」欄は、多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する部分（公共的施設の部分）とその他の部分、増築等の場合は既存部分も記入して下さい。
- 2 複合施設等で公共的施設に係わる共用部分は公共的施設に含めて下さい。
- 3 ※印欄は、記入しないで下さい。
- 4 変更の場合は、変更内容が確認できる図面等を提出してください。
- 5 協議者の代理人とは、施設新設者等から、本協議に関する権限を委任された者とします。
- 整備にあたっての配慮
基準となる幅や広さ等の基本的な考え方
建築物の利用実態による分類
特定適合施設表示板（シ）ポルマーク
手続きの概要

様式1の1（建築物用）

副

公共的施設新設等（変更）事前協議書

年 月 日

札幌市長

住所
 協議者
 氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

札幌市福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定により、公共的施設の新設等に係る工事の（変更）内容を次のとおり関係書類を添えて協議します。

公共的施設の名称							
公共的施設の所在地		札幌市 区					
新設等の種別		・新築・増築・改築・大規模の修繕（模様替）・用途変更					
主たる用途				構造		造	
階数		地上階・地下階		建築面積		㎡（戸）	
内訳	用途	階数	公共的施設部分	その他の部分	既存部分	合計	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
	延べ床面積		㎡	㎡	㎡	㎡	
工事予定年月日		着手	年 月 日		完了	年 月 日	
設計者	住所						
	氏名	☎ (担当者)					
協議者の代理人	住所						
	氏名	☎ (担当者)					
※協議の結果						受付印	
						受付番号 第 号	

（裏面に続く）

- 備考
- 1 「内訳」欄は、多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する部分（公共的施設の部分）とその他の部分、増築等の場合は既存部分も記入して下さい。
 - 2 複合施設等で公共的施設に係わる共用部分は公共的施設に含めて下さい。
 - 3 ※印欄は、記入しないで下さい。
 - 4 変更の場合は、変更内容が確認できる図面等を提出してください。
 - 5 協議者の代理人とは、施設新設者等から、本協議に関する権限を委任された者とします。

正

公共的施設新設等(変更)事前協議書

年 月 日

札幌市長

住所

協議者

氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

札幌市福祉のまちづくり条例第 17 条第 1 項の規定により、公共的施設の新設等に係る工事の(変更)内容を次のとおり関係書類を添えて協議します。

公共的施設の名称					
公共的施設の所在地		札幌市 区			
工事の種類		・新設・増設等			
規模等		駐車の用に供する面積 m ² その他			
工事予定年月日		着手	年 月 日	完了	年 月 日
協議者の代理者	住所				
	氏名	☎ (担当者)			
※ 処 理 欄			協議結果		受付印
			年 月 日 <input type="checkbox"/> 整備基準に適合 <input type="checkbox"/> 指導・助言 <input type="checkbox"/> 勧告		
				受付番号 第 号	

- 備考 1 ※印欄は、記入しないで下さい。
 2 変更の場合は、変更内容が確認できる図面等を提出してください。
 3 協議者の代理者とは、路外駐車場の新設者等から、本協議に関する権限を委任された者とします。

様式 1 の 2 (路外駐車場用)

副

公共的施設新設等(変更)事前協議書

年 月 日

札幌市長

住所

協議者

氏名

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

札幌市福祉のまちづくり条例第 17 条第 1 項の規定により、公共的施設の新設等に係る工事の(変更)内容を次のとおり関係書類を添えて協議します。

公共的施設の名称					
公共的施設の所在地	札幌市 区				
工事の種類別	・新設 ・増設等				
規模等	駐車の用に供する面積 m ² その他				
工事予定年月日	着手	年 月 日	完了	年 月 日	
協議者の代理者	住所				
	氏名	☎ (担当者)			
※協議の結果					受付印
					受付番号 第 号

- 備考 1 ※印欄は、記入しないで下さい。
 2 変更の場合は、変更内容が確認できる図面等を提出してください。
 3 協議者の代理者とは、路外駐車場の新設者等から、本協議に関する権限を委任された者とします。

様式2の1 (建築物用)

判定結果	適合状況	措置状況
整備基準	合・否	指導・助言
表示板交付基準	合・否	——

※ この欄は記入しないでください。

整備基準チェックリスト

記入方法

- 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数字または措置の内容等を記入してください。
- 「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。

記入例

	設計内容	適合状況
(突出物)	有・無	合・否
(安全な措置)	有・無	

整備項目	条件	整備基準	設計内容	適合状況
【P97・P103・P113】参照	(1) 利用円滑化経路(利用居室又は住戸等から道等、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設に至る経路のそれぞれ1以上)	① 階段又は段を設けない (設ける場合は傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設) ※ 利用円滑化経路・・・居室又は住戸等(不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものを除く)が地上階又は直上階若しくは直下階のみにある場合は、地上階のものまでの経路(以下同じ)	(段の有無) 有・無 (講じた措置) ・傾斜路 ・EV ・無し ・その他()	合・否
1 出入口 【P101】参照	(1) 利用円滑化経路上にある出入口(車椅子使用者用便房に通じる出入口を含み、直接客室・住戸等へ通ずるものを除く。)	① ・ 外部出入口幅90cm以上 ・ 内部出入口幅80cm以上 ② 自動扉又は車椅子使用者が容易に開閉し通ししやすい戸 ③ 戸の前後に、段など高低差がない(水平) ④ ・ 戸にガラスを使用する場合は安全な材種を使用 ・ 全面ガラスとする場合は、視覚障がい者の衝突防止のための措置を講ずる	(内法幅) cm ----- (内法幅) cm (開閉方法) (そで壁) 有・無 (段の有無) 有・無 (段差) cm (水平部分) 有・無 (材種) ・強化ガラス ・その他() (講じた措置) (設置高さ) cm	合・否 合・否 合・否 合・否
2 廊下等 【P103】参照		① 滑りにくい仕上げ ② 壁面に突出物を設置しない。設置する場合は視覚障がい者の通行の安全上支障がない措置 ③ 必要に応じ手すりを設置 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">・ 手すりは端部が突出しない構造。不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものは、必要に応じ点字表示</div> ④ 階段の上端及び下端又は傾斜の上端に近接する廊下等に視覚障害者誘導用ブロック	(仕上げ材) (突出物) 有・無 (講じた措置) (手すり) 有・無 (講じた措置) (点字ブロック) 有・無 (階段の有無) 有・無 (傾斜) 勾配 / 高さ cm	合・否 合・否 合・否 合・否
	・勾配 $\leq 1/20$ の傾斜、又は高さ ≤ 16 cmで勾配 $\leq 1/12$ の傾斜を除く ・自動車車庫、駐車場を除く			合・否
	(1) 利用円滑化経路を構成する廊下等	① 幅140cm以上、末端付近及び50m以内ごとに車椅子転回スペースを設ける場合は幅120cm以上 ② 自動扉又は車椅子使用者が開閉し通ししやすい戸	(内法幅) cm (転回部) 有・無 (開閉方法) (そで壁) 有・無	合・否 合・否

整備項目	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	適 合 状 況
2 廊下等 【P103】 参照	(2) 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する廊下に案内所等を設ける場合の、外部出入口から案内所等までの経路の1以上（7(3)と一体整備するもののうち、廊下部分の構造)	③ 戸の前後に高低差がない（水平）	(段の有無) 有 ・ 無 (段差) cm (水平部) 有 ・ 無	合・否
		① 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の視覚障がい者誘導設備を設置。次の場合を除く。 ・直進の風除室内 ・自動車車庫、駐車場の場合 ・管理人が常駐し、人的対応が可能な場合	(案内所等) 有 ・ 無 ※有の場合は下記を記入 (案内所等の場所) (誘導設備) 有 ・ 無 (講じた措置)	合・否
3 階段 【P112】 参照	その踊場を含む	① 段がある部分の両側に手すりを設置（踊場には必要に応じて設置） ・手すりは端部が突出しない構造、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものは、必要に応じて点字表示	(両側手すり) 有 ・ 無 (講じた措置)	合・否
		② 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		③ 段鼻は段を識別しやすい色	(講じた措置)	合・否
		④ つまづきにくい構造	(講じた措置)	合・否
		⑤ 主たる階段は回り段としない	(回り段) 有 ・ 無	合・否
		⑥ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり (5cm以上)	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
		⑦ 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、 けあげ・踏面・踊場の幅	(段の幅) cm (けあげ) cm (踏面) cm (踊場の幅) cm	合・否
		⑧ 上端及び下端に近接する踊場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設	有 ・ 無 (講じた措置)	合・否
4 傾斜路 【P105】 参照	階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。その踊場を含む	① 傾斜（勾配>1/12 又は高さ>16 cm）がある部分の両側に手すりを設置、その他の部分には必要に応じて設置 ・手すりは端部が突出しない構造、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものは、必要に応じて点字表示	(両側手すり) 有 ・ 無 (勾配) / (高さ) cm (講じた措置)	合・否
		② 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		③ 傾斜の前後の水平部分(廊下、踊場等)と識別しやすい色	(講じた措置)	合・否
		④ 始末端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差部に踏幅150cm以上の水平部分	(踏幅) cm	合・否
		⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり (5cm以上)	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
		不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するもの(自動車車庫・駐車場を除く) (段の部分と連続して手すりを設けた場合を除く)	⑧ 上端及び下端に近接する踊場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設	有 ・ 無 (講じた措置)

整備項目	条 件	整 備 基 準				設 計 内 容	適 合 状 況			
4 傾斜路 【P105】 参照	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配$\leq 1/20$の傾斜、又は高さ≤ 16 cmで勾配$\leq 1/12$の傾斜を除く ・傾斜の部分と連続した手すりを設けた場合又は自動車車庫・駐車場に設けるものを除く 	⑥ 上端に近接する踊場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設				(手すり) 有・無 (講じた措置) (勾配) / (高さ) cm	合・否			
		(1) 利用円滑化経路を構成する傾斜路	① 幅 140 cm以上、車椅子転回スペースを設けた廊下に接続するものは120cm以上、段併設の場合90cm以上				(内法幅) cm (段併設) 有・無	合・否		
			② 勾配1/12以下				(勾配) /	合・否		
			③ 高さ75 cm以内ごとに踏幅150 cm以上の踊場				(高さ) cm (踏幅) cm	合・否		
5 エレベーター 【P108】 参照	利用円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビー(かごの停止階は利用居室、住戸等、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階とする)	構 造	整備必要項目				エレベーターの仕様 <input type="checkbox"/> (1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) <input type="checkbox"/> (4)			
			(1)	(2)	(3)	(4)				
		①	かごの床面積 1.83 m ² 以上	●				(床面積) m ²	合・否	
		②	車椅子の転回に支障ないかごの形状(間口140 cm×奥行135 cm以上)	●				(かごの間口) cm	合・否	
		③	出入口幅80 cm以上	●	●	●	●	(内法幅) cm	合・否	
		(1) 教育施設、共同住宅等を除く2,000 m ² 以上の建築物に設けるもの	④	かごの奥行き135 cm以上	●	●			(かごの奥行) cm	合・否
			⑤	乗降ロビー150 cm×150 cm以上(高低差なし)	●	●	●	●	(内法寸法) cm× cm (高低差) 有・無	合・否
		(2) 2,000 m ² 以上の教育施設、共同住宅等に設けるもの	⑥	車椅子使用者が利用しやすい制御装置	●	●	●	●	(装置の高さ) cm	合・否
			⑦	かご内に停止予定階、現在位置の表示装置	●	●	●	●	有・無	合・否
		(3) 教育施設、共同住宅等を除く2,000 m ² 未満の建築物に設けるもの	⑧	乗降ロビーにかごの昇降方向の表示装置	●	●	●	●	有・無	合・否
			⑨	かごの両側に手すり	●	●	●	●	有・無	合・否
(4) 2,000 m ² 未満の教育施設、共同住宅等に設けるもの	⑩	かご内に鏡を設置(出入口が複数あり、車椅子使用者が円滑に乗降できるものを除く。)	●	●	●	●	(鏡) 有・無 (講じた措置)	合・否		
	⑪	かご内に到着階、出入口閉鎖を音声表示装置	※	●	※	●	有・無	合・否		

整備項目	条 件	整 備 基 準				設 計 内 容	適 合 状 況	
5 エレベーター 【P108】 参照	※・・・ 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する場合に整備（自動車庫、駐車場に設けるものを除く）	⑫ 視覚障がい者が円滑に操作できる制御装置	※		※	(点字表示等) 有 ・ 無	合・否	
		⑬ 昇降方向の音声表示装置	※	●	※	●	有 ・ 無	合・否
		⑭ 乗降ロビーの制御装置に視覚障害者誘導用ブロック	※		※		有 ・ 無	合・否
		⑮ 利用しやすいかごの大きさ (3) 間口 140 cm×奥行き 135cm 以上 (4) 奥行き 135 cm以上			●	●	(内法寸法) cm× cm	合・否
6 便所 【P115】 参照	(1) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合	① 車椅子使用者用便房を1以上設置				(車椅子用) 有 ・ 無 (設置場所)	合・否	
		② 人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を備えた便房を1以上設置 (2,000 m ² 以上の建築物)				(ワスト対応) 有 ・ 無 (設置場所)	合・否	
		③ 車椅子使用者用便房がある旨の表示				有 ・ 無	合・否	
		④ 段を設けない				有 ・ 無	合・否	
		⑤ 床面は滑りにくい仕上げ				(仕上げ材)	合・否	
	(2) 車椅子使用者用便房の構造	① 腰掛便座の両側に手すりを設置				(両側手すり) 有 ・ 無	合・否	
		② 腰掛便座はできる限り前方・両側から移乗しやすい位置に設置				(講じた措置)		
		③ 車椅子使用者の利用に十分な空間の確保				(空間) 内接円 直径 cm	合・否	
		④ 洗浄装置は操作が容易なもの				(装置) 式	合・否	
		⑤ 施設管理者等へ通ずる非常用呼出装置				有 ・ 無	合・否	
		⑥ 荷物台を設置				有 ・ 無 (設置高さ) cm	合・否	
		⑦ 施錠・開錠が容易な施錠装置				(施錠方法)	合・否	
	(3) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する男子用小便器を設ける場合	① 1以上を手すりがある床置きその他これに類する小便器				(手すり) 有 ・ 無 (床置き等) 有 ・ 無 (設置場所)	合・否	

整備項目	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	適 合 状 況
6 便所 【P115】 参照	(4) 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する便所	① 必要に応じ、出入口又はその付近に点字案内	有 ・ 無	
	(5) 2,000 m ² 以上の建築物	① 不特定多数の者が利用する便所を設ける場合1以上に乳児用椅子又は乳児用ベッドを設置	有 ・ 無	合・否
7 敷地内の 通路 【P96】 参照	段がある部分	① 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		② 排水溝には、杖、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝ふた	(排水溝の有無) 有 ・ 無 (ふたの目幅) cm	合・否
		③ 両側に手すりを設置 ・ 手すりは端部が突出しない構造、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものは、必要に応じ点字表示	(両側手すり) 有 ・ 無 (講じた措置)	合・否
		④ 段鼻は段を識別しやすい色	(講じた措置)	合・否
		⑤ つまづきにくい構造	(講じた措置)	合・否
		⑥ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
	傾斜路	⑦ 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、けあげ・踏面・踊場の幅	(段の幅) cm (けあげ) cm (踏面) cm (踊場の幅) cm	合・否
		⑧ 傾斜（勾配>1/12 又は高さ>16 cmでかつ勾配>1/20）がある部分の両側に手すりを設置、その他の部分には必要に応じて設置 ・ 手すりは端部が突出しない構造、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものは、必要に応じ点字表示	(両側手すり) 有 ・ 無 (勾配) / (高さ) cm (手すり) 有 ・ 無 (講じた措置)	合・否
		⑨ 傾斜の前後の水平部分と識別しやすい色	(講じた措置)	合・否
		⑩ 始終端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差部に踏幅150cm以上の水平部分	(踏幅) cm	合・否
		⑪ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
(1) 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路	① 幅140 cm以上。不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものは180cm以上	(幅員) cm	合・否	
	② 戸は1②③④の構造		合・否	
(2) 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の傾斜路	① 幅140 cm以上。不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものは180cm以上、段併設の場合90 cm以上	(内法幅) cm (段併設) 有 ・ 無	合・否	
	② 勾配1/20以下（消融雪装置設置の場合1/12以下）	(勾配) / (消融雪装置) 有 ・ 無	合・否	
	③ 高さ50 cm以内ごとに踏幅150 cm以上の踊場	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否	

整備項目	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	適 合 状 況
7 敷地内の 通路 【P96】 参照	(3) (自動車車庫・駐車を除く)案内所等を設ける場合は、道等から案内所等までの経路の1以上、案内所等を設けない場合は、道等から外部出入口までの経路の1以上 ※ 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する経路に限る	① 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の方法の視覚障がい者誘導設備	有 ・ 無 (講じた措置)	合・否
		② 次の部分に視覚障害者誘導用ブロック(警告ブロック)を敷設 ・ 車路に近接する部分 ・ 段の上端及び下端、又は傾斜の上端に近接する部分(勾配 $\leq 1/20$ の傾斜、又は高さ ≤ 16 cmかつ勾配 $\leq 1/12$ の傾斜の場合、段又は傾斜と連続して手すりを設置する踊場の場合を除く。)	(警告ブロック) 有 ・ 無 (傾斜) 勾配 / 高さ cm (講じた措置)	合・否
8 駐車場 【P123】 参照	多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する駐車場を設ける場合、車椅子利用者用駐車区画を設置 共同住宅等に設けるものを除く	① 区画は1以上(駐車区画総数が100を超える場合は、1/100以上)設置	(全区画数) 台 (内、車椅子用) 台	合・否
		② 幅350cm以上、奥行き600cm以上	(幅) cm (奥行き) cm	合・否
		③ 利用居室又は建物出入口に近いところに設置	(近い位置) 有 ・ 無	合・否
		④ 当該部分又はその付近に車椅子利用者用である旨を積雪等に配慮し見やすく表示	(表示) 有 ・ 無 (講じた措置)	合・否
		⑤ 駐車場の出入口付近に、車椅子利用者用区画がある旨を積雪等に配慮し表示し、入口から区画までを誘導	(表示) 有 ・ 無 (誘導) 有 ・ 無 (講じた措置)	合・否
9 エスカ レータ ー 【P125】 参照	不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するもの	① 移動手すりの水平部分120cm以上、これと連続する固定両側手すり	(移動手すり水平部分) cm (固定両側手すりの有無) 有 ・ 無	合・否
		② 踏み段、くし板の表面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		③ 踏み段端部とその周辺の明度差を大きく	(講じた措置)	合・否
		④ 乗降口に視覚障害者誘導用ブロックを敷設、固定手すりに誘導等の点字表示	(ブロック) 有 ・ 無 (点字表示) 有 ・ 無	合・否
10 洗面所 (客室に設けるものを除く。) 【P127】 参照	多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する洗面所	① 段を設けない	有 ・ 無	合・否
		② 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		③ 車椅子使用者が利用しやすい高さの洗面器、鏡	(洗面器) 有 ・ 無 (鏡) 有 ・ 無 (設置場所)	合・否
		④ 両側手すりの設置・操作しやすい水栓器具	(両側手すり) 有 ・ 無 (器具の仕様) 有 ・ 無 (設置場所) 有 ・ 無 (吐水口の位置) cm	合・否
11 浴室、 シャワ ー室、 脱衣室 及び更 衣室 【P129】 参照	病院、ホテル、老人ホーム等、老人福祉センター等、運動施設、公衆浴場に設ける、多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものの1以上	① 段・階段を設けない(やむを得ない場合を除く)。	(段) 有 ・ 無	合・否
		② 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		③ 必要に応じ、手すりを設ける		合・否
		④ 車椅子使用者が利用できる十分な空間を確保	(空間) 内接円 直径 cm	合・否
		⑤ 浴槽の縁の高さは、障がい者・高齢者に配慮したもの	(高さ) cm	合・否

整備項目	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	適合状況
1 1 浴室、シャワー室、脱衣室及び更衣室 【P129】 参照		⑥ 浴室・シャワー室に椅子を設ける	有 ・ 無	合 ・ 否
		⑦ 障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具	(器具の仕様)	合 ・ 否
		⑧ 更衣室・脱衣室に、車椅子使用者が利用しやすい脱衣ベンチ	有 ・ 無	合 ・ 否
1 2 客室 【P132】 参照	(1) 宿泊施設(床面積 2,000 m ² 未満のものを除く)に設けるもの	① 客室数(客室の総数が 50 室以上のものに設ける客室のうち、当該客室の総数に 100 分の 1 を乗じて得た客室数以上)	(全客室数) 室 (車椅子用) 室 (設置場所)	合 ・ 否
		② 車椅子使用者が利用できる十分な空間を確保	(空間) cm× cm 内接円 直径 cm	合 ・ 否
		③ ベッド、手すりを適切に設置	有 ・ 無	合 ・ 否
		④ 室内の出入口幅 80cm 以上	(幅) cm	合 ・ 否
		⑤ 室内の戸は障がい者、高齢者等が容易に開閉できる構造、戸の前後に高低差がない	(戸の構造) (高低差) 有 ・ 無	合 ・ 否
		⑥ 車椅子使用者が利用しやすいスイッチ	コンセント(ベッド周辺のものを除く) cm ベッド周辺のスイッチ・コンセント cm インターホン・モニター cm	合 ・ 否
		⑦ 便所は 6 (1)④⑤、(2)①～⑦の構造	有 ・ 無	合 ・ 否
		⑧ 洗面所は 1 0 の構造	有 ・ 無	合 ・ 否
		⑨ 浴室は 1 1 ②～⑧、段を設けない、非常用呼出装置を設ける	(段) 有 ・ 無 (呼出装置) 有 ・ 無	合 ・ 否
		⑩ ファクス、点字付き電話等、視覚障がい者・聴覚障がい者に配慮	(講じた措置)	合 ・ 否
		⑪ 聴覚障がい者に配慮した非常警報装置	有 ・ 無	合 ・ 否
	廊下へ通ずる出入口	・ 出入口幅 80cm 以上、1 ②③④の構造		合 ・ 否
	(2) (1)の客室の設置場所	・ 非常時に避難しやすい場所に設置	(講じた措置)	合 ・ 否
1 3 観 覧 席 等 【P136】 参照	(1) 劇場等、集会場等、運動施設に多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する観覧席や客席を設ける場合	① 原則として、観覧席等の 2 以上(観覧席総数が 200 を超える場合は 1/100 以上)を車椅子使用者用席とする	(全観覧席数) 席 (車椅子使用者席数) 席	合 ・ 否
		② ①の床は水平		合 ・ 否
		③ ①の席は、幅 90cm 以上、奥行き 120cm 以上	(幅) cm (奥行き) cm	合 ・ 否
	(2) 観覧席の出入口(利用円滑化経路上のもの)から(1)の席までの通路	① 幅 140cm 以上	(幅) cm	合 ・ 否
		② 表面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合 ・ 否
③ 階段・段を設けない		(段) 有 ・ 無	合 ・ 否	

整備項目	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	適 合 状 況
13 観覧席等 【P136】 参照		④ 傾斜路は、次の構造		合・否
		・始終端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差部に踏幅 150cm 以上の水平部分	(踏幅) cm	合・否
		・縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
		・勾配 1/12 以下	(勾配) /	合・否
		・高さ 75 cm 以内ごとに踏幅 150 cm 以上の踊場	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否
	(3) (1)の施設に設ける不特定多数の者が利用する観覧席	・補聴装置を 1 以上設け、その旨を表示	(補聴装置) 有 ・ 無 (表示) 有 ・ 無	合・否
14 公衆電話の設置場所 【P141】 参照	公衆電話を設ける場合	① 出入口幅 80cm 以上	(幅) cm	合・否
		② 開閉しやすい戸	(開閉方法)	合・否
		③ 通過に支障となる段を設けない	(最大段差) cm	合・否
		④ 車椅子使用者が利用しやすい高さ、下部の空間	(高さ) cm (空間) 有 ・ 無	合・否
		⑤ 難聴者、視覚障がい者が利用しやすい電話機		合・否
15 カウンター等 【P143】 参照	カウンター・記載台を設ける場合、1 以上	① 車椅子使用者が利用しやすい高さ、下部に空間	(高さ) cm (空間) 有 ・ 無 (設置場所)	合・否
16 案内設備 【P145】 参照	(1) 案内設備を設ける場合	① 高さ、文字の大きさ、表示内容に配慮	(高さ) cm (設置場所)	合・否
		② 必要に応じ、点字表示又は音声案内等を設置	(点字表示等の有無) 有 ・ 無	
		③ 案内用図記号は、できる限り JIS に定めるもの		
		④ 敷地内通路に設ける場合、積雪等に配慮	(講じた措置)	合・否
	(2) 呼び出しを行う案内設備の場合	・音声、文字等により呼び出しを行うもの	(講じた措置)	合・否
17 改札口及びレジ通路 【P147】 参照	設ける場合、1 以上	① 幅 90cm 以上	(内のり幅) cm	合・否
		② 通過に支障となる段を設けない	(最大段差) cm	合・否
		③ 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		④ 必要に応じ、視覚障害者誘導用ブロックを敷設	(講じた措置)	
18 券売機等(券売機、自動販売機、現金預入・支払機) 【P149】 参照	(1) 設ける場合、1 以上	① 利用しやすい位置		合・否
		② 車椅子使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間	(高さ) cm (空間) 有 ・ 無	合・否
		③ 操作ボタン、金銭投入口・取出口等は利用しやすい構造	(仕様)	合・否
		(2) 視覚障がい者が利用しやすい券売機等を設置する場合	④ 視覚障がい者が利用しやすい券売機等を設置する場合、視覚障害者誘導用ブロックを敷設	(視覚障がい者対応機) 有 ・ 無 (誘導用ブロック) 有 ・ 無

整備項目	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	適合状況
19 授乳及びおむつ替えの場所 【P151】 参照		① 必要に応じ、授乳及びおむつ替えの場所を設け、ベビーベッドを設置	(場所) 有・無 (ベビーベッド) 有・無	
		② ①の場合、設置の旨を見やすい方法で表示	(表示) 有・無	合・否
20 緊急避難設備 【P139】 参照	ホテル(3,000 m ² 以上)、老人ホーム等、老人福祉センター等に設けるもの	① 光、文字、音声等による火災報知設備と連動した誘導灯	(点滅装置、誘導音付誘導灯) 有・無	合・否
		② 一斉放送できる設備	有・無	合・否
21 水飲み場 【P153】 参照	設ける場合、1以上	① 利用しやすい位置		合・否
		② 車椅子使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間	(空間) cm× cm	合・否
		③ 操作しやすい水栓器具	(水栓器具の仕様)	合・否
		④ 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
22 視覚障害者誘導用ブロック 【P155】 参照		① 原則 JIS に定める形状	(形状)	
		② 原則として黄色。周囲の床材と明度の差の大きい色	(色) (周囲の色)	合・否
		③ 十分な強度、ぬれても滑りにくく、耐久性がある	(材種)	合・否
		④ できる限り直線的に、連続的に設置		
		⑤ 壁・床に突出物がある場合、適切な距離を確保して敷設		合・否

特定適合施設表示板交付基準

整備項目	条 件	整 備 基 準				設 計 内 容	適 合 状 況	
23 利用円滑化経路 【P92】 参照	利用円滑化経路 (利用居室又は住戸等から道等、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設に至る経路のそれぞれ1以上)	建築物内にある、すべての居室又は住戸までの経路を、利用円滑化経路に整備					合・否	
24 駐車場 【P123】 参照		8の駐車場を1以上設ける。					合・否	
25 エレベーター 【P108】 参照	利用円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーのそれぞれ1以上(かごの停止階は利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階とする) (1) 教育施設、共同住宅等を除く2,000㎡以上の建築物に設けるもの (2) 2,000㎡以上の教育施設、共同住宅等に設けるもの (3) 教育施設、共同住宅等を除く2,000㎡未満の建築物に設けるもの (4) 2,000㎡未満の教育施設、共同住宅等に設けるもの ※・・・不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する場合に整備(自動車庫の用途は適用しない)	構 造	整備必要項目				エレベーターの仕様	
			(1)	(2)	(3)	(4)	□(1) □(2) □(3) □(4)	
		① かごの床面積1.83㎡以上	●	●			(床面積) m ²	合・否
		② 車椅子の転回に支障ないかごの形状	●	●			(かごの間口) cm	合・否
		③ 出入口幅80cm以上	●	●	●	●	(内法幅) cm	合・否
		④ かごの奥行き135cm以上	●	●			(かごの奥行) cm	合・否
		⑤ 乗降ロビー150cm×150cm以上(高低差なし)	●	●	●	●	(内法寸法) cm×cm (高低差) 有・無	合・否
		⑥ 車椅子使用者が利用しやすい制御装置	●	●	●	●	(装置の高さ) cm	合・否
		⑦ かご内に停止予定階、現在位置の表示装置	●	●	●	●	有・無	合・否
		⑧ 乗降ロビーにかごの昇降方向の表示装置	●	●	●	●	有・無	合・否
		⑨ かごの両側に手すり	●	●	●	●	有・無	合・否
		⑩ かご内に鏡を設置(出入口が複数あり、車椅子使用者が円滑に乗降できるものを除く。)	●	●	●	●	有・無	合・否
		⑪ かご内に到着階、出入口閉鎖を音声表示装置	※	●	※	●	有・無	合・否
		⑫ 視覚障害者が円滑に操作できる制御装置	※		※		(点字表示等) 有・無	合・否
		⑬ 昇降方向の音声表示装置	※	●	※	●	有・無	合・否
⑭ 乗降ロビーの制御装置に視覚障害者誘導用ブロック	※		※		有・無	合・否		
⑮ 利用しやすいかごの大きさ (3) 間口140cm×奥行き135cm以上 (4) 奥行き135cm以上			●	●	(内法寸法) cm×cm	合・否		

規模又は構造、地形の状況等により、整備基準に適合させることが著しく困難な整備項目がある場合、記入してください。

整備項目	整備基準に適合しない理由	設計内容	代替措置等

様式2の1 (建築物用)

判定結果	適合状況	措置状況
整備基準	合・否	指導・助言
表示板交付基準	合・否	—

※ この欄は記入しないでください。

整備基準チェックリスト ※床面積合計 500 m²未満

記入方法

○「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数字または措置の内容等を記入してください。
 ○「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。

記入例

	設計内容	適合状況
	(突出物) 有・無	合・否
	(安全な措置) 有・無	

整備項目	条 件	整備基準	設計内容	適合状況
【 P97 ・ P103・P113】 参照	(1) 利用円滑化経路 (利用居室又は住戸等から道等、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設に至る経路のそれぞれ1以上)	① 階段又は段を設けない (設ける場合は傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設) ※ 利用円滑化経路・・・居室又は住戸等 (不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものを除く) が地上階又は直上階若しくは直下階のみにある場合は、地上階のものまでの経路 (以下同じ)	(段の有無) 有・無 (講じた措置) ・傾斜路 ・EV ・無し ・その他 ()	合・否
1 出入口 【P101】 参照	(1) 利用円滑化経路上にある出入口(車椅子使用者用便房に通じる出入口を含み、直接客室・住戸等へ通ずるものを除く。)	① ・出入口幅80cm以上 ② 自動扉又は車椅子使用者が開閉し通過しやすい戸 ③ 戸の前後に、段など高低差がない (水平) ④ ・ 戸にガラスを使用する場合は安全な材種を使用 ・ 全面ガラスとする場合は、視覚障がい者の衝突防止のための措置を講ずる	(内法幅) cm (開閉方法) (そで壁) 有・無 (段の有無) 有・無 (段差) cm (水平部) 有・無 (材種) ・強化ガラス ・その他 () (講じた措置) (設置高さ) cm	合・否 合・否 合・否 合・否
2 廊下等 【P103】 参照		① 滑りにくい仕上げ ② 壁面に突出物を設置しない。設置する場合は視覚障がい者の通行の安全上支障がない措置 ③ 必要に応じ手すりを設置 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">・ 手すりは端部が突出しない構造。不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものは、必要に応じ点字表示</div>	(仕上げ材) (突出物) 有・無 (講じた措置) (手すり) 有・無 (講じた措置)	合・否 合・否
	・勾配≤1/20の傾斜、又は高さ≤16cmで勾配≤1/12の傾斜を除く ・自動車車庫、駐車場を除く	④ 階段の上端及び下端又は傾斜の上端に近接する廊下等に視覚障害者誘導用ブロック	(点字ブロック) 有・無 (階段の有無) 有・無 (傾斜) 勾配 / 高さ cm	合・否
	(1) 利用円滑化経路を構成する廊下等	① 幅90cm以上	(内法幅) cm	合・否

整備項目	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	適 合 状 況
2 廊下等 【P103】 参照		② 自動扉又は車椅子使用者が開閉し通過しやすい戸	(開閉方法) (そで壁) 有 ・ 無	合・否
		③ 戸の前後に高低差がない(水平)	(段の有無) 有 ・ 無 (段差) cm (水平部) 有 ・ 無	合・否
	(2) 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する廊下に案内所等を設ける場合の、外部出入口から案内所等までの経路の1以上(7(3)と一体整備するもののうち、廊下部分の構造)	① 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の視覚障がい者誘導設備を設置。次の場合を除く。 ・直進の風除室内 ・自動車車庫、駐車場の場合 ・管理人が常駐し、人的対応が可能な場合	(案内所等) 有 ・ 無 ※有の場合は下記を記入 (案内所等の場所) (誘導設備) 有 ・ 無 (講じた措置)	合・否
3 階段 【P112】 参照	その踊場を含む	① 段がある部分の両側に手すりを設置(踊場には必要に応じて設置) ・手すりは端部が突出しない構造、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものは、必要に応じ点字表示	(両側手すり) 有 ・ 無 (講じた措置)	合・否
		② 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		③ 段鼻は段を識別しやすい色	(講じた措置)	合・否
		④ つまづきにくい構造	(講じた措置)	合・否
		⑤ 主たる階段は回り段としない	(回り段) 有 ・ 無	合・否
		⑥ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり(5cm以上)	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
		⑦ 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、けあげ・踏面・踊場の幅	(段の幅) cm (けあげ) cm (踏面) cm (踊場の幅) cm	合・否
	不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するもの(自動車車庫・駐車場を除く)(段の部分と連続して手すりを設けた場合を除く)	⑧ 上端及び下端に近接する踊場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設	有 ・ 無 (講じた措置)	合・否
4 傾斜路 【P105】 参照	階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。 その踊場を含む	① 傾斜(勾配>1/12又は高さ>16cm)がある部分の両側に手すりを設置、その他の部分には必要に応じて設置 ・手すりは端部が突出しない構造、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものは、必要に応じ点字表示	(両側手すり) 有 ・ 無 (勾配) / (高さ) cm (講じた措置)	合・否
		② 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		③ 傾斜の前後の水平部分(廊下、踊場等)と識別しやすい色	(講じた措置)	合・否
		④ 始末端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差部に踏幅150cm以上の水平部分	(踏幅) cm	合・否
		⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり(5cm以上)	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否

整備項目	条 件	整備基準		設計内容	適合状況	
4 傾斜路 【P105】 参照	<ul style="list-style-type: none"> 勾配$\leq 1/20$の傾斜、又は高さ≤ 16 cmで勾配$\leq 1/12$の傾斜を除く 傾斜の部分と連続した手すりを設けた場合又は自動車車庫・駐車場に設けるものを除く 	⑥ 上端に近接する踊場に視覚障害者誘導用ブ ロックを敷設		(手すり) 有・無 (講じた措置) (勾配) / (高さ) cm	合・否	
		(1) 利用円滑化経路 を構成する傾斜路		① 幅90 cm以上 ② 勾配1/12以下 ③ 高さ75 cm以内ごとに踏幅150 cm以上の踊場	(内法幅) cm (勾配) / (高さ) cm (踏幅) cm	合・否 合・否 合・否
	5 エレベーター 【P108】 参照	利用円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビー(かごの停止階は利用居室、住戸等、車椅子使用者用便所又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階とする) (1) 教育施設、共同住宅等を除く2,000 m ² 以上の建築物に設けるもの (2) 2,000 m ² 以上の教育施設、共同住宅等に設けるもの (3) 教育施設、共同住宅等を除く2,000 m ² 未満の建築物に設けるもの (4) 2,000 m ² 未満の教育施設、共同住宅等に設けるもの ※・・・ 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する場合に整備(自動車車庫、駐車場に設けるものを除く)	構造	整備必要項目	エレベーターの仕様 □(1) □(2) □(3) □(4)	
				(3)	(4)	
① かごの床面積1.83 m ² 以上					(床面積) m ²	合・否
② 車椅子の転回に支障ないかごの形状					(かごの間口) cm	合・否
③ 出入口幅80cm以上			●	●	(内法幅) cm	合・否
④ かごの奥行き135cm以上					(かごの奥行) cm	合・否
⑤ 乗降ロビー150cm×150cm以上(高低差なし)			●	●	(内法寸法) cm×cm (高低差) 有・無	合・否
⑥ 車椅子使用者が利用しやすい制御装置			●	●	(装置の高さ) cm	合・否
⑦ かご内に停止予定階、現在位置の表示装置			●	●	有・無	合・否
⑧ 乗降ロビーにかごの昇降方向の表示装置			●	●	有・無	合・否
⑨ かごの両側に手すり			●	●	有・無	合・否
⑩ かご内に鏡を設置(出入口が複数あり、車椅子使用者が円滑に乗降できるものを除く。)			●	●	(鏡) 有・無 (講じた措置)	合・否
⑪ かご内に到着階、出入口閉鎖を音声表示装置			※	●	有・無	合・否
⑫ 視覚障がい者が円滑に操作できる制御装置			※		(点字表示等) 有・無	合・否
⑬ 昇降方向の音声表示装置			※	●	有・無	合・否
⑭ 乗降ロビーの制御装置に視覚障害者誘導用ブロック	※		有・無	合・否		
⑮ 利用しやすいかごの大きさ (3) 間口140cm×奥行き135cm以上 (4) 奥行き135cm以上	●	●	(内法寸法) cm×cm	合・否		

整備項目	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	適 合 状 況
6 便所 【P115】 参照	(1) 多数の者が利用し、 又は主に障がい者、高 齢者等が利用する便所 を設ける場合	① 車椅子使用者用便房を1以上設置	(車椅子用) 有・無 (設置場所)	合・否
		② 車椅子使用者用便房がある旨の表示	有・無	合・否
		③ 段を設けない	有・無	合・否
		④ 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	(2) 車椅子使用者用便房 の構造	① 腰掛便座の両側に手すりを設置	(両側手すり) 有・無	合・否
		② 腰掛便座までできる限り前方・両側から移乗し やすい位置に設置	(講じた措置)	
		③ 車椅子使用者が円滑に利用できる空間の確保	(空間) cm× cm	合・否
		④ 洗浄装置は操作が容易なもの	(装置) 式	合・否
		⑤ 施設管理者等へ通ずる非常用呼出装置	有・無	合・否
		⑥ 荷物台を設置	有・無 (設置高さ) cm	合・否
		⑦ 施錠・開錠が容易な施錠装置	(施錠方法)	合・否
	(3) 多数の者が利用し、 又は主に障がい者、高 齢者等が利用する男子 用小便器を設ける場合	① 1以上を手すりがある床置きその他これに類 する小便器	(手すり) 有・無 (床置き等) 有・無 (設置場所)	合・否
	(4) 不特定多数の者が利 用し、又は主に視覚障 がい者が利用する便所	① 必要に応じ、出入口又はその付近に点字案内	有・無	
7 敷地内の 通路 【P96】参 照		① 滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		② 排水溝には、杖、車椅子のキャスター等が落 ち込まない構造の溝ふた	(排水溝の有無) 有・無 (ふたの目幅) cm	合・否
	段がある部分	③ 両側に手すりを設置 ・ 手すりは端部が突出しない構造、不特定 多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が 利用するものは、必要に応じ点字表示	(両側手すり) 有・無 (講じた措置)	合・否
		④ 段鼻は段を識別しやすい色	(講じた措置)	合・否
		⑤ つまづきにくい構造	(講じた措置)	合・否
		⑥ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
		⑦ 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、け あげ・踏面・踊場の幅	(段の幅) cm (けあげ) cm (踏面) cm (踊場の幅) cm	合・否

整備項目	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	適 合 状 況
7 敷地内の 通路 【P96】 参照		⑧ 傾斜(勾配>1/12又は高さ>16cmでかつ勾配>1/20)がある部分の両側に手すりを設置、その他の部分には必要に応じて設置 ・ 手すりは端部が突出しない構造、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものは、必要に応じ点字表示	(両側手すり) 有・無 (勾配) / (高さ) cm	合・否
		⑨ 傾斜の前後の水平部分と識別しやすい色	(講じた措置)	合・否
		⑩ 始末端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差部に踏幅150cm以上の水平部分	(踏幅) cm	合・否
		⑪ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
		(1) 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路	① 幅90cm以上。 ② 戸は1②③④の構造	(幅員) cm
	(2) 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の傾斜路	① 幅90cm以上。	(内法幅) cm	合・否
		② 勾配1/20以下(消融雪装置設置の場合1/12以下)	(勾配) / (消融雪装置) 有・無	合・否
		③ 高さ50cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否
	(3) (自動車庫・駐車場を除く) 案内所等を設ける場合は、道等から案内所等までの経路の1以上、案内所等を設けない場合は、道等から外部出入口までの経路の1以上 ※ 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する経路に限る	① 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の方法の視覚障がい者誘導設備	有・無 (講じた措置)	合・否
		② 次の部分に視覚障害者誘導用ブロック(警告ブロック)を敷設 ・ 車路に近接する部分 ・ 段の上端及び下端、又は傾斜の上端に近接する部分(勾配 \leq 1/20の傾斜、又は高さ \leq 16cmかつ勾配 \leq 1/12の傾斜の場合、段又は傾斜と連続し手すりを設置する踊場の場合を除く。)	(警告ブロック) 有・無 (傾斜) 勾配 / 高さ cm (講じた措置)	合・否
	8 駐車場 【P123】 参照	多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する駐車場を設ける場合、車椅子使用者用駐車区画を設置	① 区画は1以上(駐車区画総数が100を超える場合は、1/100以上)設置	(全区画数) 台 (内、車椅子用) 台
② 幅350cm以上、奥行き600cm以上			(幅) cm (奥行き) cm	合・否
③ 利用居室又は建物出入口に近いところに設置			(近い位置) 有・無	合・否
共同住宅等に設けるものを除く		④ 当該部分又はその付近に車椅子使用者用である旨を積雪等に配慮し見やすく表示	(表示) 有・無 (講じた措置)	合・否
		⑤ 駐車場の出入口付近に、車椅子使用者用区画がある旨積雪等に配慮し表示し、入口から区画までを誘導	(表示) 有・無 (誘導) 有・無	合・否

整備項目	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	適 合 状 況	
9 エスカレーター 【P125】参照	不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するもの	① 移動手すりの水平部分 120cm 以上、これと連続する固定両側手すり	(移動手すり水平部分) cm (固定両側手すりの有無) 有・無	合・否	
		② 踏み段、くし板の表面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
		③ 踏み段端部とその周辺の明度差を大きく	(講じた措置)	合・否	
		④ 乗降口に視覚障害者誘導用ブロックを敷設、固定手すりに誘導等の点字表示	(ブロック) 有・無 (点字表示) 有・無	合・否	
10 洗面所 (客室に設けるものを除く) 【P127】参照	多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する洗面所	① 段を設けない	有・無	合・否	
		② 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
		③ 車椅子使用者が利用しやすい高さの洗面器、鏡	(洗面器) 有・無 (鏡) 有・無 (設置場所)	合・否	
		④ 両側手すりの設置・操作しやすい水栓器具	(両側手すり) 有・無 (器具の仕様) (設置場所) (吐水口の位置) cm	合・否	
11 浴室、シャワー室、脱衣室及び更衣室 【P129】参照	病院、ホテル、老人ホーム等、老人福祉センター等、運動施設、公衆浴場に設ける、多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものの1以上	① 段・階段を設けない(やむを得ない場合を除く)。	(段) 有・無	合・否	
		② 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
		③ 必要に応じ、手すりを設ける			
		④ 車椅子使用者が利用できる十分な空間を確保	(空間) 内接円 直径 cm	合・否	
		⑤ 浴槽の縁の高さは、障がい者・高齢者に配慮したもの	(高さ) cm	合・否	
		⑥ 浴室・シャワー室に椅子を設ける	有・無	合・否	
		⑦ 障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具	(器具の仕様)	合・否	
		⑧ 更衣室・脱衣室に、車椅子使用者が利用しやすい脱衣ベンチ	有・無	合・否	
13 観覧席等 【P136】参照	(1) 劇場等、集会場等、運動施設に多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する観覧席や客席を設ける場合	① 原則として、観覧席等の2以上(観覧席総数が200を超える場合は1/100以上)を車椅子使用者用席とする	(全観覧席数) 席 (車椅子使用者席数) 席	合・否	
		② ①の床は水平		合・否	
		③ ①の席は、幅90cm以上、奥行き120cm以上	(幅) cm (奥行き) cm	合・否	
	(2) 観覧席の出入口(利用円滑化経路上のもの)から(1)の席までの通路	① 幅140cm以上	(幅) cm	合・否	
		② 表面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
		③ 階段・段を設けない	(段) 有・無	合・否	
		④ 傾斜路は、次の構造	・始終端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差点に踏幅150cm以上の水平部分	(踏幅) cm	合・否
			・縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
			・勾配1/12以下	(勾配) /	合・否
			・高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否
	(3) (1)の施設に設ける不特定多数の者が利用する観覧席	・補聴装置を1以上設け、その旨を表示	(補聴装置) 有・無 (表示) 有・無	合・否	

整備項目	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	適合状況
14 公衆電話の設置場所 【P141】 参照	公衆電話を設ける場合	① 出入口幅 80cm 以上	(幅) cm	合・否
		② 開閉しやすい戸	(開閉方法)	合・否
		③ 通過に支障となる段を設けない	(最大段差) cm	合・否
		④ 車椅子使用者が利用しやすい高さ、下部の空間	(高さ) cm (空間) 有・無	合・否
		⑤ 難聴者、視覚障がい者が利用しやすい電話機		合・否
15 カウンター等 【P143】 参照	カウンター・記載台を設ける場合、1 以上	① 車椅子使用者が利用しやすい高さ、下部に空間	(高さ) cm (空間) 有・無	合・否
16 案内設備 【P145】 参照	(1) 案内設備を設ける場合	① 高さ、文字の大きさ、表示内容に配慮	(高さ) cm	合・否
		② 必要に応じ、点字表示又は音声案内等を設置	(点字表示等の有無) 有・無	
		③ 案内用図記号は、できる限り JIS に定めるもの		
		④ 敷地内通路に設ける場合、積雪等に配慮	(講じた措置)	合・否
	(2) 呼び出しを行う案内設備の場合	・音声、文字等により呼び出しを行うもの	(講じた措置)	合・否
17 改札口及びレジ通路 【P147】 参照	設ける場合、1 以上	① 幅 90cm 以上	(内のり幅) cm	合・否
		② 通過に支障となる段を設けない	(最大段差) cm	合・否
		③ 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		④ 必要に応じ、視覚障害者誘導用ブロックを敷設	(講じた措置)	
18 券売機等(券売機、自動販売機、現金預入・支払機) 【P149】 参照	(1) 設ける場合、1 以上	① 利用しやすい位置		合・否
		② 車椅子使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間	(高さ) cm (空間) 有・無	合・否
		③ 操作ボタン、金銭投入口・取出口等は利用しやすい構造	(仕様)	合・否
		④ 視覚障がい者が利用しやすい券売機等を設置する場合、視覚障害者誘導用ブロックを敷設	(視覚障がい者対応機) 有・無 (誘導用ブロック) 有・無	合・否
19 授乳及びおむつ替えの場所 【P151】 参照		① 必要に応じ、授乳及びおむつ替えの場所を設け、ベビーベッドを設置	(場所) 有・無 (ベビーベッド) 有・無	
		② ①の場合、設置の旨を見やすい方法で表示	(表示) 有・無	
20 緊急避難設備 【P139】 参照	ホテル(3,000㎡以上)、老人ホーム等、老人福祉センター等に設けるもの	① 光、文字、音声等による火災報知設備と連動した誘導灯	(点滅装置、誘導音付誘導灯) 有・無	合・否
		② 一斉放送できる設備	有・無	合・否

整備項目	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	適合状況
21 水飲み場 【P153】 参照	設ける場合、1以上	① 利用しやすい位置		合・否
		② 車椅子使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間	(空間) cm× cm	合・否
		③ 操作しやすい水栓器具	(水栓器具の仕様)	合・否
		④ 床面は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	合・否
22 視覚障害者誘導用ブロック 【P155】 参照		① 原則 JIS に定める形状	(形状)	
		② 原則として黄色。周囲の床材と明度の差の大きい色	(色) (周囲の色)	合・否
		③ 十分な強度、ぬれても滑りにくく、耐久性がある	(材種)	合・否
		④ できる限り直線的に、連続的に設置		
		⑤ 壁・床に突出物がある場合、適切な距離を確保して敷設		合・否

特定適合施設表示板交付基準

整備項目	条 件	整 備 基 準		設 計 内 容	適 合 状 況		
23 利用円滑化経路 【P92】 参照	利用円滑化経路(利用居室又は住戸等から道等、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設に至る経路のそれぞれ1以上)	建築物内にある、すべての居室又は住戸までの経路を、利用円滑化経路に整備			合・否		
24 駐車場 【P123】 参照		8の駐車場を1以上設ける。			合・否		
25 エレベーター 【P108】 参照	利用円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーのそれぞれ1以上(かごの停止階は利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階とする) (3) 教育施設、共同住宅等を除く 2,000㎡未満の建築物に設けるもの (4) 2,000㎡未満の教育施設、共同住宅等に設けるもの ※・・・ 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する場合に整備(自動車庫の用途は適用しない)	構 造	整備必要項目		エレベーターの仕様		
			(3)	(4)	□(3) □(4)		
		① かごの床面積1.83㎡以上			(床面積)	㎡	合・否
		② 車椅子の転回に支障ないかごの形状			(かごの間口)	cm	合・否
		③ 出入口幅80cm以上	●	●	(内法幅)	cm	合・否
		④ かごの奥行き135cm以上			(かごの奥行)	cm	合・否
		⑤ 乗降ロビー150cm×150cm以上(高低差なし)	●	●	(内法寸法)	cm×cm	合・否
					(高低差)	有・無	
		⑥ 車椅子使用者が利用しやすい制御装置	●	●	(装置の高さ)	cm	合・否
		⑦ かご内に停止予定階、現在位置の表示装置	●	●		有・無	合・否
		⑧ 乗降ロビーにかごの昇降方向の表示装置	●	●		有・無	合・否
		⑨ かごの両側に手すり	●	●		有・無	合・否
		⑩ かご内に鏡を設置(出入口が複数あり、車椅子使用者が円滑に乗降できるものを除く。)	●	●		有・無	合・否
		⑪ かご内に到着階、出入口閉鎖を音声表示装置	※	●		有・無	合・否
		⑫ 視覚障がい者が円滑に操作できる制御装置	※			(点字表示等)	有・無
⑬ 昇降方向の音声表示装置	※	●		有・無	合・否		
⑭ 乗降ロビーの制御装置に視覚障害者誘導用ブロック	※			有・無	合・否		
⑮ 利用しやすいかごの大きさ (3) 間口140cm×奥行135cm以上 (4) 奥行き135cm以上	●	●		(内法寸法)	cm×cm	合・否	

規模又は構造、地形の状況等により、整備基準に適合させることが著しく困難な整備項目がある場合、記入してください。

整備項目	整備基準に適合しない理由	設計内容	代替措置等

様式2の2 (路外駐車場用)

判定結果	適合状況	措置状況
整備基準	合・否	指導・助言
表示板交付基準	合・否	—

※ この欄は記入しないでください。

整備基準チェックリスト

記入方法

- 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数字または措置の内容等を記入してください。
- 「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。

記入

設計内容	適合状況
(全駐車台数) 50 台	合・否
(内、車椅子使用者用施設数) 1 台	

整備項目	整備基準	設計内容	適合状況	
路外駐車場【P173】参照				
(1) 車椅子使用者用駐車施設の設置	① 100台以下は1台以上、100台超は1/100以上設置	(全駐車台数) 台 (車椅子使用者用) 台	合・否	
(2) (1)の駐車施設の構造	① 区画の幅350cm以上、奥行き600cm以上	(幅) cm (奥行き) cm	合・否	
	② 当該区画又はその付近に車椅子使用者用である旨を積雪等に配慮し見やすく表示	(表示) 有・無 (講じた措置)	合・否	
	③ 歩行者用出入口又は車両用出入口から近い位置に設置		合・否	
(3) 道路から駐車場へ通ずる出入口付近	① 車椅子使用者用区画がある旨を積雪等に配慮し表示し、入口から車椅子使用者用区画まで誘導	(表示) 有・無 (誘導) 有・無	合・否	
(4) (2)③の経路上の構造	① 段を設けない(傾斜路併設時を除く)	(段の有無) 有・無 (傾斜路) 有・無	合・否	
	段がある部分	⑤ 両側に手すりを設置、手すりは端部が突出しない構造	(手すり) 有・無 (講じた措置)	合・否
		⑥ 段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否
		⑦ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否
(5) 歩行者用通路の構造	② 幅180cm以上	(幅員) cm	合・否	
	④ 排水溝には、杖、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝ふた	(排水溝の有無) 有・無 (ふたの目幅) cm	合・否	
傾斜路	⑧ 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、けあげ・踏面・踊場の幅	(講じた措置)	合・否	
	⑨ 傾斜(勾配>1/12又は高さ>16cmでかつ勾配>1/20)がある部分の両側に手すりを設置、その他の部分には必要に応じて設置、手すりは端部が突出しない構造	(傾斜) 有・無 (勾配) / (高さ) cm (講じた措置)	合・否	

整備項目	整備基準	設計内容	適合状況
傾斜路	⑩ 幅 180cm 以上、段併設の場合 90 cm 以上	(内法幅) cm (段併設) 有・無	合・否
	⑪ 勾配 1/20 以下 (消融雪装置設置の場合は 1/12 以下)	(勾配) /	合・否
	⑫ 高さ 50 cm 以内ごとに踏幅 150 cm 以上の踊場	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否
	⑬ 傾斜の前後の水平部分と識別しやすい色	(講じた措置)	合・否
	⑭ 始末端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差部に踏幅 150cm 以上の水平部分	(踏幅) cm	合・否
	⑮ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	(講じた措置) (立ち上がり) cm	合・否

規模又は構造、地形の状況等により、整備基準に適合させることが著しく困難な整備項目がある場合、記入してください。

整備項目	整備基準に適合しない理由	設計内容	代替措置等

概要
概要

様式 3

正

工事完了届出書

年 月 日

札幌市長

住所
届出者
氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

札幌市福祉のまちづくり条例第 18 条第 1 項の規定により、協議した施設の整備が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

公共的施設の名称							
公共的施設の所在地		札幌市 区					
新設等の種別		・新築 ・増築 ・改築 ・大規模の修繕（模様替） ・用途変更					
主たる用途							
工事完了年月日		年 月 日					
協議年月日		年 月 日		受付番号		第 号	
監理者	住所						
	氏名	☎ (担当者)					
施工者	住所						
	氏名	☎ (担当者)					
※ 処 理 欄	部長	課長	係長	係	検査結果		受付印
					年 月 日		
					<input type="checkbox"/> 整備基準に適合 <input type="checkbox"/> 新築（適合証交付） <input type="checkbox"/> 増築等部分 <input type="checkbox"/> 増築等部分及び当該部分 までの経路（適合証交付） <input type="checkbox"/> 表示板を交付 <input type="checkbox"/> 指導・助言 <input type="checkbox"/> 勧告		

- 備考 1 ※印欄は、記入しないで下さい。
2 本様式による届出は、適合証又は特定適合施設表示板の交付請求を兼ねるものとする。

概要
整備にあたっての配慮
基準となる幅や広さ等の基本的な考え方
建築物の利用実態による分類
特定適合施設表示板（シ）
手続きの概要
札幌市福祉のまちづくり条例
ガイドブックの見方
建築物
道路
公園
路外駐車場
パリアフリー
チェックシステム
施設整備マニュアル
改訂に係る検討体制
その他

様式 3

副

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

札 幌 市 長

届出者 住 所
 氏 名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

札幌市福祉のまちづくり条例第 18 条第 1 項の規定により、協議した施設の整備が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

公共的施設の名称				
公共的施設の所在地		札幌市 区		
新 設 等 の 種 別		・新築 ・増築 ・改築 ・大規模の修繕（模様替） ・用途変更		
主 たる 用 途				
工事完了年月日		年 月 日		
協 議 年 月 日		年 月 日	受付番号	第 号
監 理 者	住 所			
	氏 名	☎ (担当者)		
施 工 者	住 所			
	氏 名	☎ (担当者)		
※ 検 査 の 結 果	(検査年月日)	年 月 日		受 付 印

備考 ※印欄は、記入しないで下さい。

札幌市福祉のまちづくり条例

整備基準適合証

交付番号 第 号
 交付年月日 年 月 日

様

札幌市長

次の公共的施設は、札幌市福祉のまちづくり条例第15条に定める整備基準に適合していることを証します。

公共的施設の名称			
公共的施設の所在地	札幌市 区		
新設等の種別			
主たる用途			
適合証交付請求 年月日	年 月 日	適合証交付請求 通知番号	第 号

様式5の1（建築物用）

正

適合証交付請求書

年 月 日

札幌市長

住所
請求者
氏名

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

札幌市福祉のまちづくり条例第23条の規定により、次のとおり関係書類を添えて適合証の交付を請求します。

公共的施設の名称							
公共的施設の所在地		札幌市 区					
新設等の種別		・新築 ・増築 ・改築 ・大規模の修繕(模様替) ・用途変更 ・既存等					
主たる用途				構造		造	
階数		地上階・地下階		建築面積		㎡ (戸)	
内 訳	用途	階数	公共的施設部分	その他の部分	既存部分	合計	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
延べ床面積			㎡	㎡	㎡	㎡	
工事予定年月日		着手	年 月 日			完了	年 月 日
施設管理者	住所						
	氏名	☎ (担当者)					
※ 処 理 欄	部長	課長	係長	係	検査結果		受付印
					年 月 日		
					<input type="checkbox"/> 適合証を交付 <input type="checkbox"/> 不適合のため交付しない		交付第 号

- 備考 1 「内訳」欄は、多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する部分（公共的施設の部分）とその他の部分、増築等の場合は既存部分も記入して下さい。
- 2 複合施設等で公共的施設に係わる共用部分は公共的施設に含めて下さい。
- 3 ※印欄は、記入しないで下さい。

概要
 整備にあつての配慮
 基準となる幅や広さ等の基本的な考え方
 建築物の利用形態による分類
 特定適合施設表示板（シンボルマーク）
 手続きの概要
 札幌市福祉のまちづくり条例
 ガイドブックの見方
 建築物
 道路
 公園
 路外駐車場
 バリアフリーチェックシステム
 施設整備マニュアル改訂に係る検討体制
 その他

様式5の1（建築物用）

副

適合証交付請求書

年 月 日

札幌市長

住所
 請求者
 氏名

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

札幌市福祉のまちづくり条例第23条の規定により、次のとおり関係書類を添えて適合証の交付を請求します。

公共的施設の名称							
公共的施設の所在地		札幌市 区					
新設等の種別		・新築・増築・改築・大規模の修繕（模様替）・用途変更・既存等					
主たる用途				構造		造	
階数		地上階・地下階		建築面積		㎡（戸）	
内訳	用途	階数	公共的施設部分	その他の部分	既存部分	合計	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
	延べ床面積		㎡	㎡	㎡	㎡	
工事予定年月日		着手	年 月 日		完了	年 月 日	
施設管理者	住所						
	氏名	☎ (担当者)					
※検査の結果	(検査年月日) 年 月 日					受付印	
						交付第 号	

備考 ※印欄は、記入しないで下さい。

正

適合証交付請求書

年 月 日

札幌市長

住所
請求者
氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

札幌市福祉のまちづくり条例第23条の規定により、次のとおり関係書類を添えて適合証の交付を請求します。

公共的施設の名称							
公共的施設の所在地		札幌市 区					
公共的施設の種類							
工事の種類		・新設 ・増設等 ・既存等					
規模等		駐車のために供する面積 m ² その他					
工事予定年月日		着手	年 月 日			完了	年 月 日
施設管理者	住所						
	氏名	☎ (担当者)					
※ 処 理 欄	部長	課長	係長	係	協議結果		受付印
					年 月 日		
					<input type="checkbox"/> 適合証を交付 <input type="checkbox"/> 不適合のため交付しない		通知第 号

備考 ※印欄は、記入しないで下さい。

様式5の2 (路外駐車場用)

副

適合証交付請求書

年 月 日

札幌市長

住所
請求者
氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

札幌市福祉のまちづくり条例第23条の規定により、次のとおり関係書類を添えて適合証の交付を請求します。

公共的施設の名称					
公共的施設の所在地		札幌市 区			
公共的施設の種類					
工事の種類		・新設・増設・既存等			
規模等		駐車のために供する面積 m^2 その他			
工事予定年月日		着手	年 月 日	完了	年 月 日
施設管理者	住所				
	氏名	☎ (担当者)			
※ 検査の結果	(検査年月日)	年 月 日			受付印
					通知第 号

備考 ※印欄は、記入しないで下さい。



φ200mm

備考

- 1 マークと英文字は「BF ピンク」、文字は「BF グレー」とする。
- 2 特色指定での印刷の場合の指定色は「BF ピンク」が DIC289、「BF グレー」が DIC544 を使用する。
- 3 4色カラー印刷（プロセス印刷）の場合は、「BF ピンク」が Y43%+M65%+C3%、「BF グレー」が K70%を使用する。

概要

様式 7

正

特定適合施設表示板交付請求書

年 月 日

札幌市長

住所
請求者
氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

札幌市福祉のまちづくり条例第 24 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて特定適合施設表示板の交付を請求します。

公共的施設の名称							
公共的施設の所在地		札幌市 区					
新設等の種別		・新築 ・増築 ・改築 ・大規模の修繕(模様替) ・用途変更 ・既存等					
主たる用途		構造		造			
階数		地上階・地下階		建築面積		㎡ (戸)	
内 訳	用途	階数	公共的施設部分	その他の部分	既存部分	合計	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
	延べ床面積		㎡	㎡	㎡	㎡	
工事予定年月日		着手	年 月 日			完了	年 月 日
施設管理者	住所						
	氏名		☎ (担当者)				
※ 処 理 欄	部長	課長	係長	係	検査結果		受付印
					年 月 日		
				<input type="checkbox"/> 表示板を交付 <input type="checkbox"/> 不適合のため交付しない		通知第 号	

- 備考 1 「内訳」欄は、多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する部分（公共的施設の部分）とその他の部分、増築等の場合は既存部分も記入して下さい。
- 2 複合施設等で公共的施設に係わる共用部分は公共的施設に含めて下さい。
- 3 ※印欄は、記入しないで下さい。

様式 7

副

特定適合施設表示板交付請求書

年 月 日

札幌市長

住所
請求者
氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

札幌市福祉のまちづくり条例第 24 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて特定適合施設表示板の交付を請求します。

公共的施設の名称							
公共的施設の所在地		札幌市 区					
新設等の種別		・新築 ・増築 ・改築 ・大規模の修繕（模様替） ・用途変更 ・既存等					
主たる用途				構造		造	
階数		地上階・地下階		建築面積		㎡（戸）	
内訳	用途	階数	公共的施設部分	その他の部分	既存部分	合計	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
			㎡	㎡	㎡	㎡	
	延べ床面積		㎡	㎡	㎡	㎡	
工事予定年月日		着手	年 月 日		完了	年 月 日	
施設管理者	住所						
	氏名	☎ (担当者)					
※ 検査の結果	(検査年月日) 年 月 日					受付印	
						通知第 号	

備考 ※印欄は、記入しないで下さい。

(表)

第 号

身 分 証 明 書

写 真

所 属
職
氏 名

年 月 日生

上記の者は、札幌市福祉のまちづくり条例第 25 条の規定により立ち入り調査を行う職員であることを証明する。

年 月 日
札 幌 市 長

印

(裏)

札幌市福祉のまちづくり条例（抜粋）

(報告の徴収及び立入調査)

第 25 条 市長は第 17 条から第 20 条まで、第 22 条第 2 項、第 23 条及び前条の規定の施行に必要な限度において、公共的施設を所有し、又は管理する者（施設新設者等を含む。）に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、公共的施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況その他必要な事項について調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

概要

整備にあたっての配慮

基準となる幅や広さ等の基本的な考え

建築物の利用実態による分類

特定適合施設表示板（シ）ポルマーク

手続きの概要

札幌市福祉のまちづくり条例

ガイドブックの見方

建築物

道路

公園

路外駐車場

バリアフリーチェックシステム

施設整備マニュアル改訂に係る検討体制

その他

Ⅱ 整備基準と解説

このガイドブックでは、設計者のわかりやすい手引きとなるように、1つの整備項目に対し、次の構成により整備例の紹介を交えながら見開きで解説しています(一部の項目を除く)。実際の設計では建物等の敷地の立地条件を考慮し、建築主や設計者の工夫で「整備基準」に「整備が期待される事項」や「望ましい事項」等をうまく組み合わせて、誰もが利用しやすい施設づくりを目指してください。

■基本的な考え方

整備の対象となる施設および箇所を表しています。

■整備項目

整備項目について、基本的な考え方を簡潔にまとめてあります。

■整備基準

札幌市福祉のまちづくり条例施行規則を基に、整備基準を掲載しています。(原文の記載順を一部入れ替えてあります。)

■望ましい整備

条例では規定されていないものの、整備の際に配慮することが望ましい整備内容について示しています。

■図表・イラストによる解説

整備基準を取り入れた整備例をイラストなどを使って説明しています。イラストは大項目、小項目で構成されており、大項目は■で、小項目は■で表示しています。図中の●は整備基準(整備基準の解説で求めている内容含む)です。

■解説

整備の意味、目的を説明しています。

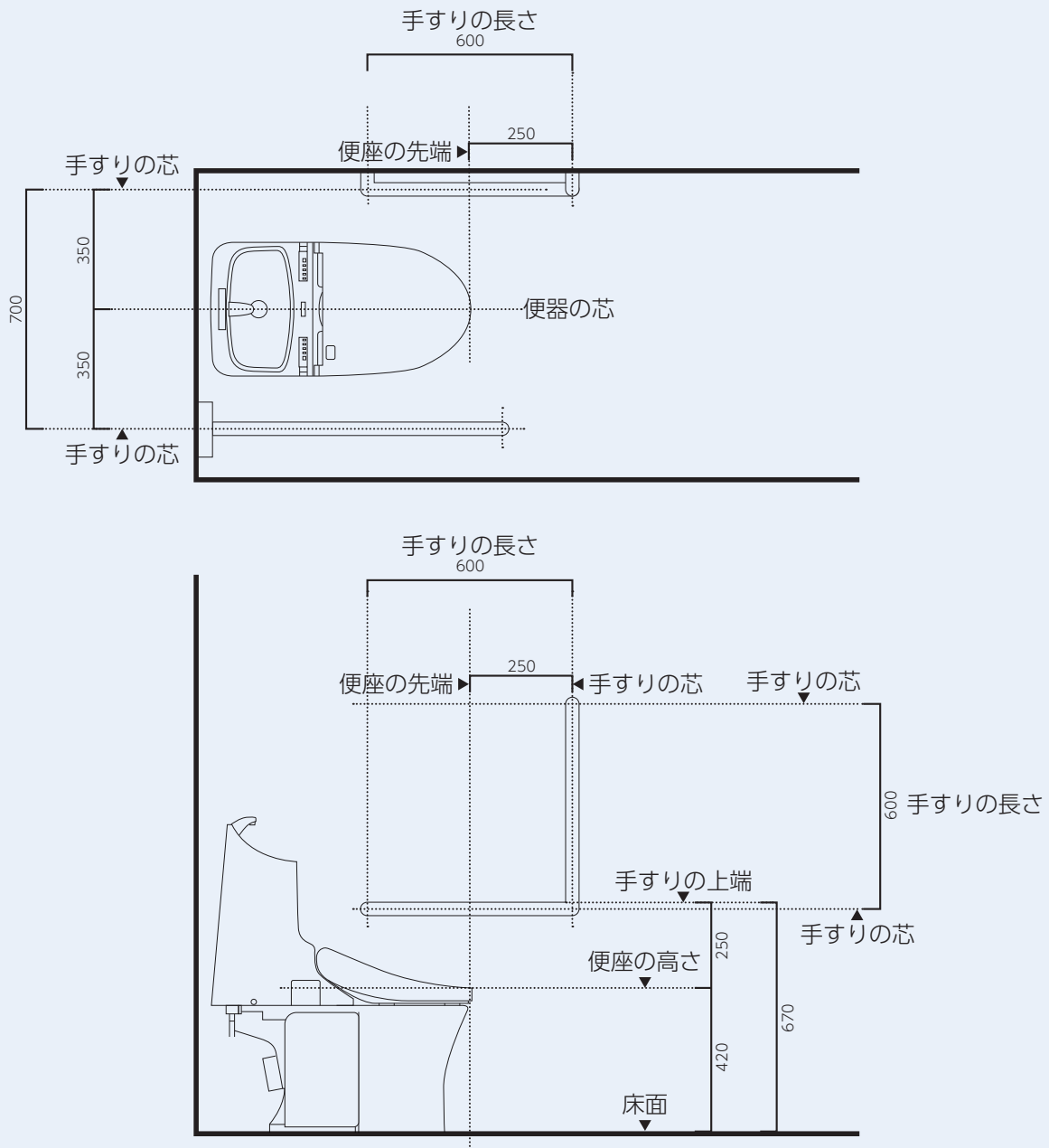
■利用者の声

市がこれまでに蓄積したバリアフリーチェック等における障がい当事者の意見を掲載しています。(バリアフリーチェックシステムは、P176を参照)

■手すりの寸法表記

- 垂直(縦)手すりは、手すり芯(中心)からの寸法とする。
- 水平(横)手すりの高さを決めるときは、手すり上端の寸法とする。
- 現場打合せ時は、手すり上端、または芯の寸法を明記する。

※記載されている寸法は参考値です。



この施設整備マニュアルでは、札幌市の障害をお持ちの方の表記に従い「障がいのある方」、「障がい者」としていますが、法令等において「障害者」と表記されている場合、そのまま引用していますので、ご了承ください。

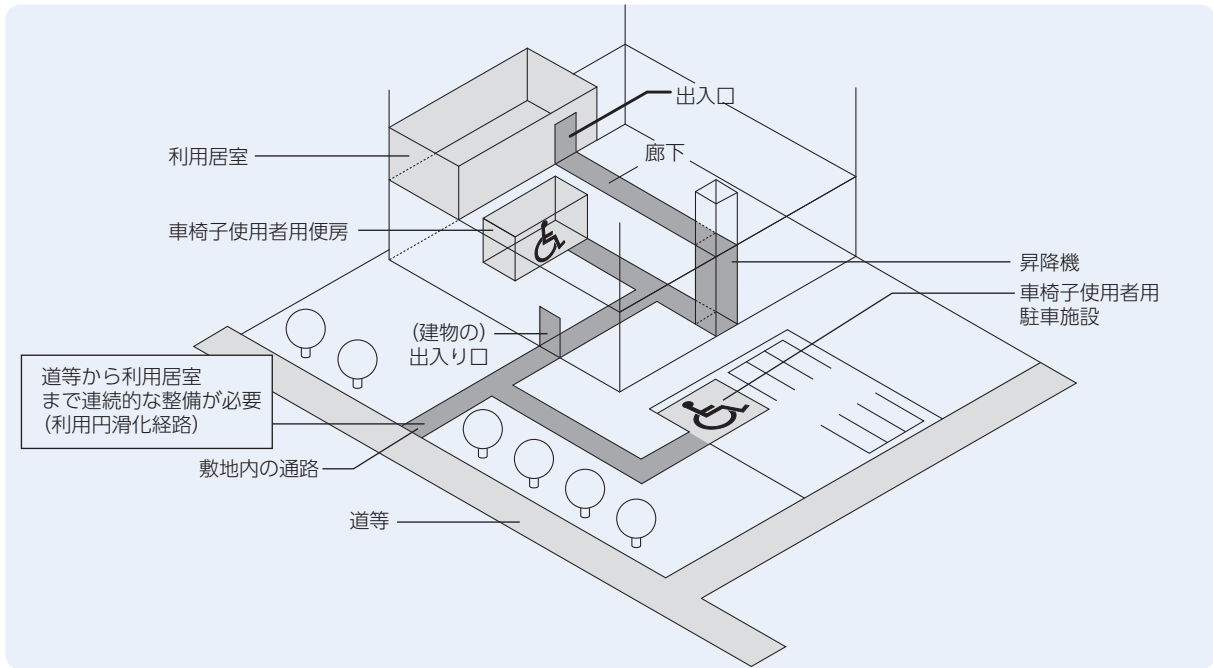
例 ・視覚障害者利用円滑化経路 ・視覚障害者誘導用ブロック

(1) A 障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路(以下「利用円滑化経路」という。)
B 視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。)

廊下や傾斜路といった個別の箇所の整備(「点」の整備)だけでなく、道等から建築物内の目的地までの経路に着目した連続的な整備(「線」の整備)が必要である。また、不特定多数の人が利用する施設や視覚障がい者の利用が想定される施設では、道から建築物まで視覚障がい者を安全に誘導する必要がある。

整備項目	整備基準	解説
A 利用円滑化経路 の定義 (規則別表2 1建築物の表7の 項第1号)	次の場合には、それぞれの経路の内1以上を利用円滑化経路とする。 ア 建築物に利用居室(※)を設ける場合 ※利用居室 ① 教育・娯楽・医療・集会・購買・宿泊・入浴・執務等の目的のために、多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する室のこと(施設管理者やその従業員の専用スペースを除く) ② 当該室が地上階又はその直上階若しくは直下階のみにある建築物の場合、地上階にある室のみを利用居室とする(ただし、当該室が不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものである場合は、すべての階のものを利用居室とする) 	利用円滑化経路には、以下の経路等も含まれる。 ・コンビニ、物販店等の店舗内の売り場における主要な経路 ・ショッピングモール内の各テナントまでの経路及び各テナント内の主要な経路 等 道等とは、道又は公園、広場、その他の空地のことを指す。 利用居室には更衣室・脱衣室・浴室等の公共施設の利用者が使用する室も含まれる。 特定多数の者が利用する2階建ての保育所や認定こども園、学校等はEV設置を免除できるが、不特定多数の者が利用する施設、主に障がい者、高齢者等が利用する施設については、2層であってもEV設置が求められる。不特定多数の者が利用する施設、主に障がい者、高齢者等が利用する施設の区分については、P15、16を参照。
	イ 共同住宅・寄宿舎・下宿等の住戸又は住室(住戸等)を設ける場合 ⇒ 道等から住戸等までの経路 住戸等が地上階又はその直上階若しくは直下階のみにある場合、地上階にある住戸等までの経路とする。ただし、住戸等が主に障がい者、高齢者等が利用するものである場合は、すべての階にある住戸等までの経路とする。 	
	ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合 ⇒ 利用居室(建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。エにおいて同じ。)から当該車椅子使用者用便房までの経路 	
	エ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 ⇒ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室又は住戸等までの経路	

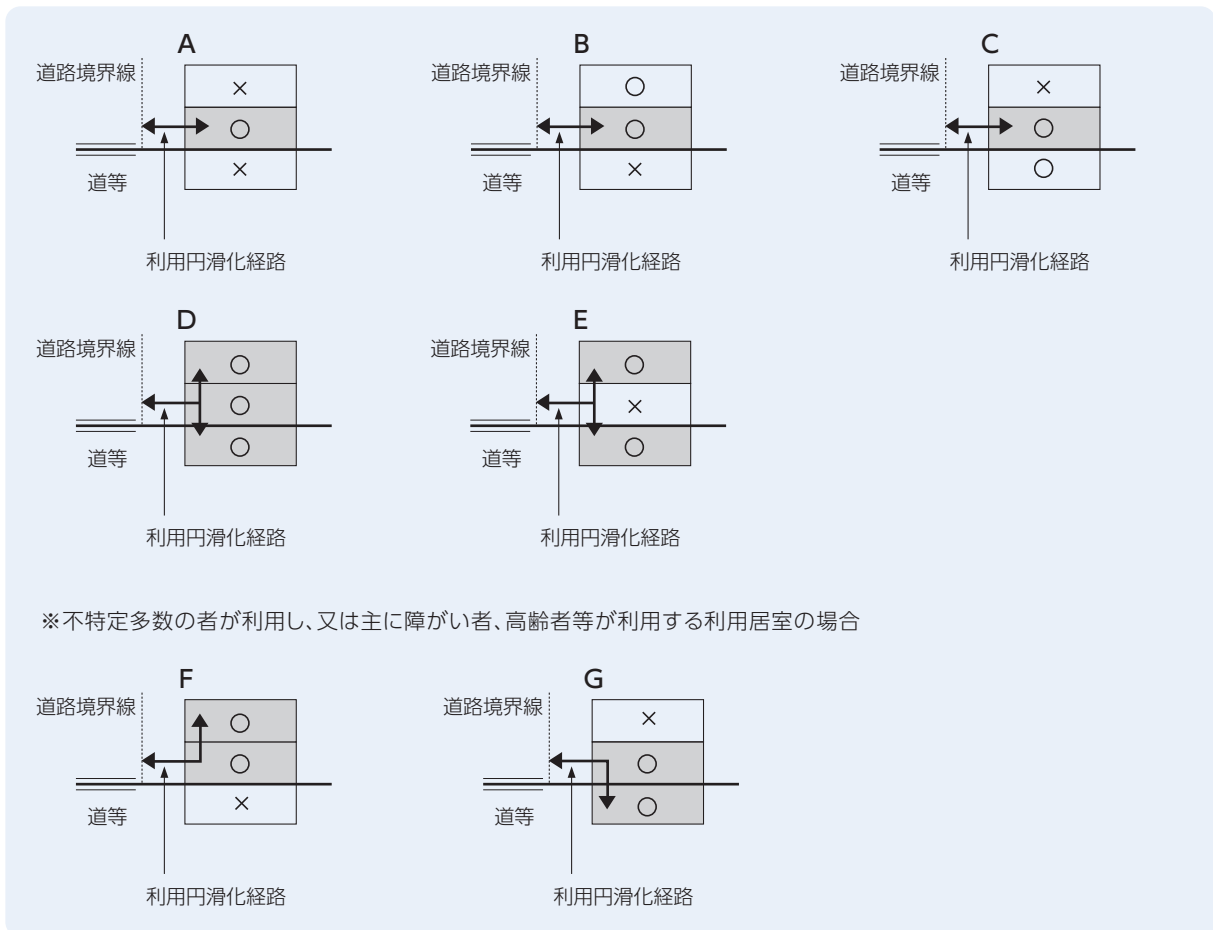
■ 利用円滑化経路



■ 道等から経路の整備が必要な利用居室

○多数の者等が利用する室あり ×多数の者等が利用する室なし

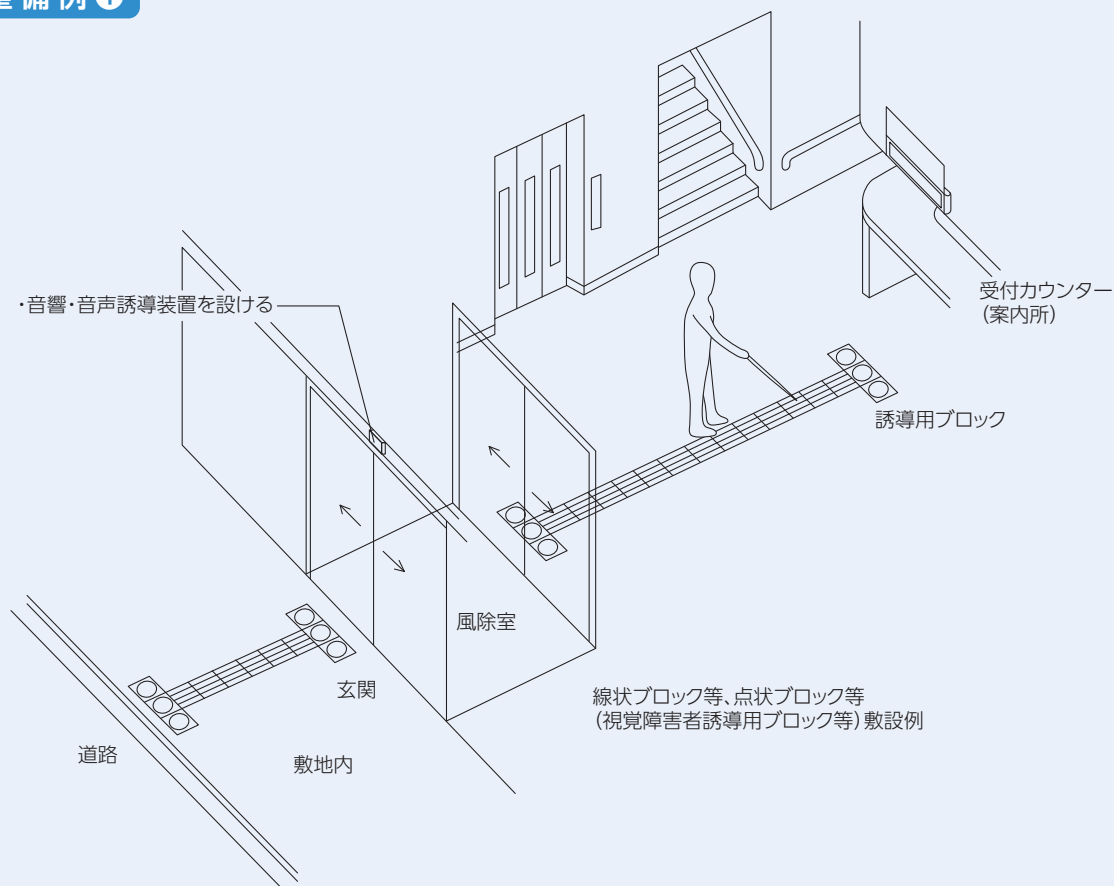
※着色階は、道等からの経路の整備が必要な利用居室がある階を示している。



整備項目	整備基準	解説
B 視覚障害者利用円滑化経路の定義 (規則別表2 1建築物の表8の項第1号、第2号)	<p>(1) 建築物又はその敷地に当該建築物の案内所又は案内板その他の設備(以下「案内所等」という。)を設ける場合、道等から案内所等までの経路(不特定多数の者や主に視覚障がい者が利用する経路に限る。)の1以上を、視覚障害者利用円滑化経路とする。ただし、次の経路の場合を除く。</p> <p>ア 道等から主として自動車の駐車のために供する施設までの経路</p> <p>イ 建築物内にある当該建築物の管理者や従業員が常駐する案内所等から外部出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路がp99〔2敷地内の通路〕の(3)「視覚障害者利用円滑化経路上の敷地内の通路」の整備がなされた経路</p> <p>.....</p> <p>(2) 建築物又はその敷地に当該建築物の案内所等を設けない場合には、道等から当該建築物の外部出入口までの経路(不特定多数の者や主に視覚障がい者が利用する経路に限る。)のうち1以上を、視覚障害者利用円滑化経路とする。ただし、道等から当該建築物の外部出入口までの経路が上記(1)アに定めるものを除く。</p>	<p>道から案内所等まで(案内所等を設けない場合は外部出入口までの)の経路を、視覚障害者誘導用ブロック(線状ブロック)や音声で誘導し、経路上にある階段や傾斜路等の存在を視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)等で警告しなければならぬ。</p> <p>.....</p> <p>具体的な整備内容についてはp96〔(2)敷地内の通路〕p103〔(4)廊下その他これに類するもの〕を参照。</p> <p>(1)アの「自動車の駐車のために供する施設」とは自動車車庫や立体駐車場等を指し、このような施設の整備を除外しているのは、運転手など介助者の同行が見込まれるからである。</p>

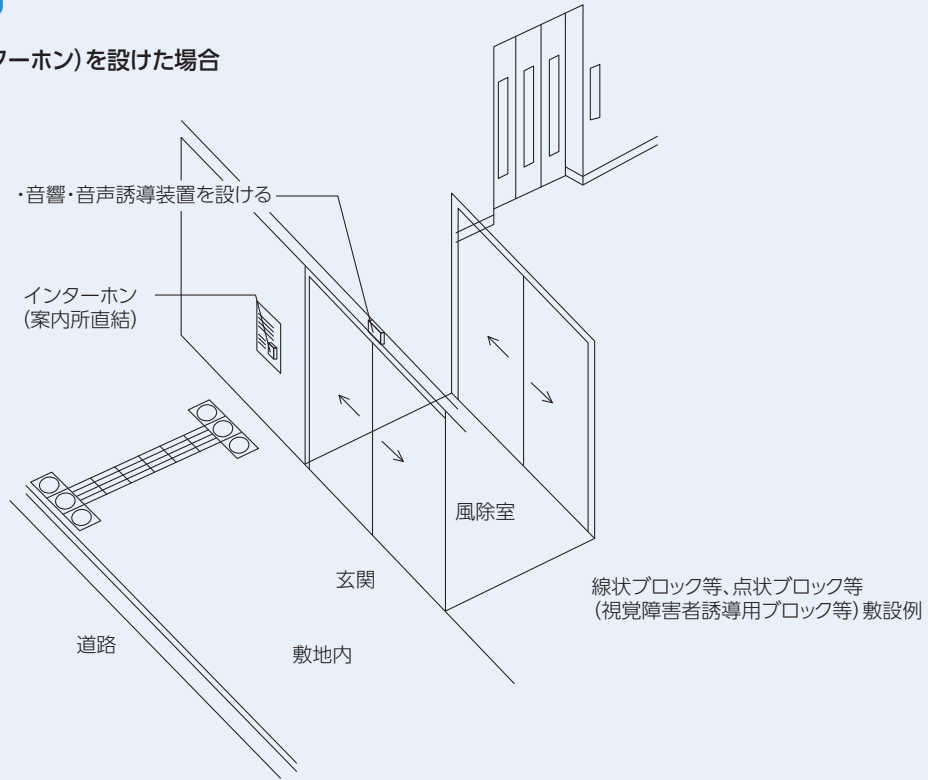
■案内所等を設けた場合の道からの経路

整備例①

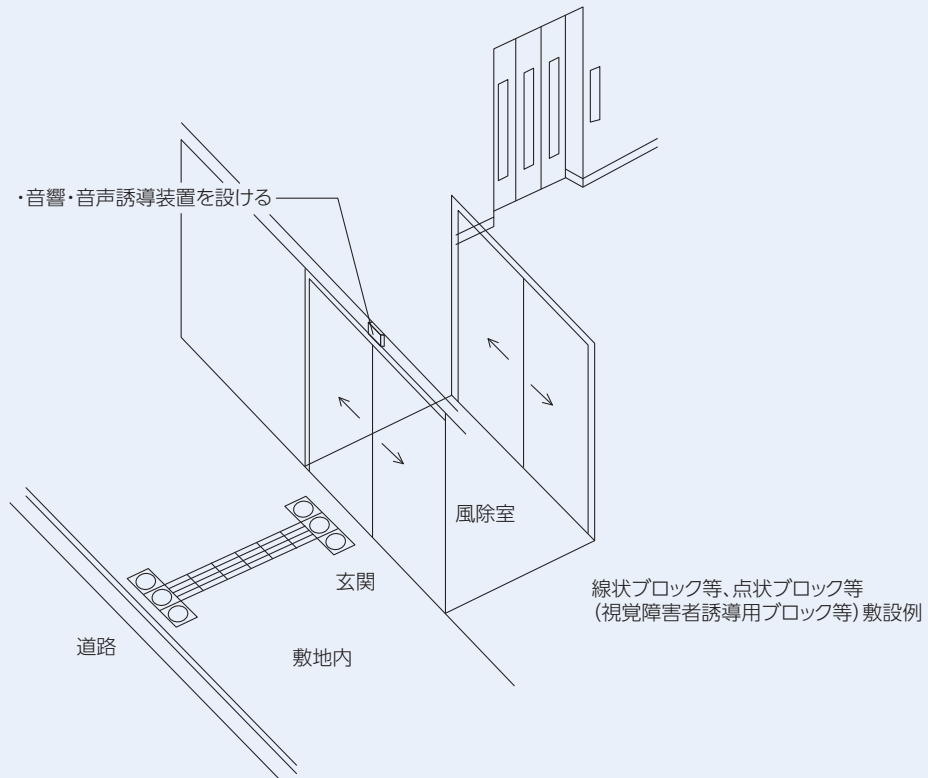


整備例②

案内所(インターホン)を設けた場合



案内所等を設けない場合の道から出入口までの経路



(2) 敷地内の通路

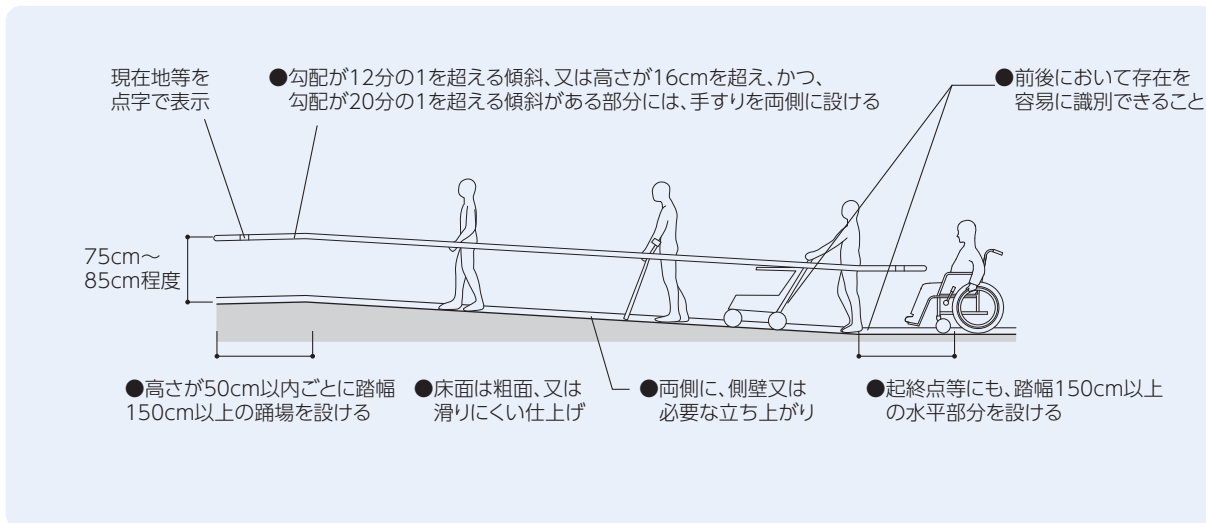
道等から建築物の出入口までを結ぶ敷地内の通路は、障がい者や高齢者等すべての人が円滑かつ安全に利用できるように配慮し、できる限り健常者と同じような経路で建築物に到達できるように配慮する。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
(1)敷地内の通路の一般基準 (規則別表2 1建築物の表5の項)	多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する敷地内の通路は、次の構造とする。	外部出入口(P101)から建物内部の通路は「廊下等」(P103)が適用となる。	
表面の仕上げ	ア 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げる。		・主たる出入口に接する部分には、屋根・ひさし又はロードヒーティングなどの消融雪装置を設ける。
段の構造	イ 段(踊場を含む。)を設ける場合は、p112(「(7)階段」)の(1)ア、イ、エ、オ、ク及びケに定めるものとする。		・外階段等の手すりは、階段下の踊り場まで設置する。
傾斜路の構造	ウ 傾斜路を設ける場合には、次の構造とする。 (ア) 次の部分の両側に手すりを設置し、その他の部分には必要に応じて手すりを設置する。 ・勾配が1/12を超える傾斜 ・高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜	「傾斜」とは勾配がある部分のみを、「傾斜路」とは勾配がある部分と踊場部分の全てを指す。 勾配1/50を超える傾斜を対象とする。 「その他の部分」とは、 ・勾配1/12以下の傾斜 ・傾斜路の踊場などを指す。	・ひさし又はロードヒーティングなどの消融雪装置を設置する。 ・傾斜路の下端は、車通行路と交差ししない。
	(イ)p105(「(5)傾斜路」)(1)イ、エ、カ及びキに定めるものとする。		
排水溝	エ 排水溝を設ける場合は、杖の脱落や車椅子の脱輪等を防止する構造の溝ぶたを設ける。	網目タイプの溝ぶたにあっては、ピッチ1.5cm以下、隙間1cm以下とする。	
その他			・屋外の通路の長さが50mを大きく超える場合には、50m程度の間隔で休憩用ベンチを設置する。また、ベンチの隣には、車椅子同伴、補助犬随伴を考慮して150cm×150cmのスペースを設ける。

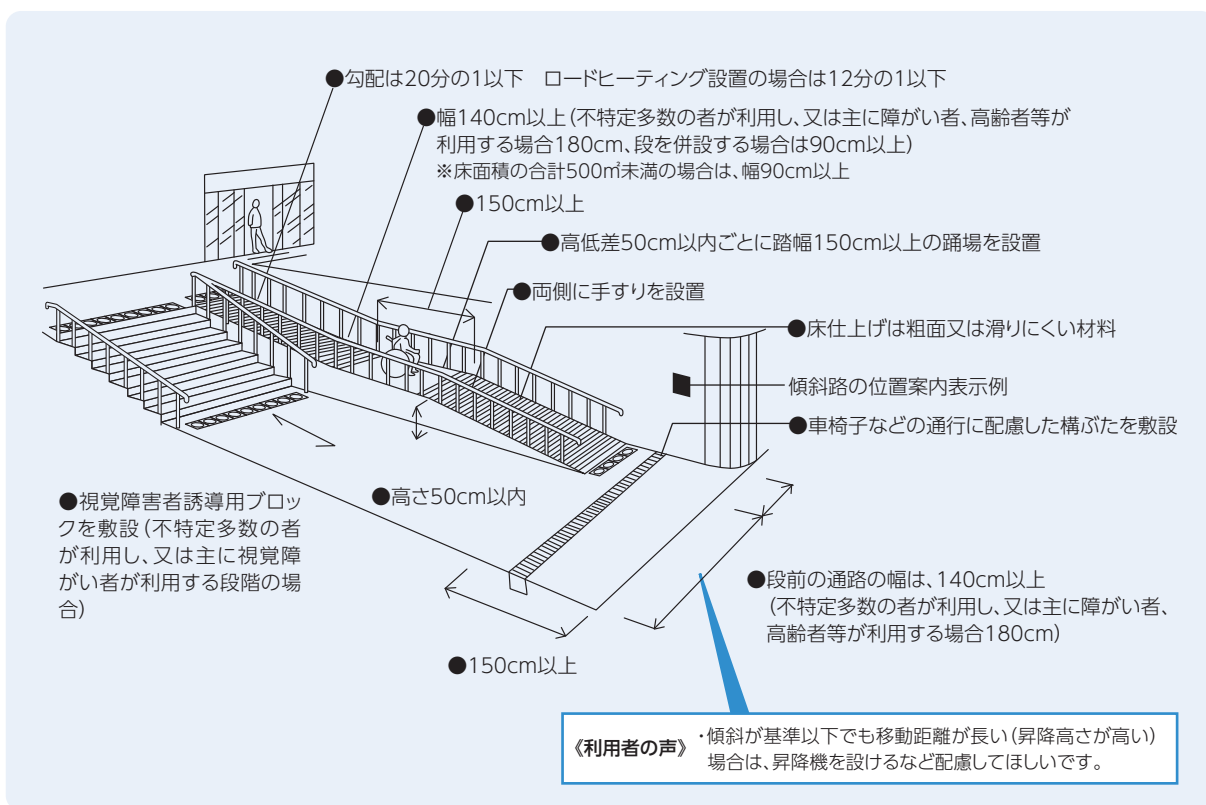
整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
(2)-1利用円滑化経路上の敷地内の通路 (規則別表2 1建築物の表7の項 第2号ア及びカ)	ア 利用円滑化経路を構成する敷地内通路には、階段又は段を設けない。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。		
通路の幅(1)	イ 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の構造のほか、次の構造とする。 (ア) 床面積の合計が500㎡以上の建築物に設けるものにあつては、次の構造とする。 a 幅は140cm以上(不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものに合つては180cm以上)とする。	180cmは、車椅子同士がすれ違える幅である。	・歩道と敷地の境界は平坦にする。 ・通路と車路が接する箇所には、歩行者の安全確保のため、安全柵を設ける。
戸の構造(1)	b 戸を設ける場合には、p101(「(3)出入口の構造」)アb及びcに定めるものとする。		
傾斜路の構造(1)	c 傾斜路を設ける場合には、次の構造とする。 (a) 幅は、段に代わるものは140cm以上(不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものは180cm以上)、段を併設するものは90cm以上とする。 (b) 勾配は1/20以下(消融雪装置を設けるなど車椅子使用者が利用しやすい措置を講じたものは1/12以下)とする。	1/20の勾配は、冬期間における車椅子昇降時のスリップ(滑り)等を考慮したもので、圧雪状態では、勾配が1/20を超えるとスリップを起こしやすい。	・消融雪装置を設ける場合は、1/15以下とする。
通路の幅(2)	(イ) 床面積の合計が500㎡未満の建築物に設けるものにあつては、次の構造とする。 a 幅は90cm以上とする。	車椅子使用者が休憩又は加(減)速できるような平坦な部分を設置する必要がある。	
戸の構造(2)	b (ア)bに定めるものとする。		
傾斜路の構造(2)	c 傾斜路を設ける場合には、次の構造とする。 (a) 幅は、90cm以上とすること。 (b) (ア)c(b)及び(c)に定めるものとすること。		
(2)-2特殊な地形の場合の敷地内通路の整備 (規則別表2 1建築物の表7の項 第3号)	道等から利用居室まで又は住戸等までの利用円滑化経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により(2)-1の整備が困難である場合は、建築物の車寄せから利用居室又は住戸等までの経路の1以上を利用円滑化経路として整備する。	地形の特殊性とは、地形自体が急勾配であり傾斜路の基準を満たせない場合などをいう。この場合は、建築物の車寄せから利用居室までを利用円滑化経路とする。	

敷地内の通路の構造

■多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する敷地内の通路



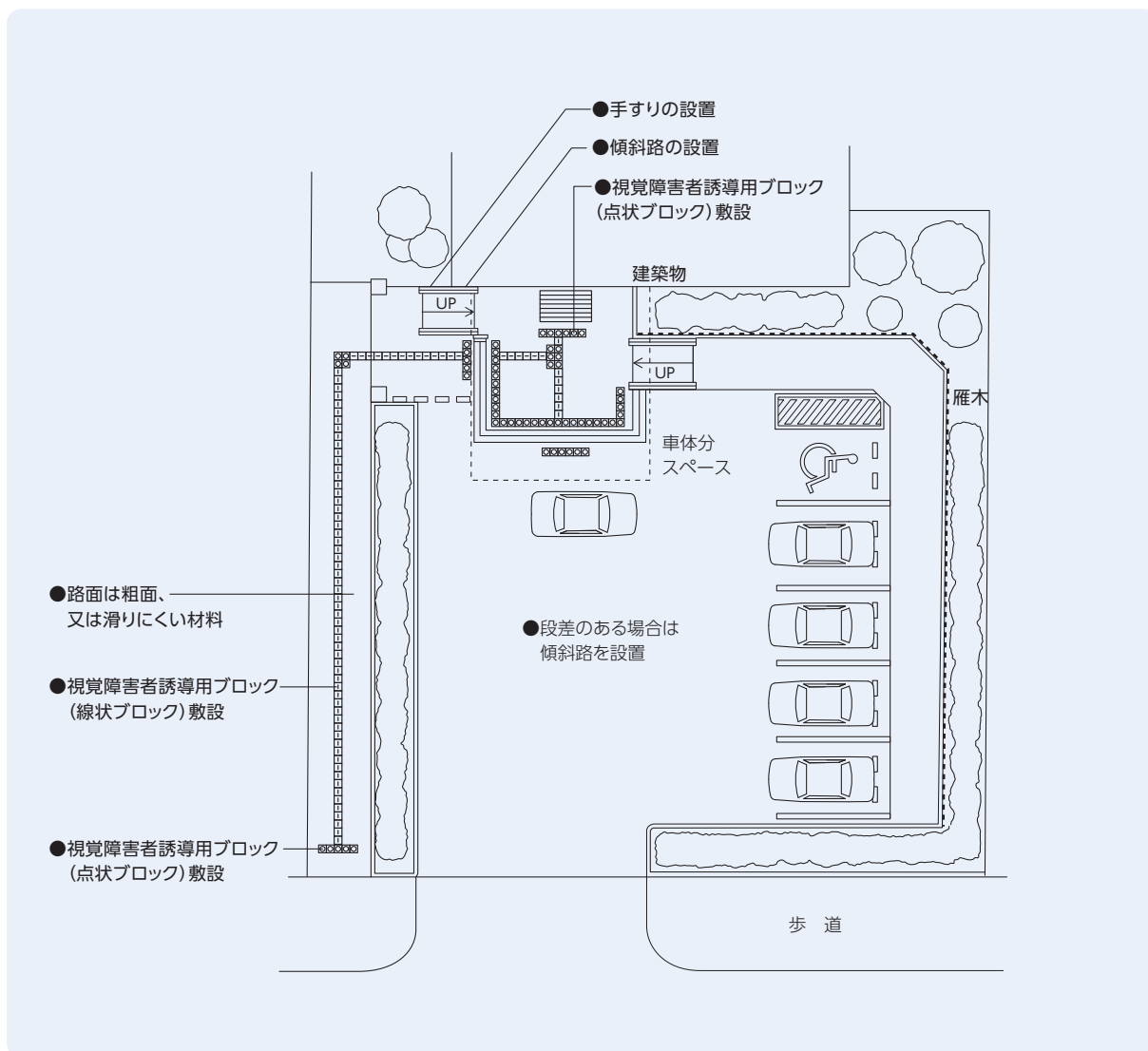
■利用円滑化経路上の敷地内の通路



整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
(3)視覚障害者利用円滑化経路上の敷地内の通路 (規則別表2 1建築物の表8の項)	視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次の構造とする。		
誘導の方法	ア 視覚障害者誘導用ブロックや音声誘導その他の方法により、視覚障がい者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内を除く。	「視覚障害者利用円滑化経路」は、p94参照。インターホン等の設備が建物の外部に設置されている場合は、そこまでの経路とする。 線状ブロック、音声誘導装置等により誘導する。	・線状ブロックは、通路の真ん中より少し端に寄せる。
危険箇所の警告	イ 視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路のうち、次の部分には視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (ア) 車路に近接する部分 (イ) 段がある部分の上端及び下端又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（勾配1/20以下の傾斜部分、高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分、段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場を除く。）	警告ブロックにより、危険箇所を警告する。	
回り段の禁止	ウ 視覚障害者利用円滑化経路上に回り段を設けないこと。	回り段は、踏面が内側と外側で異なり、回転動作と昇降動作が同時に発生するため、視覚障がい者が方向感覚を失いやすく、段を踏み外す危険がある。	

■ 視覚障害者利用円滑化経路上の敷地内の通路

(歩道から外部出入口までの誘導、車路に接する部分の整備例)



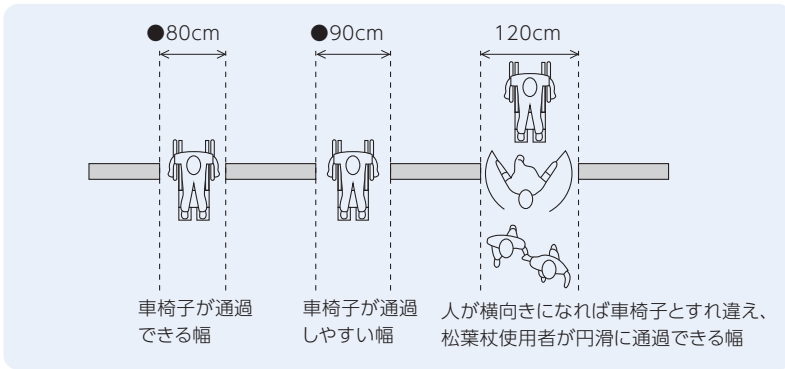
(3) 出入口の構造(利用円滑化経路上に設置されているものに限る。)

障がい者、高齢者に代表される移動制約者が支障なく施設内の部屋に出入できるように、幅の確保、開閉の容易さ及び段差の解消などが必要である。

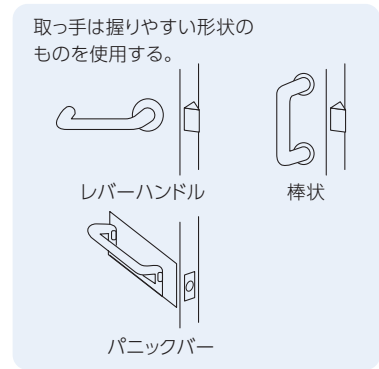
整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
利用円滑化経路上の出入口の構造(規則別表2-1建築物の表7の項第2号イ)	利用円滑化経路上にある出入口(直接客室又は住戸等へ通ずるものを除く。)は、次の構造とする。	車椅子利用者用便所の出入口にも適用される。	<ul style="list-style-type: none"> 外部出入口には、屋根やひさしをかける。 玄関ホールには、車椅子を常設する。 上履きに履き替える場合は、ベンチ等を設ける。
出入口幅(1)	ア 床面積の合計が500㎡以上の建築物に設けるものにあつては、次の構造とする。 a 外部出入口の幅は内のりを90cm以上とし、外部出入口以外の出入口の幅は内のりを80cm以上とする。	「内のり90cm」とは車椅子が通過しやすい寸法、「内のり80cm」とは車椅子が通過できる寸法である。	<ul style="list-style-type: none"> 外部出入口の幅は120cm以上、それ以外の出入口の幅は90cm以上とする。
戸の構造(1)	b 戸を設ける場合には、自動ドアその他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	車椅子使用者、視覚障がい者等が通過しにくい回転扉等としないことを求めているものである。一般的に自動ドア、引き戸、開き戸の順に使用が容易であるが、重い引き戸や開き戸、開閉のためのスペースのない開き戸や回転扉は使用が難しく、避けるべきである。回転扉等を設ける場合には、それ以外の形式の戸を併設する。開き戸の取っ手側には45cm以上の袖壁を設ける。「その前後に高低差がない」ということは、戸の前後に車椅子の待機や戸の開閉に必要な水平なスペースを確保することであり、有効寸法として、自動扉及び引き戸の場合は140cm以上、開き戸の場合は建具幅+150cm以上が原則として必要となる。	<ul style="list-style-type: none"> 取っ手は使用しやすく、握りやすい形状とし、高さ90cm程度とする。 廊下に面した外開きの戸について、通行の支障にならないようにアルコーブを設ける。
出入口幅(2)	イ 床面積の合計が500㎡未満の建築物に設けるものにあつては、次の構造とする。 a 出入口の幅は内のりを80cm以上とする。	安全な材種とは、合わせガラス、強化ガラスである。全面をガラスにする場合は、視覚障がい者の衝突防止のため、目の高さ(110~150cm)に、色や模様で識別できるような措置(衝突防止マークなど)をとる。	<ul style="list-style-type: none"> ガラス戸の場合、床上35cm程度までは車椅子フットサポート当たり(キックプレート)を設置する。 FIXの全面ガラスについても、安全な材種とともに、視覚障がい者の衝突を防止するため
戸の構造(2)	b アb及びcに定めるものとする。		

■ 出入口の構造

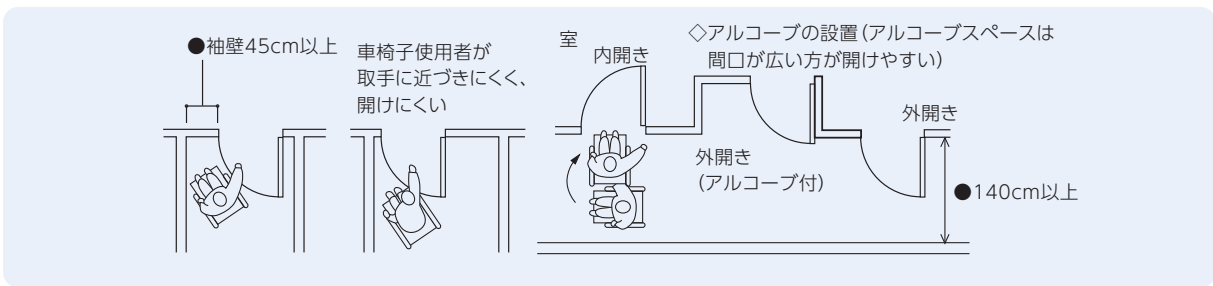
■ 出入口の幅の例



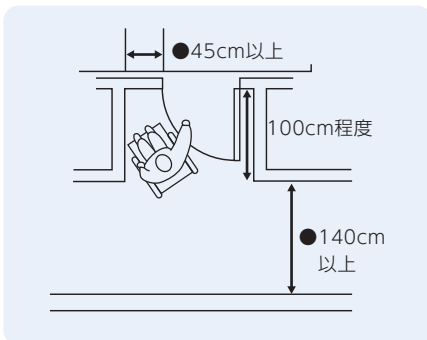
■ 把手の例



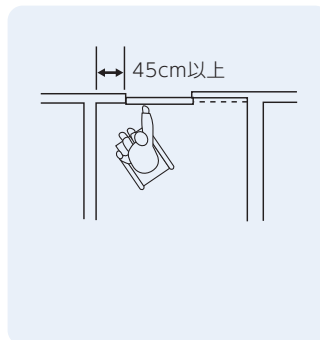
■ 開き戸の例



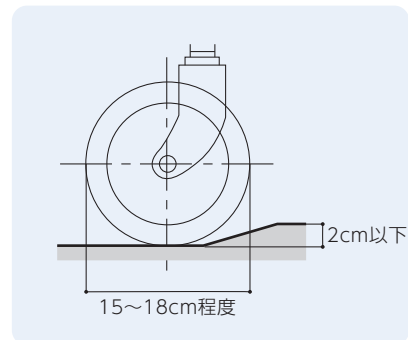
■ アルコーブの例



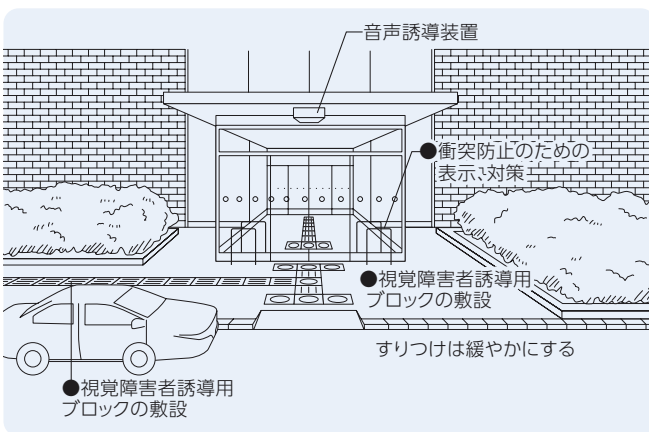
■ 引き戸の例



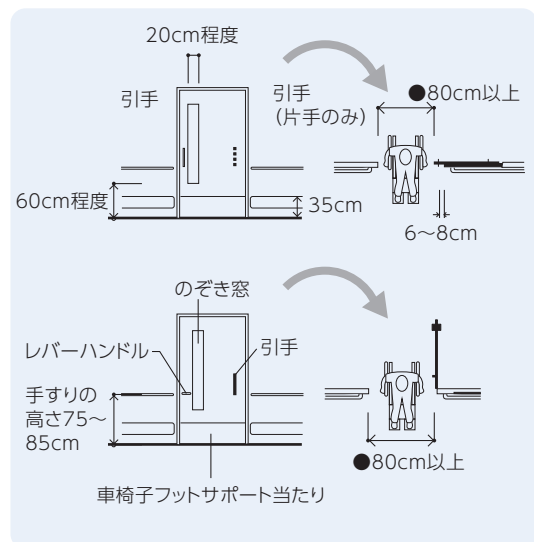
■ 段差解消の例



■ 外部出入口の整備例



■ 内部出入口の整備例



(4) 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）

廊下等は、建築物内を障がい者、高齢者等すべての人が安全に移動できる通路として、車椅子使用者に配慮した段差の解消や、視覚障がい者に配慮した誘導等を行うことなどが必要である。

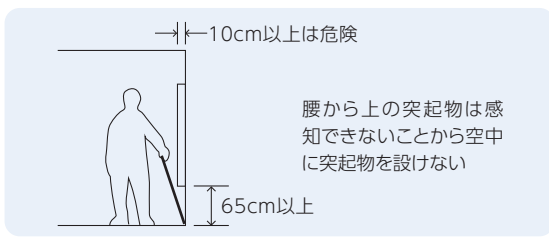
整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
(1)廊下の一般基準 (規則別表2 1建築物の表1の項)	多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する廊下等は、次の構造とする。	外部出入口(P101)から建物内部の通路は「廊下等」(P103)が適用となる。	
表面の仕上げ	ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。		
視覚障害者誘導用 ブロックの敷設	イ 階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に接する廊下等の部分（不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものに限る。）には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、次の部分を除く。	不特定多数の人が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する施設にあっては、視覚障がい者の安全な利用に配慮し、階段や傾斜路に接する廊下に視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）を設け、警告することが必要である。	
(視覚障害者 誘導用ブロックの 敷設の緩和)	(ア) 勾配が1/20以下の傾斜がある部分の上端に接する廊下等 (イ) 高さが16cm以下で、かつ、勾配が1/12以下の傾斜がある部分の上端に接する廊下等 (ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける廊下等	(ウ)で敷設を免除しているのは、運転手等の視覚障がい者以外の者が必ず同行することが見込まれるためである。	
壁面の措置	ウ 壁面には、原則として突出物を設けないこととし、やむを得ず設ける場合には、視覚障がい者の通行の安全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。	広告板等の腰から上の突出物は、視覚障がい者が感知できないことから、空中に突出物を設けない。	
手すりの設置	エ 必要に応じ、手すりを設けること。 オ 手すりを設ける場合には、端部が突出しない構造とし、不特定多数の者や主に視覚障がい者が利用するものについては、必要に応じ、端部付近や必要な箇所に誘導のための点字表示を行うこと。	「必要に応じ」とは、距離の長い廊下などに、誘導、身体的支持、動作の補助、安全確保のため、手すりを設置する場合などを指す。 その際は、衝突時の怪我の防止や、手すりの終了などを知らせるため、壁側に巻き込むなどの措置を採る。 不特定多数と視覚障がい者が利用する施設である場合は、手すりが誘導する方向等を点字により表示するなど配慮すること。	
その他			・休憩用設備
(2)利用円滑化経路上の廊下の構造(規則別表2 1建築物の表第7項 第2号ア) (規則別表2 1建築物の表第7項 第2号ウ)	ア 利用円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。 イ 利用円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の構造のほか、次の構造とする。		
廊下幅(1)	(ア) 床面積の合計が500㎡以上の建築物に設けるものにあつては、次の構造とする。 a 幅は内のりを140cm以上とすること。ただし、廊下等の末端の付近に、及び区間50m以内ごとに車椅子の転回できる場所を設ける場合は、120cm以上とすることができる。	奥行き100cm以内のアルコーブについてはこの限りでない。 「内のり140cm」とは、車椅子が方向転換できる寸法、「内のり120cm」とは、車椅子と横向きの人がすれ違い、車椅子、松葉杖使用者が円滑に通過できる寸法である。	・幅180cm以上とする。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
戸の構造(1)	b 戸を設ける場合には、p101(「(3)出入口の構造」)アb及びbの構造とする。		
廊下幅(2)	(イ)床面積の合計が500㎡未満の建築物に設けるものにあつては、次の構造とする。 a 幅は、内のりを90cm以上とすること。		
戸の構造(2)	b (ア)bに定めるものとする。		
(3)視覚障害者利用円滑化経路上の廊下(規則別表2 1建築物の表8の項)誘導の方法	視覚障害者利用円滑化経路を構成する廊下は、次の構造とする。 ア 視覚障害者誘導用ブロックや音声誘導その他の方法により、視覚障がい者を誘導する設備を設けること。	「視覚障害者利用円滑化経路」はp94参照。	

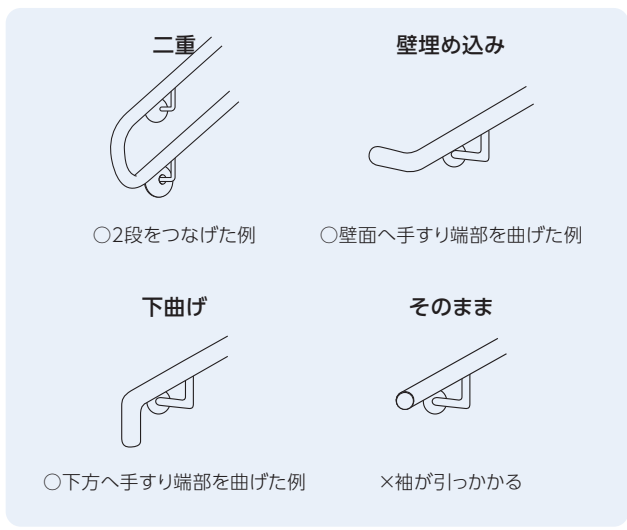
■廊下の構造

■多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する廊下

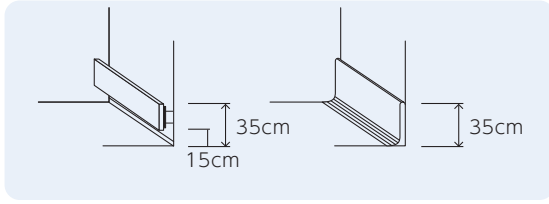
■視覚障がい者に危険な突出物の例



■手すり端部の処理



■車椅子フットサポート当たりの設置例



■利用円滑化経路上の廊下

《利用者の声》 床にカーペットを敷く場合、車椅子の操作が重くならないよう毛足の長いものは避けてほしいです。

- 幅120cmの場合
車椅子の方向転換が困難なので、50m以内ごと方向転換スペースを確保する
- 幅140cmの場合
車椅子の方向転換はできる
※床面積の合計500㎡未満の場合は、幅90cm以上
- 幅180cmの場合
車椅子の方向転換、すれ違いができる
※床面積の合計500㎡未満の場合は、幅90cm以上

140cmの回転スペースが確保できる
※床面積の合計500㎡未満の場合は、幅90cm以上

(5) 傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)

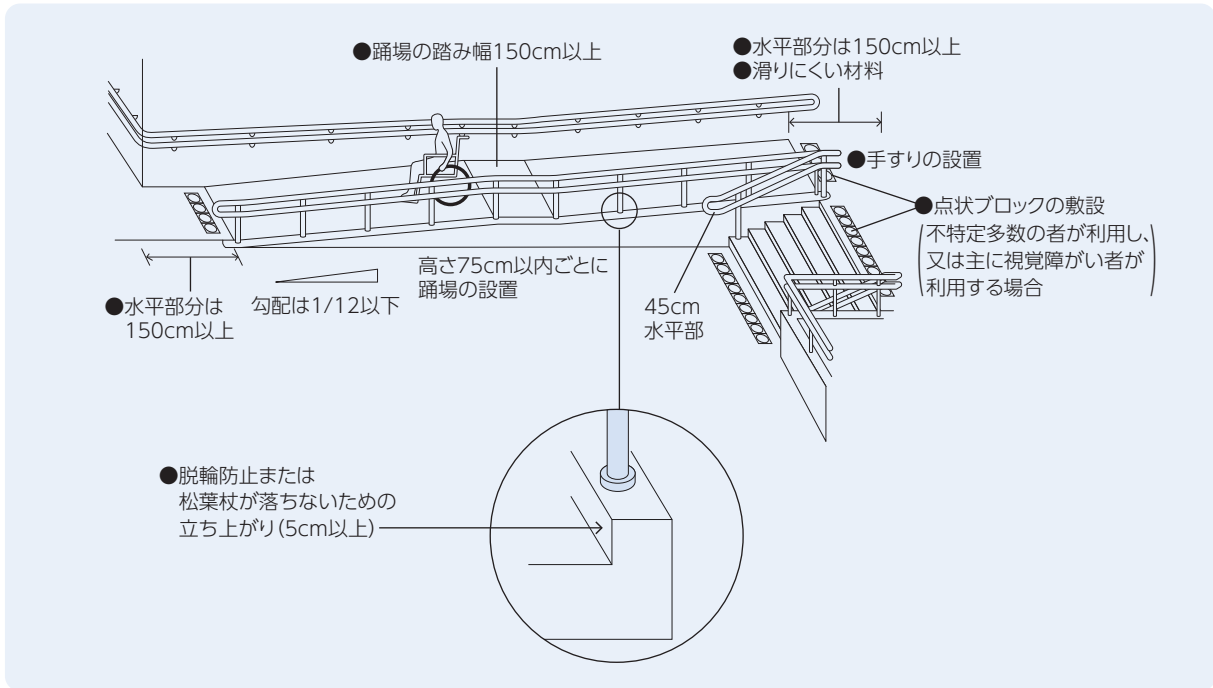
廊下等に高低差が生じる場合は、傾斜路によって段差を解消する。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
(1)傾斜路 一般基準 (規則別表2 1建築物の表3の項)	多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する傾斜路は、次の構造とする。	勾配1/50を超える傾斜を対象とする。	
手すりの設置	ア 次の部分の両側に手すりを設置し、その他の部分には必要に応じて手すりを設置する。 ・勾配が1/12を超える傾斜部分 ・高さが16cmを超える傾斜部分 イ 手すりを設ける場合には、端部が突出しない構造とし、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障害者が利用するものについては、必要に応じ、端部付近や必要な箇所に誘導のための点字表示を行うこと。	手すりは、利き手や片側にまひがある人などを考慮し、傾斜部分の両側に設置しなければならない。	・傾斜部分と踊場に連続して設置する。 ・その他、手すりの望ましい整備は、p112(「(7)階段」)の手すりの設置の項を参照。
表面の仕上げ	ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる		
傾斜の識別	エ 傾斜部分は、その前後の水平部分との色の明度の差を大きくする等その存在を容易に識別できるものとする。	弱視者などの視覚障がい者の安全な利用に配慮する。	・床から壁の立ち上がり境を確認しやすくするため、床と壁の色の明度、色相又は彩度の差をつける。
視覚障害者誘導用ブロックの敷設	オ 傾斜部分の上端に接する踊場の部分(不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものに限る。)には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、次の場合を除く。 (ア) p103(「(4)廊下その他これに類するもの」)(1)イ(ア)から(ウ)までに定めるもの (イ) 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの	傾斜の上端に点状ブロックを敷設し、警告することが必要である。	
始末端部、縁端の構造	カ 傾斜部分の始末端部や傾斜路の曲がり角、折り返し、他の通路との交差部には、踏幅150cm以上の水平部分を設けること。 キ 縁端には、壁又は車椅子の脱輪その他の事故を防止するために必要な立ち上がりを設けること。	車椅子の脱輪や杖の脱落を防止するためには、5cm以上の立ち上がりを設けること。	・5cm程度では、傾斜路を下る際に、車椅子のフットサポートが立ち上がりにより乗り上げ、急停止・転倒する危険性が指摘されていることから、手すりを設けるか、手すり等がない場合には、35cm以上の立ち上がりを設ける。

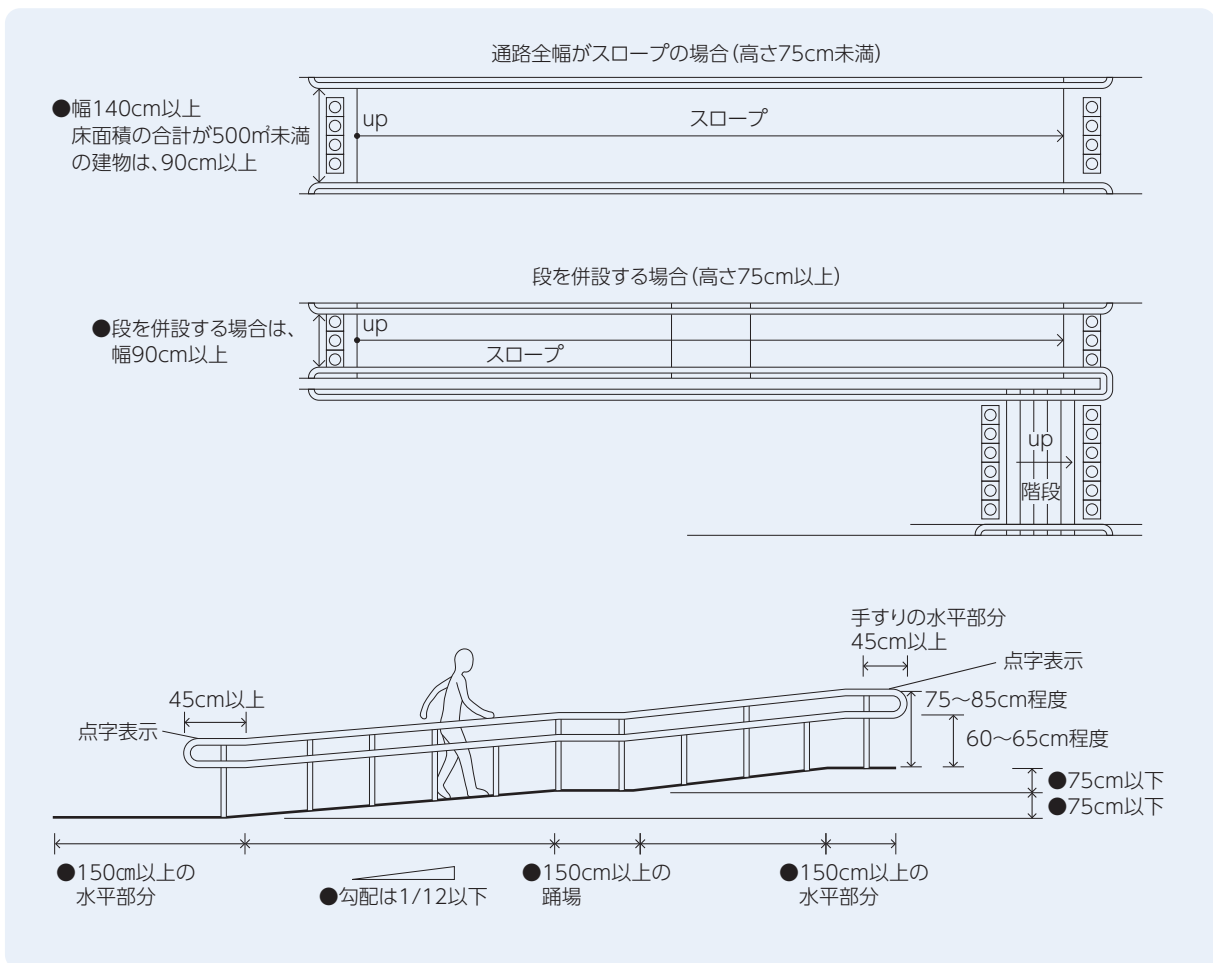
整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
(2)利用円滑化経路上の傾斜路の構造 (規則別表2 1建築物の表7の項 第2号工)	利用円滑化経路上の傾斜路は、(1)のほか、次の構造とする。		
傾斜の幅(1)	ア 床面積の合計が500㎡以上の建築物に設けるものにあつては、次の構造とする。 a 幅は、階段に代わるものは内をりを140cm以上(p103(「(4)廊下」)(2)イ(ア)a。ただし書に該当する廊下等へ接続するものは120cm以上)とし、階段に併設するものは90cm以上とすること。		・幅は、階段に代わるものは150cm以上、階段に併設するものは130cm以上にす る。
勾配(1)	b 勾配は1/12以下とすること。		・建築物内部では、国際シンボルマーク掲示のための基準である1/12を基本こう配としている。 ・利用円滑化経路以外でも、勾配は1/12を超えないようにする。
踊場の設置(1)	c 高さが75cmを超える傾斜路は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。	傾斜路が長く(勾配1/12で9m)なる場合、途中で車椅子使用者が休憩又は加(減)速できるような平坦な部分を設置する必要があることから設けられたものである。	・利用円滑化経路以外でも、高さが75cmを超えるものでは、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設ける。
傾斜の幅(2)	イ 床面積の合計が500㎡未満の建築物に設けるものにあつては、次の構造とする。 a 幅は、内をりを90cm以上とすること。		
勾配(2)・ 踊場の設置(2)	b アb及びb'cに定めるものとする こと。		

■傾斜路の構造

■多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する傾斜路



■利用円滑化経路上の傾斜路



(6) 利用円滑化経路上のエレベーター

エレベーターは障がい者、高齢者にとって、垂直移動手段として最も有効なものである。したがって、かご及び乗降ロビーの構造は車椅子使用者や視覚障がい者が円滑に利用できるように配慮することが必要である。

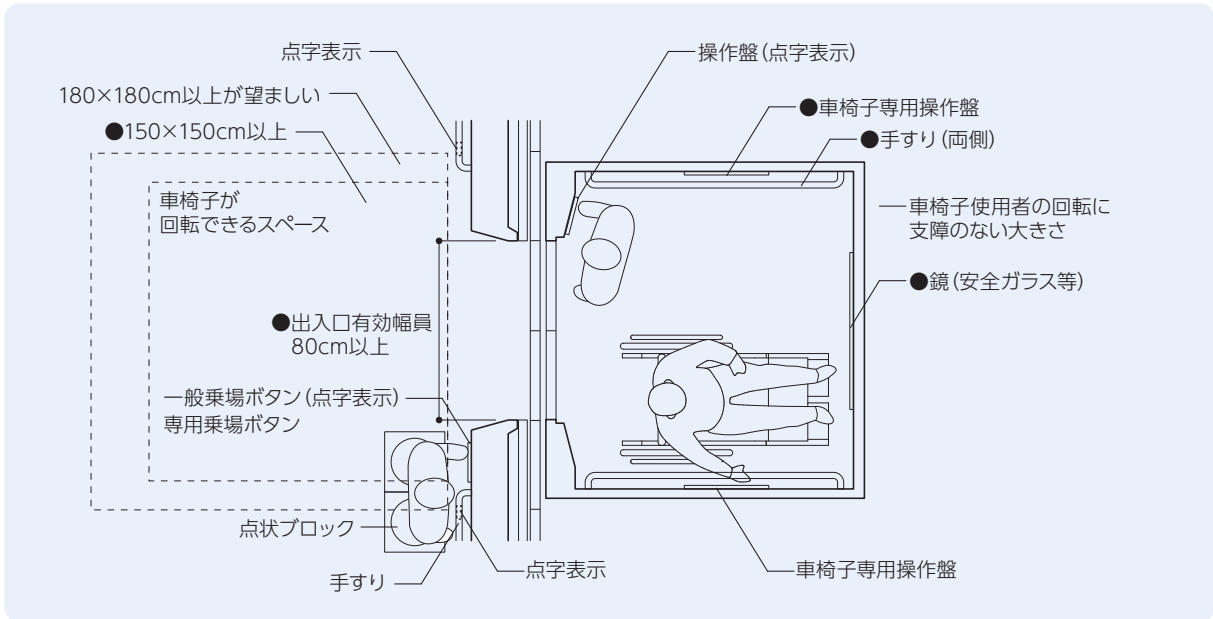
(規則別表2 1建築物の表7の項第2号オ)

- ① 床面積2,000㎡以上の建築物に設けるエレベーター(学校、共同住宅に設けるものを除く。)
- ② 床面積2,000㎡以上の学校、共同住宅に設けるエレベーター
- ③ 床面積2,000㎡未満の建築物に設けるエレベーター(学校、共同住宅に設けるものを除く。)
- ④ 床面積2,000㎡未満の学校、共同住宅に設けるエレベーター

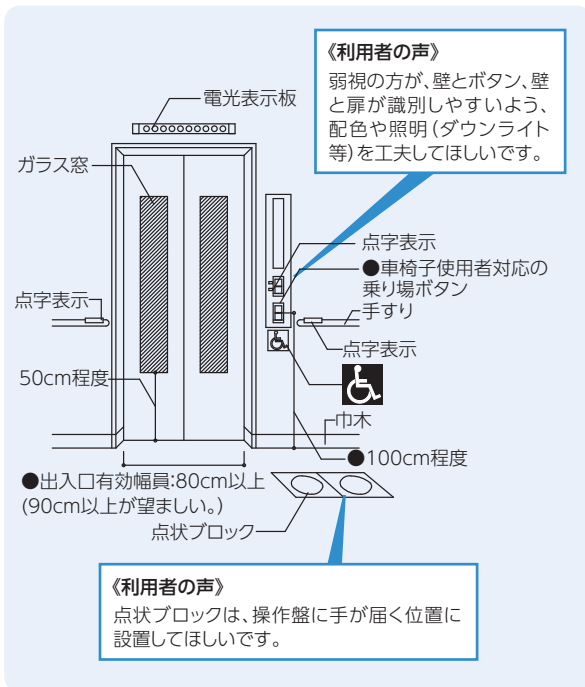
構 造	必要項目				解 説	望ましい整備
	①	②	③	④		
かごの大きさ						
A かごの床面積は1.83㎡以上とすること。	●				車椅子使用者が前進で乗り込み、かごの中で転回し前進で降りられることが基本である。	・床面積2.09㎡以上とする。
B かごは車椅子の転回に支障がない構造とすること。	●				支障のない構造とは、間口140cm×奥行き135cmとする。	
停止階						
C かごは、利用居室、住戸等、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	●	●	●	●		
出入口幅						
D かご及び昇降路の出入口の幅は、内のを80cm以上とすること。	●	●	●	●	内より80cmとは、車椅子が通過できる寸法である。	・幅90cm以上とする。 ・扉は、車椅子用操作盤に連動して開閉時間が延長されるものなど配慮すること。
かごの奥行き						
E かごの奥行きは、内のを135cm以上とすること。	●	●			かごの奥行き135cmとは、JISの11人乗りの奥行き寸法で、電動車椅子も収まる大きさである。	
乗降ロビーの大きさ						
F 乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは内のを150cm以上とすること。	●	●	●	●		・幅及び奥行きを180cm以上とする。
車椅子使用者用の制御装置						
G かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	●	●	●	●	制御装置は、高さ100cm程度の位置に設ける。	・かご内の緊急呼出しボタンやインターホンは車椅子使用者の手の届く位置に設置する。
表示装置						
H かご内には、停止予定階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。	●	●	●	●		・電子文字掲示板や、聴覚障がい者用モニター等非常時における聴覚障がい者への配慮を行う。
I 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。	●	●	●	●		
手すりの設置						
J かご内には、両側に手すりを設けること。	●	●	●	●	高齢者等に配慮した対応である。	

■エレベーター

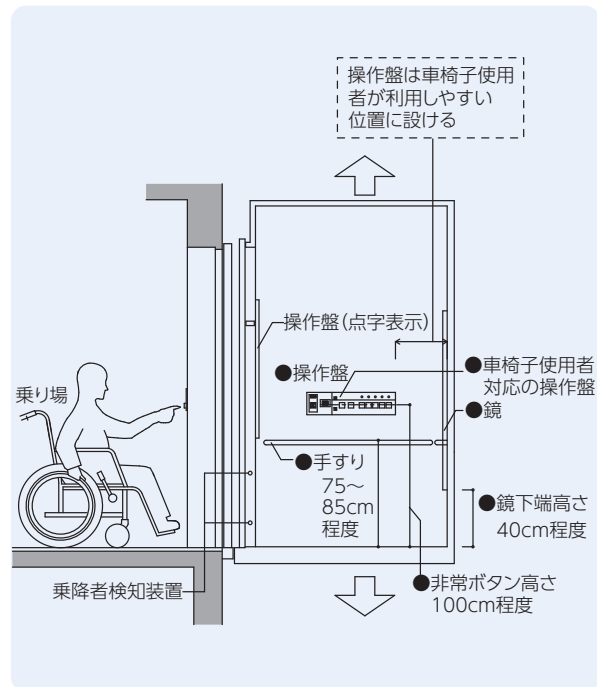
■平面図



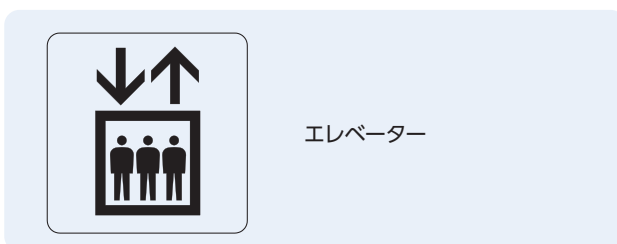
■エレベーター出入口 (乗り場)



■かご内の断面図



■エレベーター案内表示の例

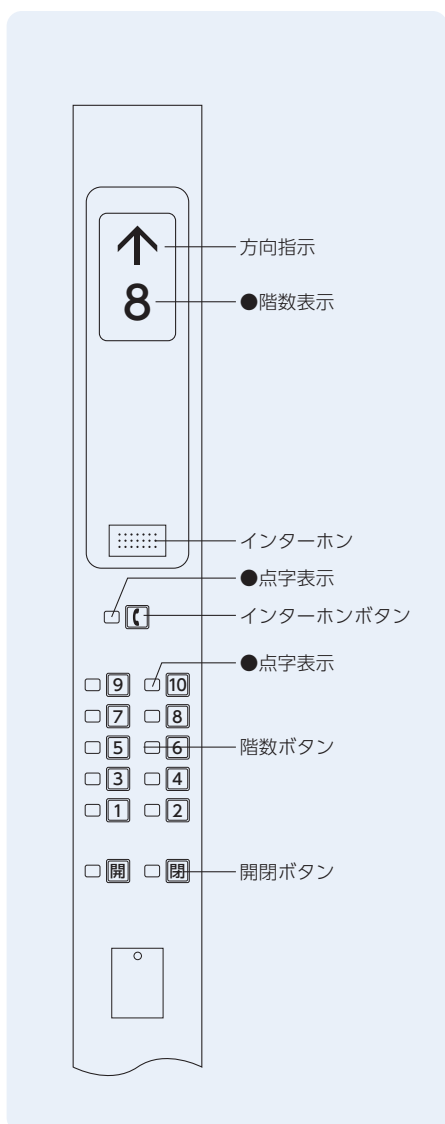


構 造	必要項目				解 説	望ましい整備
	①	②	③	④		
鏡の設置 K かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。ただし、かごの出入口が複数あり、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)を除く。	●	●	●	●	かご内で同乗者が多く、車椅子使用者が転回できない場合には、後進で降りることを配慮して、かご入口正面に後方確認用の鏡(ステンレス製又は安全ガラス等)等を設ける必要がある。鏡下端高さは40cm程度とする。	
音声装置 L かご内には、到着階、かご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。	●	●	●	●		
視覚障がい者対応の制御装置 M かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(Gの装置とその他の位置に制御装置を設ける場合は、Gの装置以外に設けるものに限る。)は、点字による表示等視覚障がい者が容易に操作ができる構造とすること。	●	●	●	●		
音声装置 N かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けること。	●	●	●	●		
視覚障害者誘導用ブロック O 乗降ロビーには、Mの制御装置の位置を知らせる視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。	●	●	●	●		
かごの大きさ P かごの大きさは、障がい者、高齢者等が利用しやすい大きさとする。			●	●	・③は、間口140cm×奥行き135cm ・④は、間口規定なし×奥行き135cm	

※不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するエレベーターに整備。

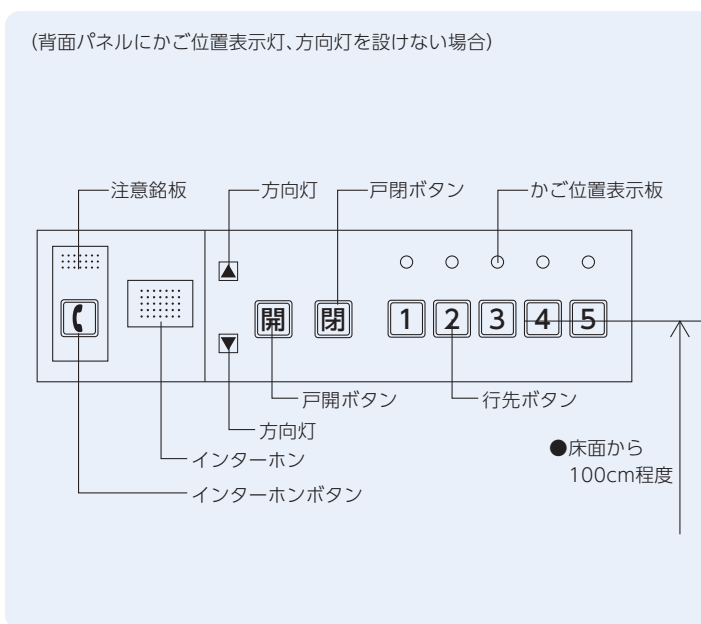
■エレベーター 操作盤

■縦型操作盤

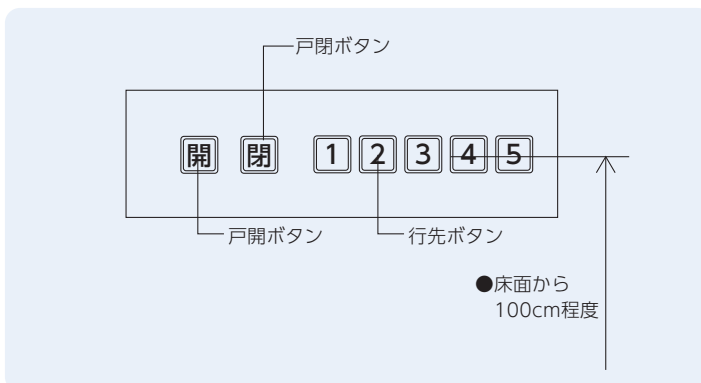


■車椅子使用者対応主操作盤

(背面パネルにかご位置表示灯、方向灯を設けない場合)



■車椅子使用者対応副操作盤



■階数ボタン

- ・階数ボタンは浮彫階数表示が望ましい
- ・階数ボタンは2列になる場合は千鳥配列が望ましい



■シンボルマーク及び注意銘板の例



(7) 階段

階段は高齢者、杖使用者、視覚障がい者等の昇降にとって大きな負担になるとともに、転落等の事故の危険性が高いところであり、また、避難にも利用するため安全に対する十分な配慮が必要である。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
(1)階段の一般基準 (規則別表2 1建築物の表2の項)	多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する階段は、次の構造とする。	避難のみに使用される常閉戸の階段は対象外とする。	
手すりの設置	ア 段がある部分には両側に手すりを設け、踊場には必要に応じて手すりを設けること。 イ 手すりを設ける場合には、端部が突出しない構造とし、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものについては、必要に応じ、端部付近や必要な箇所に誘導のための点字表示を行うこと。	階段の昇降を安全に行うための措置である。必要に応じては、高齢者の使用割合が高いなど、使用者の状況などでより安全性を期する場合である。手すりは、利き手や左右の半身まひなどを考慮し、段の両側に連続して設置しなければならない。 不特定多数の人や視覚障がい者が利用する施設では、手すりが誘導する方向等を点字により表示するなど配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・段と踊場に連続して設置する。 ・外形4cm程度の握りやすいものとする。 ・壁とのすきまは5cm程度とする。 ・点字により、現在位置を表示すること。 ・端部、踊場などの水平部は30～45cm以上手すりを延長する。 ・手すりの取り付け高さは75～85cm程度とし、子どもの利用を考慮して60～65cm程度のものを併設する。
表面の仕上げ	ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。		
踏面、けあげの仕様	エ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差を大きくする等、段を容易に識別できるものとする。 オ 段鼻の突き出しをなくす等、つまずきにくい構造とすること。	弱視者など視覚障がい者に配慮した対応である。 つまずきにくい構造とは、ノンスリップ、けこみ2cm以下である。段鼻に滑り止めを設ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・けこみ板がないなど足がひっかかりやすい構造は避ける。
視覚障害者誘導用ブロックの敷設	カ 段がある部分の上端及び下端に接する踊場の部分(不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものに限る。)には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、次の場合を除く。	点状ブロックにより、段の存在を警告する。 視覚障がい者の安全な利用に配慮した対応である。	
(視覚障害者誘導用ブロックの敷設の緩和)	(ア) 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける階段の踊場 (イ) 段がある部分と連続して手すりを設ける踊場		
回り段の禁止	キ 主たる階段は、回り階段でないこと。	高齢者等にとって一つの路面で内側と外側の寸法が異なる回り段のある階段は危険であるとともに、視覚障がい者が方向感覚を失いやすく、段を踏み外す危険がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・回り段を設ける場合は、踏面の最小寸法を30cm以上とする。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
縁端の構造	ク 縁端には、壁又は杖の脱落を防止するために必要な立ち上がり設けること。	松葉杖を落とさないなどの安全上の配慮から設けることが必要である。 側面を手すり子形式の手すりとする場合には、杖が落下しないよう、階段の側桁又は地覆を5cm以上、立ち上げる。	
	ケ 段の幅、けあげ及び踏面並びに踊場の幅は、障がい者、高齢者等が円滑に昇降できるものとする。	「円滑に昇降できるもの」とは、以下をいう。 ・踏面26cm以上 ・けあげ16cm以下 ・幅120cm以上 階段の有効幅は、手すりが設けられた場合にあつては、手すりの幅が10cmを限度として、ないものとみなして算定することができる。	・踏面30cm以上、けあげ15cm以下とする。 ・有効幅員は、杖使用者に配慮し、140cm以上とする。
その他			・照明は、安全な昇降に配慮し、できるだけ足元まで明るくする。
(2)利用円滑化経路上の段差の解消 (規則別表2 1建築物の表7の項第2号ア)	利用円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。		

階段の構造

各部の整備例

視覚障害者誘導用ブロックは段から30cm程度あけて設置する

- 段鼻の色は弱色者も明確に確認できるように配慮することにより段は識別しやすくし、かつ、つまづきにくい構造

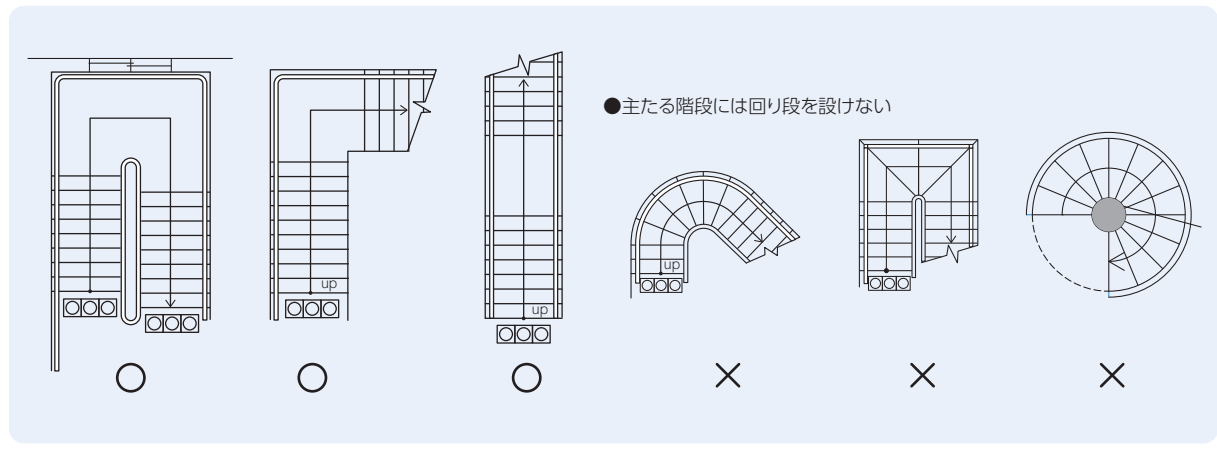
● 路面 26cm以上
● けあげ 16cm以下
● すべり止めの設置(ノンスリップ)
● けこみ 2cm以下

端部とその周辺部の色の明度、色相又は彩度に差をつける。
けこみ板がないなど足がひっかかりやすい構造は避ける。

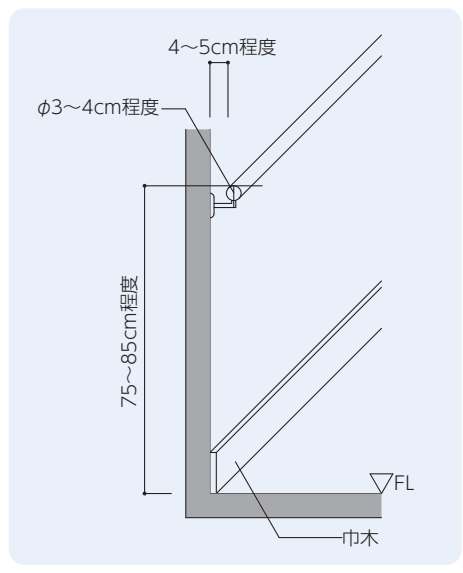
段鼻は突き出さない(つまづきやすい)

⚠️:望ましくない整備例

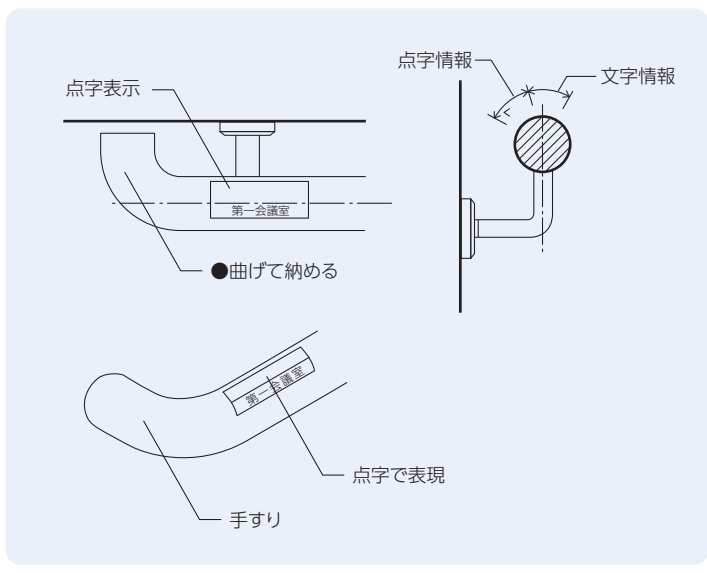
階段形式の例



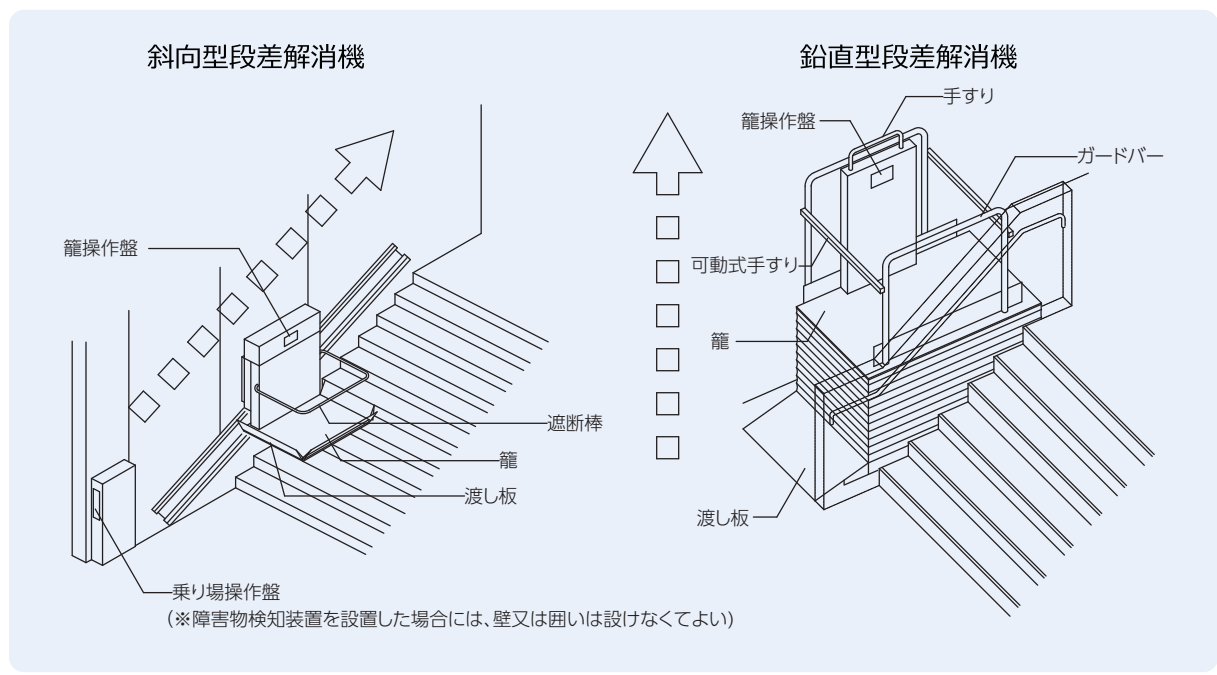
壁面の設置例



手すりの端部と点字表示



段差解消機の設置例



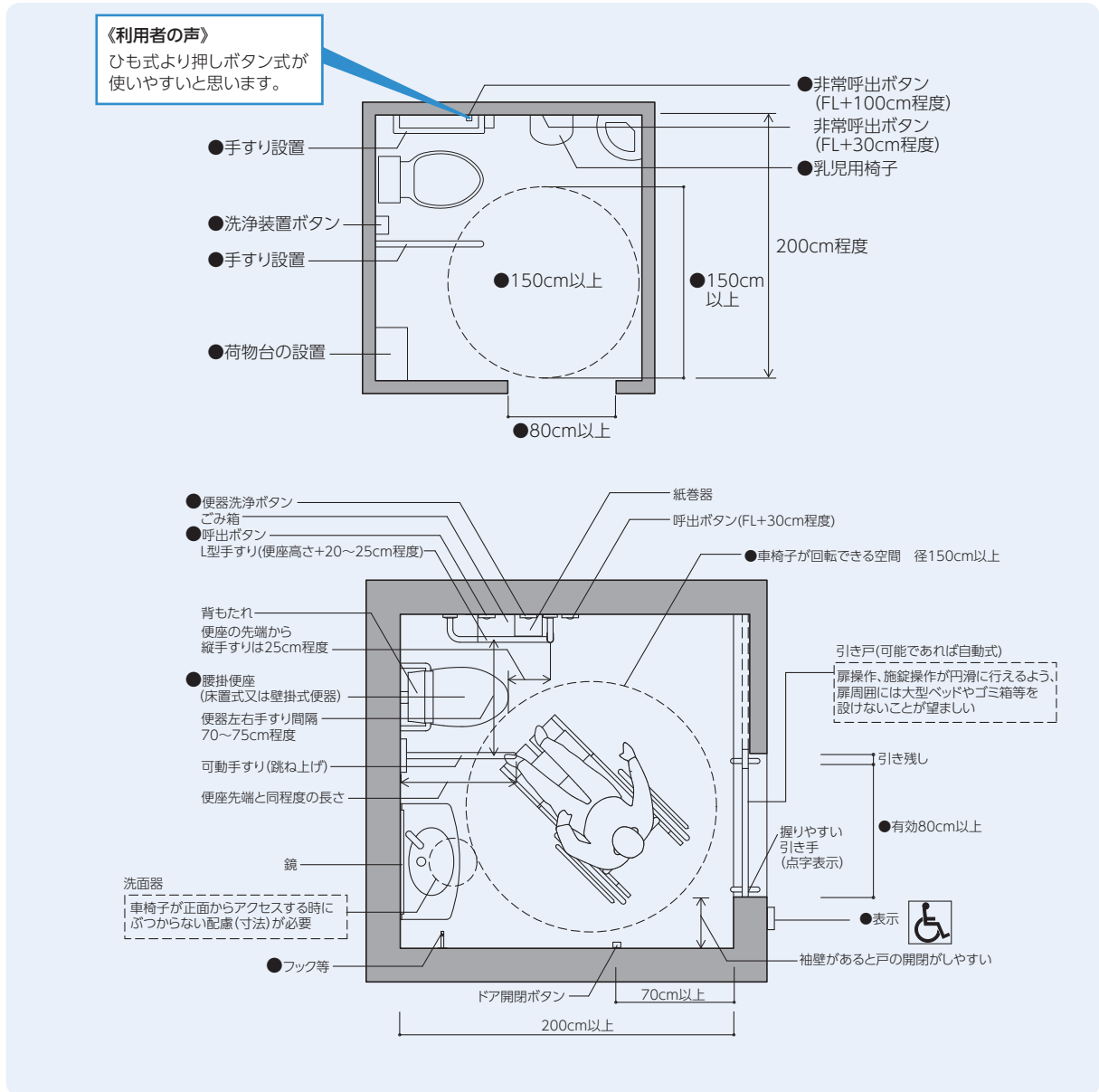
(8) 便所(客室に設けるものを除く。)(規則別表2 1 建築物の表4の項)

利用者の利用に供する便所を設ける場合は、車椅子使用者等が円滑に利用できるようにする。

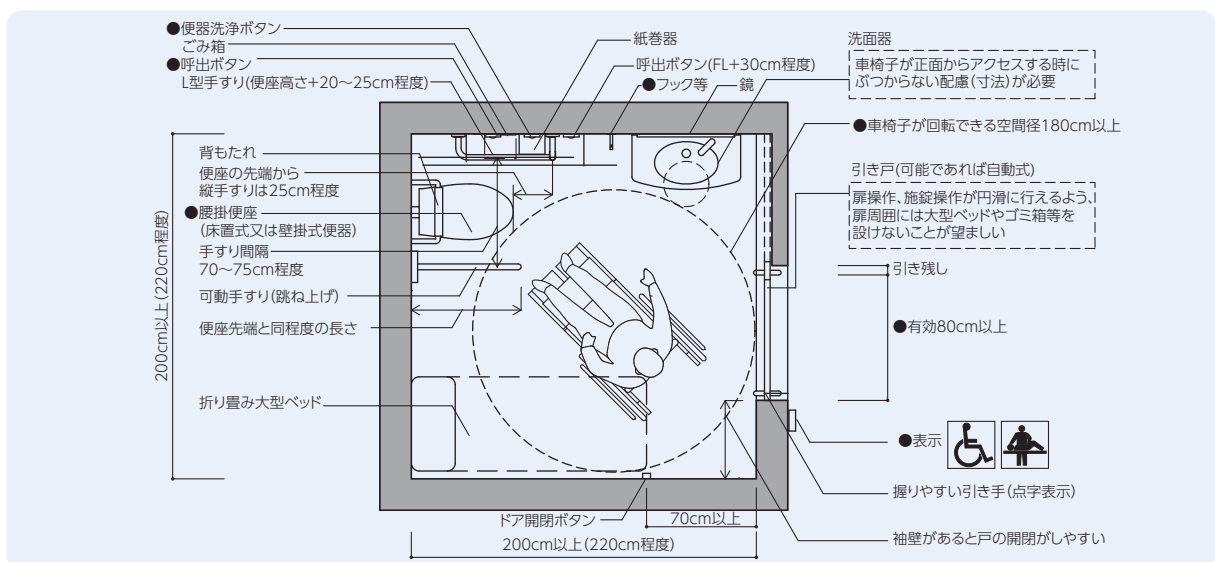
整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
(1)便所の構造	(1) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上を次の構造とする。		
車椅子使用者用便房の数	ア 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所。以下(1)において同じ。)内に、車椅子使用者が円滑に利用できる便房(車椅子使用者用便房)を1以上設けること。	構造は(2)を参照。	・不特定多数の人が利用する便所を設ける際には、車椅子使用者用便房を1以上設置する。
出入口の表示	イ 便所の出入口又はその付近に、車椅子使用者用便房が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。		・車椅子使用者用便房には、設備や機能(オストメイト等)を、便房の出入口付近に分かりやすく表示する。 ・出入口表示は、通路の離れたところから見やすいようにする。 ・視覚障がい者が利用する施設の便所では、男子用・女子用・多機能の位置を音声で案内する。 ・表示高さは、視点からの見上げ角度が小さく、かつ目線の低い車椅子使用者にも見やすい高さとする。 ・日本産業規格のオストメイトピクトグラムを使用すること。
床面の設計	ウ 便所内に段を設けないこと。 エ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。		
(2)車椅子使用者用便房の構造	(2) (1)アの車椅子使用者用便房は、次の構造とする。		
腰掛便座の設計	ア 腰掛便座の両側に手すりを設けること。 イ 腰掛便座は、できる限り前方及び両側から移乗しやすい位置に設けること。	手すりは、利き手や片側にまひがある人などを考慮し、便座の両側に水平・垂直に設置し、左右どちらからでも移乗できるように空間を確保する必要	・座面の高さは、40～45cm程度とする。 ・水平手すりの高さは65～70cm程度とする。 ・手すりの間隔は、70～75cm
		便房の設置位置は、出入口から便座の前方、又は側方に入る配置とする。	・出入口付近で、かつ便器まで直進できる位置に設ける。 ・複数の車椅子使用者用便房を近傍に設ける場合は、車椅子使用者が便房へのアプローチや移乗方法を選択できるよう、便器を左右対称に設ける。 ・便器横の移乗スペースは、80cm以上確保する。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
便房内の空間	ウ 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保すること。	車椅子が回転できる径150cm以上を確保すること。ただし、床面積の合計が500㎡未満の小規模建築物に設けるものについてはこの限りではない。 床面積2,000㎡以上の建築物では、電動式車椅子が回転できる径180cm以上を確保すること。	<ul style="list-style-type: none"> 便房の広さは220cm四方程度とする。 2,000㎡未満の施設であっても径180cm以上を確保する。
洗浄装置の構造	エ 洗浄装置は、靴べら式、光感知式その他の操作が容易なものとすること。		<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数の人が利用する施設では、洗浄装置を視覚障がい者が探しやすい位置に設置し、操作が分かりやすいものにするなどの配慮が必要。また、同一建築物内では、同一仕様の洗浄装置とすること。 腰掛けのまま操作できる位置で、両側に設ける。 洗浄ボタンと非常呼び出しボタンが区別しやすいように位置を離したり、配色を工夫する。 洗浄装置の表示板などでは、点字や浮彫り文字、触覚記号等による表示を行う。
非常警報装置の設置	オ 車椅子使用者用便房を管理する者又はその従業員に通じる非常用の呼出装置を設けること。		<ul style="list-style-type: none"> 転倒した場合にも利用できる位置に設置する。 「転倒した場合にも利用できる位置」とは、床から30cm程度 非常警報装置の点滅ライトが見えやすい、背景の色を考慮する。
その他の設備	カ 荷物台が適切に配置されていること。 キ 出入口の戸には、施錠及び開錠が容易な施錠装置を設けること。	荷物台または手荷物をかけるフックを、車椅子の支障とならず、かつ手の届くところに設ける。 鍵は車椅子使用者や指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造のものとする。（打掛錠等）	<ul style="list-style-type: none"> 便房内に手洗い器を設ける。 ペーパーホルダーは便器の両側に設置する。 手が不自由、又はペーパーでは不十分な病状の人のため、温水洗浄器を設置する。 サンタリーボックス（汚物入れ）は車椅子使用者便房に限らず、一般の男性用便所にも設け、手の届く範囲に一般より大きいものを設ける。 多機能便房内には、音声案内を設ける。 便房の戸には、使用中か否かを大きく分かりやすく表示する。 車椅子使用者用便房では、排泄介助が必要な障害のある児童、成人等の脱衣等に使う大型ベッド（ユニバーサルシート）を設ける。

■便房の例1（車椅子使用者が利用できる十分な空間の確保）

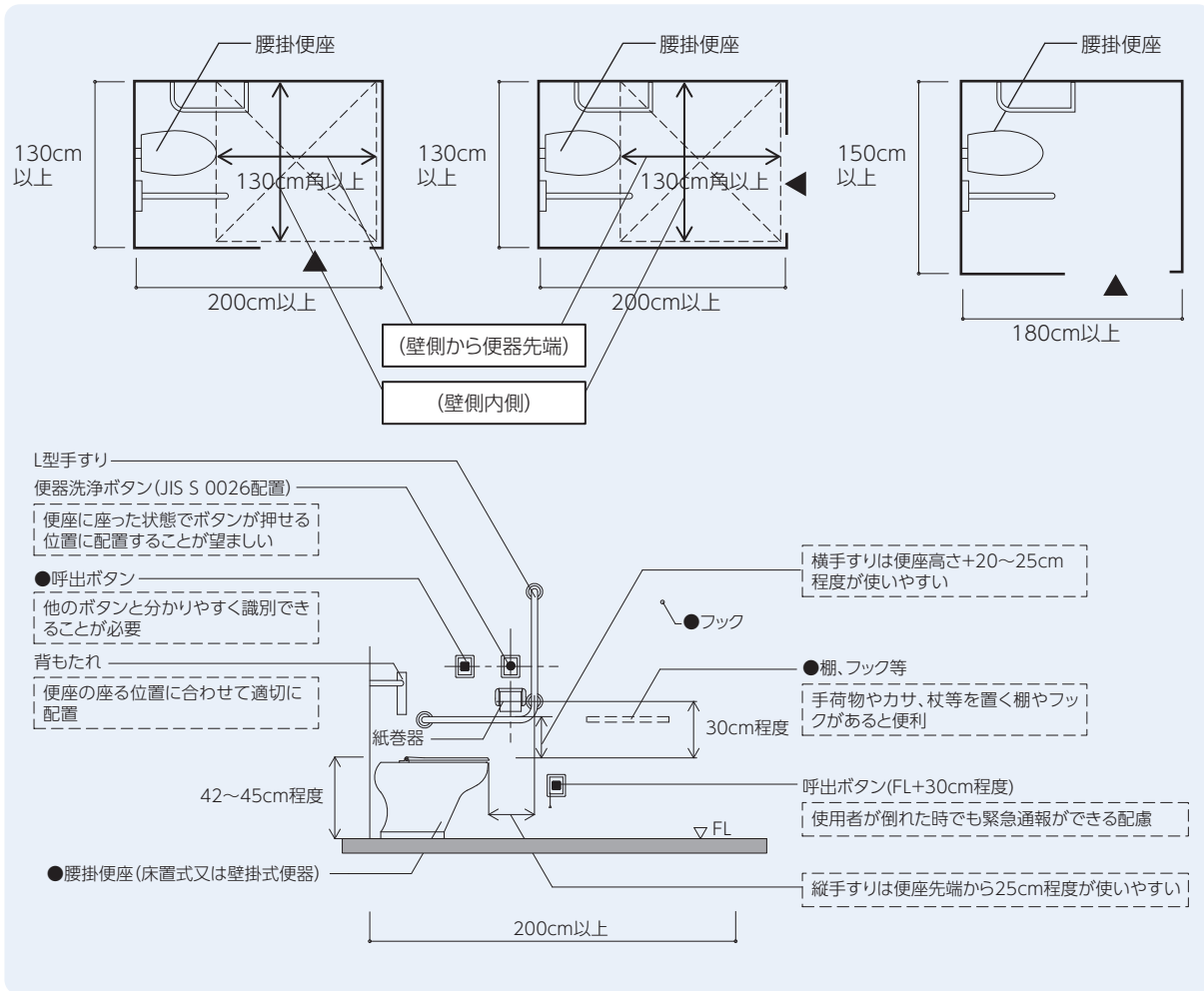


■床面積2,000㎡以上の建築物

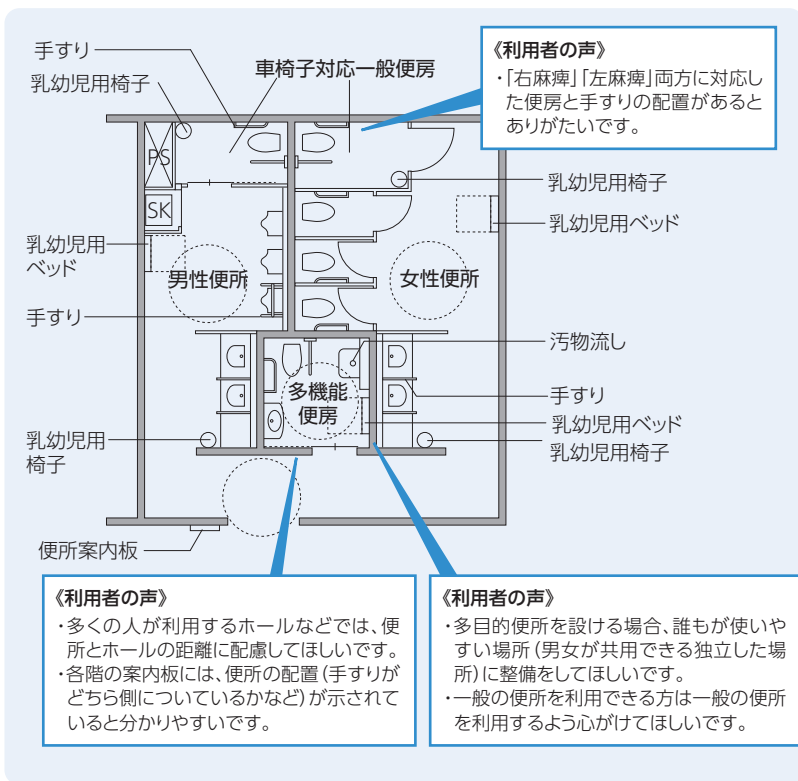


■便房の例2 (車椅子使用者が利用できる空間の確保)

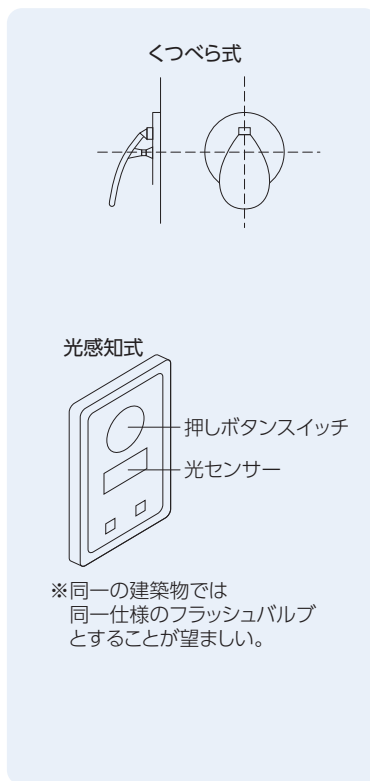
※小規模建築物等、便房の例1が困難な場合



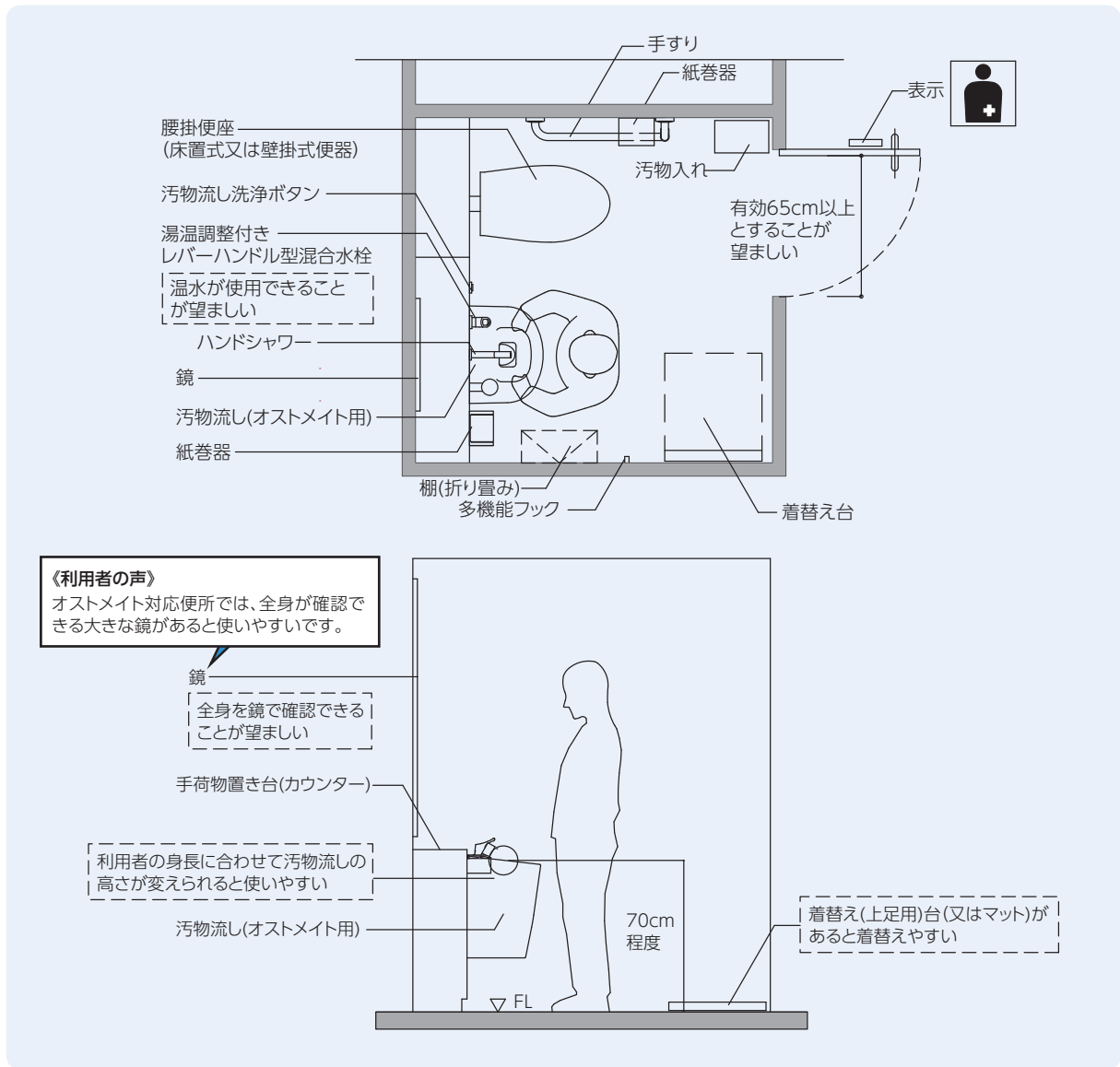
■便所



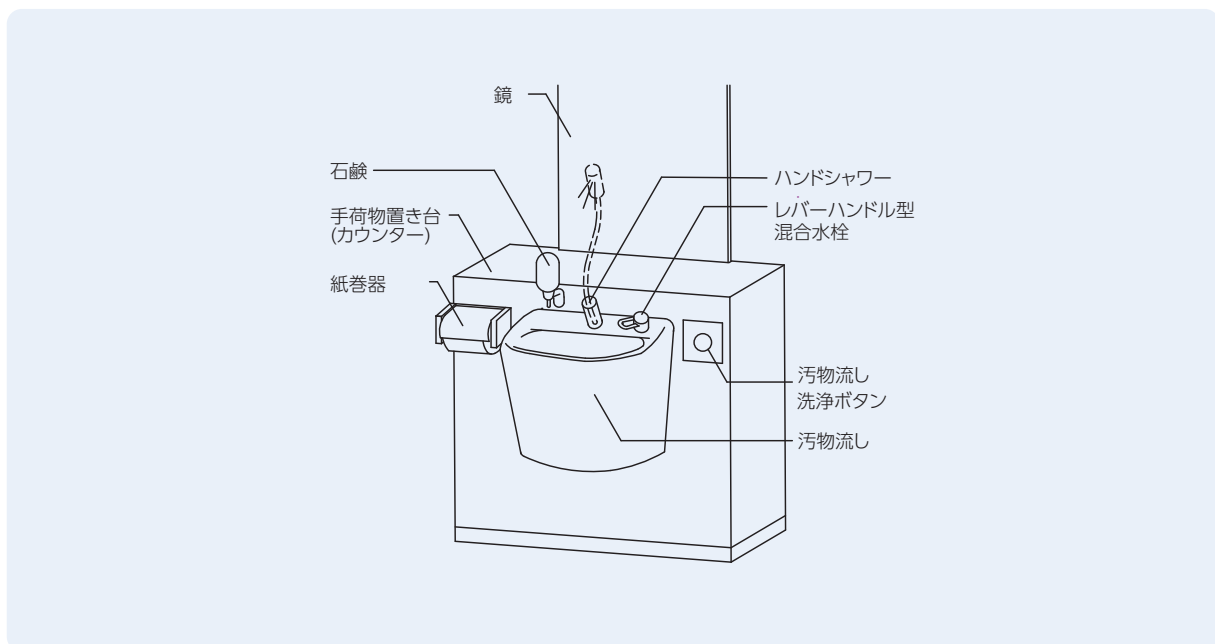
■洗浄装置の例



■オストメイト対応の例



■汚物流し(オストメイトに配慮した設備)の例



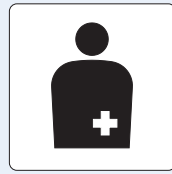
■便所のサインの例 (日本産業規格 JIS Z 8210)



障害のある人が使える設備



介助用ベッド



オストメイト用設備／オストメイト



ベビーケアルーム



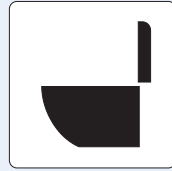
おむつ交換台



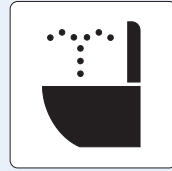
着替え台



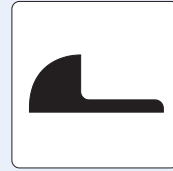
ベビーチェア



洋風便器



温水洗浄便座



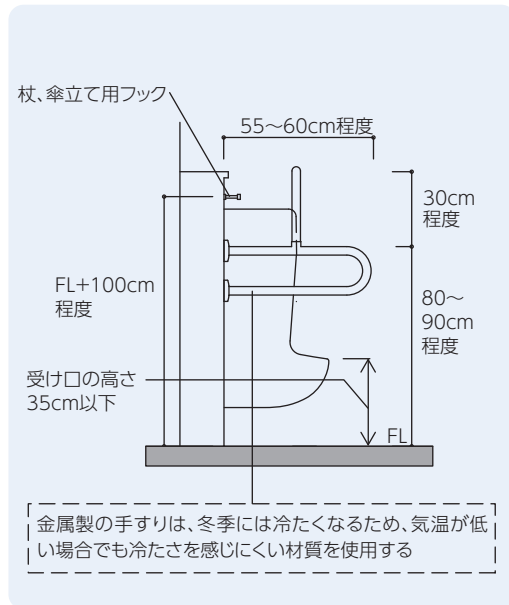
和風便器

■個別機能を備えた便房の表示例(車椅子使用者用便房)

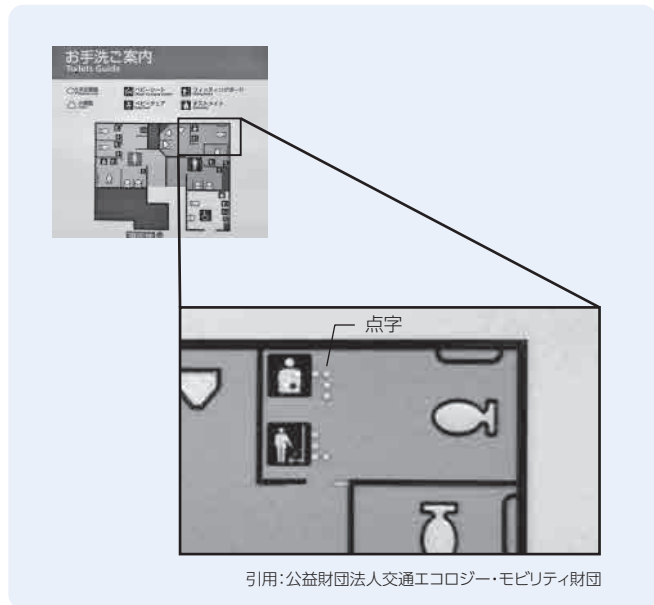


整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
(3)男子用小便器の構造	(3) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、その1以上に、手すりが適切に配置された床置き式の小便器その他これに類する小便器を1以上設けなければならぬ。	松葉杖使用者、高齢者等の利用に配慮し、手すりを設けることとしている。 その他これに類する小便器とは、受け口の高さが35cm以下の壁掛け式の小便器のことをいう。	
(4)点字等による案内	(4) 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する便所を設ける場合には、出入口又はその付近に設けなければならない。	触知図等により、便所内の構造を案内すること。 必要に応じ、点字による案内設備を設ける。	
(5)乳児用椅子、乳児用ベッドの設置	(5) 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物に不特定多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、乳児用椅子又は乳児用ベッドを設けること。	女性用便所だけでなく、男性用便所にも設けることが必要である。 乳児用椅子は、便座に座った状態から手が届く範囲、又は便器の前方の近接した位置に設ける。 乳児用ベッド(おむつ交換台)は、ユニバーサルシート(大型ベッド)との兼用は不可である。 乳児用ベッドは、利用する方向に応じて適切なスペースを確保する。	
(6)オストメイト対応の設備	(6) 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物に多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を設けること。	人工肛門、人工ぼうこう保有者(オストメイト)の方が、パウチ(便や尿をためておくために装着する袋)や汚れ物、汚れた衣服を洗浄する設備(温水が出るシャワー等)を設けることが必要である。	・汚物流しの高さが調節できるようにする。 ・便房内に手荷物を置く台、フックを設ける。

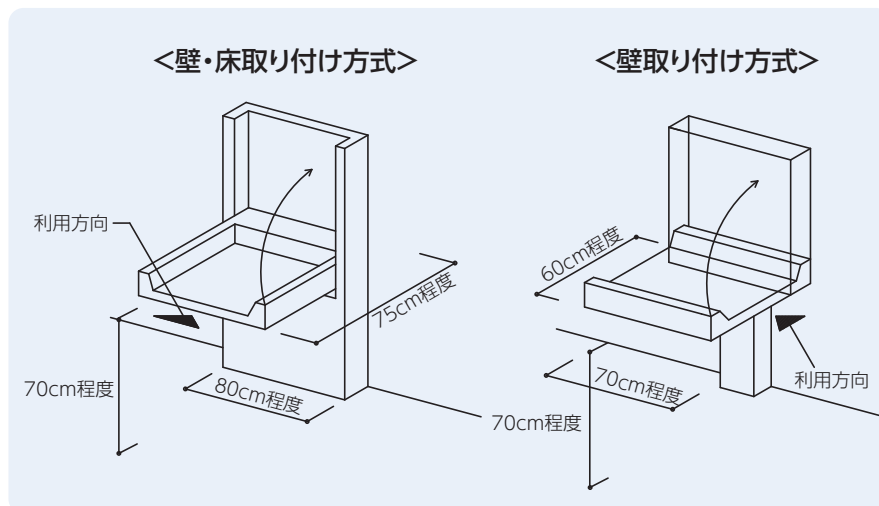
■小便器と手すりの設置例



■点字案内(触知図)の例

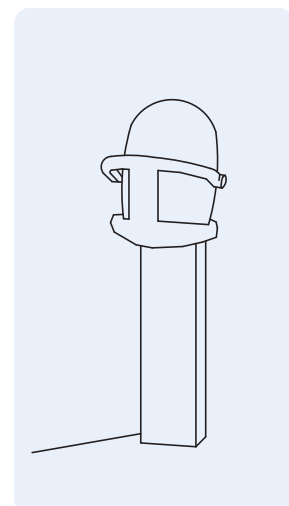


■乳児用ベッド(おむつ交換台)の例

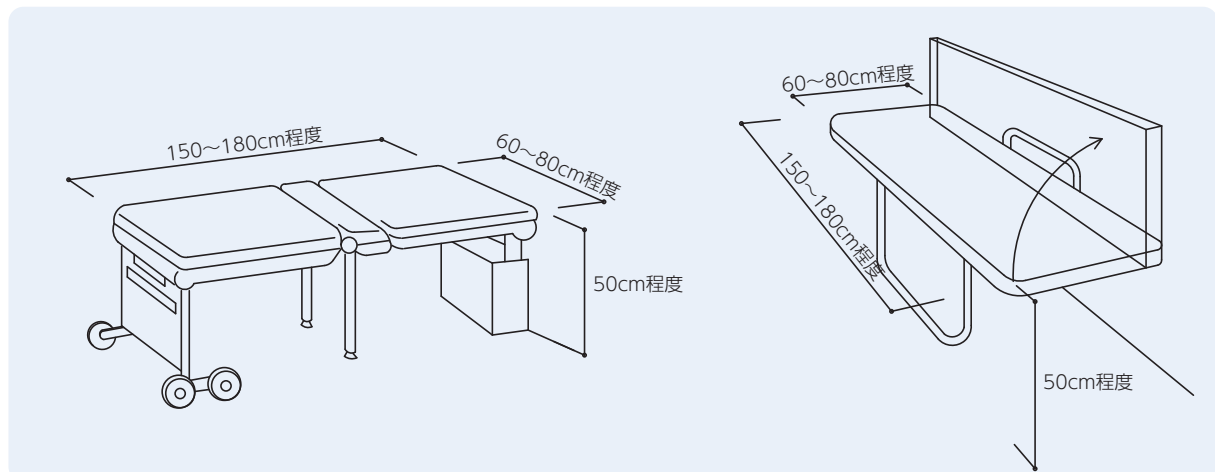


※乳児用ベッドは、以下のユニバーサルシート(大型ベッド)との兼用は不可である。

■乳児用いすの例



■ユニバーサルシート(大型ベッド)の例



(9) 駐車場(規則別表2 1 建築物の表6の項)

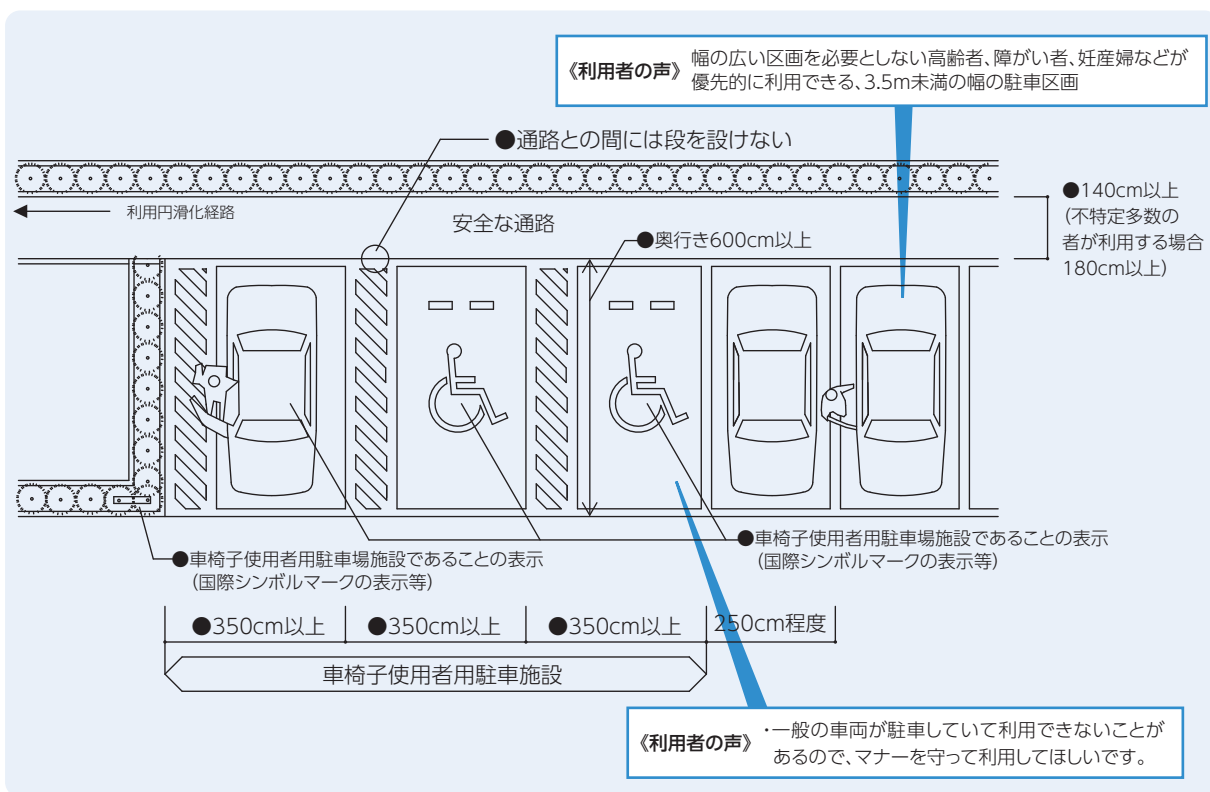
障がい者や高齢者等にとって、自動車は日常生活における外出手段の中でも最も便利なものである。したがって、どの建築物にも車椅子使用者が利用できる駐車場を整備することが望ましい。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
(1)車椅子使用者用駐車施設の設置	(1) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子使用者用駐車施設を1以上(全駐車施設数が100を超える場合は、施設総数の1/100以上)設けること。		・全駐車施設数200台以下の場合 ⇒ 全駐車台数×1/50以上 ・全駐車施設数200台超過の場合 ⇒ 全駐車台数×1/100+2以上
(2)車椅子使用者用駐車施設の構造	(2) (1)の車椅子使用者用駐車施設は、次の構造とする。		
幅・奥行き	ア 幅は350cm以上、奥行きは600cm以上とすること。	「幅350cm」とは、自動車のドアを全開にした状態で、車椅子から自動車へ容易に乗降できる幅で、普通車用駐車スペース(210cm)に車椅子が転回でき、介護者が横に付き添えるスペース(140cm)を見込んだものである。 「奥行き600cm」とは、通常の駐車スペースの奥行き(500cm)に若干の余裕を見込んだものである。	
表示	イ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該駐車施設が車椅子使用者用駐車施設である旨を積雪等に配慮して見やすい方法により表示すること。ただし、共同住宅に設ける駐車施設を除く。	障がいのない方の不適正利用を防止するため、車椅子使用者用駐車施設と一般用駐車場とを区別するためのものである。 表示の取扱いを以下のとおりとする。 ・表示は(境界) 枠線、国際シンボルマークで構成されるものとする。 ・塗装は青色の地に白色の枠線・国際シンボルマークが望ましいが、単に白色の枠線・国際シンボルマークでも可とする。 ・斜線で示される乗降位置の表示は任意とする。 なお、共同住宅について整備を免除しているのは、共同住宅の駐車場は主に入居者のものであり、表示がなくても車椅子使用者用駐車施設が判別できるという考えからである。 積雪等への配慮とは、屋根・ひさし又はロードヒーティングなどの消融雪装置を設けるほか、国際シンボルマークを表示した自立看板等を設置することである。	・(1)以外に、幅の広い区画を必要としない高齢者、障がい者、妊産婦などが優先的に利用できる、3.5m未満の幅の駐車区画を施設の出入口近くに設ける。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
位置	ウ 利用円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。		・立体駐車場や地下駐車場では、エレベーター付近に設置する。
(3)誘導表示	(3) 車椅子使用者用駐車施設を設ける場合(共同住宅に設ける場合を除く。)には、道路から駐車場へ通ずる出入口付近に車椅子使用者用駐車施設がある旨を積雪等に配慮して見やすい方法により表示し、かつ、道路から駐車場へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐車施設までの経路について誘導のための表示を行うこと。	共同住宅について整備を免除しているのは、共同住宅の駐車場は主に入居者のものであり、誘導がなくても車椅子使用者用駐車施設まで到達できるという考えからである。	

■車椅子使用者用駐車施設

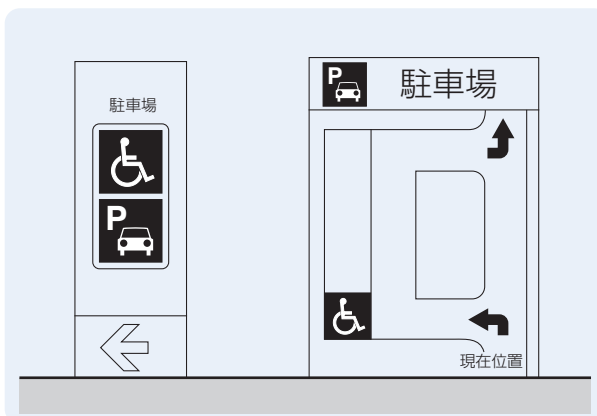
■車椅子使用者用駐車施設の整備例



■車椅子使用者用駐車施設の標識の例



■駐車場の案内標識の例



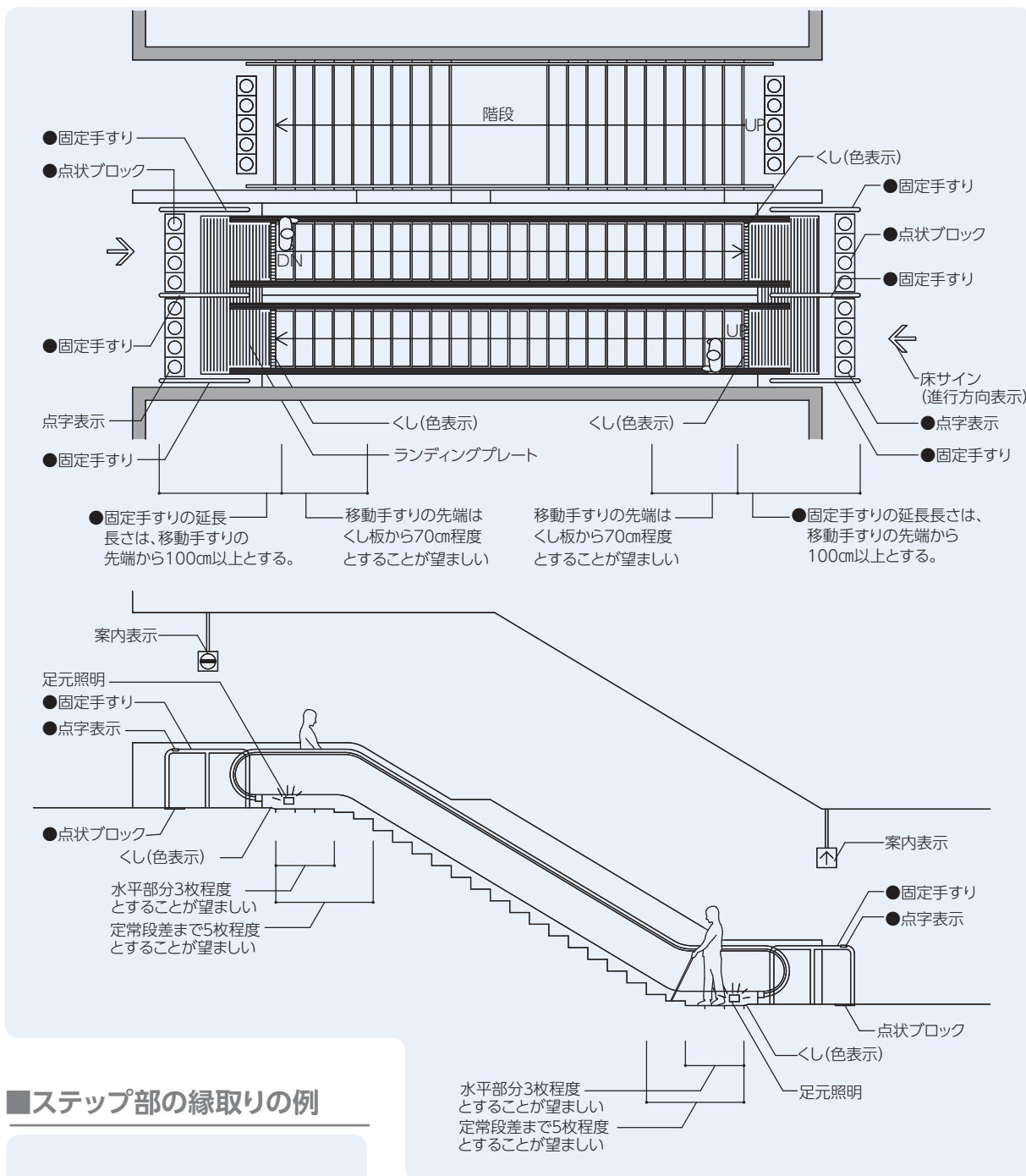
(10) エスカレーター（規則別表2 1 建築物の表9の項）

エスカレーターは大量に人が垂直移動するのに有効な手段であり、特に高齢者や歩行困難者にとっては便利な設備である。しかし、転倒時等には大きな事故となる危険もあるため、誰でも安全に利用できるように配慮が必要である。

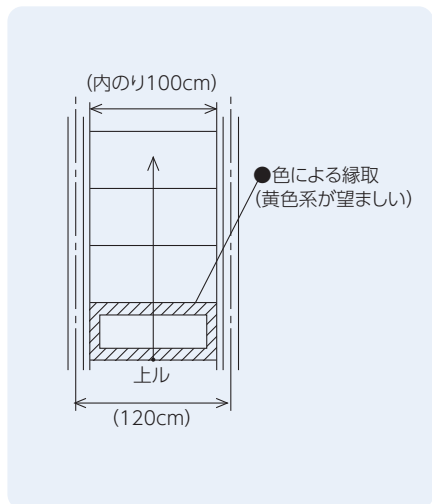
整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
乗降口での手すりの設置	<p>多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するエスカレーターを設ける場合には、次の構造とする。</p> <p>ア 乗降口部分の移動手すりは水平部分を120cm以上とし、これと連続する固定手すりを設けること。</p>	<p>歩行困難者の場合、移動手すりの動きに足がついていけずに転倒することがあるので、乗降口には移動手すりの先端から長さ100cm以上の固定手すりを移動手すりに連続して両側に設ける。固定手すりの高さは、80～110cmで、ハンドレールの高さに合わせて。固定手すりの取り付け位置については、移動手すりとの間が狭いと、人や物が巻き込まれる危険性があるため、十分に検討すること。</p>	<p>・乗降口に隣接したステップの水平部分は、3枚以上とする。</p>
表面の仕上げ	<p>イ 踏み段及びくし板の表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>		
縁の表示	<p>ウ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度の差を大きくする等、段を容易に識別できるものとする。</p>		<p>・縁の色は黄色系でわかりやすく表示する。</p>
視覚障害者誘導用ブロックの敷設	<p>エ 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するエスカレーターには、乗降口に視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、かつ、アの固定手すりに誘導等のための点字表示を行うこと。</p>	<p>点状ブロックにより、エスカレーターの存在を警告する。 点字により、エスカレーターの昇降方向を表示する必要がある。</p>	
その他			<p>・ステップの幅は100cm程度とする。 ・定常段差までのステップは5枚程度とする。 ・昇り下り両方向のエスカレーターを設置する。 ・乗降口の足元に照明を配置する等、乗り口、降り口をわかりやすくする。 ・エスカレーターの付近では、エスカレーターがあることを案内表示する。</p>

■エスカレーターの整備

■エスカレーターの整備例



■ステップ部の縁取りの例



■エスカレーターの案内表示

(日本産業規格 JIS Z 8210)



エスカレーター



上りエスカレーター



下りエスカレーター

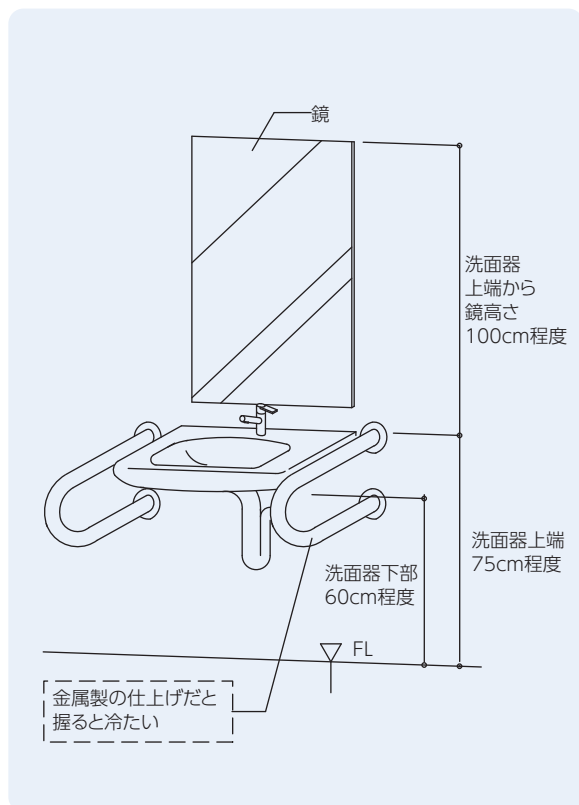
(11) 洗面所(規則別表2 1 建築物の表10の項)

洗面所は、手を洗うだけでなく、身づくろいもするところであり、車椅子利用者だけでなく、誰

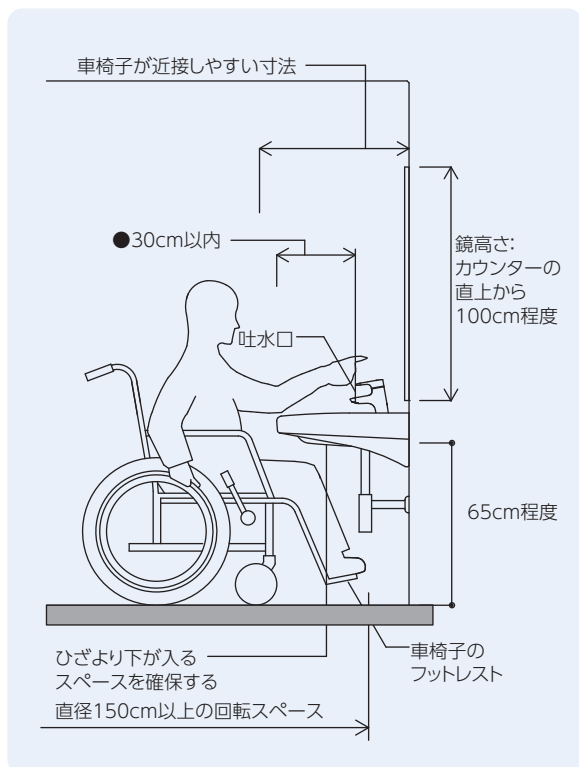
整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
	多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する洗面所（客室に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を次の構造		
床面の構造	ア 段を設けないこと。 イ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げる		・車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。
洗面器の高さ	ウ 車椅子使用者が円滑に利用できる高さの洗面器及び鏡を1以上設けること。		・洗面器の上端の高さは75cm程度とする。 ・洗面器の下部に高さ65cm程度、奥行き55cm程度の空間を確保し、ひざや足先が入るスペースを設ける。
水栓器具の配慮	エ 男女の別があるときはそれぞれ洗面器の1以上には、両側手すりを設け、かつ、障がい者、高齢者等が容易に操作できる水	手すりは両側手すりを設け、寄りかけられる等の配慮を行う。 水栓器具は、レバー式、光感知式等操作の容易なものとする。 吐水口の位置は、洗面器の手前縁から30cm以内とする。 ウとエは、必ずしも同じ場所でなくともよい。 洗面器の手すりと便房の手すりは、洗面器と便房が隣り合い、かつ、（双方の利用に際し）適切な位置に設置が確保されている場合に兼用することも可とする。	
その他			・洗面器の鏡は、洗面器上部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ100cm以上の高さで設置する。 ・コンセント等の位置は、車椅子利用者等の利用に配慮する。 ・洗面器は、車椅子から便器へ前方・側方から移乗する際に支障とならない位置、形状のものとする。 ・便座に腰掛けた状態で手を洗いたい場合もあるため、便座から手が届く位置に小型手洗いを設ける。

■洗面所の整備例

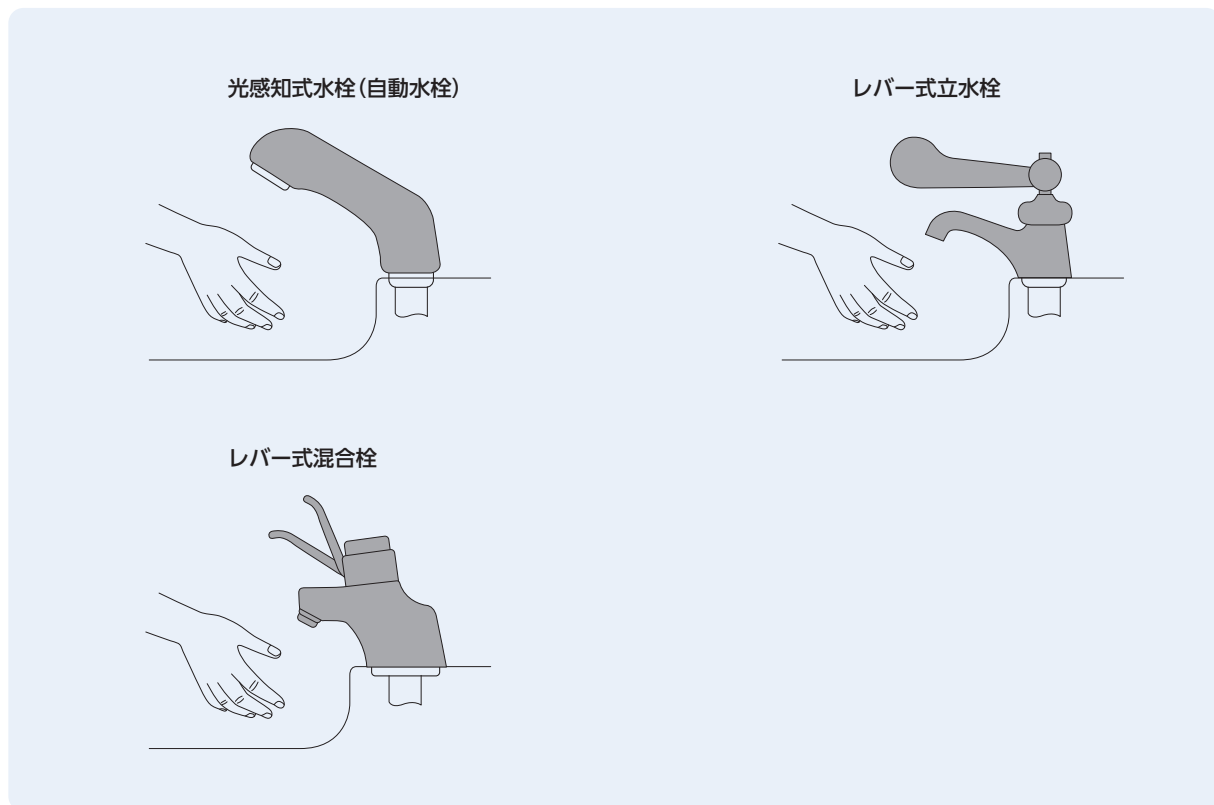
■手すりを設置した洗面器の例



■車椅子使用者が利用しやすい洗面化粧台の例



■水洗器具の例



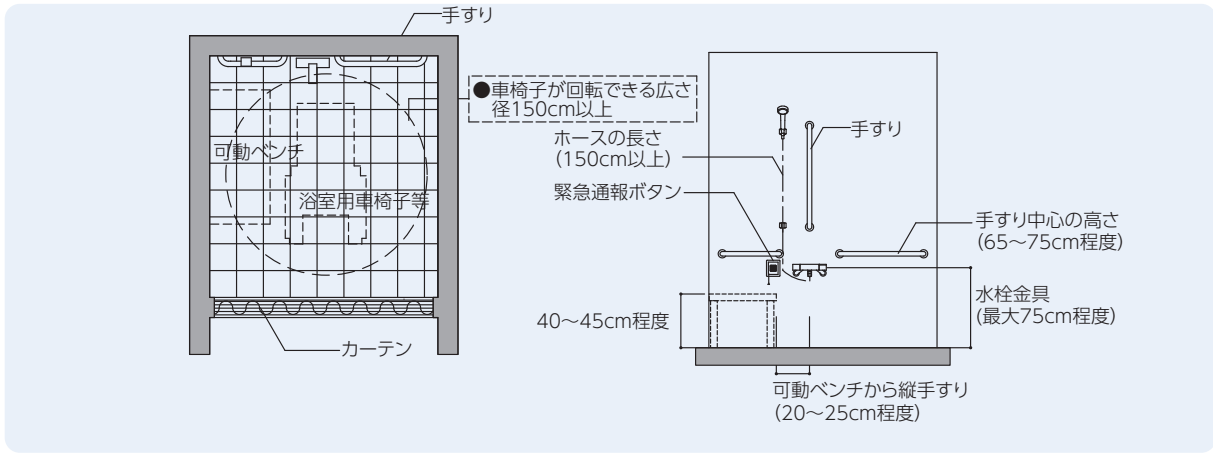
(12) 浴室、シャワー室、脱衣室及び更衣室(以下「浴室等」という。)

(規則別表2 1 建築物の表11の項)

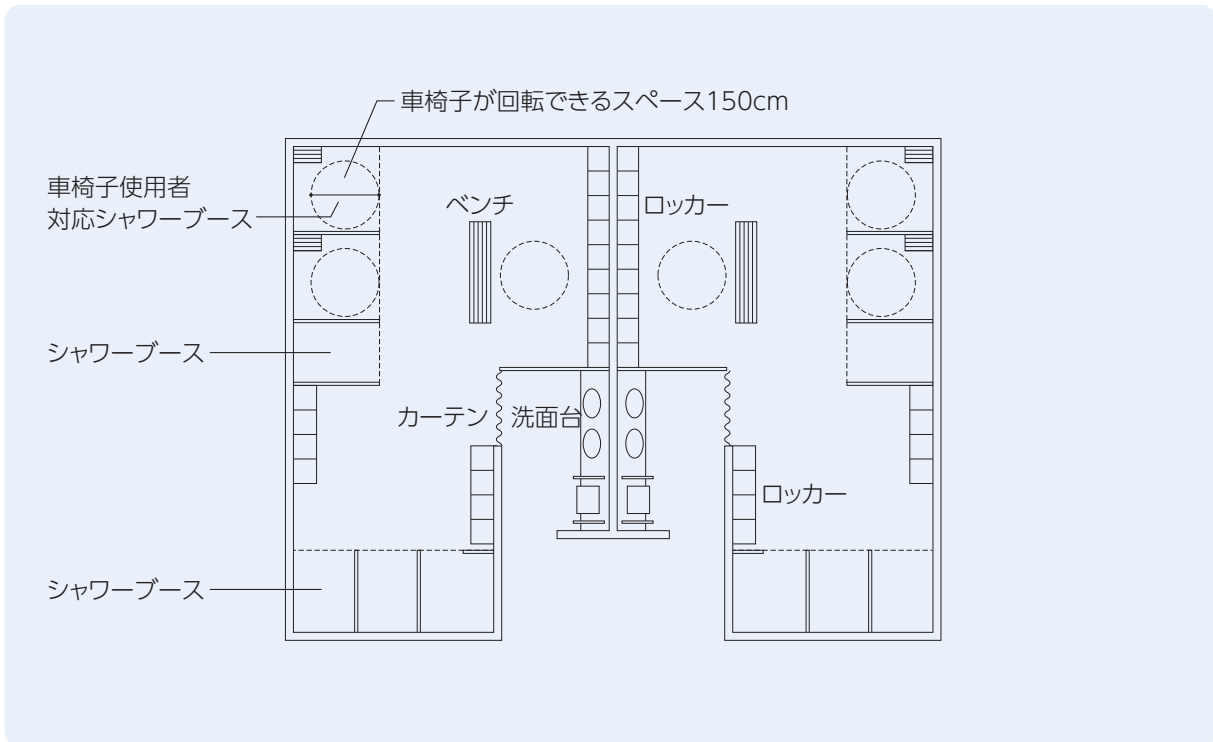
浴室は、障がい者、高齢者等にとって特に転倒の危険性が高い場所であるため、安全かつ円滑

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
	病院、ホテル等、老人ホーム・身体障がい者ホーム等、老人福祉センター等、運動施設、宿泊施設に多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する浴室等(客室に設けるものを除く。)を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)を次の構造とする。		
床面の形状、仕上げ	ア 室内には、構造上やむを得ない場合を除き、階段又は段を設けないこと。 イ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。		
手すりの設置	ウ 必要に応じ、手すりを設けること。	水平及び垂直に取り付ける。「必要に応じ」とは、以下を目的とする場合である。 ・出入口から洗い場まで誘導するため ・シャワー使用中の身体を支えるため ・浴槽への移乗台付近の出入りのため ・浴槽での立ち座りのため	
室内の空間	エ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。	洗い場・浴槽までの通路及び洗い場には、直径150cm以上の円が内接できるスペースを設ける。	
浴槽の高さ	オ 浴槽は、縁の高さ等を障がい者、高齢者等の安全な利用に配慮したものとする。	安全な利用に配慮した縁の高さを、50cm以下とする。	
椅子等の設置	カ 浴室及びシャワー室に椅子を設けること。	椅子は、身体を洗う際に座位安定のため使用する。	
水栓器具	キ 浴室及びシャワー室には、障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を1以上設けること。	水栓はレバータイプなど障がい特性に応じて配慮する。	・冷温水の区分は点字でも表示する。 ・シャワーはハンドシャワーとし、シャワーヘッド掛けを上下2カ所に設けるか、可動式とする。 ・安全のためやけど防止機能付き、あるいはサーモスタット制御のバルブがあること。

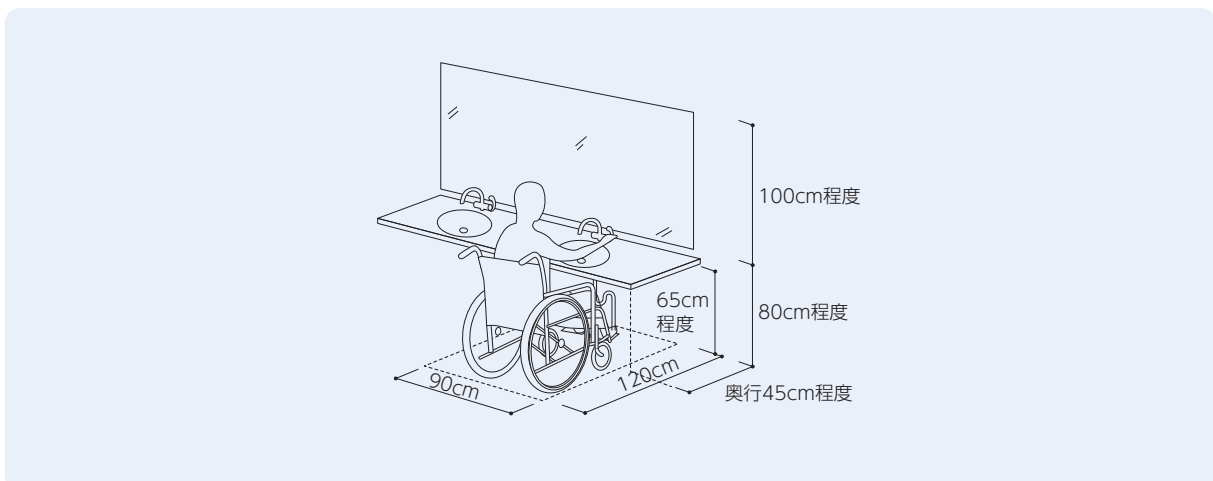
車椅子利用者用シャワー室の整備例



シャワー室、更衣室の例 (公衆浴場、宿泊機能を有する建築物)



脱衣室、更衣室の洗面台



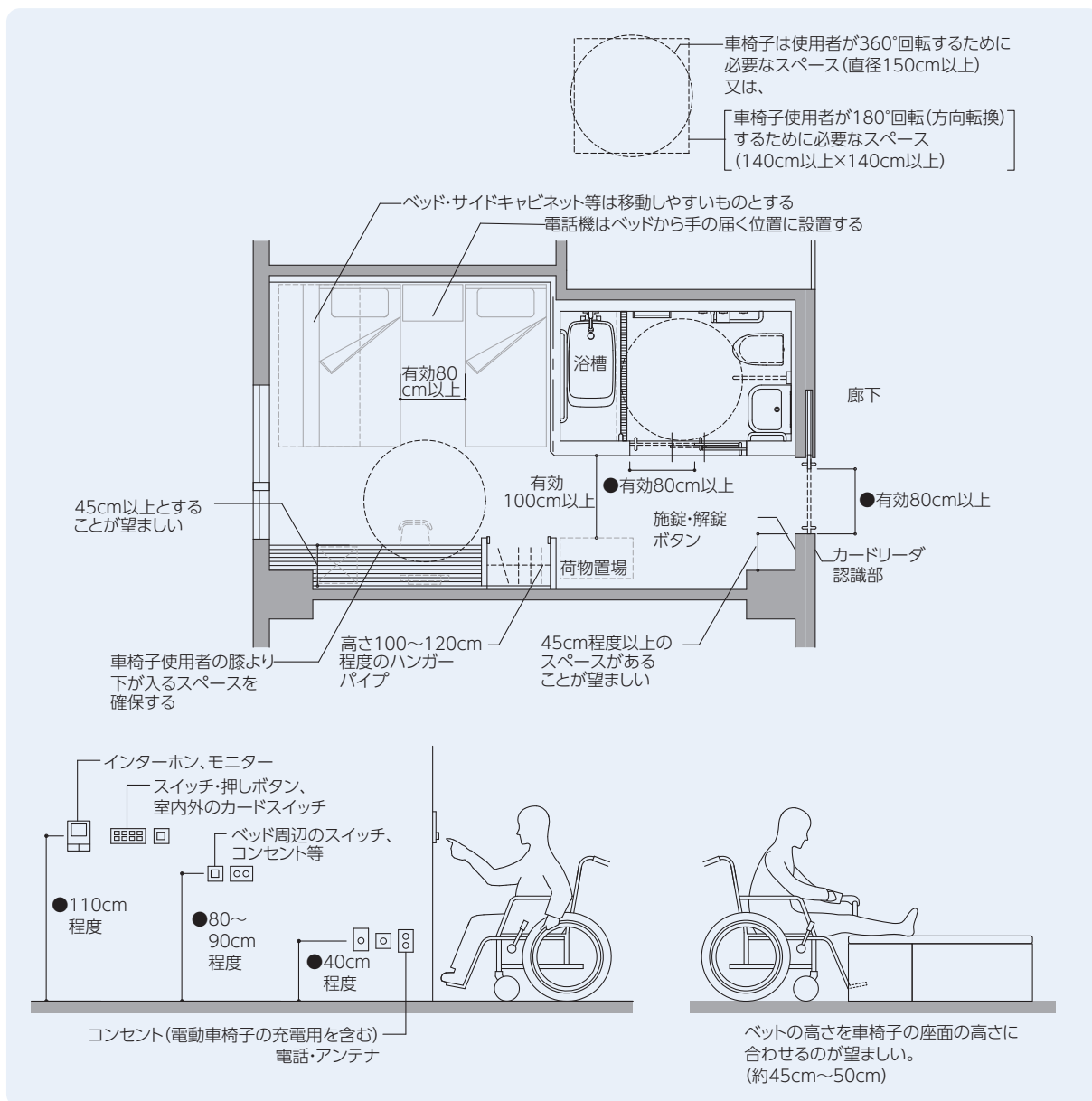
(13) 客室(規則別表2 1 建築物の表12の項)

宿泊機能をもつ施設においては、車椅子使用者等の利用に配慮する。

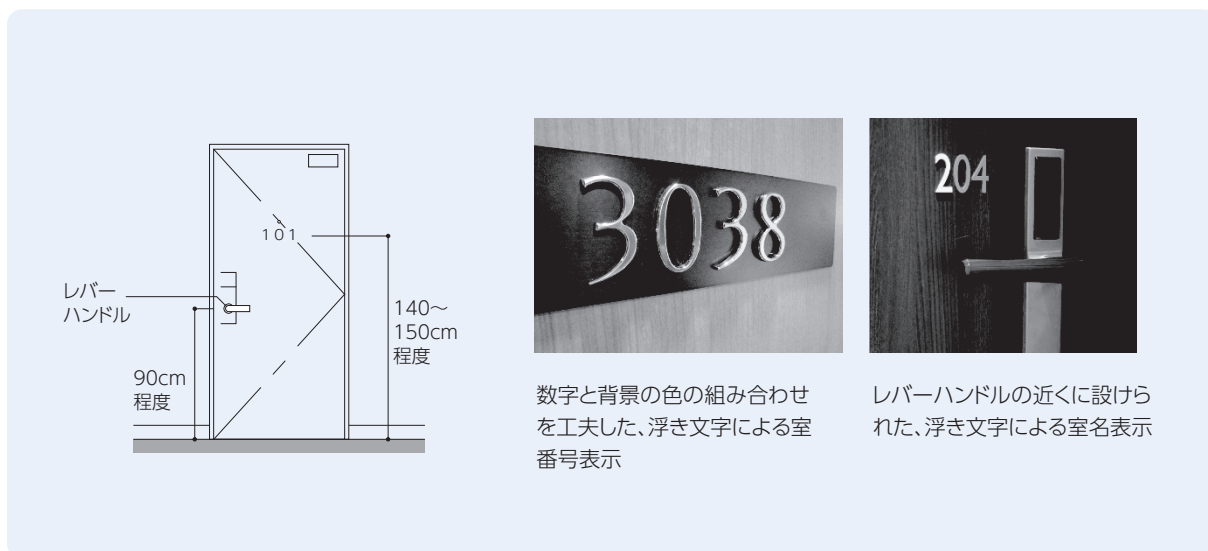
整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
(1)客室の構造	(1) 宿泊施設(床面積の合計が2,000㎡未満のものを除き、客室の総数が50以上のものに限る。)に設ける客室のうち、当該客室の総数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上は、次の構造とすること。		
室内の空間	ア 車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保され、かつ、ベッド、手すり等が適切に配置されていること。	客室内に直径150cm以上の円が内接できるスペース又は140cm以上×140cm以上のスペースを1以上設ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・ベッドの高さは、車椅子使用者にも使いやすい45～50cm程度とする。 ・ベッド片側の通路は最低80cm確保する。 ・床は滑りにくい仕上げとし、毛足の長いじゅうたんなどは避ける。
出入口の構造	イ 出入口の幅は、内のりを80cm以上とすること。 ウ 戸は障がい者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。		<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の幅は、85cm以上とする。 ・高齢者や視覚障がい者がカードキーを円滑に利用するため、フロントでの使用方法の説明等に加え、開錠・施錠が音等でわかる等の工夫をする。 ・室名表示は、文字の浮き彫りとするか点字を併記する等、視覚障がい者等の利用に配慮する。
スイッチ類	エ スwitch類は、車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすること。	車椅子使用者が手の届く位置に設置すること。 通常のコンセント類は、床面から40cm程度、ベッド周辺のスイッチ、コンセント類は80～90cm程度、インターホン、モニターは110cm程度とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・照明はベッド上からでも操作できるように配慮する。 ・スタンド/ランプのスイッチはわかりやすい場所にあり、細かい指の動きに支障があるなど巧緻障害のある人でも操作できる構造・作りであるとともに、操作方法やオン・オフの状態もわかりやすいものとする。
便所の構造	オ 便所はp115(「(8)便所」)(1)ウ及びエ、(2)アからキまでに定めるものとする。		
洗面所の構造	カ 洗面所は、p127(「(11)洗面所」)アからエまでに定めるものとする。		<ul style="list-style-type: none"> ・鏡は洗面器上端部にできるだけ近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとする。
浴室の構造	キ 浴室等は、次に掲げるものであること。 (ア)p129(「(12)浴室等」)イからクまでに定めるものとする。 (イ)段を設けないこと。 (ウ)施設を管理する者又はその従業員に通じる非常用の呼出装置を設けること。		

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
聴覚障がい者及び視覚障がい者への配慮	ク ファクシミリ、点字付き電話機 その他聴覚障がい者及び視覚障がい者が円滑に利用できるよう配慮した設備を設けること。	聴覚障がい者への配慮として、非常時連絡用のフラッシュライトなど聴覚障がい者用屋内信号装置、点滅灯・音量増幅装置付き電話機を設置する。	・電話機はベッドから手の届く位置に設置する。
	ケ 聴覚障がい者に配慮した非常警報装置を設けること。		・便所の戸に、ドアノックセンサーを設ける。
(2)客室の位置	(2) (1)の客室は、非常時に避難しやすい場所に設けること。		

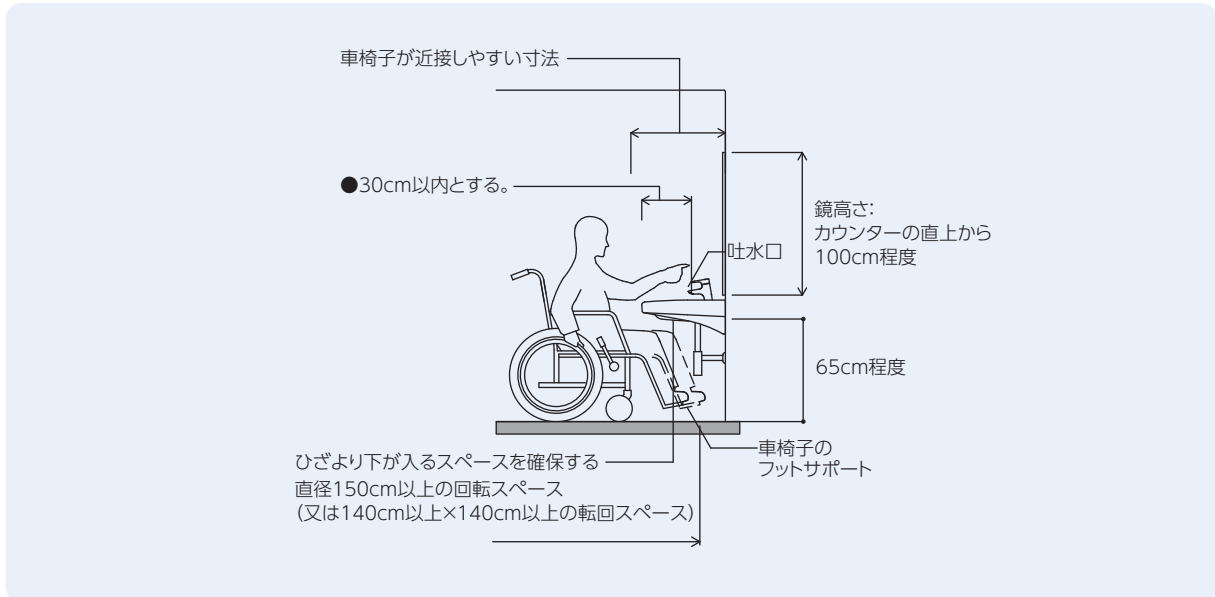
車椅子使用者用客室の整備



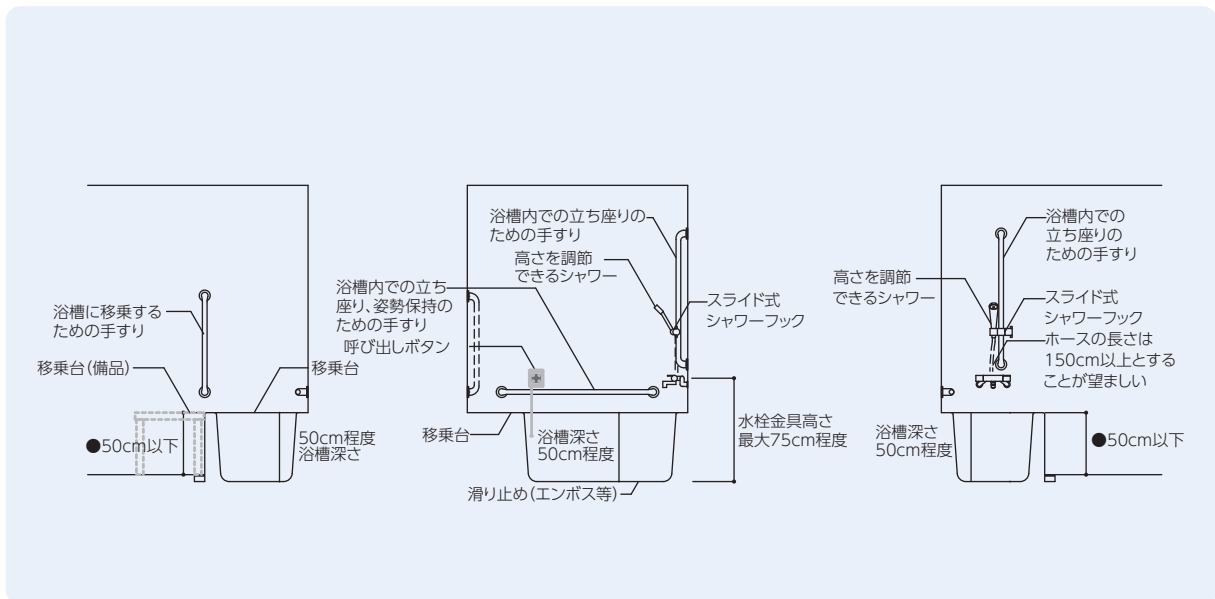
室名表示の例



■洗面器等の例



■車椅子使用者用浴室の例



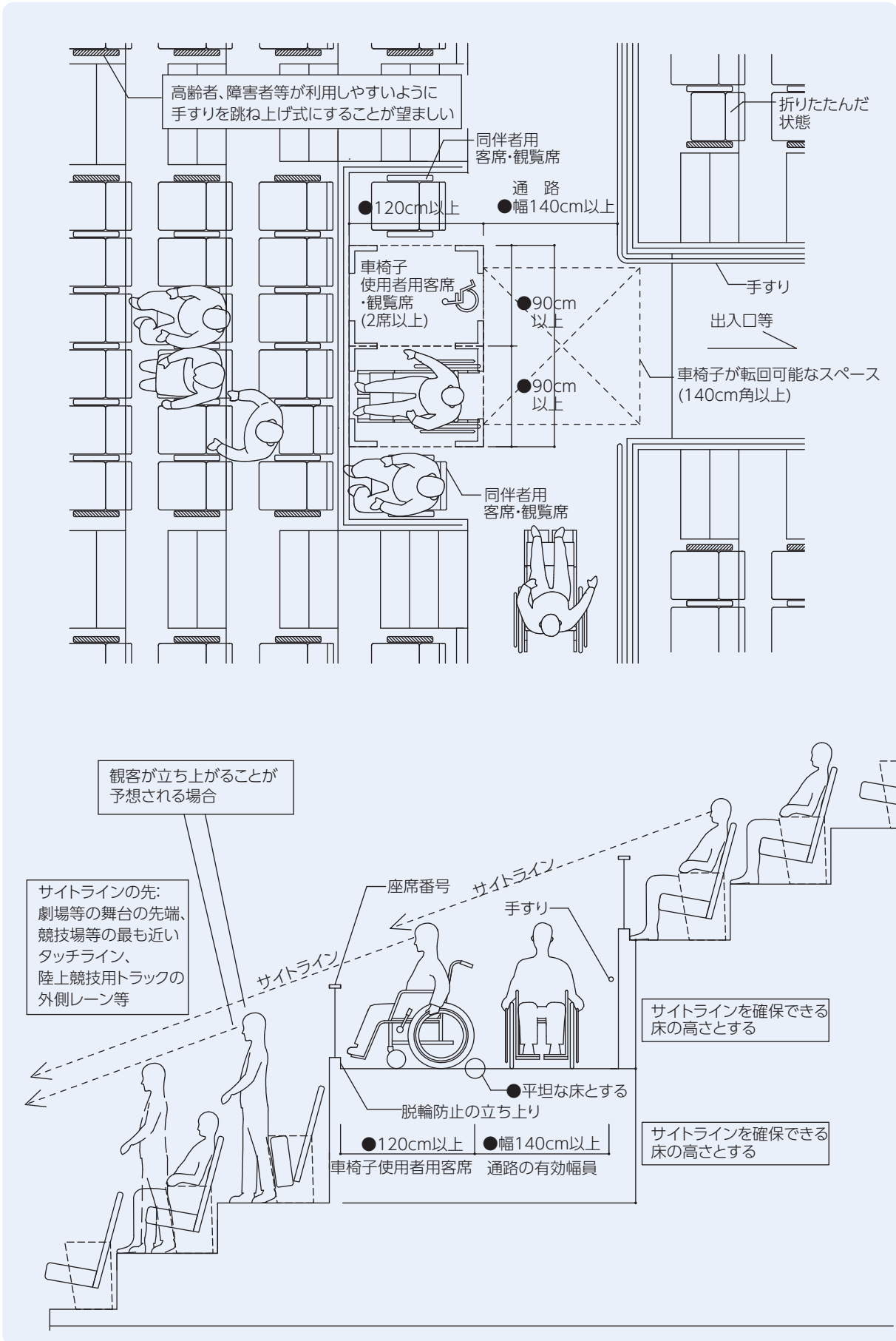
(14) 観覧席及び客席(以下「観覧席等」という。) (規則別表2 1 建築物の表13の項)

出入口から容易に到達でき、かつ、観覧しやすい位置に車椅子使用者が利用できる観覧スペースを確保する必要がある。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
(1)車椅子使用者用席の設置	(1) 劇場・観覧場・映画館等、集会場・公会堂等、運動施設に多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する観覧席等を設ける場合には、そのうち2以上(観覧席等の総数が200を超える場合は、総数の1/100以上)を、車椅子使用者用の区画(車椅子使用者用席)とすること。ただし、構造上当該数とすることが著しく困難で、かつ、車椅子使用者が円滑に観覧できる措置を講ずる場合を除く。		・同伴者(介助者、家族、友人等)用の席は、車椅子使用者用客席・観覧席に隣接して設ける。
(2)車椅子使用者用席の構造	(2) 車椅子使用者用席は、次の構造とすること。 ア 床は水平とすること。 イ 幅は90cm以上、奥行きは120cm以上とすること。	奥行き120cmとは、電動車椅子が収まる寸法である。	・リクライニング式の車椅子等の使用者に対応するため、奥行き140cm以上とする。 ・車椅子使用者用席の前面には、転落防止用の立ち上がりやストッパーなどを設ける。
(3)車椅子使用者用席までの通路の構造	(3) 観覧席等のある室の出入口(利用円滑化経路を構成するもの)から車椅子使用者用席までの通路は、次の構造とすること。 ア 幅は、内のりを140cm以上とすること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ 階段又は段を設けないこと。 エ 傾斜路を設ける場合は、p105(「(5)傾斜路」)の(1)力及びキ、(2)アb、c及びイbに定めるものとする。	幅140cmとは、車椅子が方向転換できる寸法である。	
通路の幅			
表面の仕上げ			
階段等の制限			
傾斜路の構造			
(4)聴覚障がい者への配慮	(4) (1)の施設に不特定多数の者が利用する観覧席等を設ける場合には、補聴装置を1以上設け、補聴装置が設けられている旨を見やすい方法により表示	聴覚障がい者が利用できるヒアリングループ(磁気ループ)システム、FM補聴装置(無線式)、赤外線補聴システム等の集団補聴装置を設ける。	・舞台等に字幕を表示する設備を設ける。(例:電光掲示板、プロジェクターでスクリーン等に投影、前席背面の小型液晶画面設備等)
(5)その他			客席・観覧席の通路から舞台への通路には段を設けない。通用口や劇場内の通路等から楽屋、控室、舞台等に至る経路は、高齢者、障がい者等の円滑な移動時に配慮したものとす。

■観覧室等の整備

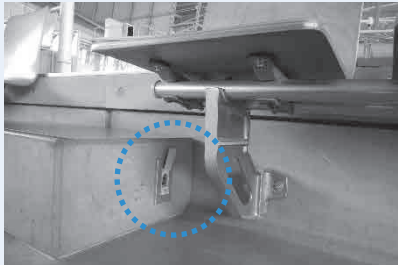
■観覧室等の整備例



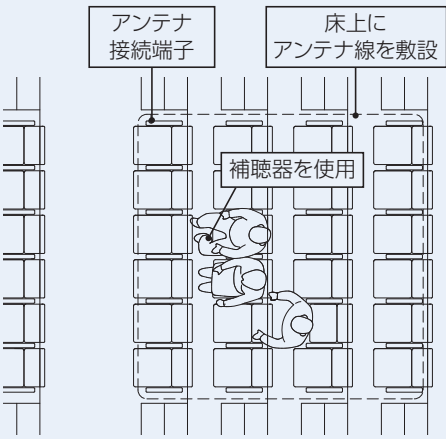
補聴設備

■聴覚障がい者用磁気ループの例


磁器ループアンテナを床面に敷設（設置場所の状況に応じて敷設部分を覆う）し、そのエリア内において、磁器ループから発生する電磁波を、聴覚障がい者が装着している補聴器の誘導コイルで受信させることにより、劇場・公会堂などの観覧席で会場内の騒音に影響されずに必要な音声だけを取り取ることができる。




・観覧席の下部に設けられたヒアリングループ（磁気ループ）システムの補聴器用アンテナ線の接続端子



アンテナ接続端子
床上にアンテナ線を敷設
補聴器を使用

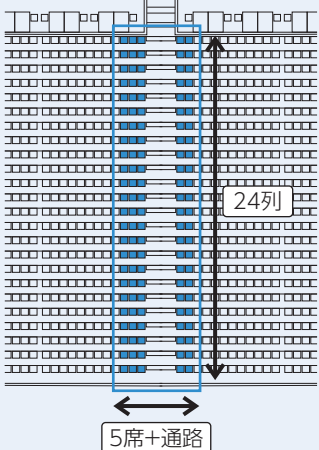


・ヒアリングループ（磁気ループ）システムのアンテナ線




・貸出用の補聴器

・難聴者の補聴器に雑音の少ないクリアな音声を届けることができるヒアリングループ（磁気ループ）システム（写真と図は、床上に設置するタイプ）



24列
5席+通路



・スタンドの複数のエリアに設けられたヒアリングループ（磁気ループ）システム（席のバリエーションを確保するため、縦通路に平行に配置されている（南北どちらかの大型映像が見える）と、そのピクトグラム

■赤外線システムの例



対象エリアに赤外線送出機を設置し、聴覚障がい者が装着した受信機に信号を受信させることにより、会場内の騒音に影響されずに必要な音声だけを直接聞き取ることができる。専用受信機は、ヘッドホンまたは補聴器と組み合わせて使用することができる。

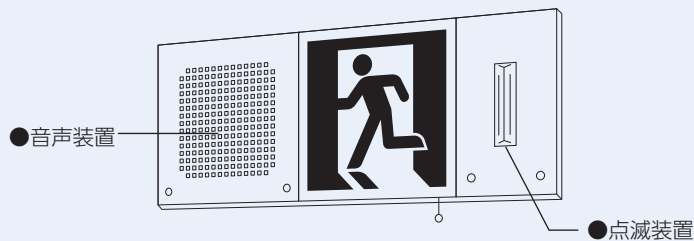
(15) 緊急避難設備

避難にかかわる設備については、機能や構造の面で配慮するとともに、避難経路は明確で最短の経路とすることが重要である。

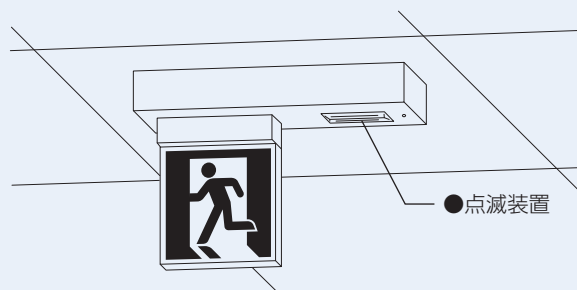
整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
緊急避難設備の構造	宿泊施設(床面積の合計が3,000㎡未満のものを除く。)並びに老人ホーム・保育所等及び老人福祉センター・身体障害者福祉センター等に設ける緊急避難設備は、次の構造とする。		・緊急避難設備を設ける必要のない公共施設でも、光、文字、音声等の設備(非常警報装置)を併設し、火災報知と連動したものととする。
非常警報装置	ア 非常警報装置は、光、文字、音声等の設備を併設し、火災報知と連動したものとすること。 イ 一斉放送できる設備を設けること。	事態の状況を文字により知らせる文字表示装置を設置する。	
その他			・非常口には段を設けない。 ・防火扉は開閉が容易なものとする。 ・避難路には点滅誘導灯と誘導音響装置が一体となった誘導灯を設置する。 ・非常時における避難、誘導案内などの説明は、視覚障がい者に配慮して点字や音声などによる案内を備えつける。

誘導設備

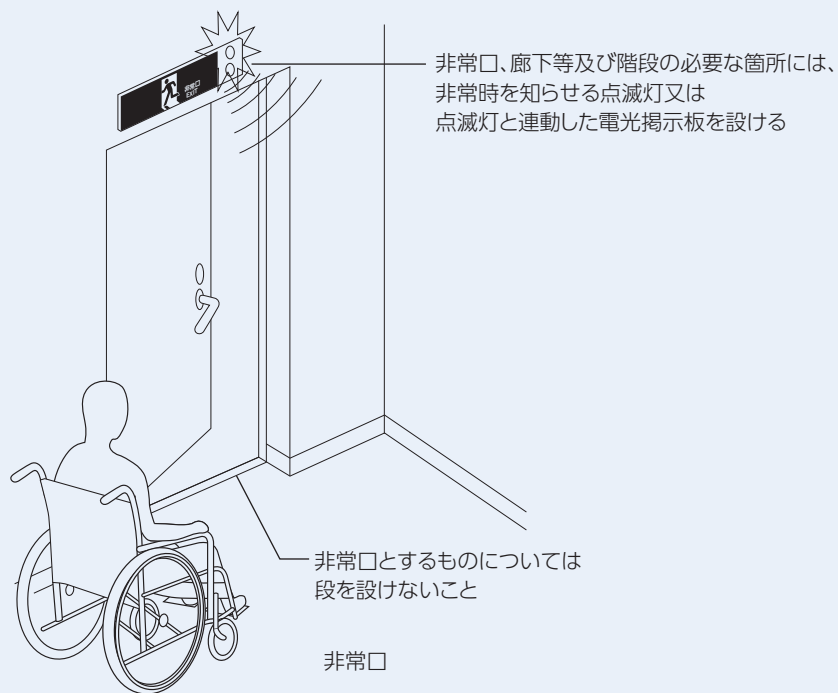
■点滅式誘導音付加誘導灯の例



■点滅型誘導灯(天井直付型)の例



■非常口の例



(16) 造作・機器

(16)-1 公衆電話 (規則別表2 1 建築物の表14の項)

公衆電話を設置する場合は、車椅子使用者等が円滑に利用できるように台の高さ、スペースに配慮するとともに、聴覚障がい者のための音量増幅装置付電話機や公衆ファクスを設けるなど、障がい者、高齢者等の利用に配慮する。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
出入口の確保	公衆電話を設ける場合には、そのうち1以上を次の構造とする。 ア 出入口を設ける場合には、幅は内径を80cm以上とすること。	内径80cmは、車椅子が通過できる寸法である。	
戸の仕様	イ 出入口に戸を設ける場合は、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。		
段差の解消	ウ 出入口を設ける場合には、階段又は段を設けないこと。		
車椅子使用者への配慮	エ 電話台は、車椅子使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保すること。	車椅子使用者が利用する電話台の高さは下端: 60~65cm程度、上端: 70cm程度、奥行き45cm程度とし、下部には車椅子のフットサポートが入るようにスペースを設ける。車椅子使用者が硬貨投入口に手が届き、楽な姿勢で操作できるように、受話器及び電話ダイヤル又はプッシュボタンの中心位置の高さを90~100cm程度とする。	・車椅子でアクセスできる公衆電話の位置を、国際的に認められているシンボルで明確に示す。
聴覚障がい者、視覚障がい者への配慮	オ 難聴者及び視覚障がい者が円滑に利用できる電話機を設けること。		・金銭投入口等は、点字表示を設ける。 ・杖使用者などの利用を考慮し、身体を支える手すり又は壁面を電話台の両側に設置する。

国際シンボルマーク(車椅子マーク)

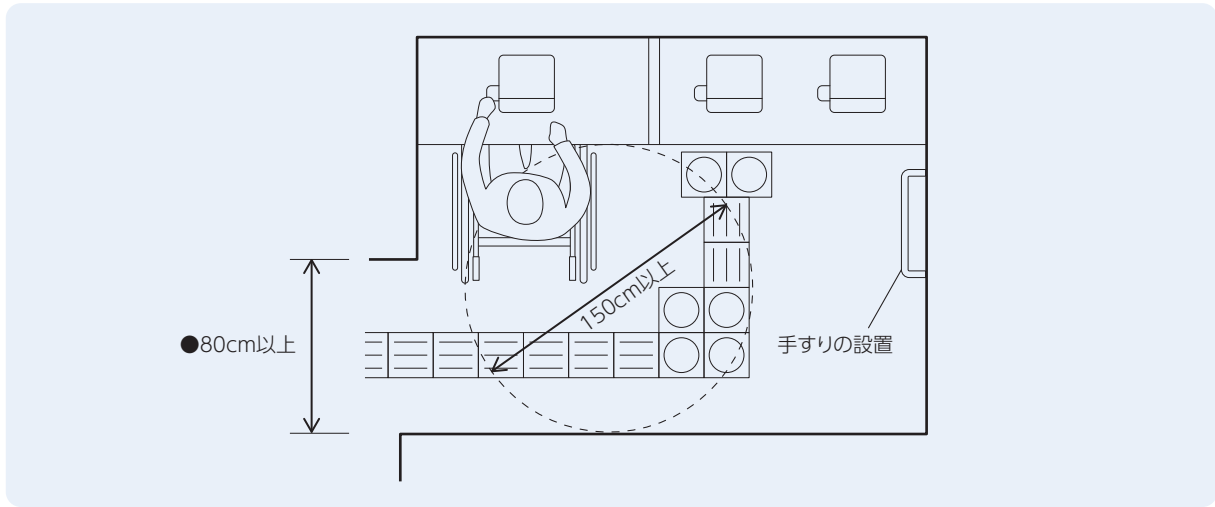
(日本産業規格 JIS Z 8210)



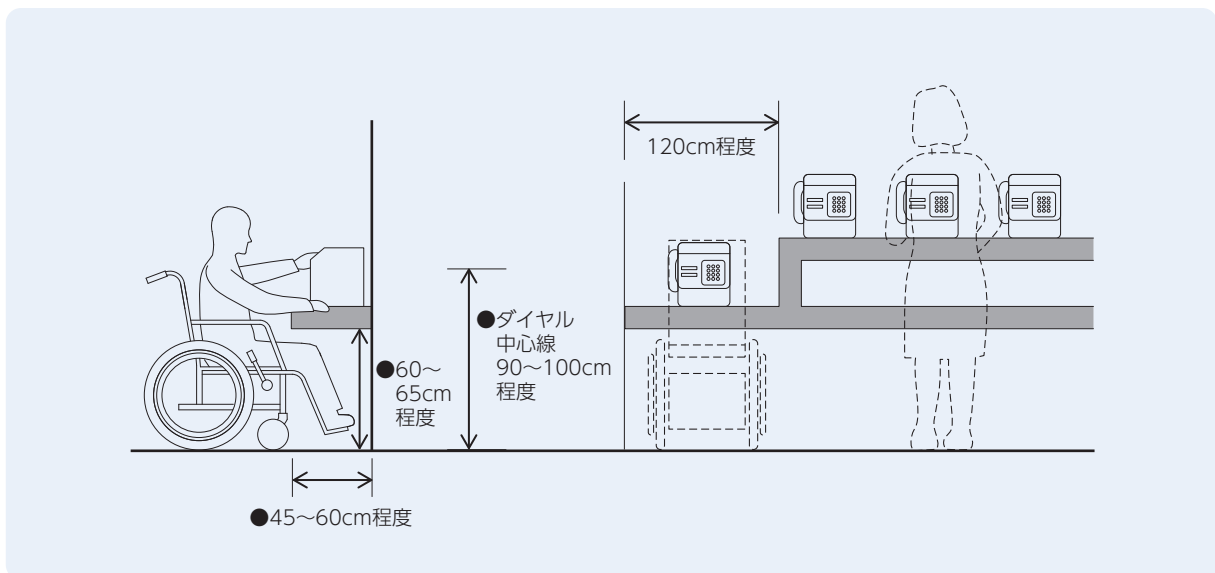
障害のある人が使える設備

■ 公衆電話所の整備

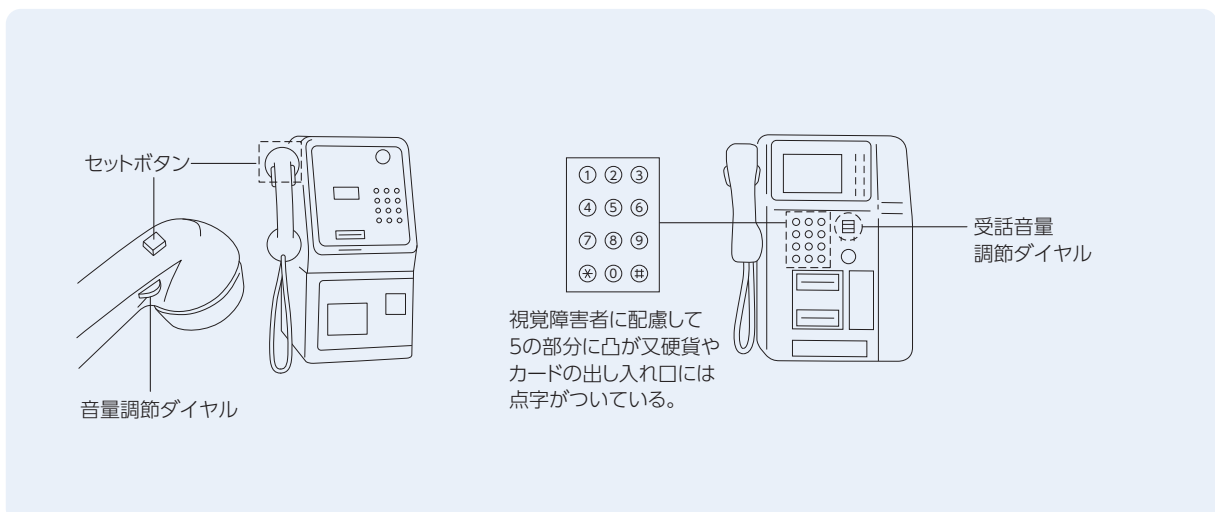
■ 電話台の設置例



■ 電話台等の基本寸法例



■ 電話の仕様例

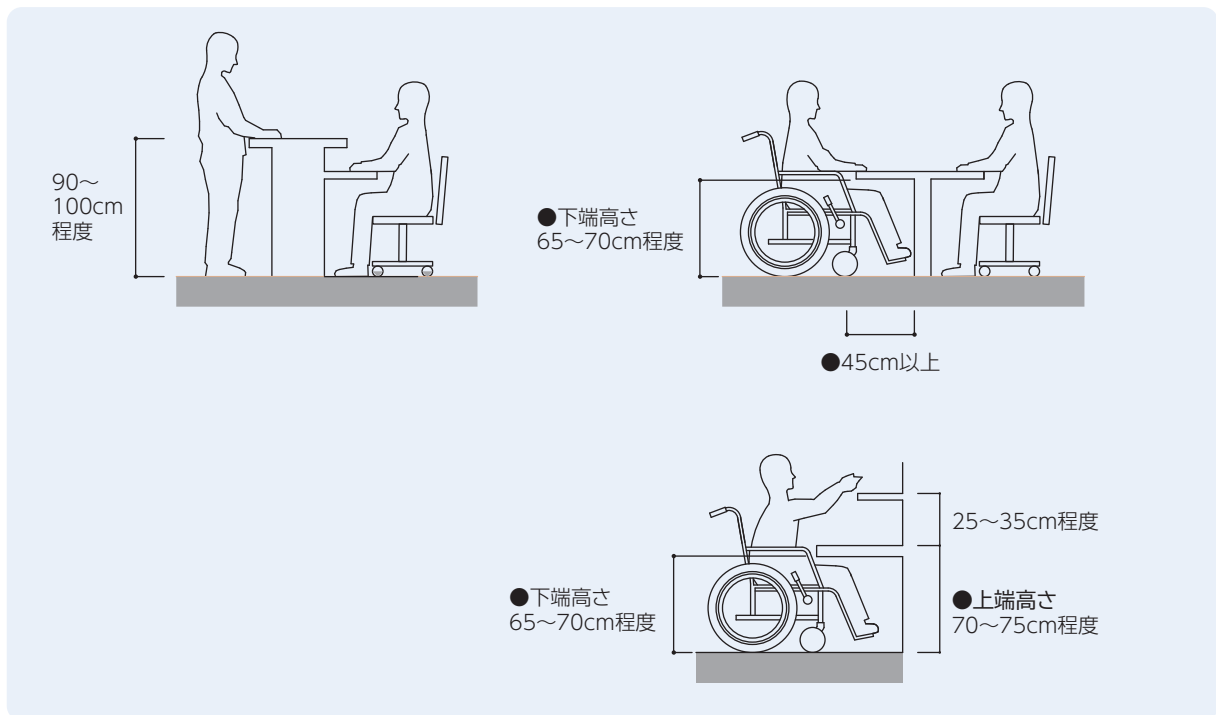


(16)-2カウンター及び記載台(規則別表2 1 建築物の表15の項)

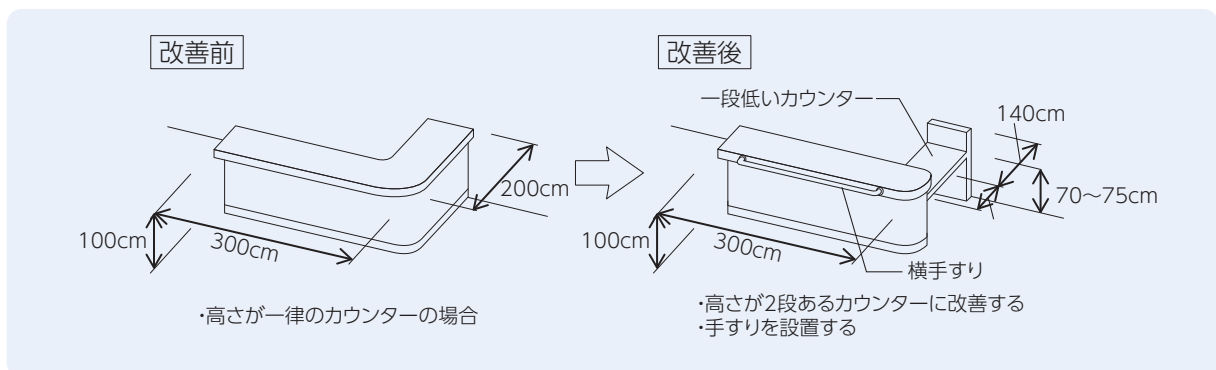
カウンター、記載台を設置する場合は、車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ、下部の空間など、障がい者、高齢者等の利用に配慮する。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
カウンター等の構造	カウンター及び記載台を設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保する。	カウンターは、受付、窓口などで物品の受け渡し、筆記、対話等に使用する台を指し、立位で使用するハイカウンターと、車椅子利用者や立位を保持することが難しい場合に利用するローカウンターがある。 ローカウンターは、下端高さは65～70cm程度、上端の高さは70～75cm程度、奥行き45cm以上とし、下部には車椅子のフットサポートが入るようにスペースを設ける。	<ul style="list-style-type: none"> 立位で使用するハイカウンターは、身体の支えとなるように台を固定する。 ハイカウンターは、杖や傘を立てかけることができるくぼみ、又は杖ホルダー等の備品を設ける。 車椅子使用者が近接できるように、受付カウンター等の前面に車椅子使用者が回転できるスペース（直径150cm程度）を確保する。

■カウンター及び記載台の設置例



■カウンター等の基本寸法例



■カウンター及び記載台の仕様例



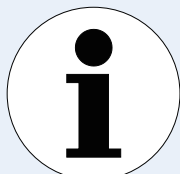
(16)-3案内設備(規則別表2 1 建築物の表16の項)

障がい者や高齢者が目的の場所に到達できるように、特性に応じた表示・誘導を適切に行う。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
(1)案内設備の構造	(1) 施設の案内を行う案内設備を設ける場合は、次の構造とする。		
障がい者、高齢者等への配慮	ア 高さ及び文字の大きさ等表示内容に配慮し、障がい者、高齢者等が円滑に利用できるものとする。		<ul style="list-style-type: none"> ・玄関付近には、見やすい位置に案内板を設置する。 ・案内板等は、各フロアに設けること。 ・車椅子使用者に配慮し、案内表示板の高さは100～150cm程度とし、車椅子使用者用便房や、車椅子使用者用席の位置等の表示は「JIS規格」を併用するとともに、出入口付近の分かりやすい場所及び要所に設置する。 ・弱視者、高齢者等に配慮し、大きく太い書体や分かりやすいデザインとし、地板の色とのコントラストをつけるなど識別しやすいものとする。 ・表示高さは、視点からの見上げ角度が小さく、かつ目線の低い車椅子使用者にも見やすい高さとする。
視覚障がい者への配慮	イ 必要に応じ、点字表示又は音声案内等、視覚障がい者を案内する装置を設けること。	案内する装置には、触知図等がある。 （「触知図」とは、表面に凹凸があり、視覚障がい者が指先で触れて形などを確かめることのできる図のこと）	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の主な部屋の出入口には、廊下の手すり及び戸の取っ手側壁面の高さ140cm程度の位置に、室名などを点字で表示する。 ・駅や庁舎など主要な施設の出入口に音声案内を設置する。 ・表示高さは、弱視者が接近して読むことができる位置、見やすい高さとする。
案内記号	ウ 案内用図記号を使用する場合は、できる限り日本産業規格の標準案内用図記号を使用すること。		
設置位置	エ 敷地内の通路に設ける場合には、積雪等に配慮した高さとする。		
(2)視覚障がい者、聴覚障がい者への配慮	(2) 利用者に対する呼出しを行う案内設備を設ける場合には、音声及び文字により呼出しを行うものとする。		

案内用図記号

JIS Z 8210(2002) 案内用図記号



・案内



・スロープ



・階段



・カームダウン・クールダウン

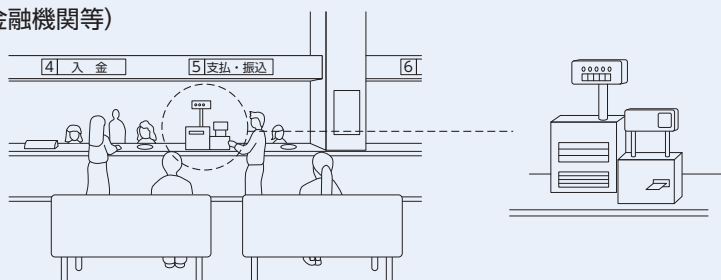


・ベビーカー

周りから独立して、気持ちを落ち着かせることができる小空間を表示。

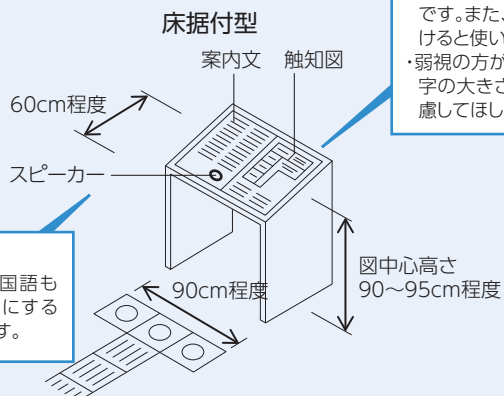
電光表示による呼出しカウンターへの例

(金融機関等)



音声付き触知図案内板

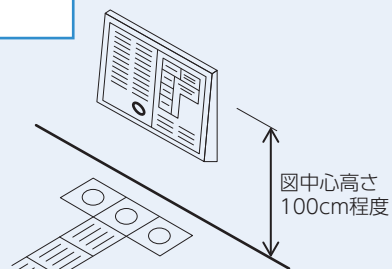
《利用者の声》
・音声案内は、外国語も対応できるようにすると良いと思います。



《利用者の声》

・触知図は、設置場所と表示内容を分かりやすくしてほしいです。また、表示面は角度をつけると使いやすいです。
・弱視の方が認識できるように、文字の大きさ、コントラストに配慮してほしいです。

壁据付型



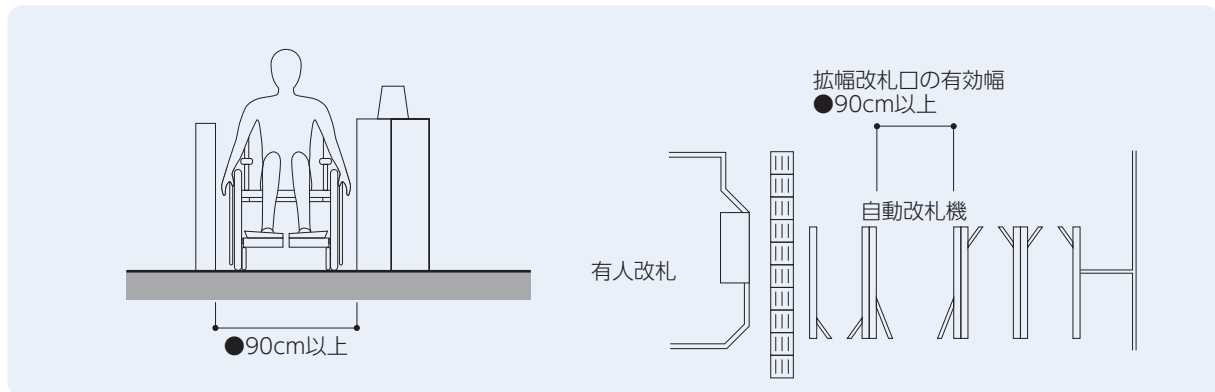
(16)-4改札口及びレジ通路(規則別表2 1 建築物の表17の項)

車椅子使用者が支障なく通過でき、視覚障がい者が円滑に利用できる構造とする。

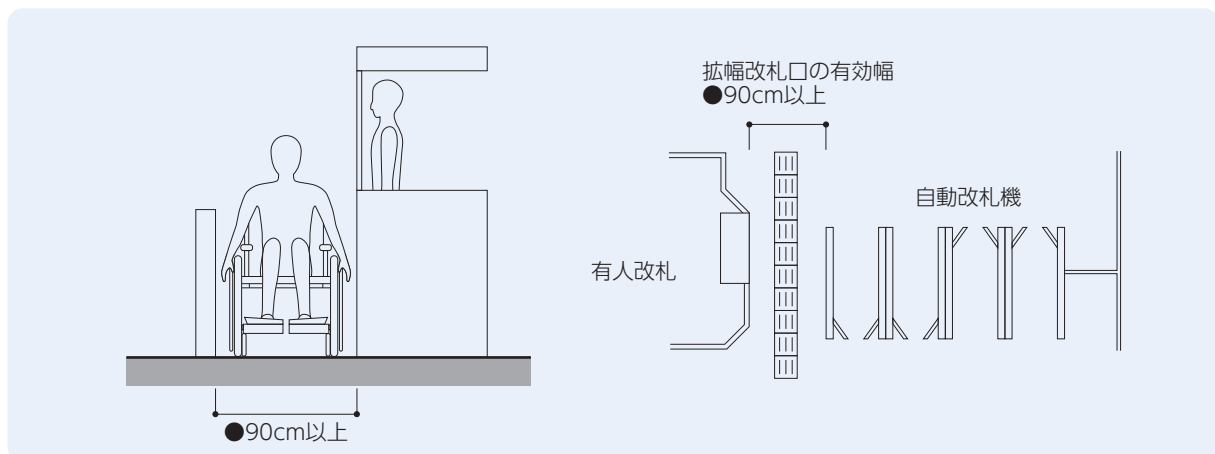
整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
幅の確保	改札口及びレジ通路を設ける場合には、そのうち1以上を次の構造とする。 ア 幅は、内のりを90cm以上とすること。	内のり90cmは、車椅子が通過しやすい寸法である。	
段差の解消	イ 段を設けないこと。		
床面の仕上げ	ウ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設	エ 必要に応じ、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。	「必要に応じ」とは、自動改札口が利用困難な場合に有人改札口等の利用する場合のことをいう。	
その他			売場の通路の棚について、上の段などが分かりやすく、陳列したものに手が届きやすい高さを確保する。

■改札口等の整備

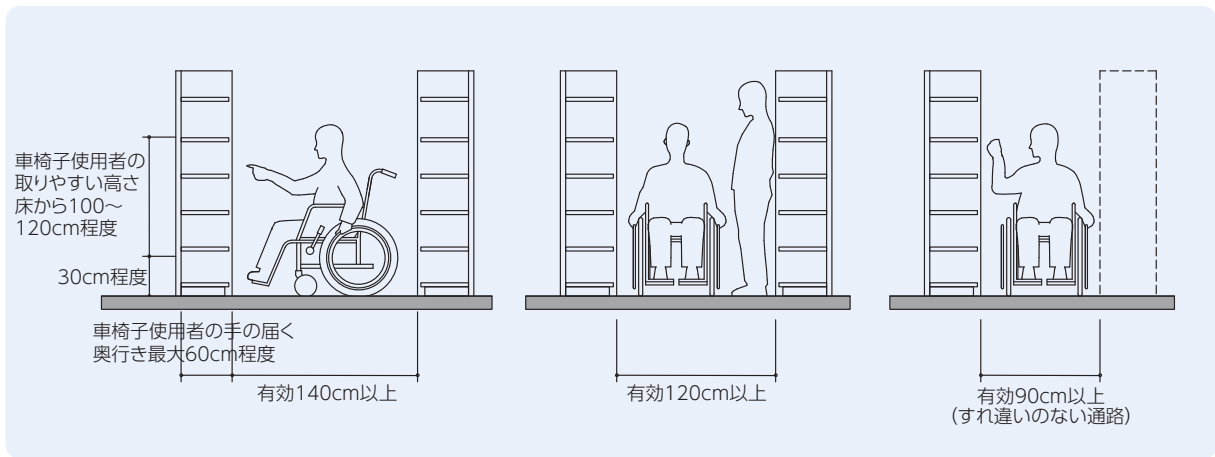
■自動改札の例



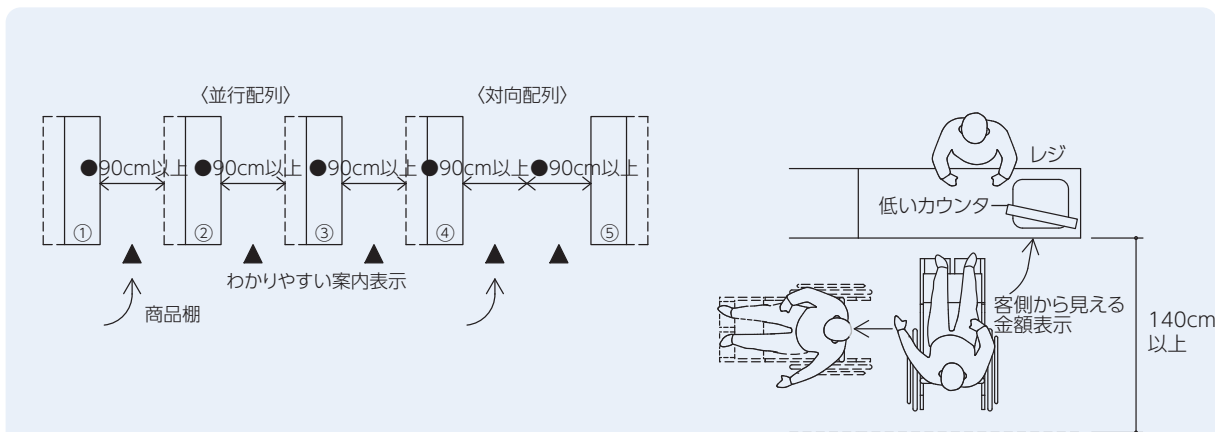
■有人改札の例



■物販店舗の売場通路の例



■物販店舗のレジ前の通路の例



・スーパーマーケットの通路
(有効幅員120cm)



・レジカウンター(対面配列)
(有効幅員90cm×2=180cm)

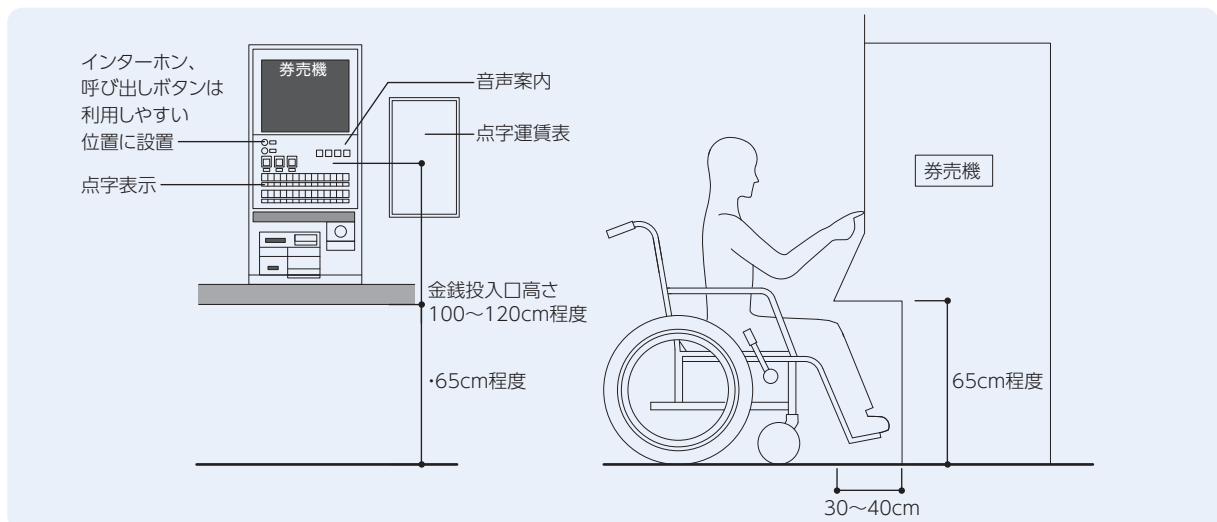
(16)-5券売機、自動販売機及び現金自動預入・支払機(以下、「券売機等」という。) (規則別表2 1 建築物の表18の項)

車椅子使用者や視覚障がい者等が円滑に利用できる構造とする。

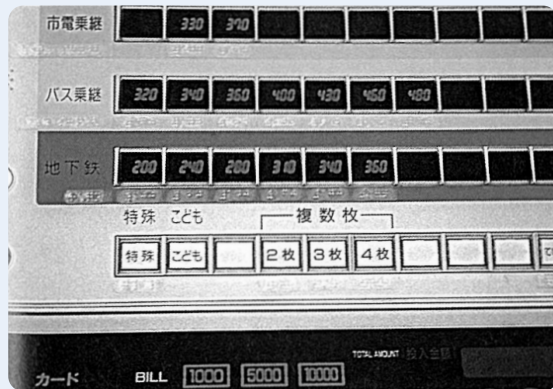
整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
(1)券売機等の構造	(1) 券売機等を設ける場合には、そのうち1以上を次の構造とする。	ジュース等飲料自動販売機も対象とする。	
設置場所	ア 障がい者、高齢者等が利用しやすい位置に設けること。	点字表示された機種は改札口にできるだけ近い位置に設け、他の利用者との導線が交差しないようにする。 自動販売機スペースの通路は、車椅子使用者の通行に配慮した幅とする。	
車椅子使用者への配慮	イ 車椅子使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保すること。ただし、券売機等の構造上、空間の確保が困難なものにあっては、この限りではない。	車椅子使用者が利用する金銭投入口、運賃ボタン、切符出入口等の高さは130cm以下とし、車椅子が接近しやすいようにカウンタ下部にスペースを設ける。	
券売機等の操作	ウ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、障がい者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。	飲料等の自動販売機では、車椅子使用者が使いやすい高さにボタン、紙幣投入口、コイン投入口、おつり返却口を設ける。	・金銭投入口は、高さ100～120cm程度とする。 ・視覚障がい者が利用しやすいように金銭投入口、運賃ボタン等を点字で表示し、音声案内装置を併設する。
(2)視覚障がい者への配慮	(2) 視覚障がい者が円滑に利用できる措置を講じた券売機等を設ける場合には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。	視覚障害者誘導用ブロックと券売機カウンタの間隔は30cm程度とする。	・料金等を点字表示する。 ・現金自動預入・支払機等の操作部は、視覚障がい者の利用に配慮し、タッチ式以外のものとする。

■券売機等の参考例

■券売機の設置例

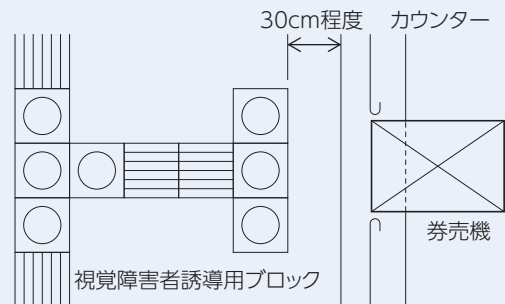


■券売機



点字表示がされている券売機の例
(地下鉄駅の駅)

■券売機への誘導



■発券機の例



・車椅子使用者の膝が入るよう卓上に設置された発券機



・車椅子使用者が使いやすい高さの発券機(番号札)

■自動販売機の例

車椅子使用者に
配慮した自動販
売機スペース



車椅子使用者が
押しやすい高さ
に最上段の飲料
のボタン



紙幣投入口、コイン投入口はすべて床から100cm～120cmとする。

(16)-6授乳及びおむつ替えの場所(規則別表2 1 建築物の表19の項)

乳幼児連れの利用が多い施設には、授乳及びおむつ替えの場所の設置が望まれる。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
	必要に応じて円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を設けること。この場合には、乳児用ベッド等を設けるとともに、その旨を見やすい方法により表示する。	「必要に応じ」とは、乳児連れの利用が多い施設をいう。 授乳及びおむつ替えの場所には、廊下等からの視線の遮へいが必要である。 「乳児用ベッド等」とは、乳児用ベッド、椅子のほか、手洗い、荷物棚、湯沸器、流し台である。 乳児用ベッドは、ユニバーサルシート(大型ベッド)との兼用は不可である。	・おむつ替えの場所は、男女ともに利用できる場所に設置する。

■授乳及びおむつ替え場所の整備

■授乳室等の表示例

<授乳室等の表示例(出典:日本産業規格 JIS Z8210)>



授乳室
(女性用)



授乳室
(男女共用)



ベビーケアルーム

乳幼児用設備、おむつ交換台の表示例については、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の2.7.1 便所・洗面所の設計標準(共通事項)(6)③ 便房設備(機能)の表示例(日本産業規格 JIS Z8210)を参照。

授乳及びおむつ替え場所の整備

授乳場所の整備例

参考図: 安心して子育てができる環境整備のあり方に関する調査研究報告書 (H22.3国土交通省総合政策局) より引用 (一部加筆修正)

ベビーカーで授乳室内に入れる方が望ましい。

<解説>

- ・ベビーカーから乳幼児を抱き上げて移動するよりベビーカーごとの移動の方がスムーズ。
- ・授乳に必要なものをベビーカーに収納しており、近くにおいておきたい。
- ・荷物(購入した物品等)の盗難防止。

共用スペースに椅子を設置する。

<解説>

- ・人工乳を与える際に男性でも利用が可能となる。哺乳びんを置く台等があると便利。
- ・離乳食を食べさせたりするための子供用椅子があるとよい。

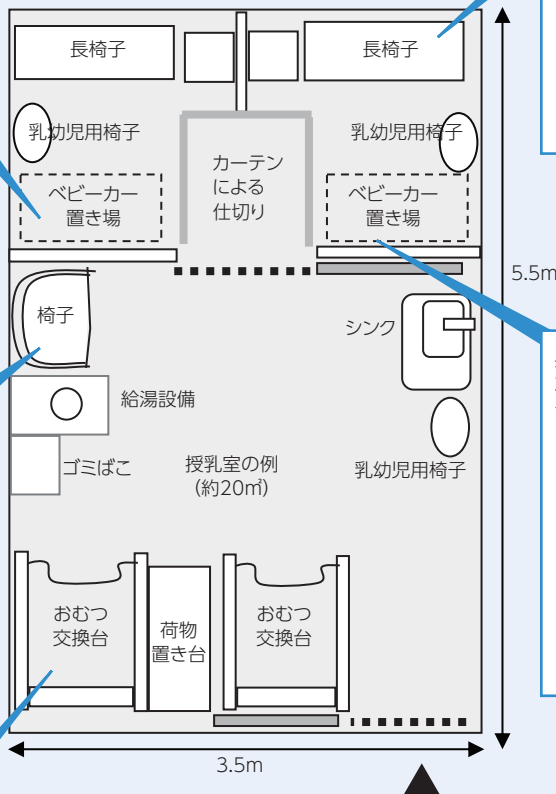
おむつ替え台をニーズに合わせて設置する。

<解説>

- ・利用ニーズに合わせて台数を設置する。
- ・広さにゆとりがあれば、トレーニングパンツ用(立った状態でおむつ替えが可能な高さの低い台)もあるとよい。
- ・おむつゴミはにおわないように工夫する。
- ・車椅子使用者の利用に配慮する。

- ・授乳のための椅子、おむつ替え台、鍵が最低限必要。
- ・スペースさえあればパーティション等で区切ることで簡単に設置可能。
- ・お湯は近くの職員等が対応(職員用の給湯設備を兼用する等)。
- ・ベビーカーは出入口付近(外)におけるようにする。

様々な機能をもつ授乳室の例



長椅子や肘掛けのついた椅子が望ましい。

<解説>

- ・肘掛けがあると授乳が楽になる場合がある。(クッション等による代替可能)
- ・長い椅子であれば子供が腰掛けることが可能。
- ・背もたれがある方が授乳の体勢が安定する。

男性が入れない授乳(母乳)のためのスペースを設置する。

<解説>

- ・授乳場所には男性が入れないように仕切りを設ける。内部の使用状況がわかるとよい。
- ・スペースに余裕があれば個室がよい。ただし、利用者が多く待ちが出る場合等は個室だけでなく共用の授乳スペースを設けることも有効である。
- ・授乳中に閲覧可能な情報(地域の子育て関連情報)の提供等があるとよい。

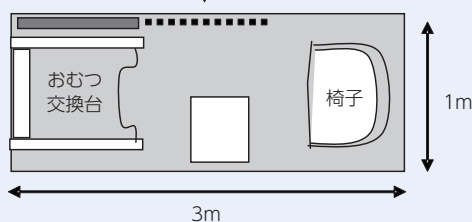
入口

- ・スライドドアにするとともに、内部の様子がわかるようにする。
- ・どのような設備があるのか等について、わかりやすく表示する。

自販機等

- ・おむつや離乳食の自動販売機があると不足した場合に少量のロットで購入できるので便利。
- ・ジュース等の自動販売機や冷水器等があると、ミルクを飲まない子供や授乳中で水分を多く必要とする母親にとって有効。

ミニマムな機能の授乳室の例



- ・こもって出てこない、他の人が使いたいのに対応するため、使用の状況を管理できる目の届く場所に設置することが望まれる。
- ・待ちが多い等授乳室ニーズが高いと判断される場合には、増設等に対応することを検討。

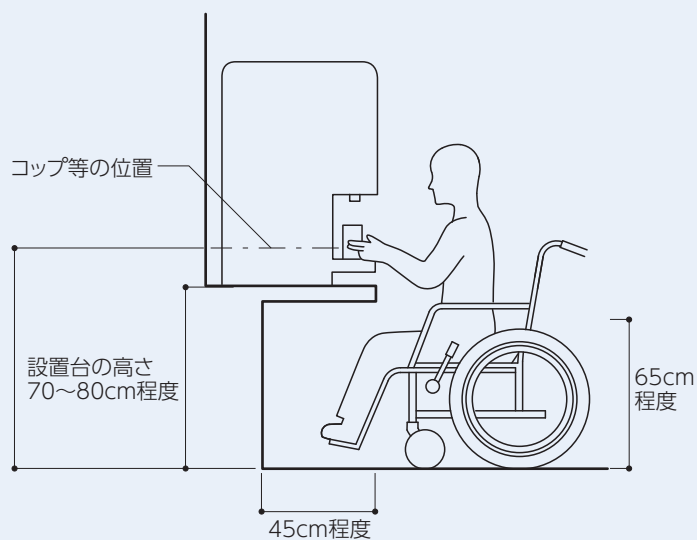
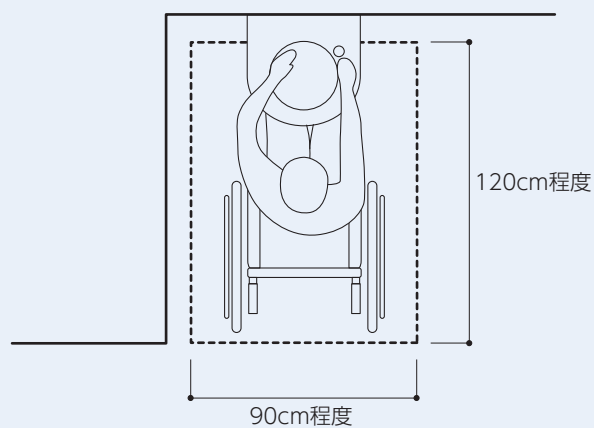
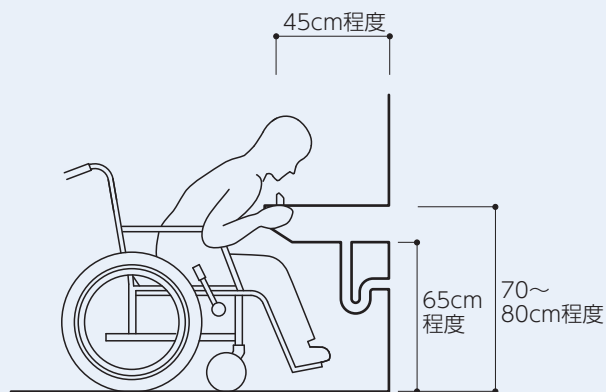
(16)-7水飲み場(規則別表2 1 建築物の表21の項)

障がい者や高齢者等が円滑に接近し利用できるように、設置位置や構造に配慮する。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
水飲み場	水飲み場を設ける場合には、そのうち1以上を次の構造とする。		
設置の位置	ア 障がい者、高齢者等が利用しやすい位置に設けること。	他の利用者との動線が交差しないようにする。	・右からでも左からでも接近しやすくする。
車椅子利用者への配慮	イ 車椅子使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保すること。		・高さ65cm程度、奥行き45～60cm程度のスペースを設ける。
水栓器具	ウ 障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を設けること。		
床面の仕上げ	エ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。		

■水飲み場の整備例

■水飲み器の例

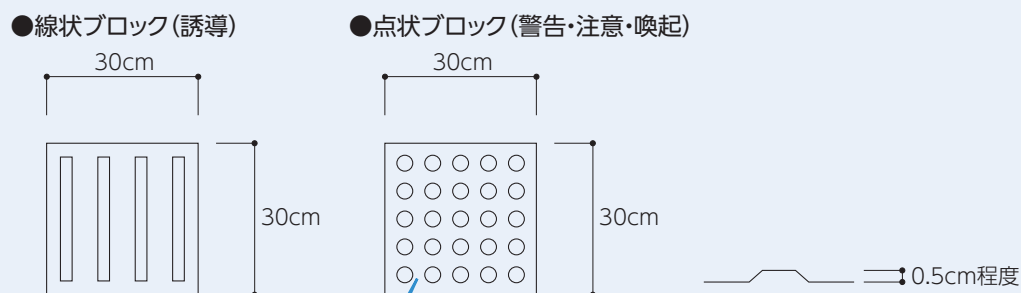


(16)-8視覚障害者誘導用ブロック(規則別表2 1 建築物の表22の項)

視覚障がい者が容易に確認でき、安全かつ確実に到達できるように、連続して誘導を行う。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
視覚障害者誘導用ブロックの構造	視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合には、次の構造とする。	日本産業規格の概要は次のとおり。 ・線状突起・・・移動方向を示すための突起。突起形状は棒状であり、その長手方向が移動方向を示す。 ・点状突起・・・注意を喚起する位置を示すための突起。突起形状は点状である。 ・ハーブドーム型・・・点状及び線状の突起の表面が平面になっていること。	
	ア 原則として日本産業規格に定める形状とすること。		
	イ 色は、原則として黄色とし、周囲の部分との明度の差を大きくする等、容易に識別できるものとする。	黄色を原則とするのは、弱視者が識別しやすく、また、他の歩行者にも識別しやすいことによる。	
	ウ 材質は、十分な強度を有し、ぬれても滑りにくく、耐久性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とすること。	使用しているうちに輝度比や色が劣化するため、定期的な保守・点検が重要である。	
	エ 安全に配慮して、できる限り直線的に、かつ、連続的に敷設すること。	敷設幅は、30cm以上とする。	
	オ 壁面又は床に突出物がある場合には、突出物から適切な距離を確保して敷設すること。		

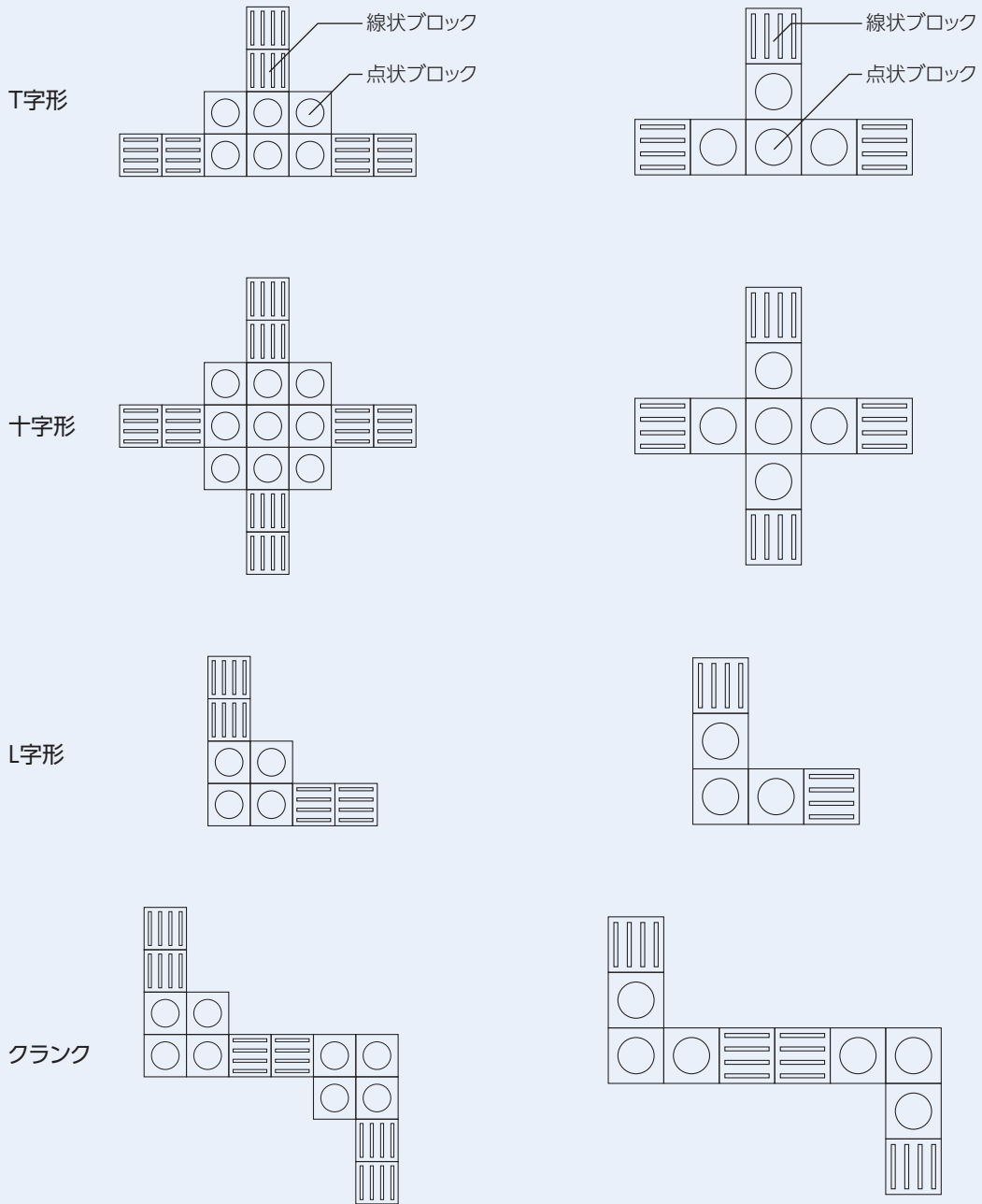
■JIS(T 9251)による視覚障害者誘導用ブロックの形状



《利用者の声》

視覚障がい者が多く利用する可能性のある場所への案内には、できるだけ誘導ブロックを敷設してほしいです。
・ブロックの色は、弱視者にもわかりやすいように、床の色とのコントラストに配慮してほしいです。

■視覚障害者誘導用ブロックの標準的敷設例



10 道路

(1) 歩道(規則別表2 2 道路の表1の項)

歩道等は移動の動線として連続しており、全ての人々が安全で快適に利用できるよう整備されている必要がある。特に移動制約者にも支障のない通行ができるように幅員の確保や路面整備、また、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックの敷設を図るなど配慮する。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
表面の仕上げ	歩道を設ける場合には、次の構造とする。 ア 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。		
幅員	イ 幅は200cm以上(歩行者の往来の多い歩道は、350cm以上)とすること。	幅200cmとは車椅子同士がすれ違いに要する幅、350cmとは歩行者2人と車椅子同士が、同時にすれ違える幅である。幅150cmとは人と車椅子がすれ違える、また車椅子使用者が回転できる幅である。	・電柱、標識柱等は、歩道の幅員を狭めないよう整理統合に配慮するものとする。
横断勾配	ウ 横断勾配は1/50(2%)以下とすること。	歩行者や車椅子使用者にとって横断勾配が大きいとまっすぐに進みにくく、大変不便である。	
平坦性の確保	エ ブロック舗装は、目地幅、深さ等に配慮し、できる限り平坦性を確保すること。		
排水溝、雨水ます	オ 歩道には、原則として排水溝及び雨水ますを設けないこととし、やむを得ず設ける場合には、杖の脱落又は車椅子の脱輪を防止するために必要な措置を講ずること。	「落ち込まない構造」とは、穴の大きさが格子形の場合は、長さ10cm、幅1.0cm以下のピッチのもの	・横断歩道内にはできる限り雨水ますなどは設けない。
すりつけ勾配	カ 次の部分は車椅子使用者が通行する際に支障とならないよう切り下げることとし、そのすりつけ勾配は1/20(5%)を標準とすること。 ・歩道の巻込部 ・横断歩道に接する部分 ・横断歩道が中央分離帯を横切る部分	1/20(5%)の勾配とは、車椅子昇降時のスリップと容易な通行を考慮したものである。	
切り下げ部分の段差	キ 切り下げ部分の段差は2cmを標準とし、角をとること。	視覚障がい者がつま先で歩道と車道等の境界であることを知覚するには、段差が2cm程度必要である。また、車椅子使用者が通過する際に段差が2cm以下で面取りを施せば、通行可能となる寸法	

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
視覚障害者誘導用ブロックの敷設	<p>ク 次の部分で視覚障がい者の通行の安全を確保する上で必要な部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道の巻込部 ・横断歩道に接する部分 ・立体横断施設(横断歩道橋及び地下横断歩道をいう。)の昇降口等 ・地下歩道(地下横断歩道を除く。)の昇降口等 	歩道施工ガイドラインを参照すること。	
	<p>ケ 視覚障がい者の利用の多い施設から、最寄りの公共交通機関へ通ずる歩道には、必要に応じ、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>		
その他			<ul style="list-style-type: none"> ・車道と歩道とは、縁石、防護さく、車止め等により分離する。 ・車乗り入れ部の切り下げは、可能な限り路面が平坦になるよう努める。

■歩道、地下道の整備

■交差点の整備例

勾配は車椅子使用者の通行に支障の無いもの

●標準の横断勾配は 1/50以下 (2%以下)

●標準勾配は 1/20 (5%)

●路面は滑りにくく、平坦な仕上げ

●視覚障害者誘導ブロックの敷設

段差を適切に解消

歩行者に優しい信号機の例

- 音響式信号機
目の不自由な方に対して、「ピヨピヨ」「カッコー」の音により青信号であることを知らせ、横断を誘導する信号機です。
- 弱者感应式信号機
高齢者、足の不自由な方等がゆっくり歩いて横断出来るように、歩行者青信号の時間を通常より長く出来る信号機です。専用の白い押しボタンを押すか、目の不自由な方などが所持するペンダント型小型発信器のボタンを押すことにより青の時間が長くなります。

■有効幅のとり方の例

建築限界 250cm以上

- 有効幅200cm以上
- 350cm以上 (歩行者の往來の多いもの)

■歩道及び横断歩道の形状

■マウンドアップ方式のすりつけ例

すりつけ勾配は 1/20以下 (5%以下)

●歩道幅200cm以上

すりつけ勾配は 1/20以下 (5%以下)

すりつけ勾配は 1/20以下 (5%以下)

すりつけ勾配は 1/20以下 (5%以下)

●歩道幅200cm以上

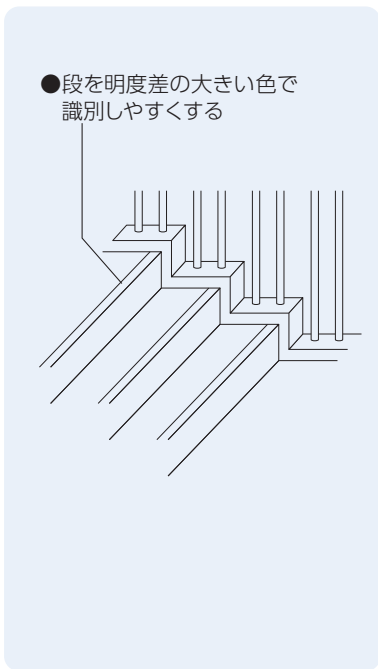
(2) 立体横断施設(別表2 2 道路の表2の項)

立体横断施設は安全を確保するための施設であり、障がい者、高齢者にとっては利用しにくい施設である。交通安全上やむを得ず設置することがあるが、その場合には、地下横断歩道及び横断歩道橋が高齢者等にも円滑に利用できるように配慮することが必要である。

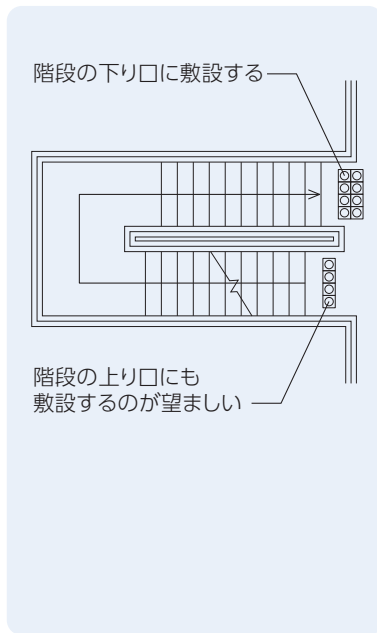
整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
	立体横断施設を設ける場合には、次の構造とする。		
表面の仕上げ	ア 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。		
内部の明るさ	イ 地下横断歩道内は、十分な明るさを確保すること。	特に階段部の起終点及び踊り場については配慮する。	
幅の確保	ウ 階段の幅は、内のりを150cm以上(敷地の状況等によりやむを得ない場合は、120cm以上)とすること。		
手すり	エ 段がある部分には両側に手すりを設け、踊場には必要に応じて手すりを設けること。 オ 手すりは、端部が突出しない構造とし、必要に応じ、端部付近及び必要な箇所に誘導等のための点字表示を行うこと。	設置箇所に応じて手触り、耐久性の配慮が必要である。	・手すりは、冬期間の利用に配慮した材種を使用する。
回り段の禁止	キ 階段には、回り段を設けないこと。	回り段とは、らせん階段や踊場に段差を設けるなどして踏幅が一つの踏面で違うものをいう。回り段は、高齢者、視覚障がい者には利用しづらく危険である。	
消融雪装置の設置	ク 次の部分には、必要に応じて消融雪装置を設けること。 ・横断歩道橋の平坦部分及び階段部分 ・地下横断歩道の出入口の階段部分(屋外に設けるものに限る。)		・必要に応じ、屋根を設ける。
視覚障害者誘導用ブロックの敷設	ケ 視覚障がい者の安全な通行を確保する上で必要な部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。		

立体横断施設の整備

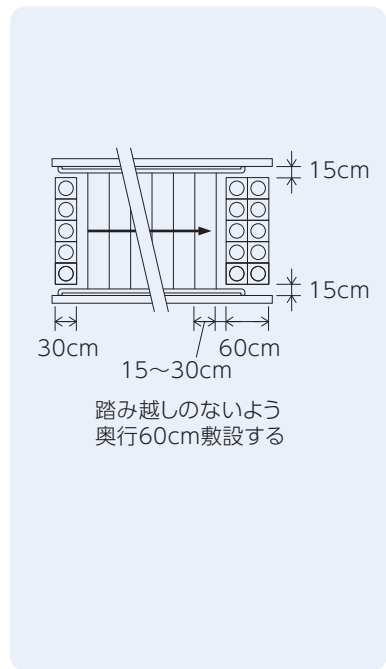
横断歩道橋の整備例



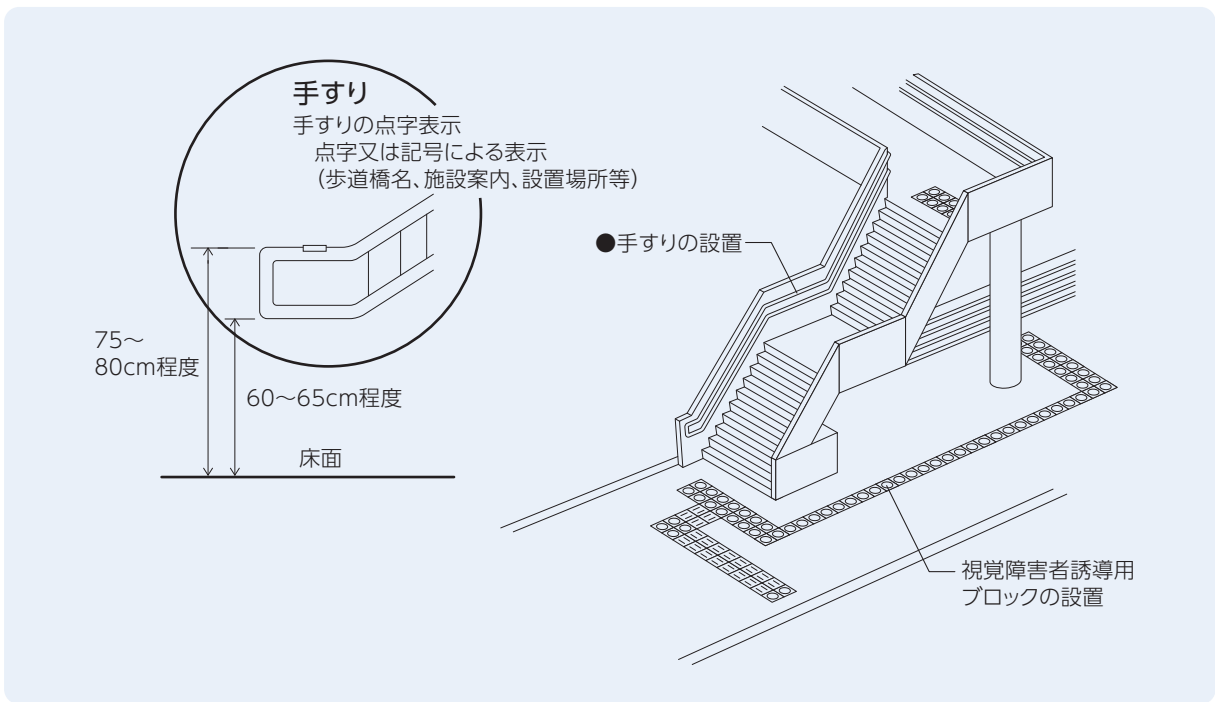
視覚障害者誘導用ブロックの敷設



寸法例



横断歩道橋の整備例

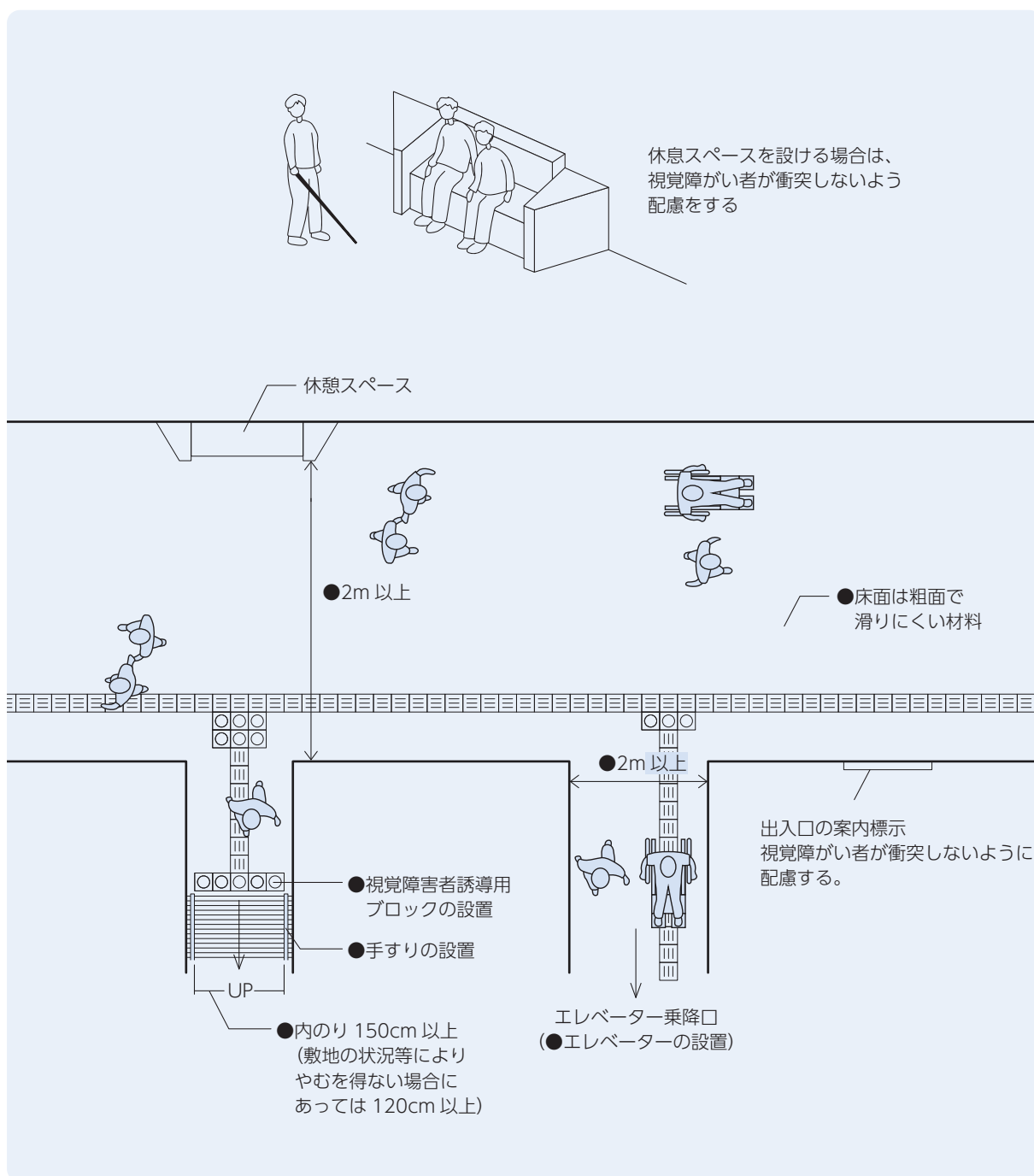


(3)地下歩道

地下歩道は動線として歩道と連動しており、全ての人々が安全で快適に利用できるように、幅員の確保やエレベーターの設置等がなされる必要がある。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
	地下歩道を設ける場合には、次の構造とする。		
表面の仕上げ	ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材		
明るさの確保	イ 地下歩道内は、十分な明るさを確保すること。		
幅の確保	ウ 通路部分の幅は、内のりを200cm以	幅200cmとは、車椅子同士がすれ違いに要する幅である。	
高低差の処理	エ 階段又は段がある部分には、p105（「(5)傾斜路」）(1)ア、イ、エ、カ、キ及び(2)に定める構造又はp108（「(6)利用円滑化経路上のエレベーター」）①に定める構造のものを併設し、当該階段又は段がある部分は、次の構造とすること。 (ア)直接地上へ通ずる階段の幅は、内のりを150cm以上（敷地の状況等によりやむを得ない場合にあつては、120cm以上）とすること。 (イ)p112（「(7)階段」）ア、イ、エ、オ、ク、ケに定める構造とすること。 (ウ)回り階段又は回り段を設けないこと。		
傾斜路の構造	オ 傾斜路（階段又は段がある部分に併設するものを除く。）を設ける場合には、p105（「(5)傾斜路」）(1)ア、イ、エ、カ、キに定めるものとすること。		
エレベーターの設置	カ 直接地上へ通ずるエレベーター（「(6)利用円滑化経路上のエレベーター」①に定めるもの）を1以上設けること。ただし、隣接する建築物内の直接地上へ通ずる出入口のある階に停止するエレベーター及び当該出入口を利用することができる場合は、この限りでない。		
消融雪装置の設置	キ 屋外に設ける出入口部分には、必要に応じて消融雪装置を設けること。		
エスカレーターの構造	ク エスカレーターを設ける場合には、p125（「(10)エスカレーター」）に定めるものとすること。		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設	ケ 視覚障がい者の安全な通行を確保する上で必要な部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。		
その他			・必要に応じ、歩行者の休憩用設備を適切な位置に設ける。

■地下歩道の整備例



(4) 案内設備(歩行者用のものに限る。以下この項において同じ。) (規則別表2 2 道路の表4の項)

障がい者や高齢者が目的の場所に到達できるように、特性に応じた表示・誘導を適切に行う。案内表示等の設置にあたっては、車椅子使用者や他の歩行者の通行の妨げにならないように高さ等に配慮する。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
室内表示板の構造と内容	案内設備を設ける場合には、p145(「(16)-3 案内設備」)の構造とする。		

(5) 視覚障害者誘導用ブロック(別表2 2 道路の表5の項)

視覚障がい者が容易に確認でき、安全かつ確実に到達できるように、連続して誘導を行う。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
視覚障害者誘導用ブロックの構造	視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合には、p155(「(16)-8 視覚障害者誘導用ブロック」)に定める構造とする。	歩道部の敷設例については歩道施工ガイドラインを参照すること。	

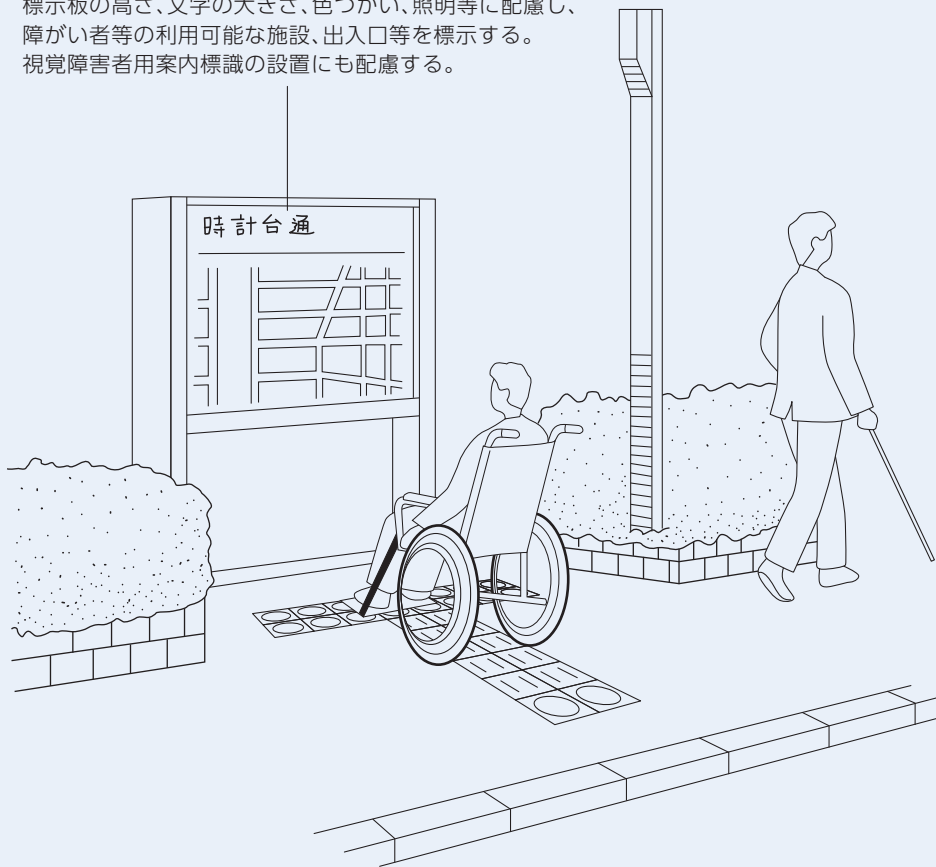
見やすさに配慮した案内板の例



案内表示の例

総合案内板

標示板の高さ、文字の大きさ、色づかい、照明等に配慮し、障がい者等の利用可能な施設、出入口等を標示する。視覚障害者用案内標識の設置にも配慮する。



11 公園

(1) 利用円滑化経路

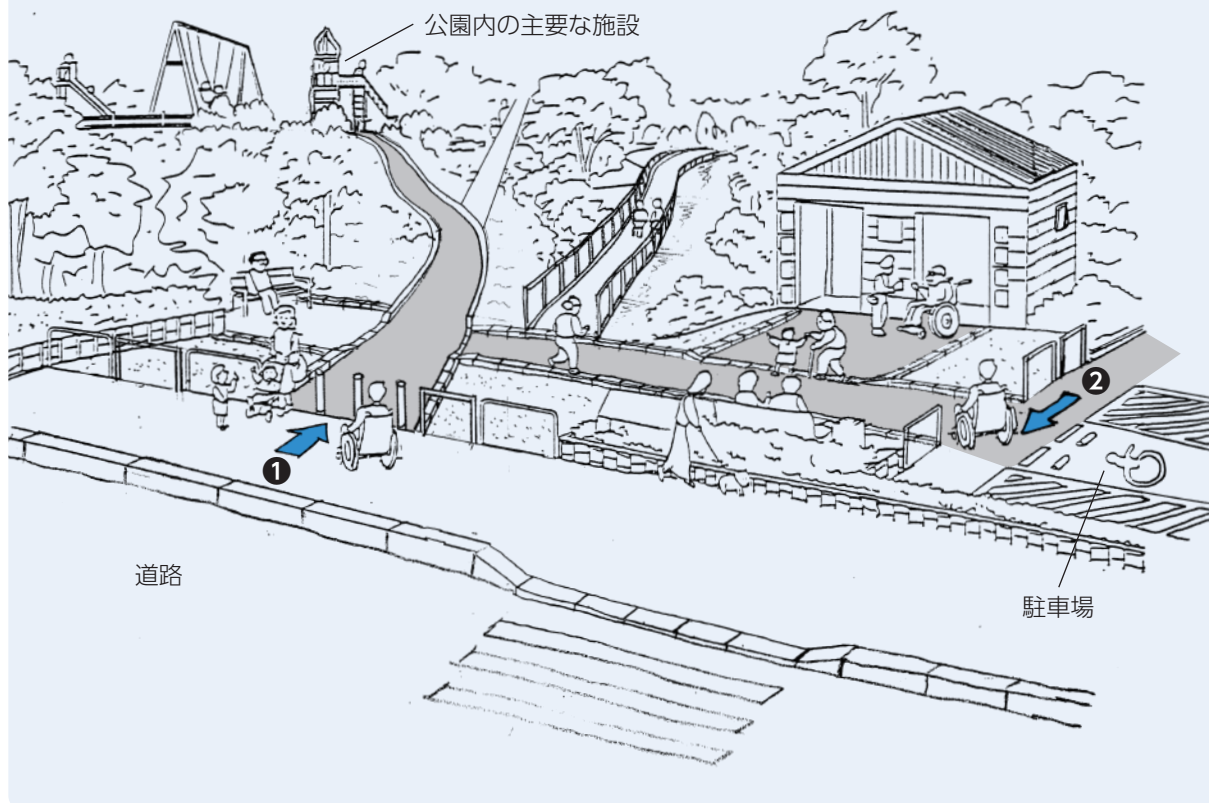
公園内にある主要な施設まで、連続的に整備することが必要である。

整備項目	整備基準	解説	
(1)利用円滑化経路の定義 (規則別表2 3公園の表3の項第1号)	次に掲げるそれぞれの経路のうち1以上を利用円滑化経路とする。 ア 道から公園内の主要な施設へ通ずる経路 イ 駐車場を設ける場合は、駐車場(p173「路外駐車場」)の基準に適合するものに限る。)から公園内の主要な施設へ通ずる経路		
整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
(2)出入口の構造 (利用円滑化経路上のもの) (規則別表2 3公園の表3の項第2号イ)	利用円滑化経路を構成する出入口(道又は公園の駐車場へ直接通ずるものに限る。)の幅は、内りを140cm以上とすること。ただし、車止めさくを設ける場合は、さくの間隔(通行可能な部分に限る。)を90cm以上とすること。	140cmとは、車椅子が方向転換できる寸法である。	<ul style="list-style-type: none"> 幅180cm以上とする。 車止めさくを設置する場合、その前後(道路の歩道等を含む。)に150cm角程度の水平部分を設ける。

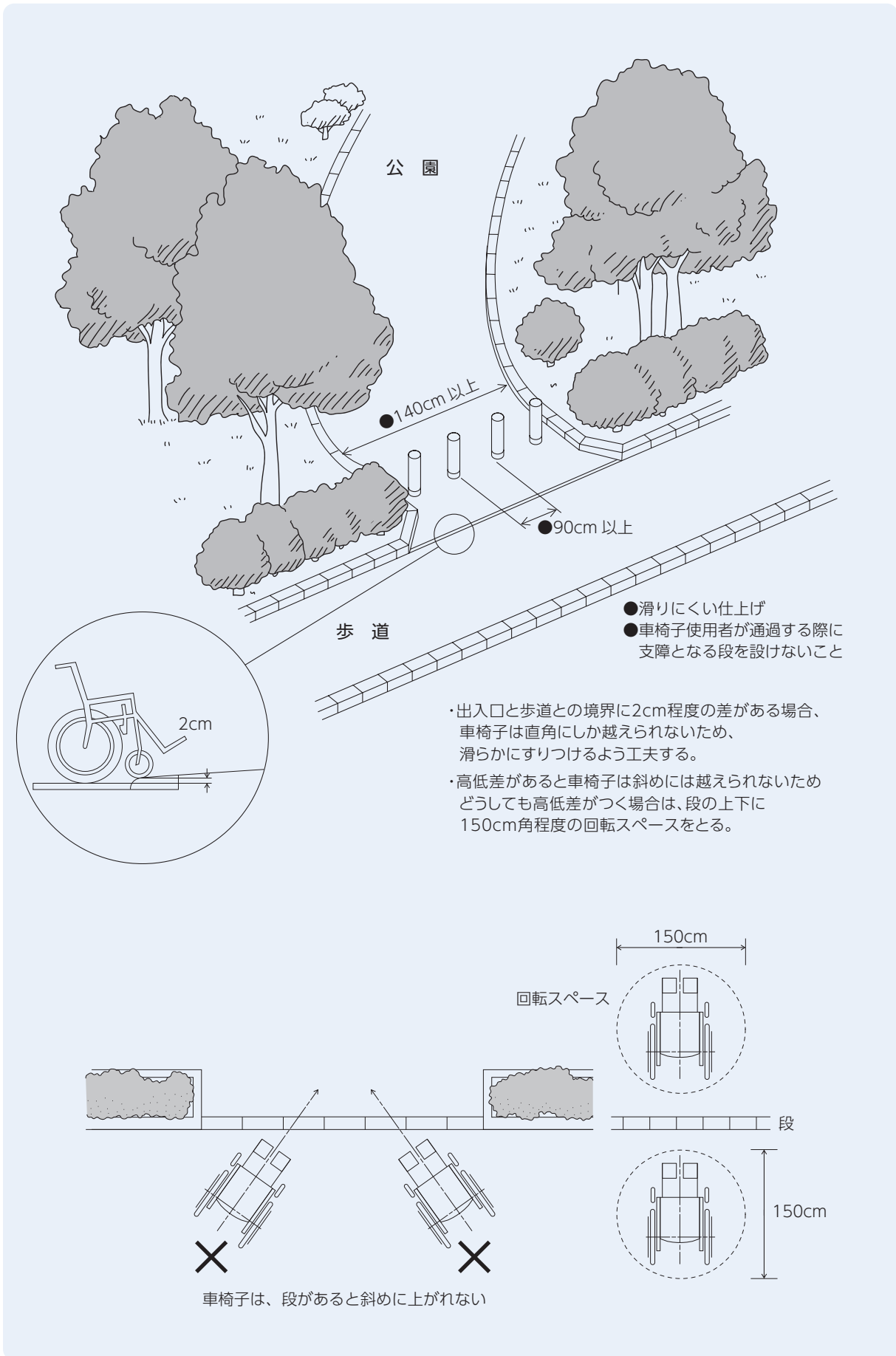
■利用円滑化経路とは

■公園内の主要な施設までの経路

- ①→: 道からの経路
- ②→: 駐車場からの経路



■出入口の整備例

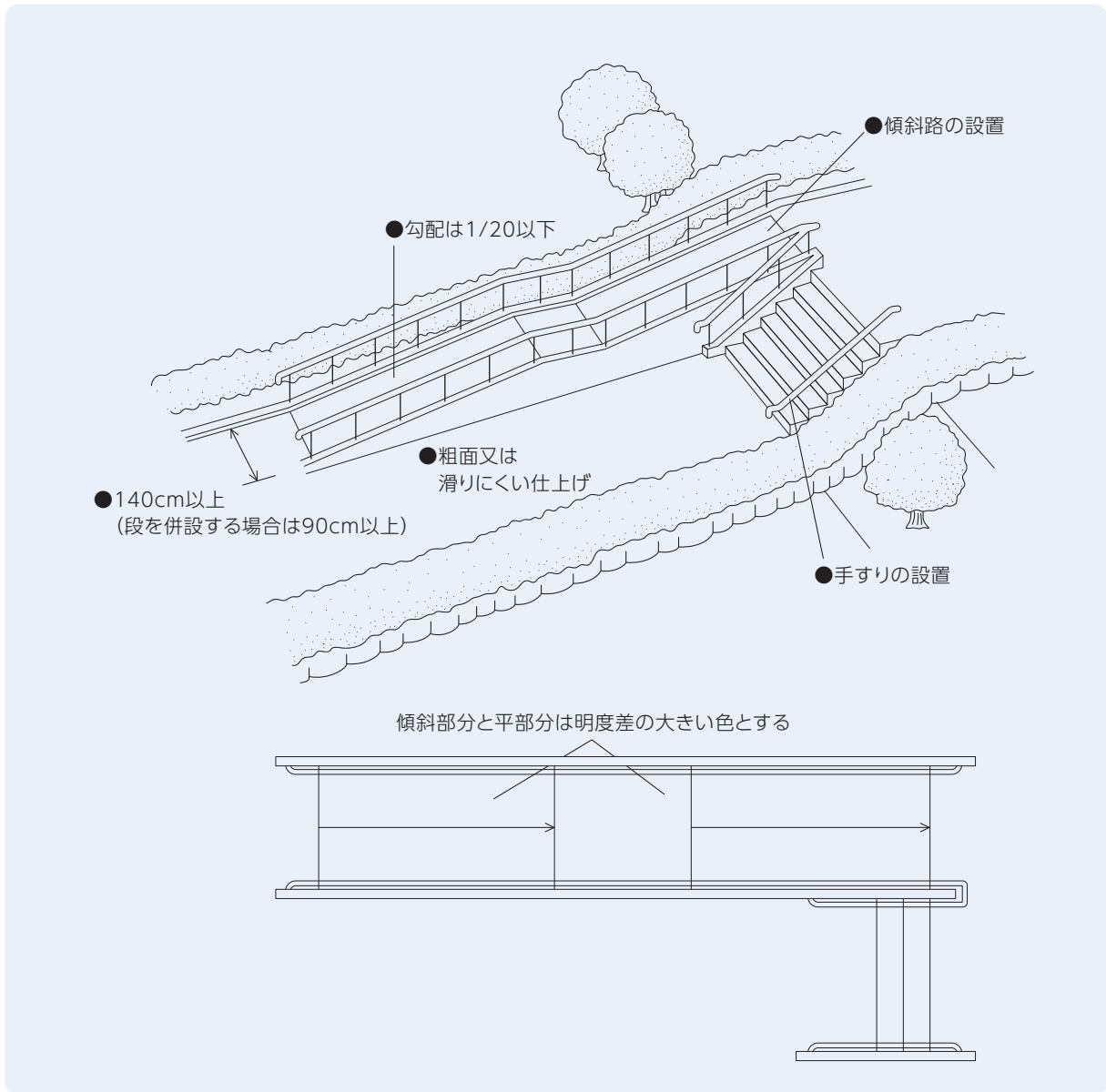


(2) 園路

公園の園路は、障がい者、高齢者等すべての人が安全で快適に利用できるように必要な幅員

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
(1)園路の一般基準 (規則別表2 3公園の表1)	園路は次の構造とする。		
段の構造	ア 段を設ける場合には、次の構造とすること。 (ア)p96(「(2)敷地内の通路」) (1)イの構造とすること。 (イ)回り段を設けないこと。		
傾斜路の構造	イ 傾斜路を設ける場合には、p96(「(2)敷地内の通路」)(1)ウの構造とすること。		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設	ウ 視覚障がい者の通行の安全を確保する上で必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。		
(2)利用円滑化経路上の園路の構造 (規則別表2 3公園の表3の項)	利用円滑化経路を構成する園路は(1)のほか、次の構造とする。		
段差の解消	ア 利用円滑化経路上には段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合を除く。		
表面の仕上げ	イ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。		
幅	ウ 幅は140cm以上とすること。	140cmとは、車椅子が方向転	
(3)利用円滑化経路上の傾斜路の構造 (規則別表2 3公園の表3の項第2号ウ(ウ))	エ 利用円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)のほか次の構造とする。		
傾斜路の幅	(ア)幅は、段に代わるものは140cm以上、段を併設するものは90cm以上とすること。		
その他	(イ) p97(「(2)敷地内の通路」) (2)-1イ(ア)c(b)、(c)に定めるものとすること。		
排水溝	ウ 排水溝を設ける場合には、杖の脱落、車椅子の脱輪等を防止する構造の溝ぶたを設けること。	やむを得ず排水溝を設ける場合の規定であり、基本的には通行動線上に設けないこととする。	

園路に設けられる階段・傾斜路の整備例

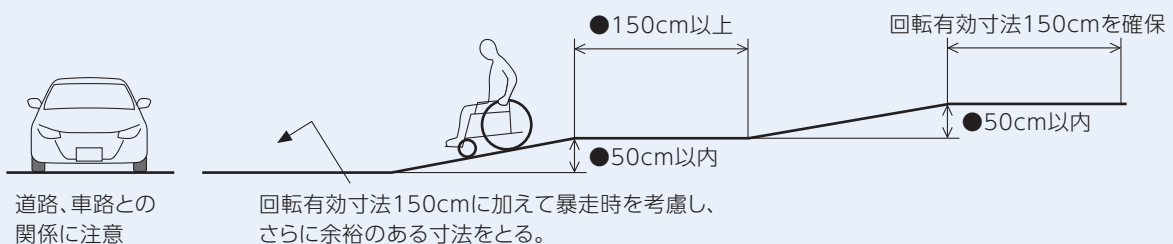


■スロープが長い場合の整備例

スロープが長い場合、踊場を設ける

- ・踊場は車椅子が回転できる広さのあることが望ましい。
- ・上りきった水平部分に車椅子の転回スペースをとる。
- ・下りきった水平部分には転回スペースはさらに広くとることが望ましい。

- 高低差50cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける



道路、車路との関係に注意

回転有効寸法150cmに加えて暴走時を考慮し、さらに余裕のある寸法をとる。

(3) 駐車場(規則別表2 3 公園の表2の項)

駐車場は、車椅子使用者が円滑に利用できるように「路外駐車場」の整備基準に準じた整備を

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
駐車場の構造	駐車場を設ける場合には、そのうち1以上は、P173「路外駐車場」に定める構造とする。	<p>p173を参照。 整備基準の概要は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者用駐車施設は、幅350cm以上、奥行き600cm以上とする。 ●駐車場入口に車椅子使用者用駐車施設がある旨の表示、当該部分に車椅子使用者用である旨の表示を行う。 ●駐車場入口から車椅子使用者用駐車施設への誘導表示を行う。 ●車椅子使用者用駐車施設から建物の出入口に至る通路は、円滑に通行できるよう配慮する。 ●車椅子使用者が利用し 	

概要
 整備にあたっての配慮
 基準となる幅や広さ等の基本的な考え方
 建築物の利用実態による分類
 特定適合施設表示板(シ)ポルマーク
 手続きの概要
 札幌市福祉のまちづくり条例
 ガイドブックの見方
 建築物
 道路
 公園
 路外駐車場
 パリアフリーチェックシステム
 施設整備マニュアル
 その他

(4) ベンチ及び野外卓(規則別表2 3 公園の表4の項)

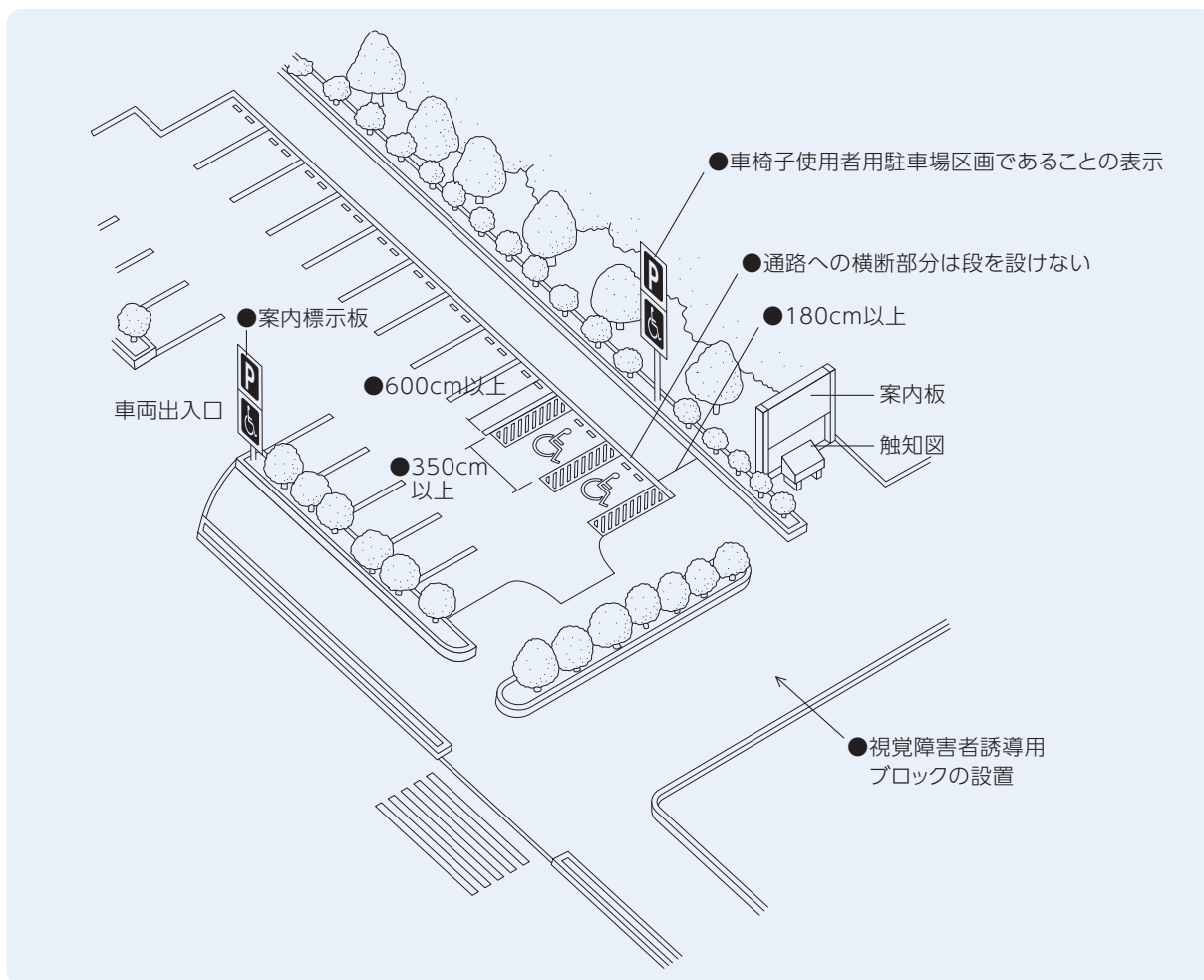
障がい者や高齢者等も楽しく公園を利用できるように、ベンチや野外卓等の施設は、円滑に利

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
ベンチ及び 野外卓の設置	必要に応じ、障がい者、高齢者等が円滑に利用できる構造のベンチ及び野外卓を設けること。		<ul style="list-style-type: none"> ベンチの座面の高さは40～45cm程度とする。 ベンチの両端には、大きめの肘掛けを設ける。 野外卓を設ける場合には、車椅子使用者が円滑に利用できるよう、使用方向に150cm以上の水平部を設け、卓の下部に高さ60～65cm程度、奥行き45cm以上のスペースを設ける。 複数の車椅子使用者が、同時に野外卓を使用する場を考慮し、車椅子が卓間を移動できるように、最低220cm以上離す。 水飲み場を設ける場合は、障がい者や高齢者等が円滑に利用できるよう周辺の表面は滑りにくい材料で仕上げる。 水飲み器周辺は、左右から接近できるようスペースを設け、飲み口は上向きとし、高さ70～80cmとする。 水飲み器の下部に60～65cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設ける。

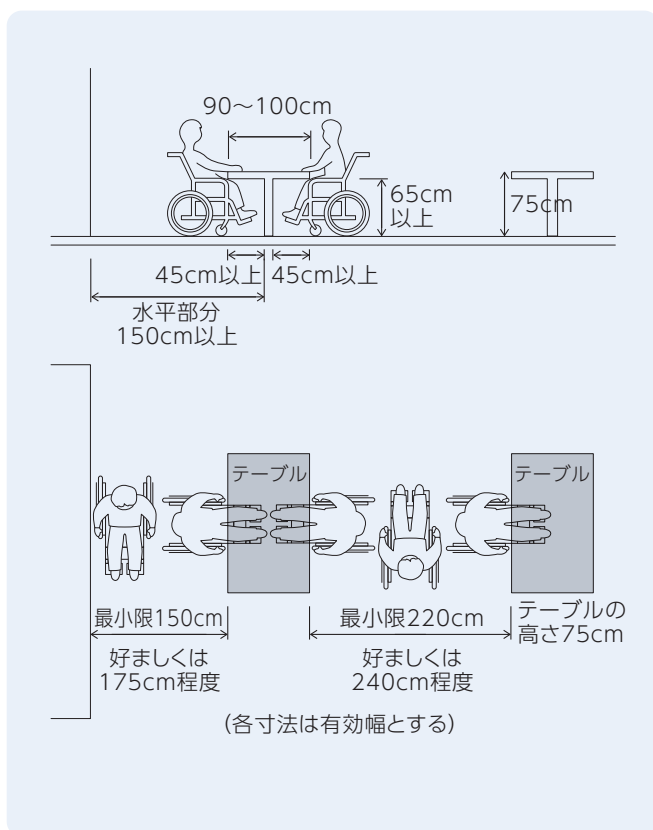
(5) その他

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
	公園に(1)から(4)までに掲げる整備項目以外の部分を設ける場合において、それぞれ当該部分に対応する1 建築物の表に規定する整備基準を準用する。		

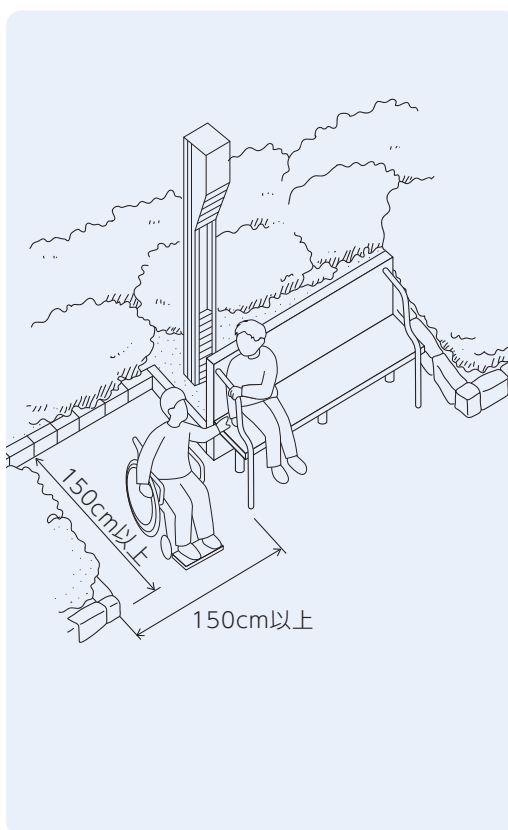
■車椅子用駐車施設の整備例



■野外卓の寸法例



■ベンチ廻りの整備例



12 路外駐車場

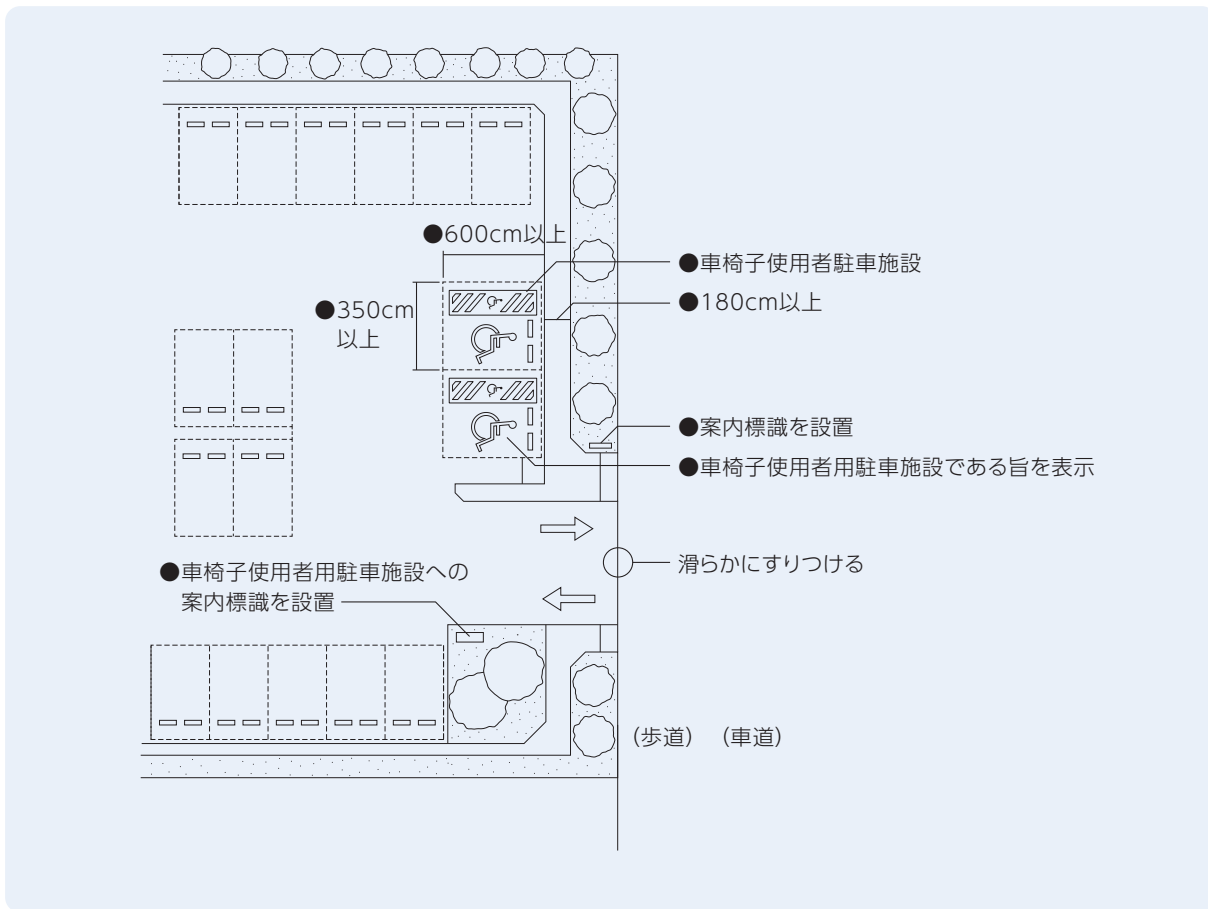
路外駐車場(規則別表2 4 路外駐車場の表)

車椅子使用者の移動には、自動車が大きな役割を担っている。そのため、駐車場には、1以上の車椅子使用者用駐車区画を確保し、車椅子使用者用駐車区画から出入口までの通路は、車椅子使用者に配慮した構造とする。

整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
(1)車椅子使用者用駐車施設の設置	(1) 路外駐車場を設ける場合には、車椅子使用者用駐車施設を1以上(駐車施設の総数が100を超える場合は、施設総数の1/100以上)設けること。		<ul style="list-style-type: none"> 全駐車施設数200台以下の場合 ⇒ 全駐車台数 ×1/50以上 全駐車施設数200台超過の場合 ⇒ 全駐車台数 ×1/100+2以上
(2)車椅子使用者用駐車施設の構造	<p>(2) (1)の車椅子使用者用駐車施設は、次の構造とすること。</p> <p>ア p123(「(9) 駐車場」)(2)ア、イに定めるものとする。</p> <p>イ 歩行者用出入口(歩行者用出入口がない場合にあっては、車両用出入口)から車椅子使用者用駐車施設までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>		
(3)誘導	<p>(3) 道路から駐車場へ通ずる出入口付近には、次の内容を積雪等に配慮して見やすい方法により表示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 車椅子使用者用駐車施設がある旨 出入口から車椅子使用者用駐車施設までの経路 		
(4)段差の解消	(4) (2)イの経路上には、段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合を除く。		
(5)通路の構造	(5) 歩行者用通路は、p96(「(2)敷地内の通路」)(1)及び(2)-1イ(ア)a、cに定める構造とすること。		<ul style="list-style-type: none"> 場内には必要に応じ、屋根・ひさし又は消融雪装置を設ける。

■路外駐車場の整備

■路外駐車場の整備例



■車椅子使用者用駐車施設の標識の例

■駐車場の案内標識の例



Ⅲ 関連資料

13-1 バリアフリーチェックシステム

バリアフリーチェックとは

内容

札幌市が公共的施設を整備する際に、設計段階・施工段階で、障がい者・高齢者による図面や現地のチェックを行い、意見を述べるシステム。法令・条例に定められた数値化されたバリアフリー基準のみに頼るのではなく、人の目や感覚を活用したチェックを行うもの。

対象

不特定多数が利用する、または主に障がいのある方や高齢の方が利用する、次の市有建築物
・床面積2,000㎡以上の新築 ・床面積2,000㎡以上を対象にした増改築

実施者

障がい当事者団体(札幌市身体障害者福祉協会)・高齢者団体(札幌市老人クラブ連合会)
福祉のまちづくり推進会議(札幌市のバリアフリー整備を協議する附属機関)委員

関係ホームページ

http://www.city.sapporo.jp/fukushi/machizukuri/yasashisatoomoiyari/check/barrierfree_check.html

[要綱] 優しさと思いやりのバリアフリーに関する要綱 → 目的や対象等を規定

[要領] 公共的施設のバリアフリーチェックシステム実施要領 → 実施方法や関係様式を規定



バリアフリーチェックの原則

1 要綱第2条 ～意見反映～

事業実施部局は、バリアフリーチェックが実施され、意見が出された場合は、これを反映させるよう努めるとともに、反映が困難な場合は、チェック実施者に理由を説明しなければならない。

2 要領第3条 ～実施時期～

「企画・設計段階」「施工段階」等、事例に応じて複数回実施することを原則とし、工事内容等を十分に考慮のうえ実施時期を設定すること。

設計又は施工内容の変更が可能な時期までに実施すること(工事終了後に実施するものを除く)

3 要領第7条 ～結果報告～

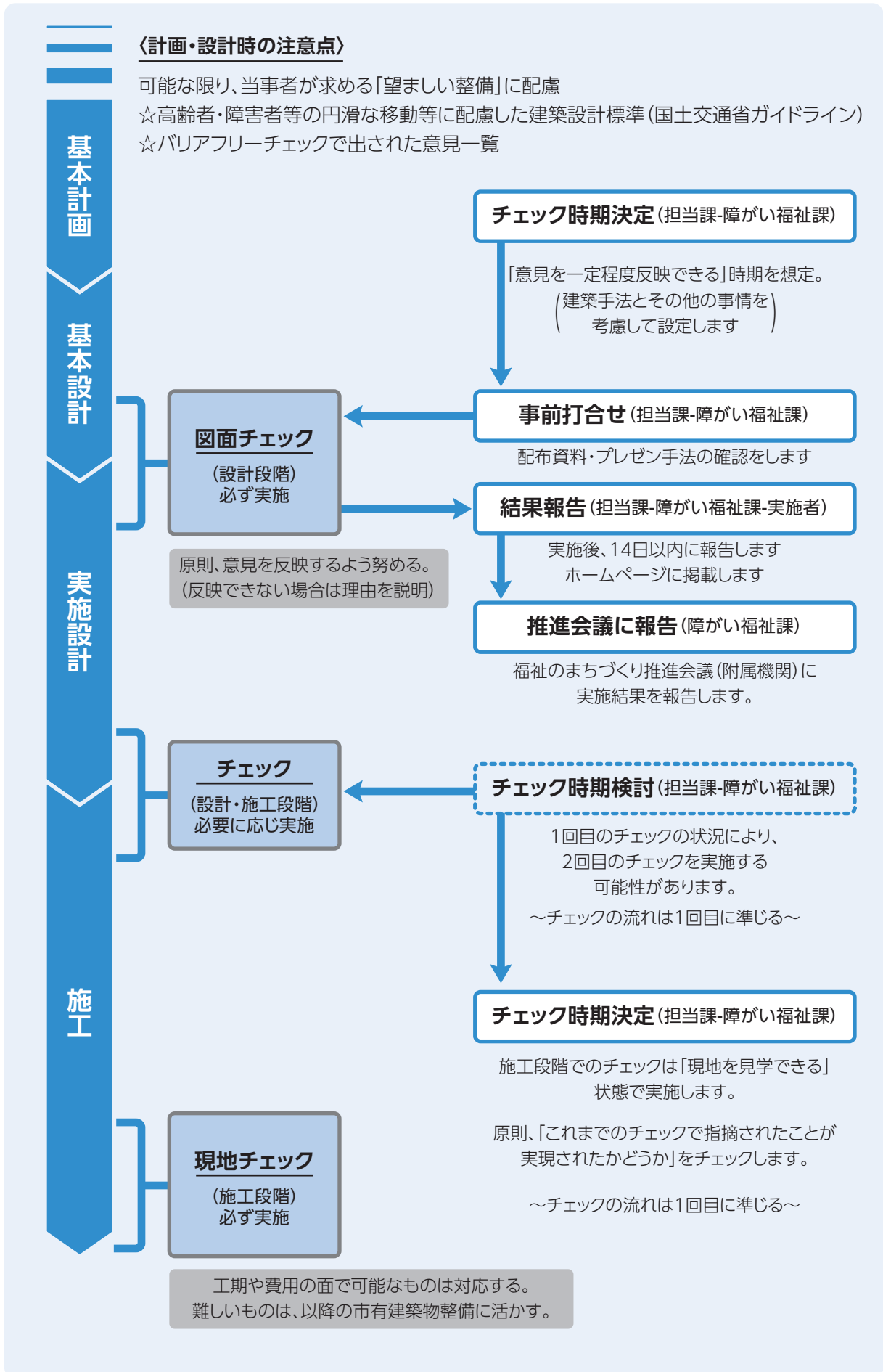
事業実施部局は、チェック実施日から14日以内に、障がい保健福祉部に結果報告し、障がい保健福祉部からチェック実施者に送付する。(実施日に回答を保留した事項も含めて報告する)

設計段階のチェックにおける資料作成の注意点

設計段階では、主に「図面」による確認となりますが、バリアフリー整備にあたっては、「椅子でも容易に移動可能な」という観点での、「広さ」や「幅」の感覚が、特に重要です。(通路や廊下の幅、主要な部屋からトイレまでの距離、トイレの広さなどが、重要な点になります) 建築の専門家ではない方でも確認ができるよう、次の点に留意する必要があります。

- ① 200分の1、500分の1など、実際の寸法をはかりやすい縮尺とする。
(廊下や通路幅のイメージ、スロープの長さや距離、トイレへの距離などの把握に必要)
- ② 当事者にとって特に重要な「トイレ」「エレベーター」などは、必要に応じて、部分的に大きな図面を用意するなどの工夫をする。
- ③ 類似施設の写真、模型、VR等の手法を用いた、完成形が想像しやすいようなプレゼンテーションを行う。

バリアフリーチェックの流れ



13-2 施設整備マニュアル改訂に係る検討体制

(1) 第12期札幌市福祉のまちづくり推進会議委員名簿

氏名	所属団体
浅香 博文	札幌市身体障害者福祉協会
井口 優	札幌青年会議所
池田 桂子	札幌市精神障害者家族連合会
石田 眞二	北海道科学大学
石橋 達勇	北海学園大学
風間 忠勝	札幌地区退職者連合
神元 要子	札幌市ボランティア連絡協議会
木下 祥子	札幌市肢体障害者協会
小林 恒男	札幌市老人クラブ連合会
今 武	札幌地区バス協会
近藤 久江	札幌市視覚障害者福祉協会
鈴木 康治	札幌ハイヤー協会
長江 睦子	札幌市手をつなぐ育成会
中村 裕子	札幌学院大学
橋本 菊次郎	北海道医療大学
波田 大専	公募委員
東 道尾	北海道建築士会札幌支部
菱谷 雅之	札幌市社会福祉協議会
増田 靖子	公募委員
皆川 智司	公募委員
宮崎 紘子	公募委員
守谷 一明	公募委員
山口 久枝	公募委員

※敬称略 五十音順

(2) 第12期札幌市福祉のまちづくり推進会議施設整備マニュアル改訂に係る検討部会委員名簿

氏名	所属団体
浅香 博文	札幌市身体障害者福祉協会
◎石橋 達勇	北海学園大学
風間 忠勝	札幌地区退職者連合
今 武	札幌地区バス協会
長江 睦子	札幌市手をつなぐ育成会
橋本 菊次郎	北海道医療大学
○東 道尾	北海道建築士会札幌支部
菱谷 雅之	札幌市社会福祉協議会
増田 靖子	公募委員
宮崎 紘子	公募委員
守谷 一明	公募委員

※敬称略 五十音順 ◎:会長 ○:副会長

(3) 検討部会の開催概要

・第1回施設整備マニュアル改訂に係る検討部会

開催日時:令和4年3月18日(金) 15時~17時

開催場所:札幌市役所本庁舎 12階1号会議室(オンライン併用)

- (1) 部会長、副部会長選出
- (2) 部会の名称について
- (3) 施設整備マニュアルの改訂について

・第2回施設整備マニュアル改訂に係る検討部会

開催日時:令和4年9月26日(月) 15時~16時30分

開催場所:札幌市役所本庁舎 地下1階2号会議室(オンライン併用)

- (1) 整備基準見直し方針の検討について
- (2) 施設整備マニュアル全体構成について
- (3) 施設整備マニュアルへ反映させる内容について
- (4) 設計者からの意見聴取について

・第3回施設整備マニュアル改訂に係る検討部会(令和4年12月23日)

開催日時:令和4年12月23日(金) 10時~11時30分

開催場所:札幌市役所本庁舎 地下1階2号会議室(オンライン併用)

- (1) 整備基準の見直し案について
- (2) 施設整備マニュアル改訂案について
- (3) その他

・第4回施設整備マニュアル改訂に係る検討部会(令和5年5月16日)

開催日時:令和5年5月16日(火) 10時~12時

開催場所:札幌市役所本庁舎 18階第4常任委員会会議室(オンライン併用)

- (1) 整備基準の見直し案について
- (2) 施設整備マニュアル改訂案について
- (3) その他

・第5回施設整備マニュアル改訂に係る検討部会(令和5年7月18日)

開催日時:令和5年7月18日(火) 書面開催

- (1) 札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの改訂について

(4) 設計者からの意見聴取実施概要

実施方法	グループインタビュー形式、メール
日時	第1回:令和5年2月21日(火) 15:00~17:00 第2回:令和5年2月24日(金) 15:00~17:00 メールによる意見聴取:令和5年3月2日(木)
場所	札幌市役所本庁舎 地下1階2号会議室
出席者	第1回:設計者5名、事務局3名(札幌市1名、日本データサービス(株)2名)、 オブザーバー1名(北海学園大学 石橋教授) 第2回:設計者4名、事務局4名(札幌市2名、日本データサービス(株)2名)、 オブザーバー1名(北海学園大学 石橋教授) メールによる意見聴取:1名
内容	(グループインタビュー形式) 1. 事務局説明 2. 意見聴取
配付資料	資料1 施設整備マニュアル 改訂案(暫定) 資料2 施設整備マニュアル 改訂案 新旧対照表 資料3 現行の施設整備マニュアル (参考資料) 資料4 バリアフリーチェック等の意見一覧 (参考資料)



写真 グループ形式による意見聴取の様子(左:第1回/右:第2回)

■床の滑り

・床の材料及び仕上げは床の使用環境を考慮した上で、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるものとする。

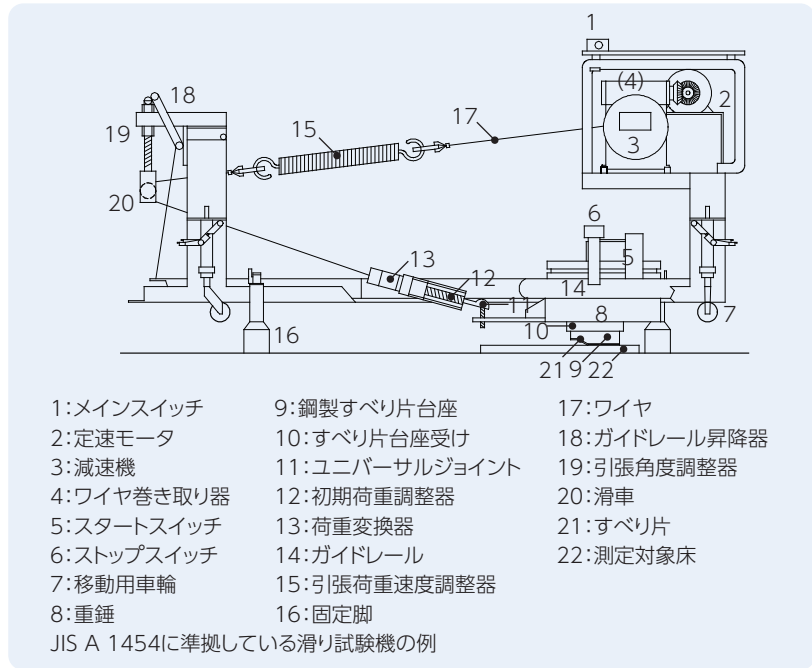
(1) 履物着用の場合の滑り

① 評価指標

・床の滑りの指標として、JIS A 1454(高分子系張り床材試験方法)に定める床材の滑り性試験によって測定される滑り抵抗係数(C.S.R)を用いる。

② 評価方法

・床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表-1の滑り抵抗係数の推奨値(案)を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。



留意点:滑り抵抗係数の推奨値(案)

・(社)日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値(案)』(2008年6月)では、履物着用・素足・斜路及び、階段(踏面と段鼻をあわせた評価)・杖の滑り等について推奨値(案)を示している。

■ 表-1 履物着用の場合の滑り 日本建築学会※の推奨値(案)

床の種類	単位空間等	推奨値(案)
履物を履いて動作する床、路面	敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊場、便所・洗面所の床	C.S.R=0.4以上
	傾斜路(傾斜角:θ)	C.S.R-sinθ=0.4以上
	客室の床	C.S.R=0.3以上

(※(社)日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値(案)』(2008年6月))

(2) 素足の場合の滑り(※ここでは大量の水や石鹼水などがかかる床を想定)

① 評価指標

・床の滑りの指標として、JIS A 1509-12(陶磁器質タイル試験方法-第12部:耐滑り性試験方法)に定める耐滑り性試験方法によって測定される素足の場合の滑り抵抗値(C.S.R・B)を用いる。

② 評価方法

・床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表-2の滑り抵抗値の推奨値(案)を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

留意点:床の材料・仕上げ選択時の留意点

- ・材料・仕上げのC.S.R値等を確認するときには、床の使用条件(下足(靴、運動靴、サンダル等)・上足(靴下・スリッパ等)・素足)や、雨掛かり、ほこり・水分・油の有無等を考慮し、試験時の滑り片、試験片の表面状態を確認することが望ましい。
- ・階段の滑りには、踏面だけでなく段鼻の滑りも大きく影響するため、滑りにくい段鼻材を選ぶことが望ましい。
- ・特に高齢者等にとっては、床を滑りにくくしすぎると、つまずき等の原因となることがあることについても留意することが望ましい。
- ・滑りに配慮した材料・仕上げを用いることとあわせて、水溜まり等ができないよう、水はけ(水勾配の確保や床下地の不陸調整)にも留意することが望ましい。
- ・床の滑りは、歩行や清掃等に伴う摩耗により、竣工時の状況から変化することに留意して、床材料や防滑保護材を選択することが望ましい。

留意点:大量の水や石鹸水などがかかる床以外における素足の場合の滑り

- ・一般に、素足で歩く可能性はあるが大量の水や石鹸水などがかからない床では、素足より靴下の方が滑りやすい場合が多いことから、すべり片を靴下としたC.S.R値で安全側に評価できる可能性が高い。

■ 表-2 素足の場合の滑り 日本建築学会※の推奨値(案)

床の種類	単位空間等	推奨値(案)
素足で動作し 大量の水や石鹸水 などがかかる床	浴室(大浴場)、プールサイドシャワー室・更衣室の床	C.S.R・B=0.7以上
	客室の浴室・シャワー室の床	C.S.R・B =0.6以上

※(社)日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値(案)』(2008年6月)

(3) 滑りの差

- ・突然滑り抵抗が変化すると滑ったりつまずいたりする危険が大きいいため、同一の床において、滑り抵抗に大きな差がある材料の複合使用は避けることが望ましい。

留意点:視覚障害者誘導用ブロック等の材料

- ・金属製の視覚障害者誘導用ブロックは、雨滴によりスリップしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入り口等に使用する際には十分配慮することが望ましい。
- ・グレーチングやマンホール蓋も、雨滴によりスリップしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入口等に使用する際には、滑りに配慮されたものを使用する等、十分配慮することが望ましい。

留意点:建築物の利用時における適切な床の滑りの維持・確保

- ・床の滑りは、歩行や清掃等に伴う摩耗により、竣工時の状況から変化することに留意して、メンテナンスを行うことが望ましい。
- ・建築物の床を改修する場合においても、滑り抵抗係数が各推奨値(案)を満足する材料、仕上げを採用することが望ましい。

点字の読み方

五十音

●- -- --	●- ●- --	●● -- --	●● ●- --	-● ●- --
ア	イ	ウ	エ	オ
●- -- -●	●- -● --	●● -● --	●● -● --	-● ●- --
カ	キ	ク	ケ	コ
●- -● -●	●- ●● -●	●● -● --	●● ●● -●	-● ●● --
サ	シ	ス	セ	ソ
●- -● -●	●- ●● -●	●● -● --	●● ●● -●	-● ●● --
タ	チ	ツ	テ	ト
●- -● -●	●- ●● -●	●● -● --	●● ●● -●	-● ●● --
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ
●- -● ●●	●- ●- ●●	●● -● --	●● ●● -●	-● ●● --
ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ
●- -● ●●	●- ●● ●●	●● -● --	●● ●● -●	-● ●● --
マ	ミ	ム	メ	モ
-● -- --	-● -- --	-● -- --	-● -- --	-● -- --
ヤ		ユ		ヨ
●- -● -●	●- ●● -●	●● -● --	●● -● --	-● ●● --
ラ	リ	ル	レ	ロ
-- -- --	-- -- --	-- -- --	-- -- --	-- -- --
ワ		ヲ		ン

濁音

--●- --●- --●-	--●● --●● --●●	--●● --●● --●●	--●● --●● --●●	--●● --●● --●●
ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ
--●- --●● --●●	--●● --●● --●●	--●● --●● --●●	--●● --●● --●●	--●● --●● --●●
ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ
--●- --●● --●●	--●● --●● --●●	--●● --●● --●●	--●● --●● --●●	--●● --●● --●●
ダ	ヂ	ヅ	デ	ド
--●- --●● --●●	--●● --●● --●●	--●● --●● --●●	--●● --●● --●●	--●● --●● --●●
バ	ビ	ブ	ベ	ボ
--●- --●● --●●	--●● --●● --●●	--●● --●● --●●	--●● --●● --●●	--●● --●● --●●
パ	ピ	プ	ペ	ポ

記号

-- --	-- --
●● -- --	●- -- --
長音	促音
●● -● --	-- -- --
句点	継ギ
●- -● --	-- -- --
疑問符	「カギ」
●● -● --	●●●● -- --
感嘆符	(カッコ)
●● ●● --	●●●● ●●●● --
	カッコ

拗音

--●● --●● --●●	--●●● --●●● --●●●	--●- --●- --●-
キャ	キュ	キョ
--●● --●● --●●	--●●● --●●● --●●●	--●- --●- --●-
シャ	シュ	ショ
--●● --●● --●●	--●●● --●●● --●●●	--●- --●- --●-
チャ	チュ	チョ
--●● --●● --●●	--●●● --●●● --●●●	--●- --●- --●-
ニャ	ニユ	ニョ
--●● --●● --●●	--●●● --●●● --●●●	--●- --●- --●-
ヒャ	ヒユ	ヒョ
--●● --●● --●●	--●●● --●●● --●●●	--●- --●- --●-
ギャ	ギユ	ギョ
--●● --●● --●●	--●●● --●●● --●●●	--●- --●- --●-
ジャ	ジュ	ジョ
--●● --●● --●●	--●●● --●●● --●●●	--●- --●- --●-
ビャ	ビユ	ビョ
--●● --●● --●●	--●●● --●●● --●●●	--●- --●- --●-
ミャ	ミュ	ミョ
--●● --●● --●●	--●●● --●●● --●●●	--●- --●- --●-
リャ	リュ	リョ
--●● --●● --●●	--●●● --●●● --●●●	--●- --●- --●-
ピャ	ピユ	ピョ

アルファベット

-- -● --	●- -- --	●- -- --	●● -- --	●● -- --	●- -- --	●● ●● --	●● ●● --	●- ●● --	
外字符	A	B	C	D	E	F	G	H	
-● -● -●	-● ●● --	●- -- --	●● -- --	●● -● --	●- ●● --	●● ●● --	●● ●● --	●- ●● --	
I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R
-● -● -●	-● ●● --	●- -- --	●● -- --	●● -● --	●- ●● --	●● ●● --	●- ●● --	-- -- --	-- -- --
S	T	U	V	W	X	Y	Z	外国語引用符	

数字

-● ●- --	●- -- --	●- -- --	●● ●● --	●● ●● --	●- ●- --	●● ●● --	●● ●● --	●- ●- --	●- ●- --	●● ●● --
数符	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0

引用・参考文献

- ・高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 国土交通省 令和3年
- ・東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル 東京都 令和5年
- ・横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル【建築物編】 横浜市 令和5年
- ・京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例整備マニュアル 京都市 令和5年
- ・福岡市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル改訂版 福岡市 令和2年

札幌市福祉のまちづくり条例施設整備ガイドブック

令和6年6月 発行

市政等資料番号 01-F04-24-735

編集・発行 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話 011-211-2936

FAX 011-218-5181



この建物は、障がいのある人や高齢の人にも
利用しやすいように整備されています。

札幌市

札幌市福祉のまちづくり条例 施設整備ガイドブック